

件名

銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁
長官が別に定める事項の一部を改正する件

○金融庁告示第 号

銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十九条の二第一項第五号ニ、第十九条の三第三号ハ、第十九条の五、第三十四条の二十六第一項第四号ハ及び第三十四条の二十七の二の規定に基づき、銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成二十六年金融庁告示第七号）の一部を次のように改正する。

令和四年 月 日

金融庁長官 中島 淳一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないもの

は、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(単体自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項)</p> <p>第二条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）とする。</p> <p>「一・二 略」</p> <p>三 信用リスク（第五号に規定するもの並びに第六号及び第六号の二のリスクに該当するものを除く。）に関する次に掲げる事項</p> <p>「イゝハ 略」</p> <p>ニ 内部格付手法採用行にあつては、次に掲げる事項</p> <p>「(1) 〽 (3) 略」</p> <p>(4) 標準的手法が適用されるエクスポージャー（第五項に規定する定量的な開示事項のうち、別紙様式第二号第三十八面により作成するものに係るエクスポージャーに限る。）について、次に掲げる内部格付手法のポートフォリオに分類する場合の基準</p> <p>(i) ソブリン向けエクスポージャー</p> <p>(ii) 金融機関等向けエクスポージャー</p> <p>(iii) 株式等エクスポージャー</p> <p>(iv) 購入債権</p> <p>(v) 事業法人向けエクスポージャー（中堅中小企業向けエクスポージャー及び特定貸付債権を除く。）</p>	<p>(単体自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項)</p> <p>第二条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 「同上」</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>三 信用リスク（第五号に規定するもの及び第六号のリスクに該当するものを除く。）に関する次に掲げる事項</p> <p>「イゝハ 同上」</p> <p>ニ 「同上」</p> <p>「(1) 〽 (3) 同上」</p> <p>「加える。」</p>

- (vi) 中堅中小企業向けエクスポージャー
- (vii) 居住用不動産向けエクスポージャー
- (viii) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー

(ix) その他リテール向けエクスポージャー

(x) 特定貸付債権

(xi) 事業用不動産向け貸付け及びボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け

(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、次の表の上欄及び中欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める事項

「表略」

「四〇六 略」

六の二 CVAリスクに関する次に掲げる事項

イ CVAリスク相当額の算出に使用する手法（SA|CVA、完全なBA|CVA、限定的なBA|CVA又は簡便法をいう。）の名称及び各手法により算出される対象取引の概要

ロ CVAリスクの特性及びCVAに関するリスク管理体制の概要（CVAリスクのヘッジ方針及びヘッジの継続的な有効性を監視するための体制を含む。）

ハ SA|CVA採用行にあっては、次に掲げる事項

(1) CVAに関するリスク管理体制の概要（取締役等の関与の仕組みを含む。）

(2) CVAに関するリスク管理体制が有効に機能するための経営管理体制の概要（CVAに関するリスク管理の状況を示す書類の作成及び報告の状況並びにCVA

(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、次の表の上欄及び中欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める事項

「同上」

「四〇六 同上」

「号を加える。」

エクスポージャー計測モデル検証部署及び内部監査部署の関与の状況を含む。)

七 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（自己資本比率告示第十四条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）

イ リスク管理の方針、手続及び体制の概要（次に掲げる事項を含む。）

(1) リスクの特定、評価、管理及び削減に係る方法並びにヘッジの有効性に係る監視の方法

(2) 低流動性ポジションの特定、管理及び監視に係る方法

(3) トレーディング勘定に分類する商品の範囲を定めるための方針及び手続

(4) トレーディング勘定とバンキング勘定との間の商品の振替の状況及び振り替えた場合にはその理由

ロ 報告及び計測に係るシステムの範囲並びにその内容

ハ トレーディング・デスク（バンキング勘定の外国為替リスクを保有する部門を含む。）の構造及び保有する商品の種類（内部モデル方式を用いてマーケット・リスク相当額を算出するトレーディング・デスクに限る。）

ニ 期待シヨート・フォールモデルに関する次に掲げる事項（内部モデル方式の承認を受けたトレーディング・デスクに限る。）

(1) 適用する場合には、その範囲（トレーディング・デスクの概要を含む。）

(2) 主要なトレーディング・デスクのうちストレス期待

七 「同上」

イ リスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要

ロ 内部モデル方式を使用する場合におけるモデルの概要及び適用範囲

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

ショート・フォール（SES）によりマーケット・リスク相当額を算出するものの概要

(3) マーケット・リスクに対する自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法（ストレス・テストを含む。）

(4) 概要（計測手法の種類、信頼水準、保有期間、観測期間及び市場混乱時の特定方法等を含む。）

(5) 使用するデータの更新頻度

(6) 重要なポートフォリオに対するストレス・テストの結果の概要（モデル化可能なリスク・ファクター及び低減したリスク・ファクターによるマーケット・リスク相当額の算出過程を含む。）

ホ|| モデル化不可能なリスク・ファクターにおける自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法（内部モデル方式を用いる場合に限る。）

ヘ|| DRCモデルに関する次に掲げる事項（内部モデル方式を用いる場合に限る。）

(1) 適用する場合には、その範囲（トレーディング・デスクの概要を含む。）

(2) 概要（計測手法の種類、信頼水準、保有期間、観測期間、PDの前提及びエクスポージャーのネットティングの方法を含む。）

(3) 自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法（自己資本比率告示第二百七十七条第三項各号に掲げる要件を含む。）

ト|| モデル検証部署による内部モデル方式の設計及び運用

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

に係る検証、一般的な手法、各種の前提並びに評価の方法（内部モデル方式を用いる場合に限る。）

八 オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項

イ 「略」

ロ B I の算出方法

ハ I L M の算出方法

ニ オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、

B I の算出から除外した事業部門の有無（事業部門を除外した場合にあつては、その理由を含む。）

ホ オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、

I L M の算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合にあつては、その理由を含む。）

九 信用リスク・アセットの額の算出対象となつている株式及び自己資本比率告示第七十六条第二項に規定する株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャー又は株式等エクスポージャー（以下「出資等又は株式等エクスポージャー」という。）に関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十二項に規定する投資法人のうち、不動産に対する投資を

八 「同上」

イ 「同上」

ロ オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称（部分的に先進的計測手法を適用する場合にあつては、各手法の適用範囲を含む。）

ハ 先進的計測手法を使用する場合における次に掲げる事項

(1) 当該手法の概要

(2) 保険によるリスク削減の有無（保険によるリスク削減を行った場合にあつては、保険の利用方針及び概要を含む。）

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

九 信用リスク・アセットの額の算出対象となつている銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第四条第六項第三号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャー（以下「出資等又は株式等エクスポージャー」という。）に関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要

目的とするもの（以下「不動産投資法人」という。）への出資及びこれに類する出資のリスク・ウェイトの判定に係る基準を含む。）

十 金利リスク（マーケット・リスク相当額の算出の対象となつてゐるものを除く。別紙様式第二号第二十六面、第二十七面及び第二十九面、別紙様式第四号第二十一面から第二十三面まで並びに別紙様式第十一号の二を除き、以下同じ。）に関する次に掲げる事項

【イ・ロ 略】

【十一・十二 略】

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。ただし、連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、この項の規定は、適用しない。

一 信用リスク（前項第五号に規定するもの、同項第六号及び第六号の二のリスクに該当するもの並びに次号に規定するものを除く。）に関する次に掲げる事項

【イ・ニ 略】

二 【略】

【5〜7 略】

（単体自己資本比率を算出する銀行における中間事業年度の開示事項）

第三条 【略】

2 【略】

3 前条第三項（第三号二(4)及び第十一号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の定性的な開示事項について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項の」とあるのは「

十 金利リスク（マーケット・リスク相当額の算出の対象となつてゐるものを除く。第十条第四項第一号二(1)、第十二条第四項第二号二(1)及び第十五条第四項第二号二(1)並びに別紙様式第二号第二十六面及び別紙様式第四号第二十一面を除き、以下同じ。）に関する次に掲げる事項

【イ・ロ 同上】

【十一・十二 同上】

4 【同上】

一 信用リスク（前項第五号に規定するもの、同項第六号のリスクに該当するもの及び次号に規定するものを除く。）に関する次に掲げる事項

【イ・ニ 同上】

二 【同上】

【5〜7 同上】

（単体自己資本比率を算出する銀行における中間事業年度の開示事項）

第三条 【同上】

2 【同上】

3 前条第三項（第十一号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の定性的な開示事項について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは「第三条第一項」と、

次条第一項の」と、「第十号及び第十一号」とあるのは「第十一号」と、同項第三号中「第五号に規定するもの並びに第六号及び第六号の二のリスク」とあるのは「派生商品取引及びレポ形式の取引等の相手方に対する信用リスク、証券化取引に係るリスク並びにCVAリスク」と、同号ニ(4)中「第五項」とあるのは「次条第四項において読み替えて準用する第五項」と、「別紙様式第二号第三十八面」とあるのは「別紙様式第四号第三十面」と、同項第十一号中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と読み替えるものとする。

〔4・5 略〕

(連結自己資本比率を算出する銀行における連結会計年度の開示事項)

第四条 「略」

2 「略」

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 「略」

二 前号に掲げる事項のほか、第一項の定性的な開示事項については、第二条第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「第一項の」とあるのは「第四条第一項の」と、「次に掲げる事項(連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。)」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第二号中「銀行全体」とあるのは「連結グループ(自己資本比率告示第三条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団をいう。第六号ハにおいて同じ。)全体」と、同項第三号ニ(1)中「信用リスク・アセットの額(自己資本比率告

「第十号及び第十一号」とあるのは「第十一号」と、同項第十一号中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と読み替えるものとする。

〔4・5 同上〕

(連結自己資本比率を算出する銀行における連結会計年度の開示事項)

第四条 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

一 「同上」

二 前号に掲げる事項のほか、第一項の定性的な開示事項については、第二条第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「第一項の」とあるのは「第四条第一項の」と、「次に掲げる事項(連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。)」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第二号中「銀行全体」とあるのは「連結グループ(自己資本比率告示第三条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団をいう。第六号ハにおいて同じ。)全体」と、同項第三号ニ(1)中「信用リスク・アセットの額(自己資本比率告

示第十五条の特別目的会社等を有する銀行にあつては、当該特別目的会社等を含む連結の範囲における信用リスク・アセットの額」とあるのは「信用リスク・アセットの額」と、同号二(4)中「第五項」とあるのは「第四条第四項第二号において読み替えて準用する第五項」と、同項第六号ハ中「保有しているかどうかの別」とあるのは「保有しているかどうかの別並びに連結グループの子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該連結グループが行った証券化取引（当該連結グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有し、かつ、当該連結グループがその経営に関与し又は助言を提供しているものの名称」と、同項第七号中「第十四条各号」とあるのは「第二条各号」と、同項第八号二中「事業部門」とあるのは「連結子法人等又は事業部門」と、同項第十一号及び第十二号中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、同項第十一号中「別紙様式第一号」とあるのは「別紙様式第五号」と、「別紙様式第十三号」とあるのは「別紙様式第十四号」と読み替えるものとする。

〔4〕7 略〕

（連結自己資本比率を算出する銀行における中間連結会計年度の開示事項）

第五条 「略」

2 「略」

3 第二条第三項（第三号二(4)及び第十一号に係る部分に限る。）及び前条第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、

示第十五条の特別目的会社等を有する銀行にあつては、当該特別目的会社等を含む連結の範囲における信用リスク・アセットの額」とあるのは「信用リスク・アセットの額」と、同項第六号ハ中「保有しているかどうかの別」とあるのは「保有しているかどうかの別並びに連結グループの子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該連結グループが行った証券化取引（当該連結グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有し、かつ、当該連結グループがその経営に関与し又は助言を提供しているものの名称」と、同項第七号中「第十四条各号」とあるのは「第二条各号」と、同項第十一号及び第十二号中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、同項第十一号中「別紙様式第一号」とあるのは「別紙様式第五号」と、「別紙様式第十三号」とあるのは「別紙様式第十四号」と読み替えるものとする。

〔4〕7 同上〕

（連結自己資本比率を算出する銀行における中間連結会計年度の開示事項）

第五条 「同上」

2 「同上」

3 第二条第三項（第十一号に係る部分に限る。）及び前条第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の定性

第一項の定性的な開示事項について準用する。この場合において、第二条第三項中「第一項の」とあるのは「第五条第一項の」と、「次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する銀行にあっては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第三号中「第五号に規定するもの並びに第六号及び第六号の二のリスク」とあるのは「派生商品取引及びレポ形式の取引等の相手方に対する信用リスク、証券化取引に係るリスク並びにCVAリスク」と、同号二(4)中「第五項」とあるのは「第五条第四項において読み替えて準用する第五項」と、「別紙様式第二号第三十八面」とあるのは「別紙様式第四号第三十面」と、同項第十一号中「貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、「別紙様式第一号」とあるのは「別紙様式第五号」と、「別紙様式第十三号」とあるのは「別紙様式第十四号」と、前条第三項中「第一項」とあるのは「次条第一項」と、「次に掲げる事項」とあるのは「第二条第三項第十一号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項」と読み替えるものとする。

〔4〕6 略〕

（銀行持株会社における連結会計年度の開示事項）

第七条 「略」

2 「略」

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 「略」

二 前号に掲げる事項のほか、第一項の定性的な開示事項については、第二条第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「第一項の」とあるのは「第七条第一項の」と

的開示事項について準用する。この場合において、第二条第三項中「第一項」とあるのは「第五条第一項」と、「次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する銀行にあっては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第十一号中「貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、「別紙様式第一号」とあるのは「別紙様式第五号」と、「別紙様式第十三号」とあるのは「別紙様式第十四号」と、前条第三項中「第一項」とあるのは「次条第一項」と、「次に掲げる事項」とあるのは「第二条第三項第十一号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項」と読み替えるものとする。

〔4〕6 同上〕

（銀行持株会社における連結会計年度の開示事項）

第七条 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

一 「同上」

二 前号に掲げる事項のほか、第一項の定性的な開示事項については、第二条第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「第一項の」とあるのは「第七条第一項の」と

、「次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する銀行にあっては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第二号中「銀行全体」とあるのは「持株会社グループ（持株自己資本比率告示第三条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団をいう。第六号ハにおいて同じ。）全体」と、同項第三号ニ(1)中「信用リスク・アセットの額（自己資本比率告示第十五条の特別目的会社等を有する銀行にあっては、当該特別目的会社等を含む連結の範囲における信用リスク・アセットの額）」とあるのは「信用リスク・アセットの額」と、同号ニ(4)中「第五項」とあるのは「第七条第四項第二号において読み替えて準用する第五項」と、同項第六号ロ中「自己資本比率告示第二百四十八条第一項第一号から第四号まで（自己資本比率告示第三百二条の二第二項」とあるのは「持株自己資本比率告示第二百二十六条第一項第一号から第四号まで（持株自己資本比率告示第二百八十条の二第二項」と、同号ハ中「保有しているかどうかの別」とあるのは「保有しているかどうかの別並びに持株会社グループの子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該持株会社グループが行った証券化取引（当該持株会社グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有し、かつ、当該持株会社グループがその経営に關与し又は助言を提供しているものの名称」と、同項第七号中「自己資本比率告示第十四条各号」とあるのは「持株自己資本比率告示第二条各号」と、同項第八号ニ中「事業部門」とあるのは「連結子法人等又は事業部門」と、同項第九

、「次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する銀行にあっては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第二号中「銀行全体」とあるのは「持株会社グループ（持株自己資本比率告示第三条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団をいう。第六号ハにおいて同じ。）全体」と、同項第三号ニ(1)中「信用リスク・アセットの額（自己資本比率告示第十五条の特別目的会社等を有する銀行にあっては、当該特別目的会社等を含む連結の範囲における信用リスク・アセットの額）」とあるのは「信用リスク・アセットの額」と、同項第六号ロ中「自己資本比率告示第二百四十八条第一項第一号から第四号まで（自己資本比率告示第三百二条の二第二項」とあるのは「持株自己資本比率告示第二百二十六条第一項第一号から第四号まで（持株自己資本比率告示第二百八十条の二第二項」と、同号ハ中「保有しているかどうかの別」とあるのは「保有しているかどうかの別並びに持株会社グループの子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該持株会社グループが行った証券化取引（当該持株会社グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有し、かつ、当該持株会社グループがその経営に關与し又は助言を提供しているものの名称」と、同項第七号中「自己資本比率告示第十四条各号」とあるのは「持株自己資本比率告示第二条各号」と、同項第十一号及び第十二号中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、同項第十一号中「別紙様式第一号」とあるのは「別紙様式第五号」と、「別紙様式第十三号」とあるのは

号中「株式及び自己資本比率告示第七十六条第二項に規定する株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャー又は株式等エクスポージャー（以下「出資等又は株式等エクスポージャー」という。）」とあるのは「株式及び持株自己資本比率告示第五十四条第二項に規定する株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャー又は株式等エクスポージャー」と、同項第十一号及び第十二号中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、同項第一号中「別紙様式第一号」とあるのは「別紙様式第五号」と、「別紙様式第十三号」とあるのは「別紙様式第十四号」と読み替えるものとする。

「4 5 7 略」

（銀行持株会社における中間連結会計年度の開示事項）

第八条 「略」

2 「略」

3 第二条第三項（第三号ニ(4)及び第十一号に係る部分に限る。）及び前条第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の定性的な開示事項について準用する。この場合において、第二条第三項中「第一項の」とあるのは「第八条第一項の」と、「次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第三号中「第五号に規定するもの並びに第六号及び第六号の二のリスク」とあるのは「派生商品取引及びレポ形式の取引等の相手方に対する信用リスク、証券化取引に係るリスク並びにCVAリスク」と、同号ニ(4)中「第五項」とあるのは「第八条第四項にお

は「別紙様式第十四号」と読み替えるものとする。

「4 5 7 同上」

（銀行持株会社における中間連結会計年度の開示事項）

第八条 「同上」

2 「同上」

3 第二条第三項（第十一号に係る部分に限る。）及び前条第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の定性的な開示事項について準用する。この場合において、第二条第三項中「第一項」とあるのは「第八条第一項」と、「次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第十一号中「貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、「別紙様式第一号」とあるのは「別紙様式第五号」と、「別紙様式第十三号」とあるのは「別紙様式第十四号」と、前条第三項中「第一項」とあるのは「次条第一項」と、「次に掲げる事項」とあるのは「第二条

いて読み替えて準用する第五項」と、「別紙様式第二号第三十八面」とあるのは「別紙様式第四号第三十面」と、同項第十一号中「貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、「別紙様式第一号」とあるのは「別紙様式第五号」と、「別紙様式第十三号」とあるのは「別紙様式第十四号」と、前条第三項中「第一項」とあるのは「次条第一項」と、「次に掲げる事項」とあるのは「第二条第三項第十一号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項」と読み替えるものとする。

〔4〕6 略〕

第三項第十一号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項」と読み替えるものとする。

〔4〕6 同上〕

(単体自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項)

第十条 「略」

2 「略」

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

「一・二 略」

三 信用リスクに関する次に掲げる事項

イ 「略」

ロ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項(3)については、内部格付手法採用行に限る。)

「(1)・(2) 略」

(3) 次に掲げる内部格付手法のポートフォリオに分類する場合の基準(開示を要するエクスポージャーは、自己資本比率告示第五十六条から第七十六条まで及び第七十七条の二の規定に該当するエクスポージャーに限る。)

(i) 事業法人向けエクスポージャー(特定貸付債権を除く。)

(ii) ソブリン向けエクスポージャー

(iii) 金融機関等向けエクスポージャー

(iv) 居住用不動産向けエクスポージャー

(v) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー

(vi) その他リテール向けエクスポージャー

(vii) 株式等エクスポージャー

(viii) 特定貸付債権

(単体自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項)

第十条 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

「一・二 同上」

三 「同上」

イ 「同上」

ロ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項

「(1)・(2) 同上」

「加える。」

(ix) 購入債権

ハ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項

〔(1)・(2) 略〕

(3) 次に掲げるポートフォリオごとの格付付与手続の概要 (v) 及び (vi) に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による銀行のリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。) 〔(i) (iii) 略〕

〔削る。〕

〔四〇六 略〕

六の二 CVAリスクに関する次に掲げる事項

イ CVAリスク相当額の算出に使用する手法 (SA|CVA、完全なBA|CVA、限定的なBA|CVA又は簡便法をいう。) の名称及び各手法により算定される対象取引の概要

ロ CVAリスクの特性及びCVAに関するリスク管理体制の概要 (CVAリスクのヘッジ方針及びヘッジの継続的な有効性を監視するための体制を含む。)

ハ SA|CVA採用行にあっては、次に掲げる事項

ハ 〔同上〕

〔(1)・(2) 同上〕

(3) 次に掲げるポートフォリオごとの格付付与手続の概要 (vi) 及び (vii) に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による銀行のリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。) 〔(i) (iii) 同上〕

(iv) 株式等エクスポージャー(株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出にPD/LGD方式を適用する場合に限る。)

〔四〇六 同上〕

〔号を加える。〕

(1) CVAに関するリスク管理体制の概要（取締役等の関与の仕組みを含む。）

(2) CVAに関するリスク管理体制が有効に機能するための経営管理体制の概要（CVAに関するリスク管理の状況を示す書類の作成及び報告の状況並びにCVAエクスポージャー計測モデル検証部署及び内部監査部署の関与の状況を含む。）

七 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（自己資本比率告示第三十七条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）

イ リスク管理の方針、手続及び体制の概要（次に掲げる事項を含む。）

(1) リスクの特定、評価、管理及び削減に係る方法並びにヘッジの有効性に係る監視の方法

(2) 低流動性ポジションの特定、管理及び監視に係る方法

(3) トレーディング勘定に分類する商品の範囲を定めるための方針及び手続

(4) トレーディング勘定とバンキング勘定との間の商品の振替の状況及び振り替えた場合にはその理由

ロ 報告及び計測に係るシステムの範囲並びにその内容

ハ トレーディング・デスク（バンキング勘定の外国為替リスクを保有する部門を含む。）の構造及び保有する商

七 「同上」

イ リスク管理の方針及び手続の概要

ロ マーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称（複数の方式を使用する場合には、業務の別、拠点の別又は個別リスク若しくは一般市場リスクの別に開示することを要する。）

ハ 想定される保有期間及び保有期間が想定を超える蓋然性等を踏まえ、取引の特性に応じて適切に価格を評価す

品の種類（内部モデル方式を用いてマーケット・リスク相当額を算出するトレーディング・デスクに限る。）

ニ 期待シヨート・フォールモデルに関する次に掲げる事項（内部モデル方式の承認を受けたトレーディング・デスクに限る。）

(1) 適用する場合には、その範囲（トレーディング・デスクの概要を含む。）

(2) 主要なトレーディング・デスクのうちストレステクシヨート・フォール（SES）によりマーケット・リスク相当額を算出するものの概要

(3) マーケット・リスクに対する自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法（ストレステストを含む。）

(4) 概要（計測手法の種類、信頼水準、保有期間、観測期間及び市場混乱時の特定方法等を含む。）

(5) 使用するデータの更新頻度

(6) 重要なポートフォリオに対するストレステストの結果の概要（モデル化可能なリスク・ファクター及び低減したリスク・ファクターによるマーケット・リスク相当額の算出過程を含む。）

ホ モデル化不可能なリスク・ファクターにおける自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法（内部モデル方式を用いる場合に限る。）

ヘ DRCモデルに関する次に掲げる事項（内部モデル方式を用いる場合に限る。）

(1) 適用する場合には、その範囲（トレーディング・デ

るための方法

ニ 内部モデル方式を使用する場合における使用するモデルの概要並びにバック・テストイング及びストレステストの説明

ホ 追加的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要

ヘ 包括的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要

スクの概要を含む。)

② 概要（計測手法の種類、信頼水準、保有期間、観測期間、PDの前提及びエクスポージャーのネットイングの方法を含む。）

③ 自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法（自己資本比率告示第二百七十七条第三項各号に掲げる要件を含む。）

ト 模型検証部署による内部モデル方式の設計及び運用に係る検証、一般的な手法、各種の前提並びに評価の方法（内部モデル方式を用いる場合に限る。）

八 オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項
イ 「略」
ロ BIの算出方法

ハ ILMの算出方法

ニ オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無（事業部門を除外した場合にあっては、その理由を含む。）

ホ オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合にあっては、その理由を含む。）

九 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理

ト マーケット・リスクに対する自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法

八 「同上」

イ 「同上」

ロ オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称（部分的に先進的計測手法を使用する場合は、各手法の適用範囲を含む。）

ハ 先進的計測手法を使用する場合における次に掲げる事項

(1) 当該手法の概要

(2) 保険によるリスク削減の有無（保険によるリスク削減を行った場合は、保険の利用方針と概要を含む。）

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

九 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理

の方針及び手続の概要（不動産投資法人への出資及びこれに類する出資のリスク・ウエイトの判定に係る基準を含む。）

十 「略」

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

イ 信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額（ロからニまでの額を除く。）並びにこれらのうち次に掲げるポートフォリオごとの額

〔(1)～(3) 略〕

ロ 内部格付手法が適用されるポートフォリオにおける株式等エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額並びにこれらのうち次に掲げる区分ごとの額

〔(1) 自己資本比率告示第七十六条第三項に規定する投機的な非上場株式に対する投資に該当する株式等エクスポージャー〕

〔(2) (1)に規定する株式等エクスポージャーに該当しない株式等エクスポージャー〕

ハ リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本について、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額

〔(1)～(5) 略〕

の方針及び手続の概要

十 「同上」

4 「同上」

一 「同上」

イ 信用リスクに対する所要自己資本の額（ロ及びハの額を除く。）及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額

〔(1)～(3) 同上〕

ロ 内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額

〔(1) マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳
(i) 簡易手法が適用される株式等エクスポージャー
(ii) 内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャー〕

〔(2) PD/LGD方式が適用される株式等エクスポージャー〕

ハ リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本について、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額

〔(1)～(5) 同上〕

ニ|| CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額及びCVAリスクに対する所要自己資本の額並びにこれら
のうち銀行が使用する次に掲げる手法ごとの額

- (1) SA | CVA
 - (2) 完全なBA | CVA
 - (3) 限定的なBA | CVA
 - (4) 簡便法
- ホ|| マーケット・リスクに関する次に掲げる事項

(1)|| マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額及びマーケット・リスクに対する所要自己資本の額並びにこれらのうち銀行が使用する次に掲げる方式ごとの額

- (i)|| 簡易的方式
- (ii)|| 標準的方式
- (iii)|| 内部モデル方式

(2)|| 勘定間の振替分に係るマーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額から信用リスク・アセットの額に加算する額及び当該振替に係る所要自己資本の額（当該振替がある場合に限る。）

ヘ|| オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額及びオペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額並びに次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ当該(1)又は(2)に定める事項

- (1)|| BIが一千億円以下であり、かつ、ILMを一とする場合 BI及びBICの額

「号の細分を加える。」

ニ|| マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち銀行が使用する次に掲げる方式ごとの額

- (1)|| 標準的方式（金利リスク、株式リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスク及びオプション取引のカテゴリごとに開示することを要する。）

(2)|| 内部モデル方式

ホ|| オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち銀行が使用する次に掲げる手法ごとの額

- (1)|| 基礎的手法

(2) (1)に掲げる場合以外の場合 B I及びB I Cの額、
I L Mの値並びにオペレーショナル・リスク損失の推
移

「削る。」

ト 単体リスク・アセットの合計額（自己資本比率告示第
三十七条の算式の分母の額をいう。第十四条第一項第三
号において同じ。）及び単体総所要自己資本額（自己資
本比率告示第三十七条の算式の分母の額に四パーセント
を乗じた額をいう。同号において同じ。）

二 信用リスク（リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リ
スク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージ
ー及び証券化エクスポージヤーを除く。）に関する次に掲
げる事項

「イ・ロ 略」

ハ 延滞エクスポージヤー（自己資本比率告示第七十一条
に規定する延滞エクスポージヤー及び自己資本比率告示
第七十二条に規定する自己居住用不動産等向けエクスポ
ージヤーに係る延滞エクスポージヤーをいう。第五号イ
(2)並びに第十二条第四項第三号ハ及び第六号イ(2)におい
て同じ。）の期末残高又はデフォルトしたエクスポージ
ヤーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳

〔(1)・(2) 略〕

「ニ・ホ 略」

ヘ 標準的手法が適用されるエクスポージヤーのうち自己
資本比率告示第五十五条から第七十六条まで及び第七十
七条の二の規定に該当するエクスポージヤーについて、
次に掲げる事項及びこれらの適切なポートフォリオの区

(2) 粗利益配分手法

(3) 先進的計測手法

ト 単体総所要自己資本額（自己資本比率告示第三十七
条の算式の分母の額に四パーセントを乗じた額をいう。第
十四条第一項第三号において同じ。）

二 「同上」

「イ・ロ 同上」

ハ 三月以上延滞エクスポージヤーの期末残高又はデフォ
ルトしたエクスポージヤーの期末残高及びこれらの次に
掲げる区分ごとの内訳

〔(1)・(2) 同上〕

「ニ・ホ 同上」

ヘ 標準的手法が適用されるエクスポージヤーについて、
リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効
果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与
の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場

分ごとの内訳

- (1) 信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオン・バランスシートのエクスポージャーの額（自己資本比率告示第六章に規定する信用リスクの標準的手法の計算対象となるエクスポージャーの額（自己資本比率告示第七十八条に規定するオフ・バランス取引に係るものを除く。）をいう。以下この号及び第十二条第四項第三号において同じ。）
 - (2) CCF（自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。以下この号及び第十二条第四項第三号において同じ。）を適用する前及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額（CCFを適用する対象となる信用供与枠の未引出額又はその他のオフ・バランス取引に係る想定元本額をいう。以下この号及び同項第三号において同じ。）
 - (3) 信用リスク削減手法の効果を勘案した後のオン・バランスシートのエクスポージャーの額
 - (4) CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額
 - (5) 信用リスク・アセットの額
 - (6) (5)に掲げる額を(3)及び(4)に掲げる額の合計額で除した割合
- ト 標準的手法が適用されるエクスポージャーのうち自己資本比率告示第五十五条から第七十六条まで及び第七十

合には、区分を要しない。）並びに自己資本比率告示第七十九条の五第二項第二号、第七十七条の二第二項第二号、第二百四十八条（自己資本比率告示第二百二十五条及び第二百二十七条において準用する場合に限る。）並びに第二百四十八条の四第一項第一号及び第二号（自己資本比率告示第二百二十五条及び第二百二十七条において準用する場合に限る。）の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

「号の細分を加える。」

七条の二の規定に該当するエクスポージャーについて、適切なポートフォリオの区分ごとのCCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額（オン・バランスシートのエクスポージャーの額及びオフ・バランス取引のエクスポージャーの額の合計額をいう。）並びにこの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

リ 標準的手法が適用されるエクスポージャーのうち自己資本比率告示第五十五条から第七十六条まで及び第七十条の二の規定に該当するエクスポージャーについて、次に掲げる事項及びこれらの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

- (1) 信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオン・バランスシートのエクスポージャーの額
- (2) CCFを適用する前及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額
- (3) CCFの加重平均値（CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を(2)に掲げる額で除した割合をいう。）
- (4) CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のオン・バランスシートのエクスポージャーの額及びオフ・バランス取引のエクスポージャーの額の合計額

リ 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロッシング・クライテリアに割り当てられた特定貸

「号の細分を加える。」

ト 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロッシング・クライテリアに割り当てられた特定貸

付債権について、自己資本比率告示第百五十三条第三項及び第五項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高

ヌ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げるエクスポージャーの区分に応じ、それぞれ次に定める事項（信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする。）

(1) 事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャー債務者格付ごとのPDの推計値、LGDの推計値（先進的内部格付手法（内部格付手法のうち、自己資本比率告示第百四十七条第二項各号に掲げるエクスポージャーに該当しない事業法人等向けエクスポージャーについてLGD及びEADの自行推計値を用いる手法をいう。以下この号及び第十号並びに第十二条第四項第三号及び第十一号において同じ。）を適用する場合には、デフォルトしたエクスポージャーに係る $EL_{default}$ を含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値及びオフ・バランス資産項目のEADの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合には、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値を含む。）

〔削る。〕

付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーについて、自己資本比率告示第百五十三条第三項及び第五項並びに第百六十六条第四項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高

チ 〔同上〕

(1) 事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャー債務者格付ごとのPDの推計値、LGDの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、デフォルトしたエクスポージャーに係る $EL_{default}$ を含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値及びオフ・バランス資産項目のEADの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値を含む。）

(2) PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー

債務者格付ごとのPDの推計値、リスク・ウェイトの加

ル (2) 「略」

内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析

内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比

〔三・四 略〕

五 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 銀行がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) 「略」

(2) 原資産を構成するエクスポージャーのうち、延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、銀行が証券化エクスポー

重平均値及び残高

リ (3) 「同上」

内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析

内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比

〔三・四 同上〕

五 「同上」

イ 「同上」

(1) 「同上」

(2) 原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、銀行が証券化エク

ヤーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。)

〔3〕(11) 略

ロ 「略」

ハ 銀行がオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

〔1〕(6) 略

〔削る。〕

〔7〕(9) 「略」

ニ 銀行が投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

〔1〕(2) 略

〔削る。〕

〔3〕 「略」

五の二 CVAリスクに関する次に掲げる事項

イ BA-CVAを用いてCVAリスク相当額を算出する銀行にあつては、次に掲げる算出手法の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

(1) 完全なBA-CVA 自己資本比率告示第二百七十条の三の三に定める $K_{reduced}$ 及び K_{hedged} に割引係数(DS_{BA-CVA})

○・六五を乗じて得た額を八パーセントで除して

スポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。)

〔3〕(11) 同上

ロ 「同上」

ハ 「同上」

〔1〕(6) 同上

〔7〕 包括的リスクの計測対象としている証券化エクスポージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳

〔8〕(10) 「同上」

ニ 「同上」

〔1〕(2) 同上

〔3〕 保有する包括的リスクの計測対象となる証券化エクスポージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳

〔4〕 「同上」

〔号を加える。〕

得た額並びにこれらの合計額

(2) 限定的なB A | C V A 自己資本比率告示第二百七十条の三の四の規定により算出する自己資本比率告示第二百七十条の三の三に定める $K_{reduced}$ の算式における取引先共通の要素及び取引先固有の要素の額並びに限定的なB A | C V Aにより算出したC V Aリスク相当額を八パーセントで除して得た額

ロ S A | C V A採用行にあっては、自己資本比率告示第二百七十条の四の七第二項に定めるリスク・クラスごとに算出したC V Aリスク相当額を八パーセントで除して得た額及びこれらの合計額並びにS A | C V Aの対象となる取引相手方の先数

六 マーケット・リスクに関する事項

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

七 出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる

六 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（内部モデル方式を使用する場合に限る。）

イ 期末のバリュエーション・リスクの値並びに開示期間におけるバリュエーション・リスクの最高、平均及び最低の値

ロ 期末のストレス・バリュエーション・リスクの値並びに開示期間におけるストレス・バリュエーション・リスクの最高、平均及び最低の値

ハ 期末の追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の額並びに開示期間における追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の最高、平均及び最低の額

ニ バック・テストイングの結果及び損益の実績値がバリュエーション・リスクの値から大幅に下方乖離した場合

七 「同上」

事項

イ 貸借対照表計上額及び時価並びに次に掲げる事項に係る貸借対照表計上額

- (1) 上場している出資等又は株式等エクスポージャー（以下この号及び第十二条第四項第八号イにおいて「上場株式等エクスポージャー」という。）

(2) 「略」

「ロ」ホ 略」

「八・九 略」

十 内部格付手法と標準的手法の比較に関する次に掲げる事項（内部格付手法採用行に限る。）

イ 信用リスク（リスク・ウエイトのみなし計算及び信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー、証券化エクスポージャー、自己資本比率告示第八章の二に規定するCVAリスク並びに自己資本比率告示第二百七十条の六各号に掲げるエクスポージャー（以下「中央清算機関関連エクスポージャー」という。）を除く。）に関する次に掲げる事項

- (1) 内部格付手法が適用されるポートフォリオの信用リスク・アセットの額のうち、次に掲げるポートフォリオの信用リスク・アセットの額（v）及び（vi）に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による銀行のリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる

イ 「同上」

- (1) 上場している出資等又は株式等エクスポージャー（以下この号、第十二条第四項第八号及び第十五条第四項第八号イにおいて「上場株式等エクスポージャー」という。）

(2) 「同上」

「ロ」ホ 同上」

「八・九 同上」

「号を加える。」

-
- 場合には、両者を区別して開示することを要しない。
）及びこれらの信用リスク・アセットの額の合計額
- (i) 事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権を除き、先進的内部格付手法が適用されるポートフォリオがある場合にあつては、適用される内部格付手法別の内訳を含む。）
- (ii) ソブリン向けエクスポージャー
- (iii) 金融機関等向けエクスポージャー
- (iv) 居住用不動産向けエクスポージャー
- (v) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー
- (vi) その他リテール向けエクスポージャー
- (vii) 株式等エクスポージャー
- (viii) 特定貸付債権
- (ix) 購入債権
- (2) (1) (i) から (ix) までに掲げるポートフォリオに標準的手法を適用し、自己資本比率告示第七十九条に定める与信相当額の計算に S A - C C R（自己資本比率告示第七十九条の二に定めるところにより与信相当額を算出することをいう。以下この号及び次号並びに第十二条第四項第十一号及び第十二号において同じ。）を用いて算出した信用リスク・アセットの額（(1)において、(1) (v) 及び (vi) の両者を区別した開示を行わない場合には、(1) (v) 及び (vi) の両者を区別して開示することを要しない。）及びこれらの信用リスク・アセットの額の合計額
- (3) 標準的手法が適用されるポートフォリオ（自己資本
-

-
- 比率告示第五十六条から第七十六条まで及び第七十七条の二の規定に該当するエクスポージャーに限る。)
- の信用リスク・アセットの額及び(1)に規定する内部格付手法が適用されるポートフォリオの信用リスク・アセットの額の合計額並びにこれらのうち次に掲げる内部格付手法のポートフォリオに分類した場合のポートフォリオごとの内訳(1)において、(1)(v)及び(1)(vi)の両者を区別した開示を行わない場合には、(1)(v)及び(1)(vi)の両者を区別して開示することを要しない。)
- (i) 事業法人向けエクスポージャー(特定貸付債権を除き、先進的内部格付手法が適用されるポートフォリオがある場合にあつては、適用される内部格付手法別の内訳を含む。)
- (ii) ソブリン向けエクスポージャー
- (iii) 金融機関等向けエクスポージャー
- (iv) 居住用不動産向けエクスポージャー
- (v) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー
- (vi) その他リテール向けエクスポージャー
- (vii) 株式等エクスポージャー
- (viii) 特定貸付債権
- (ix) 購入債権
- (4) (3)の規定により信用リスク・アセットの額を開示するポートフォリオに標準的手法を適用し、自己資本比率告示第七十九条に定める与信相当額の計算にS A | C C Rを用いて算出した信用リスク・アセットの額及びこれらのうち次に掲げる内部格付手法のポートフォ
-

リオに分類した場合のポートフォリオごとの内訳（(1)において、(1)(v)及び(vi)の両者を区別した開示を行わない場合には、(1)(v)及び(vi)の両者を区別して開示することを要しない。）

(i) 事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権を除き、先進的内部格付手法が適用されるポートフォリオがある場合にあつては、適用される内部格付手法別の内訳を含む。）

(ii) ソブリン向けエクスポージャー

(iii) 金融機関等向けエクスポージャー

(iv) 居住用不動産向けエクスポージャー

(v) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー

(vi) その他リテール向けエクスポージャー

(vii) 株式等エクスポージャー

(viii) 特定貸付債権

(ix) 購入債権

ロ 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) 信用リスク・アセットの額

(2) 銀行を標準的手法採用行とみなして自己資本比率告示第八章に定めるところにより判定された手法により算出した信用リスク・アセットの額

十一 期待エクスポージャー方式（自己資本比率告示第七十九条の三に定めるところにより与信相当額を算出することをいう。第十二条第四項第十二号において同じ。）とS A | C C Rの比較に関する次に掲げる事項（自己資本比率告示第七十九条の三第一項の承認を受けた標準的手法採用行

「号を加える。」

に限る。)

イ カウンターパーティ信用リスクの信用リスク・アセットの額

ロ 自己資本比率告示第七十九条に定める与信相当額の計算にS A | C C Rを用いて算出したカウンターパーティ信用リスクの信用リスク・アセットの額

十二 内部モデル方式と標準的方式又は簡易的方式との比較に関する次に掲げる事項(内部モデル方式採用行に限る。)

イ マーケット・リスク相当額の合計額

ロ 全てのマーケット・リスク相当額の算出に、標準的方式又は簡易的方式を使用したマーケット・リスク相当額の合計額(ただし、マーケット・リスク相当額の算出において内部モデル方式を適用する部分には、標準的方式を用いて算出するものとする。)

5 前項第六号に掲げる事項は、別紙様式第十一号の二により作成するものとする。

6 第四項第九号に掲げる事項は、別紙様式第十一号の三により作成するものとする。

(単体自己資本比率を算出する銀行における中間事業年度の開示事項)

第十一条 前条(第三項を除く。)の規定は、規則第十九条の二第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項(国内基準行の直近の二中間事業年度に係るものに限る。)について準用する。この場合において、前条第二項中「前項」とあるのは「第十一条において

「号を加える。」

「項を加える。」

5 前項第九号に掲げる事項は、別紙様式第十一号の二により作成するものとする。

(単体自己資本比率を算出する銀行における中間事業年度の開示事項)

第十一条 前条(第三項を除く。)の規定は、規則第十九条の二第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項(国内基準行の直近の二中間事業年度に係るものに限る。)について準用する。この場合において、前条第二項中「前項」とあるのは「第十一条の規定

て準用する第十条第一項」と、同条第四項中「第一項の定量的な」とあるのは「第十一条において準用する第十条第一項の定量的な」と、同項第一号ト中「をいう。第十四条第一項第三号において同じ」とあり、及び「をいう。同号において同じ」とあるのは「をいう」と、同項第二号ハ中「をいう。第五号イ(2)並びに第十二条第四項第三号ハ及び第六号イ(2)」とあるのは「をいう。第五号イ(2)」と、同号へ(1)及び(2)中「をいう。以下この号及び第十二条第四項第三号」とあり、及び同号へ(2)中「をいう。以下この号及び同項第三号」とあるのは「をいう。以下この号」と、同号又(1)中「をいう。以下この号及び第十号並びに第十二条第四項第三号及び第十一号」とあるのは「をいう。以下この号及び第十号」と、同項第三号イ中「基礎的内部格付手法（内部格付手法のうち、事業法人等向けエクスポージャーについて LGD 及び EAD の自行推計値を用いない手法をいう。以下同じ。）」とあるのは「基礎的内部格付手法」と、同項第七号イ中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、同号ハ中「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書」とあるのは「中間貸借対照表で認識され、かつ、中間損益計算書」と、同号ニ中「貸借対照表及び損益計算書」とあるのは「中間貸借対照表及び中間損益計算書」と、同項第十号イ(2)中「をいう。以下この号及び次号並びに第十二条第四項第十一号及び第十二号」とあるのは「をいう。以下この号及び次号」と、同項第十一号中「をいう。第十二条第四項第十二号において同じ」とあるのは「をいう」と、同条第五項中「前項第六号」とあるのは「第十一条において準用する第十条第四項第六号」と、同条第六項中「第四項第九号」とあるのは「第十一条において準用する第十条

により読み替えて準用する第十条第一項」と、同条第四項中「第一項の定量的な」とあるのは「第十一条の規定により読み替えて準用する第十条第一項の定量的な」と、同項第一号へ中「をいう。第十四条第一項第三号において同じ。」とあるのは「をいう。」と、同項第三号イ中「基礎的内部格付手法（内部格付手法のうち、事業法人等向けエクスポージャーについて LGD 及び EAD の自行推計値を用いない手法をいう。以下同じ。）」とあるのは「基礎的内部格付手法」と、同項第七号イ中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、同号ハ中「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書」とあるのは「中間貸借対照表で認識され、かつ、中間損益計算書」と、同号ニ中「貸借対照表及び損益計算書」とあるのは「中間貸借対照表及び中間損益計算書」と読み替えるものとする。

第四項第九号」と読み替えるものとする。

(連結自己資本比率を算出する銀行における連結会計年度の
開示事項)

第十二条 「略」

2 「略」

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

「一〜三 略」

四 信用リスクに関する次に掲げる事項

イ 「略」

ロ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項(3)については、内部格付手法採用行に限る。

「(1)・(2) 略」

(3) 次に掲げる内部格付手法のポートフォリオに分類する
場合の基準(開示を要するエクスポージャーは、自己資本比率告示第五十六条から第七十六条まで及び第七十七条の二の規定に該当するエクスポージャーに限る。)

(i) 事業法人向けエクスポージャー(特定貸付債権を除く。)

(ii) ソブリン向けエクスポージャー

(iii) 金融機関等向けエクスポージャー

(iv) 居住用不動産向けエクスポージャー

(v) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー

(vi) その他リテール向けエクスポージャー

(連結自己資本比率を算出する銀行における連結会計年度の
開示事項)

第十二条 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

「一〜三 同上」

四 「同上」

イ 「同上」

ロ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項

「(1)・(2) 同上」

「加える。」

(vii) 株式等エクスポージャー

(viii) 特定貸付債権

(ix) 購入債権

ハ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、

次に掲げる事項

〔1〕・〔2〕 略〕

(3) 次に掲げるポートフォリオごとの格付付与手続の概要（v）及び（vi）に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による連結グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）

〔i〕～〔iii〕 略〕

〔削る。〕

〔iv〕～〔vi〕 略〕

〔五〕七 略〕

七の二 CVAリスクに関する次に掲げる事項

イ CVAリスク相当額の算出に使用する手法（SA-CVA、完全なBA-CVA、限定的なBA-CVA又は簡便法をいう。）の名称及び各手法により算出される対象取引の概要

ロ CVAリスクの特性及びCVAに関するリスク管理体制の概要（CVAリスクのヘッジ方針及びヘッジの継続

ハ 「同上」

〔1〕・〔2〕 同上〕

(3) 次に掲げるポートフォリオごとの格付付与手続の概要（vi）及び（vii）に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による連結グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）

〔i〕～〔iii〕 同上〕

(iv) 株式等エクスポージャー（株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出にPD/LGD方式を適用する場合に限る。）

〔v〕～〔vii〕 同上〕

〔五〕七 同上〕

〔号を加える。〕

的な有効性を監視するための体制を含む。)

ハ SA-CVA採用行にあっては、次に掲げる事項

(1) CVAに関するリスク管理体制の概要(取締役等の関与の仕組みを含む。)

(2) CVAに関するリスク管理体制が有効に機能するための経営管理体制の概要(CVAに関するリスク管理の状況を示す書類の作成及び報告の状況並びにCVAエクスポージャー計測モデル検証部署及び内部監査部署の関与の状況を含む。)

八 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項(自己資本比率告示第二十五条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。)

イ リスク管理の方針、手続及び体制の概要(次に掲げる事項を含む。)

(1) リスクの特定、評価、管理及び削減に係る方法並びにヘッジの有効性に係る監視の方法

(2) 低流動性ポジションの特定、管理及び監視に係る方法

(3) トレーディング勘定に分類する商品の範囲を定めるための方針及び手続

(4) トレーディング勘定とバンキング勘定との間の商品の振替の状況及び振り替えた場合にはその理由

ロ 報告及び計測に係るシステムの範囲並びにその内容

ハ トレーディング・デスク(バンキング勘定の外国為替

八 「同上」

イ リスク管理の方針及び手続の概要

ロ マーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称(複数の方式を使用する場合には、業務の別、拠点の別又は個別リスク若しくは一般市場リスクの別に開示することとする。)

ハ 想定される保有期間及び保有期間が想定を超える蓋然

リスクを保有する部門を含む。)の構造及び保有する商品の種類(内部モデル方式を用いてマーケット・リスク相当額を算出するトレーディング・デスクに限る。)

ニ 期待シヨート・フォールモデルに関する次に掲げる事項(内部モデル方式の承認を受けたトレーディング・デスクに限る。)

(1) 適用する場合には、その範囲(トレーディング・デスクの概要を含む。)

(2) 主要なトレーディング・デスクのうちストレス期待シヨート・フォール(SES)によりマーケット・リスク相当額を算出するものの概要

(3) 概要(計測手法の種類、信頼水準、保有期間、観測期間及び市場混乱時の特定方法等を含む。)

(4) マーケット・リスクに対する自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法(ストレス・テストを含む。)

(5) 使用するデータの更新頻度

(6) 重要なポートフォリオに対するストレス・テストの結果の概要(モデル化可能なリスク・ファクター及び低減したリスク・ファクターによるマーケット・リスク相当額の算出過程を含む。)

ホ モデル化不可能なリスク・ファクターにおける自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法(内部モデル方式を用いる場合に限る。)

ヘ DRCモデルに関する次に掲げる事項(内部モデル方式を用いる場合に限る。)

性等を踏まえ、取引の特性に依じて適切に価格を評価するための方法

ニ 内部モデル方式を使用する場合における使用するモデルの概要並びにバック・テストイング及びストレス・テストの説明

ホ 追加的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要

ヘ 包括的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要

-
- (1) 適用する場合には、その範囲（トレーディング・デ
スクの概要、商品及びリスク・ファクターを含む。）
- (2) 概要（計測手法の種類、信頼水準、保有期間、観測
期間、PDの前提及びエクスポージャーのネットイン
グの方法を含む。）
- (3) 自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いて
いる各種の前提及び評価の方法（自己資本比率告示第二
百七十七条第三項各号に掲げる要件を含む。）
- ト| モデル検証部署による内部モデル方式の設計及び運用
に係る検証、一般的な手法、各種の前提並びに評価の方
法（内部モデル方式を用いる場合に限る。）
- 九| オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項
イ| 「略」
- ロ| BIの算出方法
- ハ| ILMの算出方法
- ニ| オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、
BIの算出から除外した連結子法人等又は事業部門の有
無（連結子法人等又は事業部門を除外した場合にあって
は、その理由を含む。）
- ホ| オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、
ILMの算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を
-

- ト| マーケット・リスクに対する自己資本の充実度を内部
的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法
- 九| 「同上」
- イ| 「同上」
- ロ| オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手
法の名称（部分的に先進的計測手法を使用する場合は、
各手法の適用範囲を含む。）
- ハ| 先進的計測手法を使用する場合における次に掲げる事
項
- (1) 当該手法の概要
- (2) 保険によるリスク削減の有無（保険によるリスク削
減を行った場合は、保険の利用方針と概要を含む。）
- 「号の細分を加える。」
- 「号の細分を加える。」
-

除外した場合にあつては、その理由を含む。）

十 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要（不動産投資法人への出資及びこれに類する出資のリスク・ウエイトの判定に係る基準を含む。）

十一 「略」

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 「略」

二 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

イ 信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額（ロからニまでの額を除く。）並びにこれらのうち次に掲げるポートフォリオごとの額

(1) 標準的手法が適用されるポートフォリオ及び標準的手法が複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳

〔2〕・〔3〕 略〕

ロ 内部格付手法が適用されるポートフォリオにおける株式等エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額並びにこれらのうち次に掲げる区分ごとの額

(1) 自己資本比率告示第七十六条第三項に規定する投機的な非上場株式に対する投資に該当する株式等エクスポージャー

(2) (1)に規定する株式等エクスポージャーに該当しない株式等エクスポージャー

十 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

十一 「同上」

4 「同上」

一 「同上」

二 「同上」

イ 信用リスクに対する所要自己資本の額（ロ及びハの額を除く。）及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額

(1) 標準的手法が適用されるポートフォリオ及び複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳

〔2〕・〔3〕 同上〕

ロ 内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額

(1) マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳
(i) 簡易手法が適用される株式等エクスポージャー
(ii) 内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャー

(2) PD/LGD方式が適用される株式等エクスポージャー

ハ リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本について、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額

「(1)～(5) 略」

ニ CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額及びCVAリスクに対する所要自己資本の額並びにこれらのうち銀行が使用する次に掲げる手法ごとの額

- (1) SA | CVA
- (2) 完全なBA | CVA
- (3) 限定的なBA | CVA
- (4) 簡便法

ホ マーケット・リスクに関する次に掲げる事項

(1) マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額及びマーケット・リスクに対する所要自己資本の額並びにこれらのうち連結グループが使用する次に掲げる方式ごとの額

- (i) 簡易的方式
- (ii) 標準的方式
- (iii) 内部モデル方式

(2) 勘定間の振替分に係るマーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額から信用リスク・アセットの額に加算する額及び当該振替に係る所要自己資本の額（当該振替がある場合に限る。）

ハ リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本について、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額

「(1)～(5) 同上」

「号の細分を加える。」

ニ マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち連結グループが使用する次に掲げる方式ごとの額

(1) 標準的方式（金利リスク、株式リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスク及びオプション取引のカテゴリごとに開示することを要する。）

(2) 内部モデル方式

へ オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額及びオペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額並びに次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ当該(1)又は(2)に定める事項

(1) BIが一十億円以下であり、かつ、ILMを一とする場合 BI及びBICの額

(2) (1)に掲げる場合以外の場合 BI及びBICの額、ILMの値並びにオペレーショナル・リスク損失の推移

「削る。」

ト 連結リスク・アセットの合計額（自己資本比率告示第二十五条の算式の分母の額をいう。第十四条第二項第三号において同じ。）及び連結総所要自己資本額（自己資本比率告示第二十五条の算式の分母の額に四パーセントを乗じた額をいう。同号において同じ。）

三 信用リスク（リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

「イ・ロ 略」

ハ 延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳

「(1)・(2) 略」

「ニ・ホ 略」

へ 標準的手法が適用されるエクスポージャーのうち自己資本比率告示第五十五条から第七十六条まで及び第七十

ホ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち連結グループが使用する次に掲げる手法ごとの額

(1) 基礎的手法

(2) 粗利益配分手法

(3) 先進的計測手法

へ 連結総所要自己資本額（自己資本比率告示第二十五条の算式の分母の額に四パーセントを乗じた額をいう。第十四条第二項第三号において同じ。）

三 「同上」

「イ・ロ 同上」

ハ 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳

「(1)・(2) 同上」

「ニ・ホ 同上」

へ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効

七条の二の規定に該当するエクスポージャーについて、次に掲げる事項及びこれらの適切なポートフォリオの区分ごとの内訳

- (1) 信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオン・バランスシートのエクスポージャーの額
- (2) CCFを適用する前及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額
- (3) 信用リスク削減手法の効果を勘案した後のオン・バランスシートのエクスポージャーの額
- (4) CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額
- (5) 信用リスク・アセットの額
- (6) (5)に掲げる額を(3)及び(4)に掲げる額の合計額で除した割合

ト 標準的手法が適用されるエクスポージャーのうち自己資本比率告示第五十五条から第七十六条まで及び第七十七条の二の規定に該当するエクスポージャーについて、適切なポートフォリオの区分ごとのCCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額（オン・バランスシートのエクスポージャーの額及びオフ・バランスシートのエクスポージャーの額の合計額をいう。）並びにこの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

チ 標準的手法が適用されるエクスポージャーのうち自己資本比率告示第五十五条から第七十六条まで及び第七十

果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体のパーセント未満である場合には、区分を要しない。）並びに自己資本比率告示第七十九条の五第二項第二号、第七十七条の二第二項第二号、第二百四十八条（自己資本比率告示第二百二十五条及び第二百二十七条において準用する場合に限る。）並びに第二百四十八条の四第一項第一号及び第二号（自己資本比率告示第二百二十五条及び第二百二十七条において準用する場合に限る。）の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

七条の二の規定に該当するエクスポージャーについて、次に掲げる事項及びこれらの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(1) CCFを適用する前及び信用リスク削減手法の効果
を勘案する前のオン・バランスシートのエクスポージャーの額

(2) CCFを適用する前及び信用リスク削減手法の効果
を勘案する前のオフ・バランスシートのエクスポージャーの額

(3) CCFの加重平均値（CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果
を勘案する前のオフ・バランスシートのエクスポージャーの額を(2)に掲げる額で除した割合をいう。）

(4) CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果
を勘案した後のオン・バランスシートのエクスポージャーの額及びオフ・バランスシートのエクスポージャーの額の合計額

リ 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロツティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権について、自己資本比率告示第百五十三条第三項及び第五項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高

ヌ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げるエクスポージャーの区分に応じ、それぞれ次に定める事項（信用リスク削減手法を用いた場合は、こ

ト 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロツティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーについて、自己資本比率告示第百五十三条第三項及び第五項並びに第百六十六条第四項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高

チ 「同上」

れを反映するものとする。)

(1) 「略」
「削る。」

(2) 「略」

ル 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析

ヲ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比

〔四・五 略〕

六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) 「略」

(1) 「同上」

(2) PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー債務者格付ごとのPDの推計値、リスク・ウェイトの加重平均値及び残高

(3) 「同上」

リ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析

ヌ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比

〔四・五 同上〕

六 「同上」

イ 「同上」

(1) 「同上」

(2) 原資産を構成するエクスポージャーのうち、延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、連結グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）

〔3〕～〔11〕 略

ロ 「略」

ハ 銀行がオリジネーターである場合におけるマーケット

ト・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

〔1〕～〔6〕 略

〔削る。〕

〔7〕～〔9〕 「略」

ニ 連結グループが投資家である場合におけるマーケット

ト・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

〔1〕・〔2〕 略

〔削る。〕

〔3〕 「略」

六の二 CVAリスクに関する次に掲げる事項

イ BA-CVAを用いてCVAリスク相当額を算出する

(2) 原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、連結グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）

〔3〕～〔11〕 略

ロ 「同上」

ハ 「同上」

〔1〕～〔6〕 同上

〔7〕 包括的リスクの計測対象としている証券化エクスポ

ージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳

〔8〕～〔10〕 「同上」

ニ 「同上」

〔1〕・〔2〕 同上

〔3〕 保有する包括的リスクの計測対象となる証券化エク

スポージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳

〔4〕 「同上」

〔号を加える。〕

銀行にあつては、次に掲げる算出手法の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

(1) 完全なB A | C V A 自己資本比率告示第二百七十
条の三の三に定める $K_{reduced}$ 及び K_{hedged} に割引係数 (DS_{BA-CVA})
〇・六五を乗じて得た額を八パーセントで除して
得た額並びにこれらの合計額

(2) 限定的なB A | C V A 自己資本比率告示第二百七十
条の三の四の規定により算出する自己資本比率告示
第二百七十条の三の三に定める $K_{reduced}$ の算式における
取引先共通の要素及び取引先固有の要素の額並びに限
定的なB A | C V Aにより算出したC V Aリスク相当
額を八パーセントで除して得た額

七
ロ S A | C V A採用行にあつては、自己資本比率告示第
二百七十条の四の七第二項に定めるリスク・クラスごと
に算出したC V Aリスク相当額を八パーセントで除して
得た額及びこれらの合計額並びにS A | C V Aの対象と
なる取引相手方の先数

マーケット・リスクに関する事項

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

七 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（内部モデ
ル方式を使用する場合に限る。）

イ 期末のバリュー・アット・リスクの値並びに開示期間
におけるバリュー・アット・リスクの最高、平均及び最
低の値

ロ 期末のストレス・バリュー・アット・リスクの値並び
に開示期間におけるストレス・バリュー・アット・リス
クの最高、平均及び最低の値

ハ 期末の追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己
資本の額並びに開示期間における追加的リスク及び包括

「号の細分を削る。」

「八〇十 略」

十一 内部格付手法と標準的手法の比較に関する次に掲げる事項（内部格付手法採用行に限る。）

- イ 信用リスク（リスク・ウエイトのみなし計算及び信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー、証券化エクスポージャー、自己資本比率告示第八章の二に規定するCVAリスク並びに中央清算機関関連エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項
- (1) 内部格付手法が適用されるポートフォリオの信用リスク・アセットの額のうち、次に掲げるポートフォリオの信用リスク・アセットの額（v）及び（vi）に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による銀行のリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。
- ）及びこれらの信用リスク・アセットの額の合計額
- (i) 事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権を除き、先進的内部格付手法が適用されるポートフォリオがある場合にあつては、適用される内部格付手法別の内訳を含む。）
- (ii) ソブリン向けエクスポージャー

二 的リスクに係る所要自己資本の最高、平均及び最低の額
バック・テストイングの結果及び損益の実績値がバリエー・アット・リスクの値から大幅に下方乖離した場合
についての説明

「八〇十 同上」

「号を加える。」

-
- (iii) 金融機関等向けエクスポージャー
- (iv) 居住用不動産向けエクスポージャー
- (v) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー
- (vi) その他リテール向けエクスポージャー
- (vii) 株式等エクスポージャー
- (viii) 特定貸付債権
- (ix) 購入債権
- (2) (1) から (ix) までに掲げるポートフォリオに標準的手法を適用し、自己資本比率告示第七十九条に定める与信相当額の計算に S A - C C R を用いて算出した信用リスク・アセットの額 (1) において、(1) (v) 及び (vi) の両者を区別した開示を行わない場合には、(1) (v) 及び (vi) の両者を区別して開示することを要しない。) 及びこれらの信用リスク・アセットの額の合計額
- (3) 標準的手法が適用されるポートフォリオ (自己資本比率告示第五十六条から第七十六条まで及び第七十七条の二の規定に該当するエクスポージャーに限る。) の信用リスク・アセットの額及び (1) に規定する内部格付手法が適用されるポートフォリオの信用リスク・アセットの額の合計額並びにこれらのうち次に掲げる内部格付手法のポートフォリオに分類した場合のポートフォリオごとの内訳 (1) において、(1) (v) 及び (vi) の両者を区別した開示を行わない場合には、(1) (v) 及び (vi) の両者を区別して開示することを要しない。)
- (i) 事業法人向けエクスポージャー (特定貸付債権を除き、先進的内部格付手法が適用されるポートフォ
-

-
- リオがある場合にあつては、適用される内部格付手
 法別の内訳を含む。)
- (ii) ソブリン向けエクスポージャー
 - (iii) 金融機関等向けエクスポージャー
 - (iv) 居住用不動産向けエクスポージャー
 - (v) 適格リボルビング型リテール向けエクスポー
 ジャー
 - (vi) その他リテール向けエクスポージャー
 - (vii) 株式等エクスポージャー
 - (viii) 特定貸付債権
 - (ix) 購入債権
- (4) (3)の規定により信用リスク・アセットの額を開示す
 るポートフォリオに標準的手法を適用し、自己資本比
 率告示第七十九条に定める与信相当額の計算にS A |
 C C Rを用いて算出した信用リスク・アセットの額及
 びこれらのうち次に掲げる内部格付手法のポートフォ
 リオに分類した場合のポートフォリオごとの内訳 (1)
 において、(1)(v)及び(1)(vi)の両者を区別した開示を行わな
 い場合には、(1)(v)及び(1)(vi)の両者を区別して開示するこ
 とを要しない。)
- (i) 事業法人向けエクスポージャー (特定貸付債権を
 除き、先進的内部格付手法が適用されるポートフォ
 リオがある場合にあつては、適用される内部格付手
 法別の内訳を含む。)
 - (ii) ソブリン向けエクスポージャー
 - (iii) 金融機関等向けエクスポージャー
 - (iv) 居住用不動産向けエクスポージャー
-

(v) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー

(vi) その他リテール向けエクスポージャー

(vii) 株式等エクスポージャー

(viii) 特定貸付債権

(ix) 購入債権

ロ 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) 信用リスク・アセットの額

(2) 銀行を標準的手法採用行とみなして自己資本比率告示第八章に定めるところにより判定された手法により算出した信用リスク・アセットの額

十二 期待エクスポージャー方式とS A | C C Rの比較に関する次に掲げる事項（自己資本比率告示第七十九条の三第一項の承認を受けた標準的手法採用行に限る。）

イ カウンターパーティ信用リスクの信用リスク・アセットの額

ロ 自己資本比率告示第七十九条に定める与信相当額の計算にS A | C C Rを用いて算出したカウンターパーティ信用リスクの信用リスク・アセットの額

十三 内部モデル方式と標準的方式又は簡易的方式との比較に関する次に掲げる事項（内部モデル方式採用行に限る。）

イ マーケット・リスク相当額の合計額

ロ 全てのマーケット・リスク相当額の算出に、標準的方式又は簡易的方式を使用したマーケット・リスク相当額の合計額（ただし、マーケット・リスク相当額の算出において内部モデル方式を適用する部分には、標準的方式

「号を加える。」

「号を加える。」

を用いて算出するものとする。)

5 前項第七号に掲げる事項は、別紙様式第十一号の二により作成するものとする。

6 第四項第十号に掲げる事項は、別紙様式第十一号の三により作成するものとする。

(連結自己資本比率を算出する銀行における中間連結会計年度の開示事項)

第十三条 前条(第三項を除く。)の規定は、規則第十九条の三第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項(国内基準の直近の二中間連結会計年度に係るものに限る。)について準用する。この場合において、前条第二項中「前項」とあるのは「第十三条において準用する第十二条第一項」と、同条第四項中「第一項の定量的な」とあるのは「第十三条において準用する第十二条第一項の定量的な」と、同項第二号ト中「をいう。第十四条第二項第三号において同じ」とあり、及び「をいう。同号において同じ」とあるのは「をいう」と、同項第八号イ中「連結貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、同号ハ中「連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書」とあるのは「中間連結貸借対照表で認識され、かつ、中間連結損益計算書」と、同号ニ中「連結貸借対照表及び連結損益計算書」とあるのは「中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書」と、同条第五項中「前項第七号」とあるのは「第十三条において準用する第十二条第四項第七号」と、同条第六項中「第四項第十号」とあるのは「第十三条において準用する第十二条第四項第十号」と読み替えるものとする。

「項を加える。」

5 前項第十号に掲げる事項は、別紙様式第十一号の二により作成するものとする。

(連結自己資本比率を算出する銀行における中間連結会計年度の開示事項)

第十三条 前条(第三項を除く。)の規定は、規則第十九条の三第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項(国内基準の直近の二中間連結会計年度に係るものに限る。)について準用する。この場合において、前条第二項中「前項」とあるのは「第十三条の規定により読み替えて準用する第十二条第一項」と、同条第四項中「第一項の定量的な」とあるのは「第十三条の規定により読み替えて準用する第十二条第一項の定量的な」と、同項第二号ヘ中「をいう。第十四条第二項第三号において同じ。」とあるのは「をいう」と、同項第八号イ中「連結貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、同号ハ中「連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書」とあるのは「中間連結貸借対照表で認識され、かつ、中間連結損益計算書」と、同号ニ中「連結貸借対照表及び連結損益計算書」とあるのは「中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書」と読み替えるものとする。

(銀行における四半期の開示事項)
第十四条 規則第十九条の五に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項(国内基準に係るものに限る。)は、次に掲げる事項とする。

「一・二 略」

三 単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額

四 「略」

2 規則第十九条の五に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項(連結自己資本比率を算出する国内基準に係るものに限る。)は、前項各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項とする。

「一・二 略」

三 連結リスク・アセットの合計額及び連結総所要自己資本額

「四・五 略」

3 「略」

(銀行持株会社における連結会計年度の開示事項)

第十五条 「略」

2 「略」

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

「一・三 略」

四 信用リスクに関する次に掲げる事項

イ 「略」

ロ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次

(銀行における四半期の開示事項)
第十四条 「同上」

「一・二 同上」

三 単体総所要自己資本額

四 「同上」

2 「同上」

「一・二 同上」

三 連結総所要自己資本額

「四・五 同上」

3 「同上」

(銀行持株会社における連結会計年度の開示事項)

第十五条 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

「一・三 同上」

四 「同上」

イ 「同上」

ロ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次

に掲げる事項(3)については、内部格付手法採用行に限る。)

〔(1)・(2) 略〕

(3) 次に掲げる内部格付手法のポートフォリオに分類する場合の基準(開示を要するエクスポージャーは、株自己資本比率告示第三十四条から第五十四条まで及び第五十五条の二の規定に該当するエクスポージャーに限る。)

(i) 事業法人向けエクスポージャー(特定貸付債権を除く。)

(ii) ソブリン向けエクスポージャー

(iii) 金融機関等向けエクスポージャー

(iv) 居住用不動産向けエクスポージャー

(v) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー

(vi) その他リテール向けエクスポージャー

(vii) 株式等エクスポージャー

(viii) 特定貸付債権

(ix) 購入債権

ハ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項

〔(1)・(2) 略〕

(3) 次に掲げるポートフォリオごとの格付付与手続の概要(v)及び(vi)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等

に掲げる事項

〔(1)・(2) 同上〕

〔号の細分を加える。〕

ハ 〔同上〕

〔(1)・(2) 同上〕

(3) 次に掲げるポートフォリオごとの格付付与手続の概要(vi)及び(vii)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等

による持株会社グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）

〔(i) (iii) 略〕

〔削る。〕

〔(iv) (vi) 略〕

〔五〇七 略〕

七の二 CVAリスクに関する次に掲げる事項

イ CVAリスク相当額の算出に使用する手法（SA|CVA、完全なBA|CVA、限定的なBA|CVA又は簡便法をいう。）の名称及び各手法により算出される対象取引の概要

ロ CVAリスクの特性及びCVAに関するリスク管理体制の概要（CVAリスクのヘッジ方針及びヘッジの継続的な有効性を監視するための体制を含む。）

ハ SA|CVA採用行にあっては、次に掲げる事項
(1) CVAに関するリスク管理体制の概要（取締役等の関与の仕組みを含む。）

(2) CVAに関するリスク管理態勢が有効に機能するための経営管理体制の概要（CVAに関するリスク管理の状況を示す書類の作成及び報告の状況並びにCVAエクスポージャー計測モデル検証部署及び内部監査部署の関与の状況を含む。）

八 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（持株自己

による持株会社グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）

〔(i) (iii) 同上〕

(iv) 株式等エクスポージャー（株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出にPD/LGD方式を適用する場合に限る。）

〔(v) (vii) 同上〕

〔五〇七 同上〕

〔号を加える。〕

八 〔同上〕

資本比率告示第十四条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）

イ リスク管理の方針、手続及び体制の概要（次に掲げる事項を含む。）

(1) リスクの特定、評価、管理及び削減に係る方法並びにヘッジの有効性に係る監視の方法

(2) 低流動性ポジションの特定、管理及び監視に係る方法

(3) トレーディング勘定に分類する商品の範囲を定めるための方針及び手続

(4) トレーディング勘定とバンキング勘定との間の商品の振替の状況及び振り替えた場合にはその理由

ロ 報告及び計測に係るシステムの範囲並びにその内容

ハ トレーディング・デスク（バンキング勘定の外国為替

リスクを保有する部門を含む。）の構造及び保有する商品の種類（内部モデル方式を用いてマーケット・リスク相当額を算出するトレーディング・デスクに限る。）

ニ 期待ショート・フォールモデルに関する次に掲げる事項（内部モデル方式の承認を受けたトレーディング・デスクに限る。）

(1) 適用する場合はその範囲（トレーディング・デスクの概要を含む。）

(2) 主要なトレーディング・デスクのうちストレステスト期待ショート・フォール（SES）によりマーケット・リ

イ リスク管理の方針及び手続の概要

ロ マーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称（複数の方式を使用する場合には、業務の別、拠点の別又は個別リスク若しくは一般市場リスクの別に開示することを要する。）

ハ 想定される保有期間及び保有期間が想定を超える蓋然性等を踏まえ、取引の特性に応じて適切に価格を評価するための方法

ニ 内部モデル方式を使用する場合における使用するモデルの概要並びにバック・テストイング及びストレステストの説明

スク相当額を算出するものの概要

(3) マーケット・リスクに対する自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法（ストレス・テストを含む。）

(4) 概要（計測手法の種類、信頼水準、保有期間、観測期間及び市場混乱時の特定方法等を含む。）

(5) 使用するデータの更新頻度

(6) 重要なポートフォリオに対するストレス・テストの結果の概要（モデル化可能なリスク・ファクター及び低減したリスク・ファクターによるマーケット・リスク相当額の算出過程を含む。）

ホ| モデル化不可能なリスク・ファクターにおける自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法（内部モデル方式を用いる場合に限る。）

へ| DRCモデルに関する次に掲げる事項（内部モデル方式を用いる場合に限る。）

(1) 適用する場合には、その範囲（トレーディング・デスクの概要、商品及びリスク・ファクターを含む。）

(2) 概要（計測手法の種類、信頼水準、保有期間、観測期間、PDの前提及びエクスポージャーのネットティングの方法を含む。）

(3) 自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法（持株自己資本比率告示第二百五十五条第三項各号に掲げる要件を含む。）

ト| モデル検証部署による内部モデル方式の設計及び運用に係る検証、一般的な手法、各種の前提並びに評価の方

ホ| 追加的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要

へ| 包括的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要

ト| マーケット・リスクに対する自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法

法（内部モデル方式を用いる場合に限る。）

九 オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項

イ 「略」

ロ BIの算出方法

ハ ILMの算出方法

ニ オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、

BIの算出から除外した連結子法人等又は事業部門の有無（連結子法人等又は事業部門を除外した場合にあっては、その理由を含む。）

ホ オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、

ILMの算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合にあっては、その理由を含む。）

十 株式及び持株自己資本比率告示第五十四条第二項に規定する株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャー又は株式等エクスポージャー（次項第八号において「持株自己資本比率告示に規定する出資等又は株式等エクスポージャー」という。）に関するリスク管理の方針及び手続の概要（不動産投資法人への出資及びこれに類する出資のリスク・ウェイトの判定に係る基準を含む。）

十一 「略」

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

九 「同上」

イ 「同上」

ロ オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称（部分的に先進的計測手法を使用する場合は、各手法の適用範囲を含む。）

ハ 先進的計測手法を使用する場合における次に掲げる事項

(1) 当該手法の概要

(2) 保険によるリスク削減の有無（保険によるリスク削減を行った場合は、保険の利用方針と概要を含む。）

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

十 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

十一 「同上」

4 「同上」

一 「略」

二 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

イ 信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額（ロからニまでの額を除く。）並びにこれらのうち次に掲げるポートフォリオごとの額

- (1) 標準的手法が適用されるポートフォリオ及び標準的手法が複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳

〔2〕・〔3〕 略〕

ロ 内部格付手法が適用されるポートフォリオにおける株式等エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額並びにこれらうち次に掲げる区分ごとの額

- (1) 持株自己資本比率告示第五十四条第三項に規定する投機的な非上場株式に対する投資に該当する株式等エクスポージャー

- (2) (1)に規定する株式等エクスポージャーに該当しない株式等エクスポージャー

ハ リスク・ウェイトのみなし計算（持株自己資本比率告示第五十四条の五の規定によりリスク・ウェイトを計算することをいう。次号及び第九号において同じ。）又は信用リスク・アセットのみなし計算（持株自己資本比率告示第四百四十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。次号及び第九号において同じ。）が適用されるエクスポージャーに係る信用リスク・

一 「同上」

二 「同上」

イ 信用リスクに対する所要自己資本の額（ロ及びハの額を除く。）及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額

- (1) 標準的手法が適用されるポートフォリオ及び複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳

〔2〕・〔3〕 同上〕

ロ 内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額

- (1) マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳
- (i) 簡易手法が適用される株式等エクスポージャー
- (ii) 内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャー

- (2) PD/LGD方式が適用される株式等エクスポージャー

ハ リスク・ウェイトのみなし計算（持株自己資本比率告示第五十四条の五の規定によりリスク・ウェイトを計算することをいう。次号及び第九号において同じ。）又は信用リスク・アセットのみなし計算（持株自己資本比率告示第四百四十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。次号及び第九号において同じ。）が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに

アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本について、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額

〔(1)～(5) 略〕

ニ|| CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額及びCVAリスクに対する所要自己資本の額並びにこれらのうち銀行持株会社を使用する次に掲げる手法ごとの額

(1) SA|CVA

(2) 完全なBA|CVA

(3) 限定的なBA|CVA

(4) 簡便法

ホ|| マーケット・リスクに関する次に掲げる事項

(1)|| マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額及びマーケット・リスクに対する所要自己資本の額並びにこれらのうち持株会社グループが使用する次に掲げる方式ごとの額

(i)|| 簡易的方式

(ii)|| 標準的方式

(iii)|| 内部モデル方式

(2)|| 勘定間の振替分に係るマーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額から信用リスク・アセットの額に加算する額及び当該振替に係る所要自己資本の額（当該振替がある場合に限る。）

ヘ|| オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額及びオペレーショナル・リスクに対

対する所要自己資本について、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額

〔(1)～(5) 同上〕

「号の細分を加える。」

ニ|| マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち持株会社グループが使用する次に掲げる方式ごとの額

(1)|| 標準的方式（金利リスク、株式リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスク及びオプション取引のカテゴリごとに開示することを要する。）

(2)|| 内部モデル方式

ホ|| オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち持株会社グループが使用する次に掲げる手

する所要自己資本の額並びに次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ当該(1)又は(2)に定める事項

(1) BIが一十億円以下であり、かつ、ILMを一定とする場合 BI及びBICの額

(2) (1)に掲げる場合以外の場合 BI及びBICの額、ILMの値並びにオペレーショナル・リスク損失の推移

「削る。」

ト 連結リスク・アセットの合計額（持株自己資本比率告示第十四条の算式の分母の額をいう。第十七条第一項第三号において同じ。）及び連結総所要自己資本額（持株自己資本比率告示第十四条の算式の分母の額に四パーセントを乗じた額をいう。同号において同じ。）

三 信用リスク（リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

「イ・ロ 略」

ハ 延滞エクスポージャー（持株自己資本比率告示第十四条に規定する延滞エクスポージャー及び持株自己資本比率告示第五十条に規定する自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞エクスポージャーをいう。第六号イ(2)において同じ。）の期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳

「(1)・(2) 略」

「ニ・ホ 略」

法ごとの額

(1) 基礎的手法

(2) 粗利益配分手法

(3) 先進的計測手法

ヘ 連結総所要自己資本額（持株自己資本比率告示第十四条の算式の分母の額に四パーセントを乗じた額をいう。第十七条第一項第三号において同じ。）

三 「同上」

「イ・ロ 同上」

ハ 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳

「(1)・(2) 同上」

「ニ・ホ 同上」

標準的手法が適用されるエクスポージャーのうち持株自己資本比率告示第三十三条から第五十四条まで及び第五十五条の二の規定に該当するエクスポージャーについて、次に掲げる事項及びこれらの適切なポートフォリオの区分ごとの内訳

(1) 信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオン・バランスシートのエクスポージャーの額（持株自己資本比率告示第四章に規定する信用リスクの標準的手法の計算対象となるエクスポージャーの額（持株自己資本比率告示第五十六条に規定するオフ・バランス取引に係るものを除く。）をいう。以下この号において同じ。）

(2) CCF（持株自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。以下この号において同じ。）を適用する前及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額（CCFを適用する対象となる信用供与枠の未引出額又はその他のオフ・バランス取引に係る想定元本額。以下この号において同じ。）

(3) 信用リスク削減手法の効果を勘案した後のオン・バランスシートのエクスポージャーの額

(4) CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額

(5) 信用リスク・アセットの額

(6) (5)に掲げる額を(3)及び(4)に掲げる額の合計額で除し

標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体のパーセント未満である場合には、区分を要しない。）並びに持株自己資本比率告示第五十七条の五第二項第二号、第百五十五条の第二項第二号、第百二十六条（持株自己資本比率告示第百三条及び第百五条において準用する場合に限る。）並びに第百二十六条の四第一項第一号及び第二号（持株自己資本比率告示第百三条及び第百五条において準用する場合に限る。）の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

た割合

ト 標準的手法が適用されるエクスポージャーのうち持株自己資本比率告示第三十三条から第五十四条まで及び第五十五条の二の規定に該当するエクスポージャーについて、適切なポートフォリオの区分ごとのCCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額（オン・バランスシート）のエクスポージャーの額及びオフ・バランス取引のエクスポージャーの額の合計額をいう。）並びにこの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

チ 標準的手法が適用されるエクスポージャーのうち持株自己資本比率告示第三十三条から第五十四条まで及び第五十五条の二の規定に該当するエクスポージャーについて、次に掲げる事項及びこれらの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

- (1) CCFを適用する前及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオン・バランスシート）のエクスポージャーの額
- (2) CCFを適用する前及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額
- (3) CCFの加重平均値（CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を(2)に掲げる額で除した割合をいう。）
- (4) CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のオン・バランスシート）の額及びオフ・

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

バランス取引のエクスポージャーの額の合計額

リ 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロツティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権について、持株自己資本比率告示第三百三十一條第三項及び第五項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高

ヌ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げるエクスポージャーの区分に応じ、それぞれ次に定める事項（信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする。）

- (1) 事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、LGDの推計値（先進的内部格付手法（内部格付手法のうち、持株自己資本比率告示第二百五條第二項各号に掲げるエクスポージャーに該当しない事業法人等向けエクスポージャーについてLGD及びEADの自行推計値を用いる手法をいう。以下この号及び第十一号において同じ。）を適用する場合には、デフォルトしたエクスポージャーに係るE_{Default}を含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値及びオフ・バランス資産項目のEADの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合には、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値を含む。）

ト 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、

スロツティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーについて、持株自己資本比率告示第三百三十一條第三項及び第五項並びに第四百四條第四項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高

チ 「同上」

- (1) 事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、LGDの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、デフォルトしたエクスポージャーに係るE_{Default}を含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値及びオフ・バランス資産項目のEADの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値を含む。）

「削る。」

(2) 「略」

ル 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析

ヲ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比

〔四・五 略〕

六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 持株会社グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、持株会社

(2) PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー債務者格付ごとのPDの推計値、リスク・ウェイトの加重平均値及び残高

(3) 「同上」

リ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析

ヌ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比

〔四・五 同上〕

六 「同上」

イ 「同上」

(1) 「同上」

ループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）

(2) 原資産を構成するエクスポージャーのうち、延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、持株会社グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）

〔(3)〕(11) 略

ロ 〔略〕

ハ 持株会社グループがオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

〔(1)〕(6) 略

〔削る。〕

(7)〔(9)〕 〔略〕

ニ 持株会社グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び持株会社グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

〔(1)・(2) 略〕

〔削る。〕

(2) 原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、持株会社グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）

〔(3)〕(11) 同上

ロ 〔同上〕

ハ 〔同上〕

〔(1)〕(6) 同上

(7) 包括的リスクの計測対象としている証券化エクスポージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳

(8)〔(10)〕 〔同上〕

ニ 〔同上〕

〔(1)・(2) 同上〕

(3) 保有する包括的リスクの計測対象となる証券化エクスポージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切

(3) 「略」

六の二 CVAリスクに関する次に掲げる事項

イ BA-CVAを用いてCVAリスク相当額を算出する銀行にあつては、次に掲げる算出手法の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

(1) 完全なBA-CVA 持株自己資本比率告示第二百四十八条の三の三に定め $K_{Reduced}$ 及び K_{Hedged} に割引係数 (DS_{BA-CVA}) 〇・六五を乗じて得た額を八パーセントで除して得た額並びにこれらの合計額

(2) 限定的なBA-CVA 持株自己資本比率告示第二百四十八条の三の四の規定により算出する持株自己資本比率告示第二百四十八条の三の三に定める $K_{Reduced}$ の算式における取引先共通の要素及び取引先固有の要素の額並びに限定的なBA-CVAにより算出したCVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額

ロ SA-CVA採用行にあつては、持株自己資本比率告示第二百四十八条の四の七第二項に定めるリスク・クラスごとに算出したCVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額及びこれらの合計額並びにSA-CVAの対象となる取引相手方の先数

七 マーケット・リスクに関する事項

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

(4) 「同上」

なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳

「号を加える。」

七 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（内部モデル方式を使用する場合に限る。）

イ 期末のバリュエーション・アット・リスクの値並びに開示期間におけるバリュエーション・アット・リスクの最高、平均及び最低の値

ロ 期末のストレス・バリュエーション・アット・リスクの値並び

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

八 持株自己資本比率告示に規定する出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 連結貸借対照表計上額及び時価並びに次に掲げる事項に係る連結貸借対照表計上額

(1) 上場している持株自己資本比率告示に規定する出資等又は株式等エクスポージャー

(2) (1)に該当しない上場している持株自己資本比率告示に規定する出資等又は株式等エクスポージャー

ロ 持株自己資本比率告示に規定する出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

「ハ・ホ 略」

「九・十 略」

十一 内部格付手法と標準的手法の比較に関する次に掲げる事項（内部格付手法採用行に限る。）

イ 信用リスク（リスク・ウェイトのみなし計算及び信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー、証券化エクスポージャー、持株自己資本比率告示第六章の二に規定するCVAリスク並びに持株自己資本比率告示第二百四十八条の六各号に掲げるエクスポー

に開示期間におけるストレス・バリユー・アット・リスクの最高、平均及び最低の値

ハ 期末の追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の額並びに開示期間における追加的リスク及び包括

的リスクに係る所要自己資本の最高、平均及び最低の額

ニ バック・テストイングの結果及び損益の実績値がバリユー・アット・リスクの値から大幅に下方乖離した場合についての説明

八 出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 「同上」

(1) 上場株式等エクスポージャー

(2) 上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー

ロ 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

「ハ・ホ 同上」

「九・十 同上」

「号を加える。」

-
- ジャーを除く。)に関する次に掲げる事項
- (1) 内部格付手法が適用されるポートフォリオの信用リスク・アセットの額のうち、次に掲げるポートフォリオの信用リスク・アセットの額(v)及び(vi)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による銀行のリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。
- ～及びこれらの信用リスク・アセットの額の合計額
- (i) 事業法人向けエクスポージャー(特定貸付債権を除き、先進的内部格付手法が適用されるポートフォリオがある場合にあつては、適用される内部格付手法別の内訳を含む。)
- (ii) ソブリン向けエクスポージャー
- (iii) 金融機関等向けエクスポージャー
- (iv) 居住用不動産向けエクスポージャー
- (v) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー
- (vi) その他リテール向けエクスポージャー
- (vii) 株式等エクスポージャー
- (viii) 特定貸付債権
- (ix) 購入債権
- (2) (1)から(ix)までに掲げるエクスポージャーに標準的手法を適用し、持株自己資本比率告示第五十七条に定める与信相当額の計算にS A | C C R (持株自己資
-

本比率告示第五十七条の二に定めるところにより与信相当額を算出することをいう。以下この号及び次号において同じ。)を用いて算出した信用リスク・アセットの額(1)において、(1)(v)及び(vi)の両者を区別した開示を行わない場合には、(1)(v)及び(vi)の両者を区別して開示することを要しない。)及びこれらの信用リスク・アセットの額の合計額

(3) 標準的手法が適用されるポートフォリオ(持株自己資本比率告示第三十四条から第五十四条まで及び第十五条の二の規定に該当するエクスポージャーに限る。)の信用リスク・アセットの額及び(1)に規定する内部格付手法が適用されるポートフォリオの信用リスク・アセットの額の合計額並びにこれらのうち次に掲げる内部格付手法のポートフォリオに分類した場合のポートフォリオごとの内訳(1)において、(1)(v)及び(vi)の両者を区別した開示を行わない場合には、(1)(v)及び(vi)の両者を区別して開示することを要しない。)

(i) 事業法人向けエクスポージャー(特定貸付債権を除き、先進的内部格付手法が適用されるポートフォリオがある場合にあつては、適用される内部格付手法別の内訳を含む。)

(ii) ソブリン向けエクスポージャー

(iii) 金融機関等向けエクスポージャー

(iv) 居住用不動産向けエクスポージャー

(v) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー

(vi) その他リテール向けエクスポージャー

-
- (1) ロ 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項
信用リスク・アセットの額
- (ix) 購入債権
 - (viii) 特定貸付債権
 - (vii) 株式等エクスポージャー
 - (vi) その他リテール向けエクスポージャー
 - (v) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー
 - (iv) 居住用不動産向けエクスポージャー
 - (iii) 金融機関等向けエクスポージャー
 - (ii) ソブリン向けエクスポージャー
 - (i) 事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権を除き、先進的内部格付手法が適用されるポートフォリオがある場合にあつては、適用される内部格付手法別の内訳を含む。）
- (4) (3)の規定により信用リスク・アセットの額を開示するポートフォリオに標準的手法を適用し、持株自己資本比率告示第五十七条に定める与信相当額の計算にS A | C C Rを用いて算出した信用リスク・アセットの額及びこれらのうち次に掲げる内部格付手法のポートフォリオに分類した場合のポートフォリオごとの内訳（(1)において、(1)(v)及び(vi)の両者を区別した開示を行わない場合には、(1)(v)及び(vi)の両者を区別して開示することを要しない。）
-

(2) 銀行持株会社を標準的手法採用行とみなして持株自己資本比率告示第六章に定めるところにより判定された手法により算出した信用リスク・アセットの額

十二 期待エクスポージャー方式（持株自己資本比率告示第五十七条の三に定めるところにより与信相当額を算出することをいう。）とSA|CCRの比較に関する次に掲げる事項（持株自己資本比率告示第五十七条の三第一項の承認を受けた標準的手法採用行に限る。）

イ カウンターパーティー信用リスクの信用リスク・アセットの額

ロ 持株自己資本比率告示第五十七条に定める与信相当額の計算にSA|CCRを用いて算出したカウンターパーティー信用リスクの信用リスク・アセットの額

十三 内部モデル方式と標準的方式又は簡易的方式との比較に関する次に掲げる事項（内部モデル方式採用行に限る。）

イ マーケット・リスク相当額の合計額

ロ 全てのマーケット・リスク相当額の算出に、標準的方式又は簡易的方式を使用したマーケット・リスク相当額の合計額（ただし、マーケット・リスク相当額の算出において内部モデル方式を適用する部分には、標準的方式を用いて算出するものとする。）

5 前項第七号に掲げる事項は、別紙様式第十一号の二により作成するものとする。

6 第四項第十号に掲げる事項は、別紙様式第十一号の三により作成するものとする。

「号を加える。」

「号を加える。」

「項を加える。」

5 前項第十号に掲げる事項は、別紙様式第十一号の二により作成するものとする。

(銀行持株会社における中間連結会計年度の開示事項)

第十六条 前条(第三項を除く。)の規定は、規則第三十四条の二十六第一項第四号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項(国内基準持株会社の直近の二中間連結会計年度に係るものに限る。)について準用する。この場合において、前条第二項中「前項」とあるのは「第十六条において準用する第十五条第一項の定量的な」と、同条第四項中「第一項の定量的な」とあるのは「第十六条において準用する第十五条第一項の定量的な」と、同項第二号ト中「をいう」をいう。第十七条第一項第三号において同じ」とあり、及び「をいう」をいう。同号において同じ」とあるのは「をいう」と、同項第八号イ中「連結貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、同号ハ中「連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書」とあるのは「中間連結貸借対照表で認識され、かつ、中間連結損益計算書」と、同号ニ中「連結貸借対照表及び連結損益計算書」とあるのは「中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書」と、同条第五項中「前項第七号」とあるのは「第十六条において準用する第十五条第四項第七号」と、同条第六項中「第四項第十号」とあるのは「第十六条の規定において準用する第十五条第四項第十号」と読み替えるものとする。

(銀行持株会社における四半期の開示事項)

第十七条 規則第三十四条の二十七の二に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項(国内基準持株会社に係るものに限る。)は、次に掲げる事項とする。

(銀行持株会社における中間連結会計年度の開示事項)

第十六条 前条(第三項を除く。)の規定は、規則第三十四条の二十六第一項第四号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項(国内基準持株会社の直近の二中間連結会計年度に係るものに限る。)について準用する。この場合において、前条第二項中「前項」とあるのは「第十六条の規定により読み替えて準用する第十五条第一項」と、同条第四項中「第一項の定量的な」とあるのは「第十六条の規定により読み替えて準用する第十五条第一項の定量的な」と、同項第二号ヘ中「をいう」をいう。第十七条第一項第三号において同じ」とあるのは「をいう」と、同項第八号イ中「連結貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、同号ハ中「連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書」とあるのは「中間連結貸借対照表で認識され、かつ、中間連結損益計算書」と、同号ニ中「連結貸借対照表及び連結損益計算書」とあるのは「中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書」と読み替えるものとする。

(銀行持株会社における四半期の開示事項)

第十七条 「同上」

2	三	〔一・二 略〕
	額	連結リスク・アセットの合計額及び連結総所要自己資本
	〔四・五 略〕	
〔略〕		

2	三	〔一・二 同上〕
	額	連結総所要自己資本額
	〔四・五 同上〕	
〔同上〕		

別添様式第一号)

(単位：百万円、%)

CC1：自己資本の構成 (銀行単体)				
国際様式 の該当番 号	項目	イ	ロ	ハ 別添様式 第十三号 (CC2) の参照項目
		当期末	前期末	
[略]				
1b	普通株式に係る株式引受権及び新株予約権の合計額			
[略]				
[略]				
30	その他 Tier1 資本調達手段に係る株式引受権及び新株 予約権の合計額			
		[略]		
[略]				
46	Tier2 資本調達手段に係る株式引受権及び新株予約権 の合計額			
		[略]		
[略]				

(注)

[略]

別添様式第一号)

(単位：百万円、%)

CC1：自己資本の構成 (銀行単体)				
国際様式 の該当番 号	項目	イ	ロ	ハ 別添様式 第十三号 (CC2) の参照項目
		当期末	前期末	
[同左]				
1b	普通株式に係る新株予約権の額			
[同左]				
[同左]				
30	その他 Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額			
		[同左]		
[同左]				
46	Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額			
		[同左]		
[同左]				

(注)

[同左]

(例添付第二号)

(第一面)

OV1：リスク・アセットの概要						(単位：百万円)			
国際様式の該当番号	リスク・アセットの概要	リスク・アセット		所要自己資本					
		当期末	前期末	当期末	前期末				
1	信用リスク								
2	うち、標準的手法適用分								
3	うち、基礎的留付手法適用分								
4	うち、スロツテインズ・クライテリア適用分								
5	うち、先遣引留付手法適用分								
	うち、重要な出資のエクスポージャー								
	うち、リース取引における見積残存価額のエクスポージャー								
	その他								
6	カウンターパーティ信用リスク								
7	うち、SA-CCR適用分								
8	うち、期待エクスポージャー方式適用分								
	うち、中央清算機関関連エクスポージャー								
9	その他								
10	CVARリスク								
	うち、SA-CVA適用分								
	うち、完全なBA-CVA適用分								
	うち、限定的なBA-CVA適用分								
11	経過措置により適用されるワークアウト・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー								
12	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・ア								

(例添付第二号)

(第一面)

OV1：リスク・アセットの概要						(単位：百万円)			
国際様式の該当番号	リスク・アセットの概要	リスク・アセット		所要自己資本					
		当期末	前期末	当期末	前期末				
1	信用リスク								
2	うち、標準的手法適用分								
3	うち、内部留付手法適用分								
	うち、重要な出資のエクスポージャー								
	うち、リース取引における見積残存価額のエクスポージャー								
	その他								
4	カウンターパーティ信用リスク								
5	うち、SA-CCR適用分								
6	うち、期待エクスポージャー方式適用分								
	うち、CVARリスク								
	うち、中央清算機関関連エクスポージャー								
7	ワークアウト・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー								
8	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算 (レック・スルー方式)								
9	リスク・ウェイトのみなし計算 (ペンデント方式)								
	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算 (蓋然性方式250%)								

	セットのみなし計算 (レック・スルー方式)					
13	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算 (マーズート方式)					
	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算 (蓋然性方式250%)					
	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算 (蓋然性方式400%)					
14	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算 (マールバック方式1250%)					
15	未決済取引					
16	信用リスク・アセットの額の算出対象となつていない証券化エクスポージャー					
17	うち、内部格付手法轉換方式適用分					
18	うち、外部格付轉換方式又は内部格付方式適用分					
19	うち、標準的手法轉換方式適用分					
	うち、1250%のリスク・ウェイト適用分					
20	マーズット・リスク					
21	うち、標準的方式適用分					
22	うち、内部モデル方式適用分					
	うち、簡易的方式適用分					
23	勘定間の振替分					
24	オペレーショナル・リスク					
25	特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー					
26	フロア調整					
27	合計					

	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算 (蓋然性方式400%)					
10	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算 (マールバック方式1250%)					
11	未決済取引					
12	信用リスク・アセットの額の算出対象となつていない証券化エクスポージャー					
13	うち、内部格付手法轉換方式又は内部格付方式適用分					
14	うち、外部格付轉換方式適用分					
15	うち、標準的手法轉換方式適用分					
	うち、1250%のリスク・ウェイト適用分					
16	マーズット・リスク					
17	うち、標準的方式適用分					
18	うち、内部モデル方式適用分					
19	オペレーショナル・リスク					
20	うち、基礎的手法適用分					
21	うち、粗利益配分手法適用分					
22	うち、先物の計測手法適用分					
23	特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー					
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額					
24	フロア調整					
25	合計					

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

【例】

a この面のb以下の記載にかかわらず、国際的な該当番号(以下この面において「項番」という。)1の「信用リスク」の項から「信用リスク その他」の項までには、項番6から「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項まで及び項番 25に該当するものの額は含まれない。また、項番2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項、項番3「信用リスクのうち、基礎的內部格付手法適用分」の項及び項番5「信用リスクのうち、先進的內部格付手法適用分」の項には、「信用リスクのうち、重要な出資のエクスポージャー」の項から「信用リスク その他」の項までに該当するものの額は含まれない。

b 項番2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項には、自己資本比率告示第四十八条第一項又は特殊自己資本比率告示第二十六条第一項で規定する信用リスク・アセットの額の合計額及び株式等エクスポージャー(銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件(令和四年金融庁告示第 号。以下「令和四年自己資本比率告示改正告示」という。))附則第一条第二項及び第三項の規定により令和四年自己資本比率告示による改正前の自己資本比率告示(以下「令和四年改正前自己資本比率告示」という。))第百六十六条第一項各号又は銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしこれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件(令和四年金融庁告示第 号。以下「令和四年持株自己資本比率告示改正告示」という。))附則第十一条第二項及び第三項の規定により令和四年持株自己資本比率告示による改正前の持株自己資本比率告示(以下「令和四年改正前持株自己資本比率告示」という。))第百四十四条第一項各号に掲げる方式により算出されるリスク・ウェイトを用いる株式等エクスポージャーを除く。)に係る信用リスク・アセットの額の合計額(イ欄及びロ欄)並びにこれらに係る所要自己資本の額(リスクの種類に応じ、リスク・アセットの額の合計額に8パーセントを乗じて得た額又はリスク相当額の合計額をいう。以下この面において同じ。)(ハ欄及びニ欄)をそれぞれ記載すること。

e 項番2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第七面の開示を行う場合、

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 内部格付手法適用分に係る記載について、リスク・アセットの額(イ欄及びロ欄)は1.06を乗じる前の額を記載し、所要自己資本の額(ハ欄及びニ欄)は1.06を乗じて得たリスク・アセットの額を8パーセントを乗じて得た額をそれぞれ記載すること。

b この面のc以下の記載にかかわらず、国際的な該当番号(以下この面において「項番」という。)1の「信用リスク」の項から「信用リスク その他」の項までには、項番4から「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項まで、項番 23及び「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額」の項に該当するものの額は含まれない。また、項番2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項及び項番3「信用リスクのうち、内部格付手法適用分」の項には、「信用リスクのうち、重要な出資のエクスポージャー」の項から「信用リスク その他」の項までに該当するものの額は含まれない。

c 項番2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項には、自己資本比率告示第四十八条第一項又は特殊自己資本比率告示第二十六条第一項で規定する信用リスク・アセットの額の合計額(イ欄及びロ欄)及びこれに係る所要自己資本の額(リスクの種類に応じ、リスク・アセットの額の合計額に8パーセントを乗じて得た額又はリスク相当額の合計額をいう。以下この面において同じ。)(ハ欄及びニ欄)をそれぞれ記載すること。

d 項番2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第七面の開示を行う場合、

には、同面の項番12「合計」の項の欄の額と一致する。

d 項番3「信用リスクのうち、基礎的內部格付手法適用分」の項には、基礎的內部格付手法を適用して算出する自己資本比率告示第百五十二条第一号イ又は特殊自己資本比率告示第百三十条第一号イに規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、自金融機関が基礎的內部格付手法採用行である場合は、内部格付手法を適用して算出する当該信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

e 項番3「信用リスクのうち、基礎的內部格付手法適用分」の項の欄の額は、当期に係る第九面の開示を行う場合には、基礎的內部格付手法が適用されるポートフォリオに対応した同面の「合計（全てのポートフォリオ）」の項の欄の額と一致する。ただし、自金融機関が基礎的內部格付手法採用行である場合は、同面の「合計（全てのポートフォリオ）」の項の欄の額と一致する。

f 項番4「信用リスクのうち、スロツテインズ・クライテリア適用分」の項には、自己資本比率告示第百四十九条又は特殊自己資本比率告示第二百二十七条に規定するスロツテインズ・クライテリアを利用して算出する自己資本比率告示第百五十二条第一号イ又は特殊自己資本比率告示第百三十条第一号イに規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。また、項番4に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

g 項番4「信用リスクのうち、スロツテインズ・クライテリア適用分」の項の欄の額は、当期に係る第十三面の開示を行う場合には、同面の「ボラテイル性の高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）以外」の「合計」の項の欄の額及び「ボラテイル性の高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）」の「合計」の項の欄の額の合計額と一致する。

h 項番5「信用リスクのうち、先制的内部格付手法適用分」の項には、先制的内部格付手法を適用して算出する自己資本比率告示第百五十二条第一号イ又は特殊自己資本比率告示第百三十条第一号イに規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、自金融機関が基礎的內部格付手法採用行である場合は、当該欄に記載することを要しない。

i 項番5「信用リスクのうち、先制的内部格付手法適用分」の項の欄の額は、当期に係る第九面の開示を行う場合には、先制的内部格付手法が適用されるポートフォリオに対応した同面の「合計（全てのポートフォリオ）」の項の欄の額と一致する。

j 項番2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項の欄の額、項番3「信用リスクのうち、基礎的內部

同面の項番22「合計」の項の欄の額と一致する。

e 項番3「信用リスクのうち、内部格付手法適用分」の項には、自己資本比率告示第百五十二条第一号イ又は特殊自己資本比率告示第百三十条第一号イに規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

[加える。]

f 項番3「信用リスクのうち、内部格付手法適用分」の項の欄の額は、当期に係る第九面及び第十三面の開示を行う場合、第九面の「合計（全てのポートフォリオ）」の項の欄の額並びに第十三面の「ボラテイル性の高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）以外」の「合計」の項の欄の額及び「ボラテイル性の高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）」の「合計」の項の欄の額の合計額と一致する。

[加える。]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

格付手法適用分」の項イ欄の額、項番4「信用リスクのうち、スロツテインゾ・クライテリア適用分」の項イ欄の額及び項番5「信用リスクのうち、先行的内部格付手法適用分」の項イ欄の額の合計額は、当期に係る第三十七面の開示を行う場合には、同面の項番1「信用リスク」の項イ欄の額と一致する。

【略】

h 項番6「カウンターパーティー信用リスク」の項イ欄の額は、当期に係る第十四面及び第二十一面の開示を行う場合には、第十四面の項番6「合計」の項イ欄の額並びに第二十一面の項番1「適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項ロ欄の額及び項番11「非適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項ロ欄の額の合計額と一致する。

o 項番6「カウンターパーティー信用リスク」の項イ欄の額は、当期に係る第三十七面の開示を行う場合には、同面の項番2「カウンターパーティー信用リスク」の項イ欄の額と一致する。

p 項番7「カウンターパーティー信用リスクのうち、S A-C C R適用分」の項には、自己資本比率告示第七十九条の二（自己資本比率告示第百五十七條第二項及び第百六十五條第五項において準用する場合を含む。）の規定又は持株自己資本比率告示第五十七條の二（持株自己資本比率告示第百三十五條第七項及び第百四十三條第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれに係る所要自己資本の額（イ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

【判る。】

【同左】

i 項番4「カウンターパーティー信用リスク」の項イ欄の額は、当期に係る第十四面、第十五面及び第二十一面の開示を行う場合、第十四面の項番6「合計」の項イ欄の額、第十五面の項番5「C V Aリスク相当額の対象となるポートフォリオの合計」の項ロ欄の額並びに第二十一面の項番1「適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項ロ欄の額及び項番11「非適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項ロ欄の額の合計額と一致する。

【加える。】

k 項番5「カウンターパーティー信用リスクのうち、S A-C C R適用分」の項には、自己資本比率告示第七十九条の二（自己資本比率告示第百五十七條第二項及び第百六十五條第五項において準用する場合を含む。）の規定又は持株自己資本比率告示第五十七條の二（持株自己資本比率告示第百三十五條第五項及び第百四十三條第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれに係る所要自己資本の額（イ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

l 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（平成三十年金融庁告示第十三号。以下この面及び第十四面において「平成三十年金融庁告示第十三号」という。）附則第二条第一項又は第四条第一項の規定により読み替えて適用する自己資本比率告示第七十九条第二項の規定又は持株自己資本比率告示第五十七條第二項の規定に基づきカレント・エクスポージャー方式を用いる場合には、項番5と項番6との間に「カウンターパーティー信用リスクのうち、カレント・エクスポージャー方式適用分」との名称の項（項番を付さないこと）を追加すること。この場合において、当該項には、自己資本比率告示第七十九条の四（平成三十年金融庁告示第十三号附則第二条第一項の規定により読み替えて適用する自己資本比率告示第百五十七條第五項及び第百六十五條第五項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定又は持株自己資本比率告示第五十七條の四（平成三十年金融庁告示第十三号附則第四条第一項の規定により読み替えて適用する持株自己資本比率告示第百三十五條第五項及び第百四十三條第五項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用

- g 項番8 「カウンタートパーテイ信用リスクのうち、期待エクスポージャー方式適用分」の項には、自己資本比率報告示第七十九条の三（自己資本比率報告示第五百五十七条第五項及び第百六十五条第五項において準用する場合を含む。）の規定又は持株自己資本比率報告示第五十七条の三（持株自己資本比率報告示第五百三十五条第五項及び第百四十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及びレボ形式の取引等の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。
 - ト 項番8 「カウンタートパーテイ信用リスクのうち、期待エクスポージャー方式適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十面の開示を行う場合（注）は、同面の項番9 「当期末時点における信用リスク・アセットの額」の項の額と一致する。
- 【別表。】
- ニ 【略】
 - ト 項番10 「CVARリスク」の項には、自己資本比率報告示第八章の規定又は持株自己資本比率報告示第六章の規定により算出したCVARリスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。
 - リ 項番10 「CVARリスク」の項イ欄の額は、当期に係る第十五面の四及び第三十七面の開示を行う場合には、第十五面の四の項番2 「当期末」の項の額及び第三十七面の項番3 「CVARリスク」の項ハ欄の額と一致する。
 - ル 「CVARリスクのうち、SA-CVA適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第十五面の三の開示を行う場合には、同面の項番7 「合計」の項イ欄の額と一致する。
 - ロ 「CVARリスクのうち、完全なBA-CVA適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第十五面の二の開示を行う場合には、同面の項番3 「合計」の項イ欄の額と一致する。
 - ハ 「CVARリスクのうち、限定的なBA-CVA適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第十五面の開示を行う場合には、同面の項番3 「合計」の項ロ欄の額と一致する。
 - ニ 項番11 「総過措置により適用されるマーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー」の項に

- されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。
- ロ 項番6 「カウンタートパーテイ信用リスクのうち、期待エクスポージャー方式適用分」の項には、自己資本比率報告示第七十九条の三（自己資本比率報告示第五百五十七条第五項及び第百六十五条第五項において準用する場合を含む。）の規定又は持株自己資本比率報告示第五十七条の三（持株自己資本比率報告示第五百三十五条第五項及び第百四十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及びレボ形式の取引等の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。
 - リ 項番6 「カウンタートパーテイ信用リスクのうち、期待エクスポージャー方式適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十面の開示を行う場合、同面の項番9 「当期末時点における信用リスク・アセットの額」の項の額と一致する。
 - ロ 「カウンタートパーテイ信用リスクのうち、CVARリスク」の項には、自己資本比率報告示第八章の規定又は持株自己資本比率報告示第六章の規定により算出したCVARリスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。
 - リ 【同左】
 - ル 「加える。」
 - ロ 「加える。」
 - ハ 「加える。」
 - ニ 「加える。」

は、令和四年自己資本比率告示改正告示附則第十一条第二項及び第三項の規定により令和四年改正前自己資本比率告示第百六十六条第一項第一号又は令和四年持株自己資本比率告示改正告示附則第十一条第二項及び第三項の規定により令和四年改正前持株自己資本比率告示第百四十四条第一項第一号に掲げるアンケート・ベース方式により算出した信用リスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれらに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。なお、令和四年自己資本比率告示改正告示附則第十一条第二項及び第三項の規定により令和四年改正前自己資本比率告示第百六十六条第一項第二号又は令和四年持株自己資本比率告示改正告示附則第十一条第二項及び第三項の規定により令和四年改正前持株自己資本比率告示第百四十四条第一項第二号に掲げるPD/LGD方式により算出した信用リスク・アセットの額及びこれに係る所要自己資本の額については、項番3「信用リスクのうち、基礎的內部格付手法適用分」の項に含めることとし、これら以外の株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額及びこれに係る所要自己資本の額については、項番2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項に含めることとする。

【判る。】

【判る。】

9 項番7「アンケート・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー」の項には、自己資本比率告示第百六十六条第一項第一号又は持株自己資本比率告示第百四十四条第一項第一号に掲げるアンケート・ベース方式により算出した信用リスク・アセットの額及び自己資本比率告示第百六十六条第一項ただし書の規定又は持株自己資本比率告示第百四十四条第一項ただし書の規定により100パーセントのリスク・ウェイトを適用して算出した信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれらに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。自己資本比率告示第百六十六条第三項第二号又は持株自己資本比率告示第百四十四条第三項第二号に掲げる内部モデル手法により算出する場合には、内部モデルの概要を記載すること。なお、自己資本比率告示第百六十六条第一項第二号又は持株自己資本比率告示第百四十四条第一項第二号に掲げるPD/LGD方式により算出した信用リスク・アセットの額及びこれに係る所要自己資本の額については、項番3「信用リスクのうち、内部格付手法適用分」の項に含めることとする。さらに、株式等エクスポージャーに標準的手法を適用して算出した信用リスク・アセットの額及びこれに係る所要自己資本の額については、項番2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項に含めることとする。

10 項番7「アンケート・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー」の項イ欄の額は、当期に係る第三面の開示を行う場合、同面の「アンケート・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー」の「合計」の項ハ欄の額及び「100%」のリスク・ウェイトが適用される株式等エクスポージャー」の項ハ欄の額の合計額と一致する。

z 項番 12 「リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（レック・スルー方式）」の項には、標準的手法採用行にあっては自己資本比率告示第七十六条の五第二項又は持株自己資本比率告示第五十四条の五第二項の規定、内部格付手法採用行にあっては自己資本比率告示第六十七條第二項又は持株自己資本比率告示第四百十五條第二項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

aa 項番 13 「リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ペンデート方式）」の項には、標準的手法採用行にあっては自己資本比率告示第七十六条の五第六項又は持株自己資本比率告示第五十四条の五第六項の規定、内部格付手法採用行にあっては自己資本比率告示第六十七條第七項又は持株自己資本比率告示第四百十五條第七項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

bb 「リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）」の項には、標準的手法採用行にあっては自己資本比率告示第七十六条の五第九項第一号又は持株自己資本比率告示第五十四条の五第九項第一号の規定、内部格付手法採用行にあっては自己資本比率告示第六十七條第十項第一号又は持株自己資本比率告示第四百十五條第十項第一号の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

cc 「リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）」の項には、標準的手法採用行にあっては自己資本比率告示第七十六条の五第九項第二号又は持株自己資本比率告示第五十四条の五第九項第二号の規定、内部格付手法採用行にあっては自己資本比率告示第六十七條第十項第二号又は持株自己資本比率告示第四百十五條第十項第二号の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

dd 項番 14 「リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フオーレルツァック方式

s 項番 8 「リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（レック・スルー方式）」の項には、標準的手法採用行にあっては自己資本比率告示第七十六条の五第二項又は持株自己資本比率告示第五十四条の五第二項の規定、内部格付手法採用行にあっては自己資本比率告示第六十七條第二項又は持株自己資本比率告示第四百十五條第二項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及び三欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

t 項番 9 「リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ペンデート方式）」の項には、標準的手法採用行にあっては自己資本比率告示第七十六条の五第六項又は持株自己資本比率告示第五十四条の五第六項の規定、内部格付手法採用行にあっては自己資本比率告示第六十七條第七項又は持株自己資本比率告示第四百十五條第七項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及び三欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

u 「リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）」の項には、標準的手法採用行にあっては自己資本比率告示第七十六条の五第九項第一号又は持株自己資本比率告示第五十四条の五第九項第一号の規定、内部格付手法採用行にあっては自己資本比率告示第六十七條第十項第一号又は持株自己資本比率告示第四百十五條第十項第一号の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及び三欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

v 「リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）」の項には、標準的手法採用行にあっては自己資本比率告示第七十六条の五第九項第二号又は持株自己資本比率告示第五十四条の五第九項第二号の規定、内部格付手法採用行にあっては自己資本比率告示第六十七條第十項第二号又は持株自己資本比率告示第四百十五條第十項第二号の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及び三欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

w 項番 10 「リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フオーレルツァック方式

1250%)」の項には、標準的手法採用行にあっては自己資本比率告示第七十六条の五第十項又は持株自己資本比率告示第五十四条の五第十項の規定、内部格付手法採用行にあっては自己資本比率告示第六十七条第十一項又は持株自己資本比率告示第四百四十五条第十一項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

㉑ 項番 15 「未決済取引」の項には、標準的手法採用行にあっては自己資本比率告示第七十九条の五又は持株自己資本比率告示第五十七条の五に規定する信用リスク・アセットの額、内部格付手法採用行にあっては自己資本比率告示第七十七条の二又は持株自己資本比率告示第五百五十五条の二に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

㉒ 項番 16 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項には、自己資本比率告示第八章の規定又は持株自己資本比率告示第六章の規定により算出した証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

㉓ 項番 16 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合¹⁰から項番 13 までの項イ欄の合計額と一致する。

㉔ 項番 16 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項イ欄の額は、当期に係る第三十七面の開示を行う場合には、同面の項番 4 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項イ欄の額と一致する。

㉕ 項番 16 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番 14 から項番 17 までの項イ欄の合計額と一致する。

㉖ 項番 17 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法適用方式適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番 10 「内部格付手法適用方式」により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

㉗ 項番 17 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付

1250%)」の項には、標準的手法採用行にあっては自己資本比率告示第七十六条の五第十項又は持株自己資本比率告示第五十四条の五第十項の規定、内部格付手法採用行にあっては自己資本比率告示第六十七条第十一項又は持株自己資本比率告示第四百四十五条第十一項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄に記載することを要しない。

㉘ 項番 11 「未決済取引」の項には、標準的手法採用行にあっては自己資本比率告示第七十九条の五又は持株自己資本比率告示第五十七条の五に規定する信用リスク・アセットの額、内部格付手法採用行にあっては自己資本比率告示第七十七条の二又は持株自己資本比率告示第五百五十五条の二に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

㉙ 項番 12 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項には、自己資本比率告示第八章の規定又は持株自己資本比率告示第六章の規定により算出した証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

㉚ 項番 12 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番 10 から項番 13 までの項イ欄の合計額と一致する。
【加える。】

㉛ 項番 12 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番 14 から項番 17 までの項イ欄の合計額と一致する。

㉜ 項番 13 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法適用方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番 10 「内部格付手法適用方式又は内部評価方式」により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

㉝ 項番 13 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付

手法貸地方式(適用分)の項ノ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合には、それぞれその面の項番 14「内部格付手法貸地方式」が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項ノ欄の合計額と一致する。

ll 項番 18「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付 準拠方式又は内部評価方式(適用分)の項ノ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合には、それぞれその面の項番 11「外部格付準拠方式又は内部評価方式」により算出した信用リスク・アセット」の項ノ欄の合計額と一致する。

mm 項番 18「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付 準拠方式又は内部評価方式(適用分)の項ノ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合には、それぞれその面の項番 15「外部格付準拠方式又は内部評価方式」が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項ノ欄の合計額と一致する。

nn 項番 19「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的 手法貸地方式(適用分)の項ノ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合には、 それぞれその面の項番 12「標準的手法貸地方式」により算出した信用リスク・アセット」の項ノ欄の合計額と一致 する。

oo 項番 19「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的 手法貸地方式(適用分)の項ノ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合には、 それぞれその面の項番 16「標準的手法貸地方式」が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項 ノ欄の合計額と一致する。

pp・qq [略]

rr 項番 20「マーケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第九章の規定又は特殊自己資本比率告示第 七章の規定により算出したマーケット・リスク相当額の合計額を 8パーセントで除して得た額(ノ欄及び ロ欄)及びこれに係る所要自己資本の額(ノ欄及びニ欄)をそれぞれ記載すること。なお、特定取引制度 における証券化エクスポージャーを含み、項番 6「カウンターパーティー信用リスク」の項に含まれるもの は含まない。

ss 項番 21「マーケット・リスクのうち、標準的方式(適用分)の項ノ欄の額は、当期に係る第二十六面の開

示手法貸地方式又は内部評価方式(適用分)の項ノ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を 行う場合、それぞれその面の項番 14「内部格付手法貸地方式又は内部評価方式」が適用される証券化エクスポ ージャーに係る所要自己資本」の項ノ欄の合計額と一致する。なお、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三 十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄に記載することを要しない。

dd 項番 14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付 準拠方式(適用分)の項ノ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれ の面の項番 11「外部格付準拠方式」により算出した信用リスク・アセット」の項ノ欄の合計額と一致する。

ee 項番 14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付 準拠方式(適用分)の項ノ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれ の面の項番 15「外部格付準拠方式」が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項ノ欄の合 計額と一致する。なお、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該 欄に記載することを要しない。

ff 項番 15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的 手法貸地方式(適用分)の項ノ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞ れの面の項番 12「標準的手法貸地方式」により算出した信用リスク・アセット」の項ノ欄の合計額と一致す る。

gg 項番 15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的 手法貸地方式(適用分)の項ノ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞ れの面の項番 16「標準的手法貸地方式」が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項ノ欄 の合計額と一致する。なお、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、 当該欄に記載することを要しない。

hh・ii [同左]

jj 項番 16「マーケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第九章の規定又は特殊自己資本比率告示第 七章の規定により算出したマーケット・リスク相当額の合計額を 8パーセントで除して得た額(ノ欄及び ロ欄)及びこれに係る所要自己資本の額(ノ欄及びニ欄)をそれぞれ記載すること。なお、特定取引制度 における証券化エクスポージャーを含み、項番 4「カウンターパーティー信用リスク」の項に含まれるもの は含まない。

kk 項番 17「マーケット・リスクのうち、標準的方式(適用分)の項ノ欄の額は、当期に係る第二十六面の開

示を行う場合は、同面の項番 12「合計」の項の額と一致する。

tt 項番 22「ローケット・リスクのうち、内部モデル方式適用分」の項の欄の額は、当期に係る第二十七面の開示を行う場合には、同面の項番 16「ローケット・リスクの合計額 (Acrototal)」の項の額から同面の項番 13「内部モデルを使用しないトレードイング・デスクのローケット・リスク (Cj)」の項の額を控除した額を記載すること。

uu 「ローケット・リスクのうち、簡易的方式適用分」の項の欄の額は、当期に係る第二十九面の開示を行う場合には、同面の項番 6「合計」の項の欄から二欄までの合計額と一致する。

vv 項番 23「勘定間の振替分」の項には、自己資本比率告示第二章から第四章まで又は持株自己資本比率告示第二章から第四章までの規定により勘定間の振替を行った結果、ローケット・リスク相当額の合計額を 8パーセントで除して得た額から信用リスク・アセットの額を加算する額 (イ欄及びロ欄) 及びこれに係る所要自己資本の額 (ハ欄及びニ欄) をそれぞれ記載すること。

ww 項番 24「オペレーショナル・リスク」の項には、自己資本比率告示第十章の規定又は持株自己資本比率告示第八章の規定により算出したオペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8パーセントで除して得た額 (イ欄及びロ欄) 及びこれに係る所要自己資本の額 (ハ欄及びニ欄) をそれぞれ記載すること。

xx [略]
[割る。]

yy 項番 26「フロア調整」の項には、自己資本比率告示第十三条又は第二十四条の規定又は持株自己資本比率告示第十三条の規定により自己資本比率告示第二条各号及び第二条の二第一項又は第十四条各号及び第十四条の二第二項又は持株自己資本比率告示第二条各号及び第二条の二第一項の算式の分母に加えるべき額 (イ欄及びロ欄) 及びこれらに係る所要自己資本の額 (ハ欄及びニ欄) をそれぞれ記載すること。

zz 「信用リスクのうち、重要な出資のエクスポージャー」の項の欄の額、「信用リスクのうち、リース取引における見掛け残存価額のエクスポージャー」の項の欄の額、「信用リスクその他」の項の欄の額、項番 11「経過措置により適用されるローケット・ビジネス方式に基づく株式等エクスポージャー」の項の欄の額、項番 12「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算 (ルック・スルー方式)]

示を行う場合、同面の項番 9「合計」の項の額と一致する。

1] 項番 18「ローケット・リスクのうち、内部モデル方式適用分」の項の欄の額は、当期に係る第二十七面の開示を行う場合、同面の項番 8c「当期末におけるリスク・アセット」の項の欄の額と一致する。

[加える。]

[加える。]

mm 項番 19「オペレーショナル・リスク」の項には、自己資本比率告示第十章の規定又は持株自己資本比率告示第八章の規定により算出したオペレーショナル・リスク相当額の合計額 (イ欄及びロ欄) 及びこれに係る所要自己資本の額 (ハ欄及びニ欄) をそれぞれ記載すること。

nn [同左]

oo 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額」の項には、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件 (平成二十四年金融庁告示第二十八号) 附則第七条第二項又は第四項のいずれかに規定する調整項目に係る経過措置により調整項目の額に算入されなかったものについて、同告示による改正前の自己資本比率告示の規定又は持株自己資本比率告示の規定によるリスク・アセットの額 (イ欄及びロ欄) 及びこれに係る所要自己資本の額 (ハ欄及びニ欄) をそれぞれ記載すること。

pp 項番 24「フロア調整」の項には、自己資本比率告示第十三条又は第二十四条の規定又は持株自己資本比率告示第十三条の規定により自己資本比率告示第二条各号及び第二条の二第一項又は第十四条各号及び第十四条の二第二項又は持株自己資本比率告示第二条各号及び第二条の二第一項の算式に加えるべき額 (イ欄及びロ欄) 及びこれらに係る所要自己資本の額 (ハ欄及びニ欄) をそれぞれ記載すること。

[加える。]

の項イ欄の額、項番 13「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ペーパー方式）」の項イ欄の額、「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）」の項イ欄の額、「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）」の項イ欄の額、項番 14「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フオーミュラブック方式1250%）」の項イ欄の額、項番 23「勘定間の振替分」の項イ欄の額及び項番 25「特定項目のうち、調整項目に算入されたい部分に係るエクスポージャー」の項イ欄の額の合計額は、当期に係る第三十七面の開示を行う場合には、同面の項番 7「その他リスク・アセット」の項ロ欄の額及びイ欄の額と一致する。

2aa・bbb [略]

ccc この面におけるロ欄及びニ欄の「前期末」が令和四年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示又は令和四年持株自己資本比率告示改正告示による改正後の持株自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を行う最初の目前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

[判る。]

【(第二面)・(第三面) 略】

(第四面)

99・111 [同左]

ss この面におけるロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

tt 項番8から項番10までの項及び項番13から項番15までの項のロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、項番10と項番11との間に「複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー」及び「信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー」との名称の項を、項番15と「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項との間に「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における外部格付手法又は内部評価方式適用分」、「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」及び「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法適用分」との名称の項を、それぞれ追加すること（いずれも項番を付さないこと。）。この場合においては、銀行法第十四条の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（平成三十一年金融庁告示第七号）第六条の規定による改正後の銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別記定める事項の規定にかかわらず、追加するこれらの項のロ欄及びニ欄の「前期末」の記載は、なお従前の例によること（なお、イ欄及びハ欄は、記載することを要しない。）。

【(第二面)・(第三面) 同左】

(第四面)

(単位：百万円)

CR1：資産の信用の質

【略】

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十六条の五の規定又は特殊自己資本比率告示第五十四条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することを含む。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第六十七七条の規定又は特殊自己資本比率告示第四十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することを含む。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a～j 略]

k イ欄には、標準的手法が適用される資産において自己資本比率告示第七十一条又は特殊自己資本比率告示第四十九条の規定する延滞エクスポージャー（自己資本比率告示第七十二条又は特殊自己資本比率告示第五十条の規定するエクスポージャーを含む。また、自己資本比率告示第七十一条第五項及び第七十二条第二項の規定又は特殊自己資本比率告示第四十九条第五項及び第五十条第二項の規定により金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則（平成十年金融再生委員会規則第二号、以下「金融再生法施行規則」という。）第四条第四項に規定する三月以上延滞債権に該当する事由が生じた場合に係る基準として、三月以上で代えて九十日超を用いている場合）あっては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞していることを同項に規定する要管理債権に該当するものと査定する事由としたエクスポージャーをいう。）に該当するエクスポージャーの額を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（自己資本比率告示第二百五条第一項又は特殊自己資本比率告示第八十三条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていないエクスポージャーの額をそれぞれ記載するとともに、自金融機関が採用するデフォルト事由の判定基準につき、説明を付すこと（資産区分等により判定基準が異なる場合には、その全てを記載すること。）。

[l～p 略]

(第五面)

(単位：百万円)

(単位：百万円)

CR1：資産の信用の質

【同左】

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十六条の五の規定又は特殊自己資本比率告示第五十四条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することを含む。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第六十七七条の規定又は特殊自己資本比率告示第四十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することを含む。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a～j 同左]

k イ欄には、標準的手法が適用される資産において自己資本比率告示第七十一条第一項又は特殊自己資本比率告示第四十九条第一項に規定する三月以上延滞エクスポージャー（自己資本比率告示第七十二条第二項又は特殊自己資本比率告示第五十条第一項に規定するエクスポージャーを含む。また、自己資本比率告示第七十一条第三項及び第七十二条第三項の規定又は特殊自己資本比率告示第四十九条第三項及び第五十条第三項の規定により延滞に係る基準として三月以上で代えて九十日超を用いている場合）あっては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日として九十日超延滞している者に係るエクスポージャーをいう。）に該当するエクスポージャーの額を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（自己資本比率告示第二百五条第一項又は特殊自己資本比率告示第八十三条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていないエクスポージャーの額をそれぞれ記載するとともに、自金融機関が採用するデフォルト事由の判定基準につき、説明を付すこと（資産区分等により判定基準が異なる場合には、その全てを記載すること。）。

[l～p 同左]

(第五面)

(単位：百万円)

CR2：デフォルトした貸出金・有価証券等（うち負債性のもの）の残高の変動

【略】

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティー信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十六条の五の規定又は特殊自己資本比率告示第五十四条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第六十七条の規定又は特殊自己資本比率告示第四十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a この面において「デフォルト状態」とは、標準的手法が適用される資産において自己資本比率告示第七十一条又は特殊自己資本比率告示第四十九条に規定する延滞エクスポージャー（自己資本比率告示第七十二条又は特殊自己資本比率告示第五十条に規定するエクスポージャーを含む。また、自己資本比率告示第七十一条第五項及び第七十二条第二項の規定又は特殊自己資本比率告示第四十九条第五項及び第五十条第二項の規定により金融再生法施行規則第四条第四項に規定する三月以上延滞債権に該当する事由が生じた場合に係る基準として、三月以上代えて九十日超を用いている場合にあつては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超超滞していることを同項に規定する要管理債権に該当するものと査定する事由としたエクスポージャーをいう。）に該当する状態を、内部格付手法が適用される資産においてデフォルト事由（自己資本比率告示第二百五条第一項又は特殊自己資本比率告示第八十三条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていない状態を指すものとする。

[b～i 略]

（第六面）

（単位：百万円）

CR3：信用リスク削減手法

【略】

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

CR2：デフォルトした貸出金・有価証券等（うち負債性のもの）の残高の変動

【同左】

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティー信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十六条の五の規定又は特殊自己資本比率告示第五十四条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第六十七条の規定又は特殊自己資本比率告示第四十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a この面において「デフォルト状態」とは、標準的手法が適用される資産において自己資本比率告示第七十一条第一項又は特殊自己資本比率告示第四十九条第一項に規定する三月以上延滞エクスポージャー（自己資本比率告示第七十二条第一項又は特殊自己資本比率告示第五十条第一項に規定するエクスポージャーを含む。また、自己資本比率告示第七十一条第三項及び第七十二条第三項の規定又は特殊自己資本比率告示第四十九条第三項及び第五十条第三項の規定により延滞に係る基準として三月以上代えて九十日超を用いている場合にあつては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞している者に係るエクスポージャーをいう。）に該当する状態を、内部格付手法が適用される資産においてデフォルト事由（自己資本比率告示第二百五条第一項又は特殊自己資本比率告示第八十三条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていない状態を指すものとする。

[b～i 同左]

（第六面）

（単位：百万円）

CR3：信用リスク削減手法

【同左】

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティー信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十六条の五の規定又は持株自己資本比率告示第五十四条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することを含む。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第六十七条の規定又は持株自己資本比率告示第四百四十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することを含む。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a~d 略]

e 項番5「うちデフォルトしたもの」の項には、項番4「合計（1+2+3）」の項に記載されたエクスポージャーのうち、報告基準日時点においてデフォルト状態にある資産を対象として計数を記載すること。なお、デフォルト状態にある資産とは、標準的手法が適用される資産において自己資本比率告示第七十二条又は持株自己資本比率告示第四十九条に規定する延滞エクスポージャー（自己資本比率告示第七十二条又は持株自己資本比率告示第五十条に規定するエクスポージャーを含む。また、自己資本比率告示第七十一条第五項及び第七十二条第二項の規定又は持株自己資本比率告示第四十九条第五項及び第五十条第二項の規定により金融再生法施行規則第四条第四項に規定する三月以上延滞債権に該当する事由が生じた場合に係る基準として、三月以上に代えて九十日超を用いている場合においては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞していることを同項に規定する要管理債権に該当するものと査定する事由としたエクスポージャーをいう。）を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（自己資本比率告示第二百五条第一項又は持株自己資本比率告示第八十三条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていないエクスポージャーを指すものとする。

[f~m 略]

(第七面)

(単位：百万円、%)

CR4：標準的手法・信用リスク・エクスポージャーと信用リスク削減手法の効果	
項目	資産クラス
1a	日本国政府及び日本銀行向け
1b	外国の中央政府及び中央銀行向け
1c	国際決済銀行等向け

[略]

この面においては、カウンターパーティー信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十六条の五の規定又は持株自己資本比率告示第五十四条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することを含む。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第六十七条の規定又は持株自己資本比率告示第四百四十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することを含む。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a~d 同左]

e 項番5「うちデフォルトしたもの」の項には、項番4「合計（1+2+3）」の項に記載されたエクスポージャーのうち、報告基準日時点においてデフォルト状態にある資産を対象として計数を記載すること。なお、デフォルト状態にある資産とは、標準的手法が適用される資産において自己資本比率告示第七十二条第一項又は持株自己資本比率告示第四十九条第一項に規定する三月以上延滞エクスポージャー（自己資本比率告示第七十二条第一項又は持株自己資本比率告示第五十条第一項に規定するエクスポージャーを含む。また、自己資本比率告示第七十一条第三項及び第七十二条第三項の規定又は持株自己資本比率告示第四十九条第三項及び第五十条第三項の規定により延滞に係る基準として三月以上に代えて九十日超を用いている場合においては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞している者に係るエクスポージャーをいう。）を、内部格付手法が適用される資産においてデフォルト事由（自己資本比率告示第二百五条第一項又は持株自己資本比率告示第八十三条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていないエクスポージャーを指すものとする。

[f~m 同左]

(第七面)

(単位：百万円、%)

CR4：標準的手法・信用リスク・エクスポージャーと信用リスク削減手法の効果	
項目	資産クラス
1	現金
2	日本国政府及び日本銀行向け
3	外国の中央政府及び中央銀行向け

[同左]

2a	我が国の地方公共団体向け
2b	外国の中央政府等以外の公共部門向け
2c	地方公共団体金融機関向け
2d	我が国の政府関係機関向け
2e	地方三公社向け
3	国際開発銀行向け
4	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け
5	カンベード・ポンド向け
6	法人等向け (特定貸付債権向けを含む。) うち、特定貸付債権向け
7a	劣後債権及びその他の資本性証券等
7b	株式等
8	中堅中小企業等向け及び個人向け うち、トラフサクター向け
9	不動産関連向け うち、自己居住用不動産等向け うち、賃貸用不動産向け うち、事業用不動産関連 うち、その他不動産関連 うち、ADC向け
10a	延滞等 (自己居住用不動産等向けエクスポージャーを除く。)
10b	自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞
11a	現金
11b	取立未済手形
	信用保証協会等による保証付

4	国際決済銀行等向け
5	我が国の地方公共団体向け
6	外国の中央政府等以外の公共部門向け
7	国際開発銀行向け
8	地方公共団体金融機関向け
9	我が国の政府関係機関向け
10	地方三公社向け
11	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け
12	法人等向け
13	中小企業等向け及び個人向け
14	抵当権付住宅ローン
15	不動産取得等事業向け
16	三月以上延滞等 (抵当権付住宅ローンを除く。)
17	抵当権付住宅ローンに係る三月以上延滞
18	取立未済手形
19	信用保証協会等による保証付
20	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付
21	出資等 (重要な出資を除く。)
22	合計

	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	
12	合計	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリースク・ウエイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十六条の五の規定又は特殊自己資本比率告示第五十四条の五の規定によりリースク・ウエイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a・b 略]

ロ欄には、CCF（自己資本比率告示又は特殊自己資本比率告示に基づき信用供与者の未引出額又はオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。以下この面において同じ。）を適用する前の、オフ・バランス取引のエクスポージャーの額（CCFを適用する対象となる信用供与者の未引出額又はその他のオフ・バランス取引に係る想定元本額をいう。以下この面において同じ。）を記載すること。また、当該額は信用リスク削減手法の効果を勘案する前の額とすること。

[a～f 略]

g 内部格付手法採用行は、自己資本比率告示第四百六十六条若しくは第四百四十八条の規定又は特殊自己資本比率告示第二百二十四条若しくは第二百二十六条の規定により標準的手法を適用する事業単位又は資産区分がある場合及び株式等エクスポージャー（令和四年自己資本比率告示附則第十一条第二項及び第三項の規定により令和四年改正前自己資本比率告示第六十六条第一項各号又は令和四年特殊自己資本比率告示改正告示附則第十一条第二項及び第三項の規定により令和四年改正前特殊自己資本比率告示第二百二十四条若しくは第二百二十六条の規定により標準的手法を適用する事業単位又は資産区分を除外。以下この面において同じ。）を保有する場合に、当該事業単位又は資産区分及び当該株式等エクスポージャーに係る計数を記載すること（項については統合して開示することができるが、異なる資産区分は各別に記載すること。また、項額については変更しないこと。ただし、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる場合には、項番 7b「株式等」の項を除き、その記載を省略することができる。この場合において、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる理由を、当該事業単位又は資産区分に係るエクスポージャーの内容の説明及び当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の合計額と併せて記載すること。

[開る。]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリースク・ウエイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十六条の五の規定又は特殊自己資本比率告示第五十四条の五の規定によりリースク・ウエイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a・b 同左]

ロ欄には、CCF（自己資本比率告示又は特殊自己資本比率告示に基づき信用供与者の未引出額又はオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。以下この面において同じ。）を適用する前の、オフ・バランス取引のエクスポージャーの額（CCFを適用する対象となる信用供与者の未引出額又はその他のオフ・バランス取引に係る想定元本額）を記載すること。また、当該額は信用リスク削減手法の効果を勘案する前の額とすること。

[a～f 同左]

g 内部格付手法採用行は、自己資本比率告示第四百六十六条若しくは第四百四十八条の規定又は特殊自己資本比率告示第二百二十四条若しくは第二百二十六条の規定により標準的手法を適用する事業単位又は資産区分がある場合には、当該事業単位又は資産区分に係る計数を記載すること（項については統合して開示することができるが、異なる資産区分は各別に記載すること。ただし、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる場合には、記載を省略することができる。この場合において、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる理由を、当該事業単位又は資産区分に係るエクスポージャーの内容の説明及び当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の合計額と併せて記載すること。

h 項番 1「現金」の項には、現金（外国通貨及び金を含む。）に係る額を記載すること。

- h 項番 1a 「日本国政府及び日本銀行向け」の項には、日本国政府及び日本銀行向けエクスポートに係る額を記載すること。
 - i 項番 1b 「外国の中央政府及び中央銀行向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行向けエクスポートに係る額を記載すること。
 - j 項番 1c 「国際決済銀行等向け」の項には、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州連合、欧州安定メカニズム及び欧州金融安定フレンシリティ向けエクスポートに係る額を記載すること。
 - k 項番 2a 「我が国の地方公共団体向け」の項には、我が国の地方公共団体向けエクスポート（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。
 - l 項番 2b 「外国の中央政府等以外の公共部門向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門（当該国による公共部門の定義によるものとする。）向けエクスポート（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。
- 【加える。】
- m 項番 2c 「地方公共団体金融機関向け」の項には、地方公共団体金融機関向けエクスポートに係る額を記載すること。
 - n 項番 2d 「我が国の政府関係機関向け」の項には、自己資本比率告示第六十一条第一項各号又は持株自己資本比率告示第三十九条第一項各号に掲げる法人向けエクスポートに係る額を記載すること。
 - o 項番 2e 「地方三公社向け」の項には、土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けのエクスポートに係る額を記載すること。
 - p 項番 3 「国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北政投資銀行、カリブ開発銀行、イヌラム開発銀行、子付接続のための国際金融フレンシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行を含む。）向けエクスポートに係る額を記載すること。
 - q 項番 4 「金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け」の項には、金融機関向けエクスポート（自己資本比率告示第六十三条又は持株自己資本比率告示第四十一条に規定する金融機関向けエクス

- i 項番 2 「日本国政府及び日本銀行向け」の項には、日本国政府及び日本銀行向けエクスポートに係る額を記載すること。
 - j 項番 3 「外国の中央政府及び中央銀行向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行向けエクスポートに係る額を記載すること。
 - k 項番 4 「国際決済銀行等向け」の項には、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、欧州安定メカニズム及び欧州金融安定フレンシリティ向けエクスポートに係る額を記載すること。
 - l 項番 5 「我が国の地方公共団体向け」の項には、我が国の地方公共団体向けエクスポート（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。
 - m 項番 6 「外国の中央政府等以外の公共部門向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門（当該国による公共部門の定義によるものとする。）向けエクスポート（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。
 - n 項番 7 「国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北政投資銀行、カリブ開発銀行、イヌラム開発銀行、子付接続のための国際金融フレンシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行を含む。）向けエクスポートに係る額を記載すること。
 - o 項番 8 「地方公共団体金融機関向け」の項には、地方公共団体金融機関向けエクスポートに係る額を記載すること。
 - p 項番 9 「我が国の政府関係機関向け」の項には、自己資本比率告示第六十一条第一項各号又は持株自己資本比率告示第三十九条第一項各号に掲げる法人向けエクスポートに係る額を記載すること。
 - q 項番 10 「地方三公社向け」の項には、土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けのエクスポートに係る額を記載すること。
- 【加える。】

ポージャーをいう。)、第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー(自己資本比率告示第六十四条又は持株自己資本比率告示第四十二条に規定する第一種金融商品取引業者向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。)、及び保険会社向けエクスポージャー(自己資本比率告示第六十四条の二又は持株自己資本比率告示第四十二条の二に規定する保険会社向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。))に係る額を記載すること。

㊴ 項番 4 「金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向けのうち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け」の項には、第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー及び保険会社向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

㊵ 項番 5 「カンパード・ボンド向け」の項には、自己資本比率告示第六十三条の二第一項又は持株自己資本比率告示第四十一条の二第二項に規定するカンパード・ボンド向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

【加える。】

㊶ 項番 6 「法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)」の項には、自己資本比率告示第六十五条第一項又は持株自己資本比率告示第四十三条第一項に規定する法人等向けエクスポージャー(自己資本比率告示第六十五条第三項又は持株自己資本比率告示第四十三条第三項の規定により 88 パーセントのリスク・ウェイトが適用される中堅中小企業等(自己資本比率告示第六十五条第四項又は持株自己資本比率告示第四十三条第四項に規定する中堅中小企業等をいう。以下この面において同じ。))向けエクスポージャー及び特定貸付債権向けエクスポージャー(自己資本比率告示第六十五条の二第一項又は持株自己資本比率告示第四十三条の二第一項に規定する特定貸付債権向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。))を含む。)に係る額を記載すること。ただし、項番 8 に該当するものは含めないものとする。

㊷ 「法人等向けのうち、特定貸付債権向け」の項には、特定貸付債権向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

㊸ 項番 7 a 「劣後債権及びその他資本性証券等」の項には、自己資本比率告示第七十条の六の規定又は持株自己資本比率告示第四十八條の六の規定により 150 パーセントのリスク・ウェイトが適用される劣後債権及びその他資本性証券並びに自己資本比率告示第七十六條の四の二第三項の規定又は持株自己資本比率告示第五十四條の四の二第三項の規定により 150 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるその他外部

【加える。】

【加える。】

㊹ 項番 11 「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」の項には、金融機関(自己資本比率告示第一条第七号ロ又は持株自己資本比率告示第一条第七号ロに掲げる者を除く。)、外国銀行、銀行持株会社及び銀行持株会社に準ずる外国の会社並びに第一種金融商品取引業者向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。

㊺ 項番 12 「法人等向け」の項には、自己資本比率告示第六十五条第一項又は持株自己資本比率告示第四十三条第一項に規定する法人等向けエクスポージャーに係る額を記載すること。ただし、項番 13 に該当するものは含めないものとする。

【加える。】

【加える。】

TLAC関連調達手段に係るエクスポージャーに係る額を記載すること。

㉔ 項番7b「株主等」の項には、自己資本比率告示第七十六条第一項の規定又は持株自己資本比率告示第五十四条第一項の規定により250パーセント又は400パーセントのリスク・ウェイトが適用される株式及び株式と同等の性質を有するもの（自己資本比率告示第七十六条第二項各号又は持株自己資本比率告示第五十四条第二項各号に掲げるものをいう。）並びに株式等エクスポージャーに係る額を記載すること。

㉕ 項番8「中堅中小企業等向け及び個人向け」の項には、個人向けエクスポージャー及び中堅中小企業等向けエクスポージャー（自己資本比率告示第六十七条第一項及び第三項の規定又は持株自己資本比率告示第四十五条第一項及び第三項の規定により75パーセント又は45パーセントのリスク・ウェイトが適用されるものに限る。）に係る額を記載すること。

㉖ 「中堅中小企業等向け及び個人向けのうち、トランザクター向け」の項には、自己資本比率告示第六十七条第三項の規定又は持株自己資本比率告示第四十五条第三項の規定により45パーセントのリスク・ウェイトが適用される個人向けエクスポージャー及び中堅中小企業等向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

㉗ 項番9「不動産関連向け」の項には、自己居住用不動産等向けエクスポージャー（自己資本比率告示第六十八条第一項又は持株自己資本比率告示第四十六条第一項に規定する自己居住用不動産等向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）、貸貸用不動産向けエクスポージャー（自己資本比率告示第六十九条第一項又は持株自己資本比率告示第四十七条第一項に規定する貸貸用不動産向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）、事業用不動産関連エクスポージャー（自己資本比率告示第七十条第一項又は持株自己資本比率告示第四十八条第一項に規定する事業用不動産関連エクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）、その他不動産関連エクスポージャー（自己資本比率告示第七十条の二第一項又は持株自己資本比率告示第四十八条の二第一項に規定するその他不動産関連エクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）及びADC向けエクスポージャー（自己資本比率告示第七十条の三又は持株自己資本比率告示第四十八条の三に規定するADC向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番9に計上しているものは、他の項で重複して計上しないこと。

㉘ 「不動産関連向けのうち、自己居住用不動産等向け」の項には、自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

㉙ 「不動産関連向けのうち、貸貸用不動産向け」の項には、貸貸用不動産向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

[加える。]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

<p>cc 「不動産関連向けのうち、事業用不動産関連」の項には、事業用不動産関連エクスポージャーに係る額を記載すること。</p> <p>dd 「不動産関連向けのうち、その他不動産関連」の項には、その他不動産関連エクスポージャーに係る額を記載すること。</p> <p>ee 「不動産関連向けのうち、ADC向け」の項には、ADC向けエクスポージャーに係る額を記載すること。</p>	<p>[加える。]</p> <p>[加える。]</p> <p>[加える。]</p>
<p>ff 項番 10a 「延滞等（自己居住用不動産等向けエクスポージャーを除く。）」の項には、延滞エクスポージャー（自己資本比率告示第七十一条又は持株自己資本比率告示第四十九条に規定する延滞エクスポージャーをいう。ただし、自己資本比率告示第七十一条第五項又は持株自己資本比率告示第四十九条第五項の規定により金融再生法施行規則第四条第四項に規定する三月以上延滞債権に該当する事由が生じた場合に係る基準として、三月以上に代えて九十日超を用いている場合）については、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞していることを同項に規定する要管理債権に該当するものと査定する事由としたエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番 10a に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。</p> <p>gg 項番 10b 「自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞」の項には、自己居住用不動産等向けエクスポージャーのうち延滞エクスポージャーであるものに係る額を記載すること。また、項番 10b に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。</p> <p>hh 項番 11a 「現金」の項には、現金（外国通貨及び金を含む。）に係る額を記載すること。</p>	<p>tt 項番 13 「中小企業等向け及び個人向け」の項には、信用リスク削減手法の効果を勘察する前において、75パーセントのリスク・ウェイトが適用される中小企業等（自己資本比率告示第六十八条第三項各号又は持株自己資本比率告示第四十六条第三項各号に掲げるものをいう。）向けエクスポージャー及び個人向けエクスポージャーに係る額を記載すること。</p> <p>uu 項番 14 「抵当権付住宅ローン」の項には、抵当権付住宅ローン（自己資本比率告示第六十九条又は持株自己資本比率告示第四十七条に規定する抵当権付住宅ローンをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。</p> <p>vv 項番 15 「不動産取得等事業向け」の項には、不動産の取得又は運用を目的とした事業に対する法人等向けエクスポージャー、中小企業等向けエクスポージャー又は個人向けエクスポージャーであって、返済が専ら当該不動産からの賃料その他の収入に依存しているものに係る額を記載すること。また、項番 15 に計上するものは、他の項に重複して計上しないこと。</p> <p>ww 項番 16 「三月以上延滞等（抵当権付住宅ローンを除く。）」の項には、三月以上延滞エクスポージャー（自己資本比率告示第七十一条第一項又は持株自己資本比率告示第四十九条第一項に規定する三月以上延滞エクスポージャーをいう。ただし、自己資本比率告示第七十一条第三項の規定又は持株自己資本比率告示第四十九条第三項の規定により延滞に係る基準として三月以上に代えて九十日超を用いている場合）については、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞している者に係るエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番 16 に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。</p> <p>xx 項番 17 「抵当権付住宅ローンに係る三月以上延滞」の項には、抵当権付住宅ローンに該当するエクスポージャーのうち三月以上延滞エクスポージャーであるものに係る額を記載すること。また、項番 17 に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。</p> <p>[加える。]</p>

ii 項番 11b 「取立未済手形」の項には、取立未済手形に係る額を記載すること。また、項番 11bに計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

jj 「信用保証協会等による保証付」の項には、信用保証協会等により保証されたエクスポージャーに係る額を記載すること。また、同項に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

kk 「株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付」の項には、株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構により保証されたエクスポージャーに係る額を記載すること。また、同項に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

【別添 2】

ll 項番 12 「合計」の項、欄及び二欄の合計額は、第八面の三の項番 11 「合計」の項二欄の額と一致する。

mm 項番 12 「合計」の項の欄の額は、第一面の項番 2 「信用リスク」のうち、標準的手法適用分」の項イ欄の額と一致する。

nn この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には、項を削除せず、「－」を記載すること。

oo この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

pp この面に記載する比率は、小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

【別添 2】
(第八面)

(第八面の二)

【別添 3】

(第九面)

(単位：百万円、%、千円、年)

CR 6：内部格付手法—ポートフォリオ及びゾナント率（PD）区分別の信用リスク・エクスポージャー

【略】

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセツ

yy 項番 18 「取立未済手形」の項には、取立未済手形に係る額を記載すること。また、項番 18に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

zz 項番 19 「信用保証協会等による保証付」の項には、信用保証協会等により保証されたエクスポージャーに係る額を記載すること。また、項番 19に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

aa 項番 20 「株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付」の項には、株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構により保証されたエクスポージャーに係る額を記載すること。また、項番 20に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

bb 項番 21 「出資等（重要な出資を除く。）」の項には、自己資本比率告示第七十六条の規定又は特殊自己資本比率告示第五十四条の規定により 100 パーセントのリスク・ウェイトが適用される出資等のエクスポージャーに係る額を記載すること。

cc 項番 22 「合計」の項、欄及び二欄の合計額は、第八面の項番 22 「合計」の項二欄の額と一致する。

dd 項番 22 「合計」の項の欄の額は、第一面の項番 2 「信用リスク」のうち、標準的手法適用分」の項イ欄の額と一致する。

ee この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には、項を削除せず、「－」を記載すること。

ff この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

gg この面に記載する比率は、小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

【別添 1】
(第八面)

【面を加える。】

(第九面)

(単位：百万円、%、千円、年)

CR 6：内部格付手法—ポートフォリオ及びゾナント率（PD）区分別の信用リスク・エクスポージャー

【同左】

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセツ

トのみなし計算（自己資本比率告示第六十七条の規定又は特殊自己資本比率告示第四百四十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a 〔略〕

b 内部格付手法が適用されるポートフォリオごとに区分して計数を記載すること（どのポートフォリオに係る計数を記載しているかが明らかになるよう、適宜項を追加し、ポートフォリオの名称を記載すること。）。

ポートフォリオ区分には、少なくとも、(1)ソブリン向けエクスポージャー、(2)金融機関等向けエクスポージャー、(3)事業法人向けエクスポージャー（中堅中小企業向けエクスポージャー及び特定貸付債権を除く。）、(4)中堅中小企業向けエクスポージャー、(5)特定貸付債権、(6)株式等エクスポージャー（令和四年自己資本比率告示改正告示附則第十一条第二項及び第三項の規定により令和四年改正前自己資本比率告示第六十六条第一項第二号又は令和四年持株自己資本比率告示改正告示附則第十一条第二項及び第三項の規定により令和四年改正前特殊自己資本比率告示第四百四十四条第一項第二号に掲げるPD/LGD方式が適用されるエクスポージャーに限る。）、(7)購入債権（事業法人等向け）、(8)購入債権（リテール向け）、(9)適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー、(10)居住用不動産向けエクスポージャー及び(11)その他リテール向けエクスポージャーを含むものとする。(1)から(3)までのポートフォリオ区分及び(4)から(11)までのうち全体に占める割合が小さいポートフォリオ区分又は債務者が特定されることが想定されるポートフォリオ区分については、これらのポートフォリオ区分のうち任意の二以上のポートフォリオ区分を統合して開示することができる（二以上のポートフォリオ区分を統合した場合にはその旨及び理由を明記すること。）。

〔c～q 略〕

r 「合計（全てのポートフォリオ）」の項リ欄の額並びに第十三面の「ボラテイルライクの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）以外」の「合計」の項リ欄の額及び「ボラテイルライクの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）」の「合計」の項リ欄の額の合計額は、第一面の項番3「信用リスクのうち、基礎的・内部的格付手法適用分」の項リ欄の額、項番4「信用リスクのうち、基礎的・内部的格付手法適用分」の項リ欄の額、項番5「信用リスクのうち、先制的格付手法適用分」の項リ欄の額と一致する。

〔s～w 略〕

（第十面）

（単位：百万円）

CR7：内部格付手法—信用リスク削減手法として用いられるクレジット・デリバティブが信用リスク・アセットの額に与える影響

トのみなし計算（自己資本比率告示第六十七条の規定又は特殊自己資本比率告示第四百四十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a 〔同左〕

b 内部格付手法が適用されるポートフォリオごとに区分して計数を記載すること（どのポートフォリオに係る計数を記載しているかが明らかになるよう、適宜項を追加し、ポートフォリオの名称を記載すること。）。

ポートフォリオ区分には、少なくとも、(1)ソブリン向けエクスポージャー、(2)金融機関等向けエクスポージャー、(3)事業法人向けエクスポージャー（中堅中小企業向けエクスポージャー及び特定貸付債権を除く。）、(4)中堅中小企業向けエクスポージャー、(5)特定貸付債権、(6)株式等エクスポージャー（PD/LGD方式が適用されるエクスポージャーに限る。）、(7)購入債権（事業法人等向け）、(8)購入債権（リテール向け）、(9)適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー、(10)居住用不動産向けエクスポージャー及び(11)その他リテール向けエクスポージャーを含むものとする。(1)から(3)までのポートフォリオ区分及び(4)から(11)までのうち全体に占める割合が小さいポートフォリオ区分又は債務者が特定されることが想定されるポートフォリオ区分については、これらのポートフォリオ区分のうち任意の二以上のポートフォリオ区分を統合して開示することができる（二以上のポートフォリオ区分を統合した場合にはその旨及び理由を明記すること。）。

〔c～q 同左〕

r 「合計（全てのポートフォリオ）」の項リ欄の額並びに第十三面の「ボラテイルライクの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）以外」の「合計」の項リ欄の額及び「ボラテイルライクの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）」の「合計」の項リ欄の額の合計額は、第一面の項番3「信用リスクのうち、内部的格付手法適用分」の項リ欄の額と一致する。

〔s～w 同左〕

（第十面）

（単位：百万円）

CR7：内部格付手法—信用リスク削減手法として用いられるクレジット・デリバティブが信用リスク・アセットの額に与える影響

項目	ポートフォリオ	イ	[略]
		クレジット・デリバティブ勘察前の信用リスク・アセットの額	
[略]			
[項を削る。]			
[項を削る。]			
<u>12</u>	[略]		
<u>13</u>	[略]		
<u>14</u>	[略]		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティー信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第六十七条の規定又は特殊自己資本比率告示第四十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a [略]

b ポートフォリオごとに計数を記載すること。項番 1 から項番 8 まで、項番 12 及び項番 13 については、適用手法（基礎的內部格付手法（FIRB）及び先行的内部格付手法（AIRB））別に計数を記載すること。

[c-h 略]

(第十一面) [略]

(第十二面)

(単位：％、件)

CR9：内部格付手法—ポートフォリオ別のデフォルト率（PD）のリスク・テスティング

[略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示にお

項目	ポートフォリオ	イ	[同左]
		クレジット・デリバティブ勘察前の信用リスク・アセットの額	
[同左]			
<u>12</u>	株式—FIRB		
<u>13</u>	株式—AIRB		
<u>14</u>	[同左]		
<u>15</u>	[同左]		
<u>16</u>	[同左]		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティー信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第六十七条の規定又は特殊自己資本比率告示第四十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a [同左]

b ポートフォリオごとに計数を記載すること。項番 1 から項番 8 まで及び項番 12 から項番 15 までについては、適用手法（基礎的內部格付手法（FIRB）及び先行的内部格付手法（AIRB））別に計数を記載すること。

[c-h 同左]

(第十一面) [同左]

(第十二面)

(単位：％、件)

CR9：内部格付手法—ポートフォリオ別のデフォルト率（PD）のリスク・テスティング

[同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示にお

いて使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第六十七条の規定又は特殊自己資本比率告示第四十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a・b 略]

。イ欄については、どのポートフォリオに係るバンク・ステイティングの結果を記載しているかが明らかになるよう、適宜項目を追加し、ポートフォリオの名称を記載すること。ポートフォリオ区分には、少なくとも、(1)ノンリソ向けエクスポージャー、(2)金融機関等向けエクスポージャー、(3)事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権を除く。）、(4)特定貸付債権（5株式等エクスポージャー（PD/LGD方式が適用された改正告示附則第十一条第二項及び第三項の規定により令和四年改正前自己資本比率告示第六十六条第一項第二号又は令和四年特殊自己資本比率告示附則第十一条第二項及び第三項の規定により令和四年改正前特殊自己資本比率告示第四十四条第一項第二号に掲げるPD/LGD方式が適用されるエクスポージャーに限る。）、(6)購入債権（事業法人等向け）、(7)購入債権（リテール向け）、(8)適格リソルビング型リテール向けエクスポージャー、(9)居住用不動産向けエクスポージャー及び(10)その他のリテール向けエクスポージャーを含むものとする。上記(3)から(6)まで（同一の内部格付制度を用いている場合に限る。）のポートフォリオ区分並びに(1)、(2)及び(7)から(10)までのうち全体を占める割合が小さいポートフォリオ区分又は債務者が特定されることが想定されるポートフォリオ区分については、これらのポートフォリオ区分（(6)のうちトップ・ダウン・アプローチを採用しているものを除く。）のうち任意の二以上のポートフォリオを統合して開示することができる（二以上のポートフォリオ区分を統合した場合にはその旨及び理由を明記すること。）。

[d～r 略]

[別。]

【別表5】
(第十三面)

(第十四面)

(単位：百万円)

CCR1：手法別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー額

[略]

いて使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第六十七条の規定又は特殊自己資本比率告示第四十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a・b 同左]

。イ欄については、どのポートフォリオに係るバンク・ステイティングの結果を記載しているかが明らかになるよう、適宜項目を追加し、ポートフォリオの名称を記載すること。ポートフォリオ区分には、少なくとも、(1)ノンリソ向けエクスポージャー、(2)金融機関等向けエクスポージャー、(3)事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権を除く。）、(4)特定貸付債権（5株式等エクスポージャー（PD/LGD方式が適用されるエクスポージャーに限る。）、(6)購入債権（事業法人等向け）、(7)購入債権（リテール向け）、(8)適格リソルビング型リテール向けエクスポージャー、(9)居住用不動産向けエクスポージャー及び(10)その他のリテール向けエクスポージャーを含むものとする。上記(3)から(6)まで（同一の内部格付制度を用いている場合に限る。）のポートフォリオ区分並びに(1)、(2)及び(7)から(10)までのうち全体を占める割合が小さいポートフォリオ区分又は債務者が特定されることが想定されるポートフォリオ区分については、これらのポートフォリオ区分（(6)のうちトップ・ダウン・アプローチを採用しているものを除く。）のうち任意の二以上のポートフォリオを統合して開示することができる（二以上のポートフォリオ区分を統合した場合にはその旨及び理由を明記すること。）。

[d～r 同左]

s この面における「欄の「前期末」が平成三十年三月三十一日前となる場合には、当該欄に記載することを要しない。

【別表4】
(第十三面)

(第十四面)

(単位：百万円)

CCR1：手法別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー額

[同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a [略]
[別表。]

b～d [略]

e 項番5「エクスポージャー変動指針モデル」の項には、自己資本比率告示第二百四十三条の規定又は特殊自己資本比率告示第二百二十一条の規定により算出した額を記載すること。

f 項番6「合計」の項へ欄には、項番1から項番5までの項へ欄の合計額を記載すること。

g ホ欄には、自己資本比率告示第八十条第一項又は特殊自己資本比率告示第五十八条第一項に規定する信用リスク削減手法の効果を勘察した後のエクスポージャーの額を記載すること。また、自己資本比率告示第七十九条第七項(自己資本比率告示第五十七条第七項及び第百六十五条第五項)において準用する場合を含む。)の規定又は特殊自己資本比率告示第五十七条第七項(特殊自己資本比率告示第三十五条第七項及び第百四十三条第五項)において準用する場合を含む。)の規定によりCVAの影響を勘察している場合には、勘察後の金額を記載すること。

h 項番6「合計」の項へ欄の額並びに第二十一面の項番1「適格中央清算機関へのエクスポージャー(合計)」の項口欄の額及び項番11「非適格中央清算機関へのエクスポージャー(合計)」の項口欄の額の合計

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a [同左]

b 平成三十年金融庁告示第十三号附則第二条第一項又は第四条第一項の規定により読み替えて適用する自己資本比率告示第七十九条第二項の規定又は特殊自己資本比率告示第五十七条第二項の規定に基づきカレント・エクスポージャー方式を用いる場合には、項番1と項番2との間に「カレント・エクスポージャー方式」との名称の項(項番を付さないこと)を追加すること。この場合において、当該項には、自己資本比率告示第七十九条の四の規定又は特殊自己資本比率告示第五十七条の四の規定によりカレント・エクスポージャー方式を用いて算出した額を記載すること。ただし、イ欄については自己資本比率告示第七十九条の四第二項各号又は特殊自己資本比率告示第五十七条の四第二項各号に掲げる額を、ロ欄については自己資本比率告示第七十九条の四第三項各号又は特殊自己資本比率告示第五十七条の四第三項各号に掲げる額をそれぞれ記載し、ハ欄及びビ欄については斜線を付すこと。

c～e [同左]

f 項番5「エクスポージャー変動指針モデル」の項には、自己資本比率告示第九十条の規定又は特殊自己資本比率告示第八十七条の規定により算出した額を記載すること。

g 項番6「合計」の項へ欄には、項番1から項番5までの項へ欄の合計額を記載すること。ただし、bによる項を追加した場合には、当該項のハ欄の額を当該合計額に計算した額を記載すること。

h ホ欄には、自己資本比率告示第八十条第一項又は特殊自己資本比率告示第五十八条第一項に規定する信用リスク削減手法の効果を勘察した後のエクスポージャーの額を記載すること。ただし、内部格付手法採用行にあっては、自己資本比率告示第五十七条第二項第一号又は特殊自己資本比率告示第三十五条第二項第一号に規定する法的に有効な相対ネットワーク契約(レボ形式の取引に限る。)に限り、信用リスク削減手法の効果を勘察した後のEADを記入すること。また、自己資本比率告示第七十九条第六項(自己資本比率告示第五十七条第五項及び第百六十五条第五項)において準用する場合を含む。)の規定又は特殊自己資本比率告示第五十七条第六項(特殊自己資本比率告示第三十五条第五項及び第百四十三条第五項)において準用する場合を含む。)の規定によりCVAの影響を勘察している場合には、勘察後の金額を記載すること。

i 項番6「合計」の項へ欄の額、第十五面の項番5「CVAリスク相当額の対象となるポートフォリオの合計」の項口欄の額並びに第二十一面の項番1「適格中央清算機関へのエクスポージャー(合計)」の項

額と、第一面の項番6「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額と一致する。

i・j [略]

別添7] (第十五面)

(第十五面の二)

別添8]

(第十五面の三)

別添9]

(第十五面の四)

別添10]

(第十六面)

(単位：百万円)

CCRR3：業種別及びリスク・ウエイト別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー		[略]
項番	業種	リスク・ウエイト
[略]		
10	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	
[略]		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a~k 略]

1 項番10「金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け」の項には、金融機関向けエクスポージャー（自己資本比率告示第六十三条又は特殊自己資本比率告示第四十一条に規定する金融機関向けエクスポージャーをいう。）、第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー（自己資本比率告示第六十四条又は

ロ欄の額及び項番11「非適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項ロ欄の額の合計額と、第一面の項番4「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額と一致する。

j・k [同左]

別添6] (第十五面)

[面を加える。]

[面を加える。]

[面を加える。]

(第十六面)

(単位：百万円)

CCRR3：業種別及びリスク・ウエイト別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー		[略]
項番	業種	リスク・ウエイト
[略]		
10	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	
[略]		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a~k 同左]

1 項番10「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」の項には、金融機関（自己資本比率告示第一条第七号ロ又は特殊自己資本比率告示第一条第七号ロに掲げる者を除く。）、外国銀行、銀行持株会社及びの銀行持株会社と準する外国の会社並びに第一種金融商品取引業者向けのエクスポージャーに係る額を記載す

持株自己資本比率告示第四十二条に規定する第一種金融商品取引業者向けエクスポージャーをいう。)及び保険会社向けエクスポージャー(自己資本比率告示第六十四条の二又は持株自己資本比率告示第四十二条の二に規定する保険会社向けエクスポージャーをいう。)(に係る額を記載すること。

m 略]

n 項番12「[中小企業等向け及び個人向け]の項には、個人向けエクスポージャー及び中堅中小企業等(自己資本比率告示第六十五条第四項又は持株自己資本比率告示第四十三条四項に規定する中堅中小企業等をいう。)向けエクスポージャー(自己資本比率告示第六十七条第一項の規定又は持株自己資本比率告示第四十五条第一項の規定により75パーセントのリスク・ウェイトが適用されるものに限る。)(に係る額を記載すること。

[o・p 略]

〔第十七面〕～〔第十九面〕 略

(第二十面)

CCR7：期待エクスポージャー方式を用いたカウンターパーティー信用リスク・エクスポージャーのリスク・アセット変動表

略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～g 略]

h 項番9「当期末時点における信用リスク・アセットの額」の額は、第一面の項番8「カウンターパーティー信用リスクのうち、期待エクスポージャー方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

[i～k 略]

(第二十一面)

(単位：百万円)

CCR8：中央清算機関向けエクスポージャー

略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

ること。

m 同左]

n 項番12「[中小企業等向け及び個人向け]の項には、75パーセントのリスク・ウェイトが適用される中小企業等(自己資本比率告示第六十八条第三項各号又は持株自己資本比率告示第四十六条第三項各号に掲げるものをいう。)向けエクスポージャー及び個人向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

[o・p 同左]

〔第十七面〕～〔第十九面〕 同左]

(第二十面)

CCR7：期待エクスポージャー方式を用いたカウンターパーティー信用リスク・エクスポージャーのリスク・アセット変動表

同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～g 同左]

h 項番9「当期末における信用リスク・アセットの額」の額は、第一面の項番6「カウンターパーティー信用リスクのうち、期待エクスポージャー方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

[i～k 同左]

(第二十一面)

(単位：百万円)

CCR8：中央清算機関向けエクスポージャー

同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a-h] 略]

i 項番 1 「適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項目欄の額及びi項番 11 「引当格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項目欄の額並びに第十四面の項番 6 「合計」の項へ欄の額の合計額は、第一面の項番 6 「カウンターパーティ信用リスク」の項目欄の額と一致する。

[j・k] 略]

【(第二十二面)・(第二十三面) 略】

(第二十四面)

(単位：百万円)

SEC 3：信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する所要自己資本 (自金融機関がオリジネーター又はスポンサーである場合)

項番		イ		【略】
			合計	
【略】				
	エクスポージャーの額 (算出方法別)			
6	内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャー			
7	外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャー			
【略】				
	信用リスク・アセットの額 (算出方法別)			
10	内部格付手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット			
11	外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット			
【略】				

[a-h] 同左]

i 項番 1 「適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項目欄の額及びi項番 11 「引当格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項目欄の額、第十四面の項番 6 「合計」の項へ欄の額並びに第十五面の項番 5 「CVARリスク相当額の対象となるポートフォリオの合計」の項目欄の額の合計額は、第一面の項番 4 「カウンターパーティ信用リスク」の項目欄の額と一致する。

[j・k] 同左]

【(第二十二面)・(第二十三面) 同左】

(第二十四面)

(単位：百万円)

SEC 3：信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する所要自己資本 (自金融機関がオリジネーター又はスポンサーである場合)

項番		イ		【同左】
			合計	
【同左】				
	エクスポージャーの額 (算出方法別)			
6	内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャー			
7	外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポージャー			
【同左】				
	信用リスク・アセットの額 (算出方法別)			
10	内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット			
11	外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット			
【同左】				

	所要自己資本の額 (算出方法別)		
14	内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本		
15	外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本		
	【略】		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

【a～f 略】

g 項番 10 「内部格付手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十五面の項番 10 「内部格付手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 17 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

h 項番 11 「外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十五面の項番 11 「外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 18 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

i 項番 12 「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十五面の項番 12 「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 19 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

j 【略】

k 項番 14 「内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十五面の項番 14 「内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 17 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

1 項番 15 「外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本

	所要自己資本の額 (算出方法別)		
14	内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本		
15	外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本		
	【同左】		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

【a～f 同左】

g 項番 10 「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十五面の項番 10 「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 13 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

h 項番 11 「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十五面の項番 11 「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 14 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

i 項番 12 「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十五面の項番 12 「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 15 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

j 【同左】

k 項番 14 「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十五面の項番 14 「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 13 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

1 項番 15 「外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及

の項イ欄の額及び第二十五面の項番 15「外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額を、第一面の項番 18「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

m 項番 16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十五面の項番 16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額を、第一面の項番 19「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

[n~p 略]

(第二十五面)

(単位：百万円)

SEC4：信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する所要自己資本 (自金融機関が投資家である場合)

項番		イ		[略]
			合計	
[略]				
	[略]			
	エクスポージャーの額 (算出方法別)			
6	内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャー			
7	外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャー			
[略]				
	[略]			
	信用リスク・アセットの額 (算出方法別)			
10	内部格付手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット			
11	外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リ			

ひ第二十五面の項番 15「外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額を、第一面の項番 14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

m 項番 16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十五面の項番 16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額を、第一面の項番 15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

[n~p 同左]

(第二十五面)

(単位：百万円)

SEC4：信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する所要自己資本 (自金融機関が投資家である場合)

項番		イ		[同左]
			合計	
[同左]				
	[同左]			
	エクスポージャーの額 (算出方法別)			
6	内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャー			
7	外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポージャー			
[同左]				
	[同左]			
	信用リスク・アセットの額 (算出方法別)			
10	内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット			
11	外部格付準拠方式により算出した信用リ			

	スク・アセット		
【略】			
	所要自己資本の額 (算出方法別)		
14	内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本		
15	外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本		
【略】			

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

【a～f 略】

g 項番 10 「内部格付手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十四面の項番 10 「内部格付手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 17 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式(適用分)」の項イ欄の額と一致する。

h 項番 11 「外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十四面の項番 11 「外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 18 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式又は内部評価方式(適用分)」の項イ欄の額と一致する。

i 項番 12 「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十四面の項番 12 「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 19 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式(適用分)」の項イ欄の額と一致する。

j 【略】

k 項番 14 「内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十四面の項番 14 「内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 17 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式(適用分)」の項イ欄の額と一致する。

	ト		
【同左】			
	所要自己資本の額 (算出方法別)		
14	内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本		
15	外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本		
【同左】			

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

【a～f 同左】

g 項番 10 「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十四面の項番 10 「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 13 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式(適用分)」の項イ欄の額と一致する。

h 項番 11 「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十四面の項番 11 「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 14 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式(適用分)」の項イ欄の額と一致する。

i 項番 12 「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十四面の項番 12 「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 15 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式(適用分)」の項イ欄の額と一致する。

j 【同左】

k 項番 14 「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十四面の項番 14 「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 13 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式(適用分)」の項イ欄の額と一致する。

1 項番 15「外部格付準拠方式又は内部評価方式」が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本の項A欄の額及び第二十四面の項番 15「外部格付準拠方式又は内部評価方式」が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本の項A欄の額の合計額を、第一面の項番 18「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項A欄の額と一致する。

m 項番 16「標準的手法準拠方式」が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項A欄の額及び第二十四面の項番 16「標準的手法準拠方式」が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項A欄の額の合計額を、第一面の項番 19「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項A欄の額と一致する。

[n-p 略]

(第二十六面)

別葉 12]

(第二十七面)

別葉 14]

(第二十八面)

別添

(第二十九面)

別葉 17]

〔第三十面〕～〔第三十二面〕 略]

(第三十三面)

別葉 18]

(第三十四面)

別葉 19]

(第三十五面)

別葉 20]

(第三十六面)

別葉 21]

(第三十七面)

式適用分)の項A欄の額と一致する。

1 項番 15「外部格付準拠方式」が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項A欄の額及び第二十四面の項番 15「外部格付準拠方式」が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項A欄の額の合計額を、第一面の項番 14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式適用分」の項A欄の額と一致する。

m 項番 16「標準的手法準拠方式」が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項A欄の額及び第二十四面の項番 16「標準的手法準拠方式」が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項A欄の額の合計額を、第一面の項番 15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項A欄の額と一致する。

[n-p 同左]

(第二十六面)

別葉 11]

(第二十七面)

別葉 13]

(第二十八面)

別葉 15]

(第二十九面)

別葉 16]

〔第三十面〕～〔第三十二面〕 同左]

[面を加える。]

[面を加える。]

[面を加える。]

[面を加える。]

[面を加える。]

[面を加える。]

[面を加える。]

[面を加える。]

別巻 22]

別巻 23]

第三十八面

[面を加える。]

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要					
国際様式の該当番号		イ		ロ	
		リスク	アセット	所要自己資本	前中間
		期末	期末	期末	期末
1	信用リスク				
2	うち、標準的手法適用分				
3	うち、基礎的內部格付手法適用分				
4	うち、スロツテナソグ・クライテリア適用分				
5	うち、先垂的內部格付手法適用分				
	うち、重要な出資のエクスポージャー				
	うち、リース取引における見積残存価額のエクスポージャー				
	その他				
6	カウンターパーティ信用リスク				
7	うち、SA-CCR適用分				
8	うち、期待エクスポージャー方式適用分				
	うち、中央清算機関関連エクスポージャー				
9	その他				
10	CVARリスク				
	うち、SA-CVA適用分				
	うち、完全なBA-CVA適用分				
	うち、限定的なBA-CVA適用分				
11	経路措置により適用されるベークツト・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー				

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要					
国際様式の該当番号		イ		ロ	
		リスク	アセット	所要自己資本	前中間
		期末	期末	期末	期末
1	信用リスク				
2	うち、標準的手法適用分				
3	うち、内部格付手法適用分				
	うち、重要な出資のエクスポージャー				
	うち、リース取引における見積残存価額のエクスポージャー				
	その他				
4	カウンターパーティ信用リスク				
5	うち、SA-CCR				
6	うち、期待エクスポージャー方式適用分				
	うち、CVARリスク				
	うち、中央清算機関関連エクスポージャー				
7	ベークツト・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー				
8	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算 (ルック・スルー方式)				
9	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算 (ベークツト方式)				
	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・ア				

12	リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算 (ルック・スルー方式)					
13	リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算 (バンドレート方式)					
	リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算 (蓋然性方式250%)					
14	リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算 (蓋然性方式400%)					
	リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算 (フォールバック方式1250%)					
15	未決済取引					
16	信用リスク・アセットの額の算出対象となつていない証券化エクスポージャー					
	うち、内部格付手法御馳方式適用分					
17	うち、外部格付御馳方式又は内部評価方式適用分					
	うち、標準御馳手法御馳方式適用分					
18	うち、標準御馳手法御馳方式適用分					
	うち、1250%のリスク・ウエイト適用分					
19	うち、標準御馳手法御馳方式適用分					
	うち、1250%のリスク・ウエイト適用分					
20	うち、標準御馳手法御馳方式適用分					
	うち、内部モデル方式適用分					
21	うち、標準御馳手法御馳方式適用分					
	うち、内部モデル方式適用分					
22	うち、標準御馳手法御馳方式適用分					
	うち、簡易的方式適用分					
23	勘定間の振替分					
	オペレーショナル・リスク					
24	特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー					
	係るエクスポージャー					
25	特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー					
	係るエクスポージャー					
26	フロア調整					
27	合計					

(注)

	セットのみなし計算 (蓋然性方式250%)					
	リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算 (蓋然性方式400%)					
	リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算 (フォールバック方式1250%)					
11	未決済取引					
12	信用リスク・アセットの額の算出対象となつていない証券化エクスポージャー					
	うち、内部格付手法御馳方式又は内部評価方式適用分					
13	うち、外部格付御馳方式適用分					
	うち、標準御馳手法御馳方式適用分					
14	うち、標準御馳手法御馳方式適用分					
	うち、1250%のリスク・ウエイト適用分					
15	うち、標準御馳手法御馳方式適用分					
	うち、1250%のリスク・ウエイト適用分					
16	うち、標準御馳手法御馳方式適用分					
	うち、内部モデル方式適用分					
17	うち、標準御馳手法御馳方式適用分					
	うち、内部モデル方式適用分					
18	うち、標準御馳手法御馳方式適用分					
	うち、簡易的方式適用分					
19	勘定間の振替分					
	オペレーショナル・リスク					
20	特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー					
	係るエクスポージャー					
21	特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー					
	係るエクスポージャー					
22	特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー					
	係るエクスポージャー					
23	特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー					
	係るエクスポージャー					
24	特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー					
	係るエクスポージャー					
25	特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー					
	係るエクスポージャー					
合計						

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

【判る。】

2 a この面のb以下の記載にかかわらず、国際様式の該当番号（以下この面において「項番」という。）1の「信用リスク」の項から「信用リスク その他」の項までには、項番6から「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項まで及び項番25に該当するものの額は含まれない。また、項番2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項、項番3「信用リスクのうち、基礎的內部格付手法適用分」の項及び項番5「信用リスクのうち、先進的內部格付手法適用分」の項には、「信用リスクのうち、重要な出資のエクスポージャー」の項から「信用リスク その他」の項までが該当するものの額は含まれない。

b 項番2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項には、自己資本比率告示第四十八条第一項又は特殊自己資本比率告示第二十六条第一項に規定する信用リスク・アセットの額の合計額及び株式等エクスポージャー（令和四年自己資本比率告示改正告示別則第十一条第二項及び第三項の規定により令和四年改正前自己資本比率告示第六十六条第一項各号又は令和四年特殊自己資本比率告示改正告示別則第十一条第二項及び第三項の規定により令和四年改正前特殊自己資本比率告示第四百四十四条第一項各号に掲げる方式により算出されるリスク・ウェイトを用いる株式等エクスポージャーを除く。）に係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれらに係る所要自己資本の額（リスクの種類に応じ、リスク・アセットの額の合計額に8パーセントを乗じて得た額又はリスク相当額の合計額をいう。以下この面において同じ。）（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

c 項番2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項イ欄の額は、当中間期に係る第五面の開示を行う場合には、同面の項番12「合計」の項ハ欄の額と一致する。

d 項番3「信用リスクのうち、基礎的內部格付手法適用分」の項には、基礎的內部格付手法を適用して算出する自己資本比率告示第五十二条第一号イ又は特殊自己資本比率告示第三十条第一号イに規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、自金融機関が基礎的內部格付手法採用行である場合は、内部格付手法を適用して算出する当該信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

e 項番3「信用リスクのうち、基礎的內部格付手法適用分」の項イ欄の額は、当中間期に係る第七面の開

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

2 a 内部格付手法適用分に係る記載について、リスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）は1.06を乗じる前の額を記載し、所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）は1.06を乗じて得たリスク・アセットの額に8パーセントを乗じて得た額をそれぞれ記載すること。

b この面のc以下の記載にかかわらず、国際様式の該当番号（以下この面において「項番」という。）1の「信用リスク」の項から「信用リスク その他」の項までには、項番4から「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項まで、項番23及び「監査措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額」の項に該当するものの額は含まれない。また、項番2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項及び項番3「信用リスクのうち、内部格付手法適用分」の項には、「信用リスクのうち、重要な出資のエクスポージャー」の項から「信用リスク その他」の項までが該当するものの額は含まれない。

c 項番2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項には、自己資本比率告示第四十八条第一項又は特殊自己資本比率告示第二十六条第一項に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれに係る所要自己資本の額（リスクの種類に応じ、リスク・アセットの額の合計額に8パーセントを乗じて得た額又はリスク相当額の合計額をいう。以下この面において同じ。）（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

d 項番2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項イ欄の額は、当中間期に係る第五面の開示を行う場合には、同面の項番22「合計」の項ハ欄の額と一致する。

e 項番3「信用リスクのうち、内部格付手法適用分」の項には、自己資本比率告示第五十二条第一号イ又は特殊自己資本比率告示第三十条第一号イに規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

【加える。】

示を行う場合には、基礎的內部格付手法が適用されるポートフォリオに対応した同面の「合計（全てのポートフォリオ）」の項目欄の額と一致する。ただし、自金融機関が基礎的內部格付手法採用行である場合は、同面の「合計（全てのポートフォリオ）」の項目欄の額と一致する。

㊦ 項番4「信用リスクのうち、スロツテナンズ・クライテリア適用分」の項には、自己資本比率告示第百四十九条又は特殊自己資本比率告示第百二十七条に規定するスロツテナンズ・クライテリアを利用して算出する自己資本比率告示第百五十二条第一号イ又は特殊自己資本比率告示第百三十条第一号イに規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。また、項番4に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

㊧ 項番4「信用リスクのうち、スロツテナンズ・クライテリア適用分」の項目欄の額は、当中間期に係る第九面の開示を行う場合には、同面の「ボラテリテイの高い、事業用不動産向け貸付け（HYCRE）以外」の「合計」の項目欄の額及び「ボラテリテイの高い、事業用不動産向け貸付け（HYCRE）」の「合計」の項目欄の額の合計額と一致する。

㊨ 項番5「信用リスクのうち、先制的内部格付手法適用分」の項には、先制的内部格付手法を適用して算出する自己資本比率告示第百五十二条第一号イ又は特殊自己資本比率告示第百三十条第一号イに規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、自金融機関が基礎的內部格付手法採用行である場合は、当該欄に記載することを要しない。

㊩ 項番5「信用リスクのうち、先制的内部格付手法適用分」の項目欄の額は、当中間期に係る第七面の開示を行う場合には、先制的内部格付手法が適用されるポートフォリオに対応した、同面の「合計（全てのポートフォリオ）」の項目欄の額と一致する。

㊪ 項番2「信用リスクのうち、標準的格付手法適用分」の項目欄の額は、項番3「信用リスクのうち、基礎的內部格付手法適用分」の項目欄の額、項番4「信用リスクのうち、スロツテナンズ・クライテリア適用分」の項目欄の額及び項番5「信用リスクのうち、先制的内部格付手法適用分」の項目欄の額の合計額は、当中間期末を四半期末とする四半期に係る別添様式第八号第六面の開示を行う場合には、同面の項番1「信用リスク」の項目欄の額と一致する。

㊫ 略

㊬ 項番6「カウンターパーティ信用リスク」の項目欄の額は、当中間期に係る第十面及び第十六面の開示を行う場合には、第十面の項番6「合計」の項目欄の額並びに第十六面の項番1「適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項目欄の額及び項番11「非適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」

㊦ 項番3「信用リスクのうち、内部格付手法適用分」の項目欄の額は、当中間期に係る第七面及び第九面の開示を行う場合、第七面の「合計（全てのポートフォリオ）」の項目欄の額並びに第九面の「ボラテリテイの高い、事業用不動産向け貸付け（HYCRE）以外」の「合計」の項目欄の額及び「ボラテリテイの高い、事業用不動産向け貸付け（HYCRE）」の「合計」の項目欄の額の合計額と一致する。

㊧ 加える。]

㊨ 加える。]

㊩ 加える。]

㊪ 加える。]

㊫ 同左]

㊬ 項番4「カウンターパーティ信用リスク」の項目欄の額は、当中間期に係る第十面、第十一面及び第十六面の開示を行う場合、第十面の項番6「合計」の項目欄の額、第十一面の項番5「CVARリスク相当額の対象となるポートフォリオの合計」の項目欄の額並びに第十六面の項番1「適格中央清算機関へのエク

の項ロ欄の額の合計額と一致する。

○ 項番6 「カウンタースペーテイ信用リスク」の項イ欄の額は、当中間期末を四半期末とする四半期に係る別添様式第八号第六面の開示を行う場合には、同面の項番2 「カウンタースペーテイ信用リスク」の項イ欄の額と一致する。

㉔ 項番7 「カウンタースペーテイ信用リスクのうち、S A-C C R適用分」の項には、自己資本比率告示第七十九条の二（自己資本比率告示第百五十七條第七項及び第百六十五條第五項において準用する場合を含む。）の規定又は特殊自己資本比率告示第五十七條の二（特殊自己資本比率告示第百三十五條第五項及び第百四十三條第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。
[附る。]

㉕ 項番8 「カウンタースペーテイ信用リスクのうち、期待エクスポージャー方式適用分」の項には、自己資本比率告示第七十九條の三（自己資本比率告示第百五十七條第七項及び第百六十五條第四項において準用する場合を含む。）の規定又は特殊自己資本比率告示第五十七條の三（特殊自己資本比率告示第百三十五條第七項及び第百四十三條第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取

スポージャー（合計）」の項ロ欄の額及び項番11「非適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項ロ欄の額の合計額と一致する。

[加える。]

㉖ 項番5 「カウンタースペーテイ信用リスクのうち、S A-C C R適用分」の項には、自己資本比率告示第七十九條の二（自己資本比率告示第百五十七條第五項及び第百六十五條第五項において準用する場合を含む。）の規定又は特殊自己資本比率告示第五十七條の二（特殊自己資本比率告示第百三十五條第五項及び第百四十三條第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

㉗ 銀行法第十四條の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（平成三十年金融庁告示第十三号。以下この面及び第十面において「平成三十年金融庁告示第十三号」という。）附則第二條第一項又は第四條第一項の規定により読み替えて適用する自己資本比率告示第七十九條第二項の規定又は特殊自己資本比率告示第五十七條第二項の規定に基づきカレント・エクスポージャー方式を用いる場合には、項番5と項番6との間と「カウンタースペーテイ信用リスクのうち、カレント・エクスポージャー方式適用分」との名称の項（項番を付さないこと。）を追加すること。この場合において、当該項には、自己資本比率告示第七十九條の四（平成三十年金融庁告示第十三号附則第二條第一項の規定により読み替えて適用する特殊自己資本比率告示第百三十五條第五項及び第百四十三條第五項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

㉘ 項番6 「カウンタースペーテイ信用リスクのうち、期待エクスポージャー方式適用分」の項には、自己資本比率告示第七十九條の三（自己資本比率告示第百五十七條第五項及び第百六十五條第五項において準用する場合を含む。）の規定又は特殊自己資本比率告示第五十七條の三（特殊自己資本比率告示第百三十五條第五項及び第百四十三條第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取

引及びレボ形式の取引等の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

「項番 8 「カウンターパーティー信用リスクのうち、期待エクスポージャー方式適用分」の項イ欄の額は、当中間期末を四半期末とする四半期に係る別添様式第八号第三面の開示を行う場合には、同面の項番 9 「当四半期末時点における信用リスク・アセットの額」の項の額と一致する。
【加える。】

「ス 「カウンターパーティー信用リスクのうち、中央清算機関関連エクスポージャー」の項には、自己資本比率告示第八章の三の規定又は持株自己資本比率告示第六章の三の規定により算出した中央清算機関関連エクスポージャーに係るリスク・アセットの合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

「ト 項番 10 「CVARリスク」の項には、自己資本比率告示第八章の二の規定又は持株自己資本比率告示第六章の二の規定により算出したCVARリスク相当額の合計額を 8パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

「ニ 項番 10 「CVARリスク」の項イ欄の額は、当中間期末を四半期末とする四半期に係る別添様式第八号第六面及び当中間期に係る別添様式第四号第十一面の四の開示を行う場合には、第六面の項番 3 「CVARリスク」の項ハ欄の額及び第十一面の四の項番 2 「当中間期末」の項の額と一致する。

「ウ 「CVARリスクのうち、SA-CVA適用分」の項イ欄の額は、当中間期に係る第十一面の三の開示を行う場合には、同面の項番 7 「合計」の項イ欄の額と一致する。

「エ 「CVARリスクのうち、完全なBA-CVA適用分」の項イ欄の額は、当中間期に係る第十一面の二の開示を行う場合には、同面の項番 3 「合計」の項の額と一致する。

「カ 「CVARリスクのうち、限定的なBA-CVA適用分」の項イ欄の額は、当中間期に係る第十一面の開示を行う場合には、同面の項番 3 「合計」の項ロ欄の額と一致する。

「キ 項番 11 「経過措置により適用されるマーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー」の項には、令和四年自己資本比率告示改正告示附則第十一条第二項及び第三項の規定により令和四年改正前自己資本比率告示第六十六条第一項第一号又は令和四年持株自己資本比率告示改正告示附則第十一条第二項及び第三項の規定により令和四年改正前持株自己資本比率告示第四百四十四条第一項第一号に掲げる

引及びレボ形式の取引等の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

「ク 項番 6 「カウンターパーティー信用リスクのうち、期待エクスポージャー方式適用分」の項イ欄の額は、当中間期末を四半期末とする四半期に係る別添様式第八号第三面の開示を行う場合、同面の項番 9 「当四半期末時点における信用リスク・アセットの額」の項の額と一致する。

「ケ 「カウンターパーティー信用リスクのうち、CVARリスク」の項には、自己資本比率告示第八章の二の規定又は持株自己資本比率告示第六章の二の規定により算出したCVARリスク相当額の合計額を 8パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

「コ 「カウンターパーティー信用リスクのうち、中央清算機関関連エクスポージャー」の項には、自己資本比率告示第八章の三の規定又は持株自己資本比率告示第六章の三の規定により算出した中央清算機関関連エクスポージャーに係るリスク・アセットの合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

【加える。】

【加える。】

【加える。】

【加える。】

【加える。】

【加える。】

マーケット・ベース方式により算出した信用リスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれらに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。なお、令和四年自己資本比率告示改正告示附則第十一条第二項及び第三項の規定により令和四年改正前自己資本比率告示第百六十六条第一項第二号又は令和四年持株自己資本比率告示改正告示附則第十一条第二項及び第三項の規定により令和四年改正前持株自己資本比率告示第百四十四条第一項第二号に掲げるPD/LGD方式により算出した信用リスク・アセットの額及びこれに係る所要自己資本の額については、項番3「信用リスクのうち、基礎的かつ割付手法適用分」の項に含めることとし、これら以外の株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額及びこれに係る所要自己資本の額については、項番2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項に含めることとする。

【判る。】

【判る。】

2 項番12「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（レック・スルー方式）」の項には、標準的手法採用行にあっては自己資本比率告示第七十六条の五第二項又は持株自己資本比率告示第五十四条の五第二項の規定、内部割付手法採用行にあっては自己資本比率告示第百六十七条第二項又は持株自己資本比率告示第百四十五条第二項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載す

9 項番7「マーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー」の項には、自己資本比率告示第百六十六条第一項第一号又は持株自己資本比率告示第百四十四条第一項第一号に掲げるマーケット・ベース方式により算出した信用リスク・アセットの額及び自己資本比率告示第百六十六条第一項ただし書の規定又は持株自己資本比率告示第百四十四条第一項ただし書の規定により100パーセントのリスク・ウェイトを適用して算出した信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれらに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。なお、自己資本比率告示第百六十六条第一項第二号又は持株自己資本比率告示第百四十四条第一項第二号に掲げるPD/LGD方式により算出した信用リスク・アセットの額及びこれに係る所要自己資本の額については、項番3「信用リスクのうち、内部割付手法適用分」の項に含めることとする。さらに、株式等エクスポージャーに標準的手法を適用して算出した信用リスク・アセットの額及びこれに係る所要自己資本の額については、項番2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項に含めることとする。

1 項番7「マーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー」の項イ欄の額は、当期に係る第九面の開示を行う場合、同面の「マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー」の「合計」の項イ欄の額及び「100%のリスク・ウェイトが適用される株式等エクスポージャー」の項イ欄の額の合計額と一致する。

5 項番8「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（レック・スルー方式）」の項には、標準的手法採用行にあっては自己資本比率告示第七十六条の五第二項又は持株自己資本比率告示第五十四条の五第二項の規定、内部割付手法採用行にあっては自己資本比率告示第百六十七条第二項又は持株自己資本比率告示第百四十五条第二項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載す

ること。

zaa 項番 13 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ベンデート方式）」の項には、標準的手法採用行にあっては自己資本比率告示第七十六条の五第六項又は持株自己資本比率告示第五十四条の五第六項の規定、内部格付手法採用行にあっては自己資本比率告示第六十七條第七項又は持株自己資本比率告示第四百五十五條第七項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

bb 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）」の項には、標準的手法採用行にあっては自己資本比率告示第七十六条の五第九項第一号又は持株自己資本比率告示第五十四条の五第九項第一号の規定、内部格付手法採用行にあっては自己資本比率告示第六十七條第十項第一号又は持株自己資本比率告示第四百五十五條第十項第一号の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

cc 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）」の項には、標準的手法採用行にあっては自己資本比率告示第七十六条の五第九項第二号又は持株自己資本比率告示第五十四条の五第九項第二号の規定、内部格付手法採用行にあっては自己資本比率告示第六十七條第十項第二号又は持株自己資本比率告示第四百五十五條第十項第二号の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

dd 項番 14 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フオーレルバック方式1250%）」の項には、標準的手法採用行にあっては自己資本比率告示第七十六条の五第十項又は持株自己資本比率告示第五十四条の五第十項の規定、内部格付手法採用行にあっては自己資本比率告示第六十七條第十一項又は持株自己資本比率告示第四百五十五條第十一項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

ること。ただし、ロ欄及び三欄の「前中間期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

z 項番 9 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ベンデート方式）」の項には、標準的手法採用行にあっては自己資本比率告示第七十六条の五第六項又は持株自己資本比率告示第五十四条の五第六項の規定、内部格付手法採用行にあっては自己資本比率告示第六十七條第七項又は持株自己資本比率告示第四百五十五條第七項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及び三欄の「前中間期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

bb 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）」の項には、標準的手法採用行にあっては自己資本比率告示第七十六条の五第九項第一号又は持株自己資本比率告示第五十四条の五第九項第一号の規定、内部格付手法採用行にあっては自己資本比率告示第六十七條第十項第一号又は持株自己資本比率告示第四百五十五條第十項第一号の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及び三欄の「前中間期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

cc 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）」の項には、標準的手法採用行にあっては自己資本比率告示第七十六条の五第九項第二号又は持株自己資本比率告示第五十四条の五第九項第二号の規定、内部格付手法採用行にあっては自己資本比率告示第六十七條第十項第二号又は持株自己資本比率告示第四百五十五條第十項第二号の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及び三欄の「前中間期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

dd 項番 10 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フオーレルバック方式1250%）」の項には、標準的手法採用行にあっては自己資本比率告示第七十六条の五第十項又は持株自己資本比率告示第五十四条の五第十項の規定、内部格付手法採用行にあっては自己資本比率告示第六十七條第十一項又は持株自己資本比率告示第四百五十五條第十一項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及び三欄の「前中間期末」が平成三十一年三月三十一日前となる

場合には、当該欄を記載することを要しない。

Ⓔ 項番 15 「未決済取引」の項には、標準的手法採用行にあっては自己資本比率告示第七十九条の五又は持株自己資本比率告示第五十七条の五に規定する信用リスク・アセットの額、内部格付手法採用行にあっては自己資本比率告示第七十七条の二又は持株自己資本比率告示第五十五条の二に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

Ⓕ 項番 16 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項には、自己資本比率告示第八章の規定又は持株自己資本比率告示第六章の規定により算出した証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

Ⓖ 項番 16 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項イ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番 10 から項番 13 までの項イ欄の合計額と一致する。

Ⓖb 項番 16 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項イ欄の額は、当中間期末を四半期末とする四半期に係る別添様式第八号第六面の開示を行う場合には、同面の項番 4 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項イ欄の額と一致する。

Ⓖi 項番 16 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項イ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番 14 から項番 17 までの項イ欄の合計額と一致する。

Ⓖj 項番 17 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」のうち、内部格付手法適用方式適用分の項イ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番 10 「内部格付手法適用方式」により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

Ⓖk 項番 17 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」のうち、内部格付手法適用方式適用分の項イ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番 14 「内部格付手法適用方式」が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

Ⓐ 項番 11 「未決済取引」の項には、標準的手法採用行にあっては自己資本比率告示第七十九条の五又は持株自己資本比率告示第五十七条の五に規定する信用リスク・アセットの額、内部格付手法採用行にあっては自己資本比率告示第七十七条の二又は持株自己資本比率告示第五十五条の二に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

Ⓐ 項番 12 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項には、自己資本比率告示第八章の規定又は持株自己資本比率告示第六章の規定により算出した証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

Ⓐ 項番 12 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項イ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番 10 から項番 13 までの項イ欄の合計額と一致する。
【加える。】

Ⓐ 項番 12 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項イ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番 14 から項番 17 までの項イ欄の合計額と一致する。

Ⓐ 項番 13 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」のうち、内部格付手法適用方式又は内部評価方式適用分の項イ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番 10 「内部格付手法適用方式又は内部評価方式」により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

Ⓐ 項番 13 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」のうち、内部格付手法適用方式又は内部評価方式適用分の項イ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番 14 「内部格付手法適用方式又は内部評価方式」が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。なお、ロ欄及びニ欄の「前中間期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄を記載することを要しない。

- 11 項番 18 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番 11 「外部格付準拠方式又は内部評価方式」により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。
- 12 項番 18 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番 15 「外部格付準拠方式又は内部評価方式」が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。
- 13 項番 19 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項イ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番 12 「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。
- 14 項番 19 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項イ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番 16 「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。
- 15 項番 19 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項イ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番 16 「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。
- 16 項番 20 「ローケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第九章の規定又は特殊自己資本比率告示第七章の規定により算出したローケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ク欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。なお、特定取引勘定における証券化エクスポージャーを含み、項番 6 「カウンターパーティー信用リスク」の項に含まれるものは含まない。
- 17 項番 21 「ローケット・リスクのうち、標準的方式適用分」の項イ欄の額は、当中間期に係る第二十一面の開示を行う場合には、同面の項番 12 「合計」の項の額から同面の項番 13 「内部モデル」を使用したローディング・テストのローケット・リスク（C₁）の項の額を控除した額を記載すること。
- 18 項番 22 「ローケット・リスクのうち、内部モデル方式適用分」の項イ欄の額は、当中間期末を四半期とする四半期に係る別添様式第八号第四面の開示を行う場合には、同面の項番 16 「ローケット・リスク」の項の額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式適用分」の項イ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番 11 「外部格付準拠方式」により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。
- 19 項番 14 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式適用分」の項イ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番 11 「外部格付準拠方式」により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。なお、ロ欄及びニ欄の「前中間期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。
- 20 項番 15 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項イ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番 12 「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。
- 21 項番 15 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項イ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番 16 「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。なお、ロ欄及びニ欄の「前中間期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。
- 22 項番 16 「ローケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第九章の規定又は特殊自己資本比率告示第七章の規定により算出したローケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ク欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。なお、特定取引勘定における証券化エクスポージャーを含み、項番 4 「カウンターパーティー信用リスク」の項に含まれるものは含まない。
- 23 項番 17 「ローケット・リスクのうち、標準的方式適用分」の項イ欄の額は、当中間期に係る第二十一面の開示を行う場合、同面の項番 9 「合計」の項の額と一致する。
- 24 項番 18 「ローケット・リスクのうち、内部モデル方式適用分」の項イ欄の額は、当中間期末を四半期とする四半期に係る別添様式第八号第四面の開示を行う場合、同面の項番 8、「当四半期末」におけるリスク・

計額 (A(Ortial)) の項の額と一致する。

iii 「マーケット・リスクのうち、簡易的方式適用分」の項の欄の額は、当中間期に係る第二十三面の開示を行う場合には、同面の項番 6 「合計」の項の欄から二欄までの合額と一致する。

iv 項番 23 「勘定間の振替分」の項には、自己資本比率告示第二章から第四章まで又は持株自己資本比率告示第二章から第四章までの規定により勘定間の振替を行った結果、マーケット・リスク相当額の合計額を 8パーセントで除して得た額から信用リスク・アセットの額を加算する額 (イ欄及びロ欄) 及びこれに係る所要自己資本の額 (ハ欄及びニ欄) をそれぞれ記載すること。

v 項番 24 「オペレーショナル・リスク」の項には、自己資本比率告示第十章の規定又は持株自己資本比率告示第八章の規定により算出したオペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8パーセントで除して得た額 (イ欄及びロ欄) 及びこれに係る所要自己資本の額 (ハ欄及びニ欄) をそれぞれ記載すること。

vi [略]
[別添。]

vii 項番 26 「フロア調整」の項には、自己資本比率告示第十三条又は第二十四条の規定又は持株自己資本比率告示第十三条の規定により自己資本比率告示第二条各号及び第二条の二第一項又は第十四条各号及び第十四条の二第一項又は持株自己資本比率告示第二条各号及び第二条の二第一項の算式に加えるべき額 (イ欄及びロ欄) 及びこれに係る所要自己資本の額 (ハ欄及びニ欄) をそれぞれ記載すること。

viii 「信用リスクのうち、重要な出資のエクスポージャー」の項の欄の額、「信用リスクのうち、リース取引における見取残存価額のエクスポージャー」の項の欄の額、「信用リスクその他」の項の欄の額、項番 11 「監査措置により適用されるマーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー」の項の欄の額、項番 12 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算 (レック・スルー方式)」の項の欄の額、項番 13 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算 (バンドワイド方式)」の項の欄の額、「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算 (蓋然性方式 250%)」の項の欄の額、「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算 (蓋然性方式 400%)」の項の欄の額、項番 14 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセ

ット」の項の欄の額と一致する。

[加える。]

[加える。]

ix 項番 19 「オペレーショナル・リスク」の項には、自己資本比率告示第十章の規定又は持株自己資本比率告示第八章の規定により算出したオペレーショナル・リスク相当額の合計額 (イ欄及びロ欄) 及びこれに係る所要自己資本の額 (ハ欄及びニ欄) をそれぞれ記載すること。

x [同左]
[別添。]

xi 「監査措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額」の項には、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件 (平成二十四年金融庁告示第二十八号) 附則第七条第二項又は第四項のいずれかに規定する調整項目に係る監査措置により調整項目の額に算入されなかったものについて、同告示による改正前の自己資本比率告示の規定又は持株自己資本比率告示の規定によるリスク・アセットの額 (イ欄及びロ欄) 及びこれに係る所要自己資本の額 (ハ欄及びニ欄) をそれぞれ記載すること。

xii 項番 24 「フロア調整」の項には、自己資本比率告示第十三条又は第二十四条の規定又は持株自己資本比率告示第十三条の規定により自己資本比率告示第二条各号及び第二条の二第一項又は第十四条各号及び第十四条の二第一項又は持株自己資本比率告示第二条各号及び第二条の二第一項の算式に加えるべき額 (イ欄及びロ欄) 及びこれに係る所要自己資本の額 (ハ欄及びニ欄) をそれぞれ記載すること。
[加える。]

ットのみなし計算（フオーホールバック方式125.0%）」の項イ欄の額、項番23「勘定間の振替分」の項イ欄の額及び項番25「特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー」の項イ欄の額の合計額を、当中間期末を四半期末とする四半期に係る別添様式第八号第六面の開示を行う場合には、同面の項番7「その他リスク・アセット」の項ロ欄の額及びハ欄の額と一致する。

aaa・bbb [略]

ccc この面におけるロ欄及びニ欄の「前中間期末」が令和四年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示又は令和四年特殊自己資本比率告示改正告示による改正後の特殊自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を行う最初の目前となる場合には、当該欄に記載することを要しない。
[判る。]

(第二面)
(単位：百万円)

CRI1：資産の信用の質
[略]

(注) この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示にお

gg・rr [同左]

ss この面におけるロ欄及びニ欄の「前中間期末」が平成三十年三月三十一目前となる場合には、当該欄に記載することを要しない。

tt 項番8から項番10までの項及び項番13から項番15までの項のロ欄及びニ欄の「前中間期末」が平成三十一年三月三十一目前となる場合には、項番10と項番11との間に「複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー」及び「信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー」との名称の項を、項番15と「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項との間に「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」、「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」及び「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法適用分」との名称の項を、それぞれ追加すること（いずれも項番を付さないこと）。この場合においては、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（平成三十一年金融庁告示第七号）第六条の規定による改正後の銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の規定にかかわらず、追加するこれらの項のロ欄及びニ欄の「前中間期末」の記載は、なお従前の例によること（なお、イ欄及びハ欄は、記載することを要しない。）。

(第二面)
(単位：百万円)

CRI1：資産の信用の質
[同左]

(注) この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示にお

いて使用する用語の例によるものとする。

この面において、カウンターパーティー信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十六条の五の規定又は特殊自己資本比率告示第五十四条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することを含む。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第六十七条の規定又は特殊自己資本比率告示第四十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することを含む。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a～j] 略

k イ欄には、標準的手法が適用される資産においては自己資本比率告示第七十一条又は特殊自己資本比率告示第四十九条の規定する延滞エクスポージャー（自己資本比率告示第七十二条又は特殊自己資本比率告示第五十一条に規定するエクスポージャーを含む。また、自己資本比率告示第七十二条第五項及び第七十二条第二項の規定又は特殊自己資本比率告示第四十九条第五項及び第五十条第二項の規定により金融再生法施行規則第四条第四項に規定する三月以上延滞債権に該当する事由が生じた場合に係る基準として、三月以上を代えて九十日超を用いている場合にあつては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞していることを同項に規定する要管理債権に該当するものと査定する事由としたエクスポージャーをいう。）に該当するエクスポージャーの額を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（自己資本比率告示第二百五十五条第一項又は特殊自己資本比率告示第八十三条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消消されていくエクスポージャーの額をそれぞれ記載するとともに、自金融機関が採用するデフォルト事由の判定基準につき、説明を付すこと（資産区分等により判定基準が異なる場合には、その全てを記載すること。）。

[～p] 略

(第三面)

(単位：百万円)

CR2：デフォルトした貸出金・有価証券等（うち負債性のもの）の残高の変動

【略】

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティー信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみ

いて使用する用語の例によるものとする。

この面において、カウンターパーティー信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十六条の五の規定又は特殊自己資本比率告示第五十四条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することを含む。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第六十七条の規定又は特殊自己資本比率告示第四十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することを含む。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a～j] 同左

k イ欄には、標準的手法が適用される資産においては自己資本比率告示第七十一条第一項又は特殊自己資本比率告示第四十九条第一項に規定する三月以上延滞エクスポージャー（自己資本比率告示第七十二条第二項又は特殊自己資本比率告示第五十一条に規定するエクスポージャーを含む。また、自己資本比率告示第七十一条第三項及び第七十二条第三項の規定又は特殊自己資本比率告示第四十九条第三項及び第五十条第三項の規定により延滞に係る基準として三月以上を代えて九十日超を用いている場合にあつては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞している者に係るエクスポージャーをいう。）に該当するエクスポージャーの額を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（自己資本比率告示第二百五十五条第一項又は特殊自己資本比率告示第八十三条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消消されていくエクスポージャーの額をそれぞれ記載するとともに、自金融機関が採用するデフォルト事由の判定基準につき、説明を付すこと（資産区分等により判定基準が異なる場合には、その全てを記載すること。）。

[～p] 同左

(第三面)

(単位：百万円)

CR2：デフォルトした貸出金・有価証券等（うち負債性のもの）の残高の変動

【同左】

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティー信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみ

なし計算（自己資本比率告示第七十六条の五の規定又は持株自己資本比率告示第五十四条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することを含む。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第六十七条の規定又は持株自己資本比率告示第四十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することを含む。）に係る信用リスクは対象外とする。

a この面において「デフォルト状態」とは、標榜的手法が適用される資産においては自己資本比率告示第七十一条又は持株自己資本比率告示第四十九条の規定する延滞エクスポージャー（自己資本比率告示第七十二条又は持株自己資本比率告示第五十条の規定するエクスポージャーを含む。また、自己資本比率告示第七十一条第五項及び第七十二条第二項の規定又は持株自己資本比率告示第四十九条第五項及び第五十二条第二項の規定により金融再生法施行規則第四条第四項の規定する三月以上延滞債権に該当する事由が生じた場合に係る基準として、三月以上代えて九十日超を用いている場合にあつては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞していることを同項の規定する要管理債権に該当するものと査定する事由としたエクスポージャーをいう。）に該当する状態を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（自己資本比率告示第二百五条第一項又は持株自己資本比率告示第八十三条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていない状態を指すものとする。

[b~i 略]

(第四面)

(単位：百万円)

CR3：信用リスク削減手法

[略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十六条の五の規定又は持株自己資本比率告示第五十四条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することを含む。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第六十七条の規定又は持株自己資本比率告示第四十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することを含む。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a~d 略]

なし計算（自己資本比率告示第七十六条の五の規定又は持株自己資本比率告示第五十四条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することを含む。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第六十七条の規定又は持株自己資本比率告示第四十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することを含む。）に係る信用リスクは対象外とする。

a この面において「デフォルト状態」とは、標榜的手法が適用される資産においては自己資本比率告示第七十一条又は持株自己資本比率告示第四十九条第一項に規定する三月以上延滞エクスポージャー（自己資本比率告示第七十二条第一項又は持株自己資本比率告示第五十条第一項に規定するエクスポージャーを含む。また、自己資本比率告示第七十一条第三項及び第七十二条第三項の規定又は持株自己資本比率告示第四十九条第三項及び第五十条第三項の規定により延滞に係る基準として三月以上代えて九十日超を用いている場合にあつては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞している者に係るエクスポージャーをいう。）に該当する状態を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（自己資本比率告示第二百五条第一項又は持株自己資本比率告示第八十三条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていない状態を指すものとする。

[b~i 同左]

(第四面)

(単位：百万円)

CR3：信用リスク削減手法

[同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十六条の五の規定又は持株自己資本比率告示第五十四条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することを含む。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第六十七条の規定又は持株自己資本比率告示第四十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することを含む。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a~d 同左]

e 項番5「うちデフォルトしたもの」の項には、項番4「合計(1+2+3)」の項に記載されたエクスポージャーのうち、報告基準日時点においてデフォルト状態にある資産を対象として計数を記載すること。なお、デフォルト状態にある資産とは、標準的手法が適用される資産において自己資本比率告示第七十二条又は持株自己資本比率告示第四十九条第一項で規定する延滞エクスポージャー(自己資本比率告示第七十二条又は持株自己資本比率告示第五十条で規定するエクスポージャーを含む。また、自己資本比率告示第七十一条第五項及び第七十二条第二項の規定又は持株自己資本比率告示第四十九条第五項及び第五十条第二項の規定により金融再生法施行規則第四条第四項に規定する三月以上延滞債権に該当する事由が生じた場合に係る基準として、三月以上に代えて九十日超を用いている場合においては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞していることを同項に規定する要管理債権に該当するものと査定する事由としたエクスポージャーをいう。)を、内部格付手法が適用される資産において(デフォルト事由(自己資本比率告示第二百五条第一項又は持株自己資本比率告示第八十三条第一項)で規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。)が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていないエクスポージャーを指すものとする。

[f~m 略]

(第五面)

(単位：百万円、%)

CR4：標準的手法(信用リスク・エクスポージャーと信用リスク削減手法の効果)		【略】
項番	資産クラス	
1a	日本国政府及び日本銀行向け	
1b	外国の中央政府及び中央銀行向け	
1c	国際決済銀行等向け	
2a	我が国の地方公共団体向け	
2b	外国の中央政府等以外の公共部門向け	
2c	地方公共団体金融機関向け	
2d	我が国の政府関係機関向け	
2e	地方三公社向け	
3	国際開発銀行向け	

e 項番5「うちデフォルトしたもの」の項には、項番4「合計(1+2+3)」の項に記載されたエクスポージャーのうち、報告基準日時点においてデフォルト状態にある資産を対象として計数を記載すること。なお、デフォルト状態にある資産とは、標準的手法が適用される資産において自己資本比率告示第七十二条第一項又は持株自己資本比率告示第四十九条第一項で規定する三月以上延滞エクスポージャー(自己資本比率告示第七十二条第二項及び第七十一条第三項及び第七十二条第三項の規定又は持株自己資本比率告示第四十九条第三項及び第五十条第三項の規定により延滞に係る基準として三月以上に代えて九十日超を用いている場合においては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞している者に係るエクスポージャーをいう。)を、内部格付手法が適用される資産において(デフォルト事由(自己資本比率告示第二百五条第一項又は持株自己資本比率告示第八十三条第一項)で規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。)が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていないエクスポージャーを指すものとする。

[f~m 同左]

(第五面)

(単位：百万円、%)

CR4：標準的手法(信用リスク・エクスポージャーと信用リスク削減手法の効果)		【同左】
項番	資産クラス	
1	現金	
2	日本国政府及び日本銀行向け	
3	外国の中央政府及び中央銀行向け	
4	国際決済銀行等向け	
5	我が国の地方公共団体向け	
6	外国の中央政府等以外の公共部門向け	
7	国際開発銀行向け	
8	地方公共団体金融機関向け	
9	我が国の政府関係機関向け	

4	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け
5	カード・ポイント向け
6	法人等向け (特定貸付債権向けを含む。) うち、特定貸付債権向け
7a	劣後債権及びその他資本性証券等
7b	株式等
8	中堅中小企業等向け及び個人向け うち、トラフクター向け
9	不動産関連向け うち、自己居住用不動産等向け うち、賃貸用不動産向け うち、事業用不動産関連 うち、その他不動産関連 うち、ADC向け
10a	延滞等 (自己居住用不動産等向けエクスポージャーを除く。)
10b	自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞
11a	現金
11b	取立未済手形 信用保証協会等による保証付
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付
12	合計

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトの

10	地方三公社向け
11	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け
12	法人等向け
13	中小企業等向け及び個人向け
14	抵当権付住宅ローン
15	不動産取得等事業向け
16	三年以上延滞等 (抵当権付住宅ローンを除く。)
17	抵当権付住宅ローンに係る三年以上延滞
18	取立未済手形
19	信用保証協会等による保証付
20	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付
21	出資等 (重要な出資を除く。)
22	合計

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトの

みなし計算（自己資本比率告示第七十六条の五の規定又は持株自己資本比率告示第五十四条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a・b 略]

。ロ欄には、CCF（自己資本比率告示又は持株自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。以下この面において同じ。）を適用する前の、オフ・バランス取引のエクスポージャーの額（CCFを適用する対象となる信用供与枠の未引出額又はその他のオフ・バランス取引に係る想定元本額をいう。以下この面において同じ。）を記載すること。また、当該額は信用リスク削減手法の効果を勘案する前の額とすること。

[d～f 略]

g 内部格付手法採用行は、自己資本比率告示第四百六十六条若しくは第四百四十八条の規定又は持株自己資本比率告示第二百二十四条若しくは第二百二十六条の規定により標準的手法を適用する事業単位又は資産区分がある場合及び株式等エクスポージャー（令和四年自己資本比率告示附則第十二条第二項及び第三項の規定により令和四年改正前自己資本比率告示第六十六条第一項各号又は令和四年持株自己資本比率告示改正告示附則第十一条第二項及び第三項の規定により令和四年改正前持株自己資本比率告示第四百四十四条第一項各号に掲げる方式により算出されるリスク・ウェイトを用いる株式等エクスポージャー）を除く。以下この面において同じ。）を保有する場合には、当該事業単位又は資産区分及び当該株式等エクスポージャーに係る計数を記載すること（9項については統合して開示することができるが、異なる資産区分は各別に記載すること。また、項番については変更しないこと）。ただし、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が採利用者にとって重要でないと考えられる場合には、項番 7b「株式等」の項を除き、その記載を省略することができる。この場合において、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が採利用者にとって重要でないと考えられる理由を、当該事業単位又は資産区分に係るエクスポージャーの内容の説明及び当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の合計額と併せて記載すること。

[判る。]

h 項番 1a「日本国政府及び日本銀行向け」の項には、日本国政府及び日本銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

i 項番 1b「外国の中央政府及び中央銀行向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

j 項番 1c「国際決済銀行等向け」の項には、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州連合、欧州安定メカニズム及び欧州金融安定フナシリテイ向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

みなし計算（自己資本比率告示第七十六条の五の規定又は持株自己資本比率告示第五十四条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a・b 同左]

。ロ欄には、CCF（自己資本比率告示又は持株自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。以下この面において同じ。）を適用する前の、オフ・バランス取引のエクスポージャーの額（CCFを適用する対象となる信用供与枠の未引出額又はその他のオフ・バランス取引に係る想定元本額）を記載すること。また、当該額は信用リスク削減手法の効果を勘案する前の額とすること。

[d～f 同左]

g 内部格付手法採用行は、自己資本比率告示第四百六十六条若しくは第四百四十八条の規定又は持株自己資本比率告示第二百二十四条若しくは第二百二十六条の規定により標準的手法を適用する事業単位又は資産区分がある場合には、当該事業単位又は資産区分に係る計数を記載すること（9項については統合して開示することができるが、異なる資産区分は各別に記載すること）。ただし、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が採利用者にとって重要でないと考えられる場合には、記載を省略することができる。この場合において、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が採利用者にとって重要でないと考えられる理由を、当該事業単位又は資産区分に係るエクスポージャーの内容の説明及び当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の合計額と併せて記載すること。

h 項番 1「現金」の項には、現金（外国通貨及び金を含む。）に係る額を記載すること。

i 項番 2「日本国政府及び日本銀行向け」の項には、日本国政府及び日本銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

j 項番 3「外国の中央政府及び中央銀行向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

k 項番 4「国際決済銀行等向け」の項には、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、欧州安定メカニズム及び欧州金融安定フナシリテイ向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

㌸ 項番2a 「我が国の地方公共団体向け」の項には、我が国の地方公共団体向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。

1 項番2b 「外国の中央政府等以外の公共部門向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門（当該国による公共部門の定義によるものとする。）向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。

【判る。】

㉓ 項番2c 「地方公共団体金融機構向け」の項には、地方公共団体金融機構向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

㉔ 項番2d 「我が国の政府関係機関向け」の項には、自己資本比率告示第六十一条第一項各号又は持株自己資本比率告示第三十九条第一項各号に掲げる法人向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。

㉕ 項番2e 「地方三公社向け」の項には、土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。

㉖ 項番3 「国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北政投資銀行、カリブ開発銀行、イヌラム開発銀行、子母接種のための国際金融フアンシテイ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行を含む。）向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

㉗ 項番4 「金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け」の項には、金融機関向けエクスポージャー（自己資本比率告示第六十三条又は持株自己資本比率告示第四十一条に規定する金融機関向けエクスポージャーをいう。）、第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー（自己資本比率告示第六十四条又は持株自己資本比率告示第四十二条に規定する第一種金融商品取引業者向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）及び保険会社向けエクスポージャー（自己資本比率告示第六十四条の二又は持株自己資本比率告示第四十二条の二に規定する保険会社向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。

㉘ 項番4 「金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向けのうち、第一種金融商品取引業者及び保

1 項番5 「我が国の地方公共団体向け」の項には、我が国の地方公共団体向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。

㉙ 項番6 「外国の中央政府等以外の公共部門向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門（当該国による公共部門の定義によるものとする。）向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。

㉚ 項番7 「国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北政投資銀行、カリブ開発銀行、イヌラム開発銀行、子母接種のための国際金融フアンシテイ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行を含む。）向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

㉛ 項番8 「地方公共団体金融機構向け」の項には、地方公共団体金融機構向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

㉜ 項番9 「我が国の政府関係機関向け」の項には、自己資本比率告示第六十一条第一項各号又は持株自己資本比率告示第三十九条第一項各号に掲げる法人向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。

㉝ 項番10 「地方三公社向け」の項には、土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。

【加える。】

【加える。】

【加える。】

險会社向け」の項には、第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー及び保険会社向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

s 項番5 「カバード・ボンド向け」の項には、自己資本比率告示第六十三条の二第一項又は特殊自己資本比率告示第四十一条の二第一項に規定するカバード・ボンド向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

【加える。】

t 項番6 「法人等向け（特定貸付債権向けを含む）」の項には、自己資本比率告示第六十五条第一項又は特殊自己資本比率告示第四十三条第一項に規定する法人等向けエクスポージャー（自己資本比率告示第六十五条第三項又は特殊自己資本比率告示第四十三條第三項の規定により85パーセントのリスク・ウェイトが適用される中堅中小企業等（自己資本比率告示第六十五条第四項又は特殊自己資本比率告示第四十三條四項に規定する中堅中小企業等をいう。以下この面において同じ。）向けエクスポージャー及び特定貸付債権向けエクスポージャー（自己資本比率告示第六十五条の二第一項又は特殊自己資本比率告示第四十三條の二第一項に規定する特定貸付債権向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）を含む。）に係る額を記載すること。ただし、項番8に該当するものは含めないものとする。

u 「法人等向けのうち、特定貸付債権向け」の項には、特定貸付債権向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

y 項番7a 「劣後債権及びその他資本性証券等」の項には、自己資本比率告示第七十条の六の規定又は特殊自己資本比率告示第四十八條の六の規定により150パーセントのリスク・ウェイトが適用される劣後債権及びその他資本性証券並びに自己資本比率告示第七十六條の四の二第三項の規定又は特殊自己資本比率告示第五十四條の四の二第三項の規定により150パーセントのリスク・ウェイトが適用されるその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャーに係る額を記載すること。

w 項番7b 「株式等」の項には、自己資本比率告示第七十六条第一項の規定又は特殊自己資本比率告示第五十四條第一項の規定により250パーセント又は400パーセントのリスク・ウェイトが適用される株式及び株主と同等の性質を有するもの（自己資本比率告示第七十六條第二項各号又は特殊自己資本比率告示第五十四條第二項各号に掲げるものをいう。）並びに株式等エクスポージャーに係る額を記載すること。

x 項番8 「中堅中小企業等向け及び個人向け」の項には、個人向けエクスポージャー及び中堅中小企業等

【加える。】

z 項番11 「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」の項には、金融機関（自己資本比率告示第一条第七号ロ又は特殊自己資本比率告示第一条第七号ロに掲げる者を除く。）、外国銀行、銀行特殊会社及び銀行持株会社に準ずる外国の会社並びに第一種金融商品取引業者向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。

s 項番12 「法人等向け」の項には、自己資本比率告示第六十五条第一項又は特殊自己資本比率告示第四十三條第一項に規定する法人等向けエクスポージャーに係る額を記載すること。ただし、項番13に該当するものは含めないものとする。

【加える。】

【加える。】

【加える。】

【加える。】

<p>向けエクスポージャー（自己資本比率告示第六十七条第一項及び第三項の規定又は持株自己資本比率告示第四十五条第一項及び第三項の規定により75パーセント又は45パーセントのリスク・ウェイトが適用されるものに限る。）に係る額を記載すること。</p>	[加える。]
<p><u>㉙</u> 「中堅中小企業等向け及び個人向けのうち、トランザクター向け」の項には、自己資本比率告示第六十七条第三項の規定又は持株自己資本比率告示第四十五条第三項の規定により45パーセントのリスク・ウェイトが適用される個人向けエクスポージャー及び中堅中小企業等向けエクスポージャーに係る額を記載すること。</p>	[加える。]
<p><u>㉚</u> 項番9「不動産関連向け」の項には、自己居住用不動産等向けエクスポージャー（自己資本比率告示第六十八条第一項又は持株自己資本比率告示第四十六条第一項に規定する自己居住用不動産等向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）、賃貸用不動産向けエクスポージャー（自己資本比率告示第六十九条第一項又は持株自己資本比率告示第四十七条第一項に規定する賃貸用不動産向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）、事業用不動産関連エクスポージャー（自己資本比率告示第七十条第一項又は持株自己資本比率告示第四十八条第一項に規定する事業用不動産関連エクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）及びADC向けエクスポージャー（自己資本比率告示第七十条の三又は持株自己資本比率告示第四十八条の三に規定するADC向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番9に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。</p>	[加える。]
<p><u>㉛</u> 「不動産関連向けのうち、自己居住用不動産等向け」の項には、自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る額を記載すること。</p>	[加える。]
<p><u>㉜</u> 「不動産関連向けのうち、賃貸用不動産向け」の項には、賃貸用不動産向けエクスポージャーに係る額を記載すること。</p>	[加える。]
<p><u>㉝</u> 「不動産関連向けのうち、事業用不動産関連」の項には、事業用不動産関連エクスポージャーに係る額を記載すること。</p>	[加える。]
<p><u>㉞</u> 「不動産関連向けのうち、その他不動産関連」の項には、その他不動産関連エクスポージャーに係る額を記載すること。</p>	[加える。]
<p><u>㉟</u> 「不動産関連向けのうち、ADC向け」の項には、ADC向けエクスポージャーに係る額を記載すること。</p>	[加える。]

【別。】

【別。】

【別。】

ff 項番 10a 「延滞等（自己居住用不動産等向けエクスポージャーを除く。）」の項には、延滞エクスポージャー（自己資本比率告示第七十一条又は特殊自己資本比率告示第四十九条に規定する延滞エクスポージャーをいう。ただし、自己資本比率告示第七十一条第五項又は特殊自己資本比率告示第四十九条第五項の規定により金融再生法施行規則第四条第四項に規定する三月以上延滞債権に該当する事由が生じた場合に係る基準として、三月以上に代えて九十日超を用いている場合にあつては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞していることを同項に規定する要管理債権に該当するものと査定する事由としたエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番 10aに計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

gg 項番 10b 「自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞」の項には、自己居住用不動産等向けエクスポージャーのうち延滞エクスポージャーであるものに係る額を記載すること。また、項番 10bに計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

hh 項番 11a 「現金」の項には、現金（外国通貨及び金を含む。）に係る額を記載すること。

ii 項番 11b 「取立未済手形」の項には、取立未済手形に係る額を記載すること。また、項番 11bに計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

jj 「信用保証協会等による保証付」の項には、信用保証協会等により保証されたエクスポージャーに係る額を記載すること。また、同項に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

kk 「株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付」の項には、株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構により保証されたエクスポージャーに係る額を記載すること。

l 項番 13 「中小企業等向け及び個人向け」の項には、信用リスク削減手法の効果を勘察する前にあって、75パーセントのリスク・ウェイトが適用される中小企業等（自己資本比率告示第六十一条第三項各号又は特殊自己資本比率告示第四十六条第三項各号に掲げるものをいう。）向けエクスポージャー及び個人向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

mm 項番 14 「抵当権付住宅ローン」の項には、抵当権付住宅ローン（自己資本比率告示第六十九条又は特殊自己資本比率告示第四十七条に規定する抵当権付住宅ローンをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。

nn 項番 15 「不動産取得等事業向け」の項には、不動産の取得又は運用を目的とした事業に対する法人等向けエクスポージャー、中小企業等向けエクスポージャー又は個人向けエクスポージャーであつて、返済が専ら当該不動産からの賃料その他の収入に依存しているものに係る額を記載すること。また、項番 15に計上するものは、他の項に重複して計上しないこと。

ww 項番 16 「三月以上延滞等（抵当権付住宅ローンを除く。）」の項には、三月以上延滞エクスポージャー（自己資本比率告示第七十一条第一項又は特殊自己資本比率告示第四十九条第一項に規定する三月以上延滞エクスポージャーをいう。ただし、自己資本比率告示第七十一条第三項の規定又は特殊自己資本比率告示第四十九条第三項の規定により延滞に係る基準として三月以上に代えて九十日超を用いている場合にあつては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞している者に係るエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番 16に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

xx 項番 17 「抵当権付住宅ローンに係る三月以上延滞」の項には、抵当権付住宅ローンに該当するエクスポージャーのうち三月以上延滞エクスポージャーであるものに係る額を記載すること。また、項番 17に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

【加える。】

yy 項番 18 「取立未済手形」の項には、取立未済手形に係る額を記載すること。また、項番 18に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

zz 項番 19 「信用保証協会等による保証付」の項には、信用保証協会等により保証されたエクスポージャーに係る額を記載すること。また、項番 19に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

aaa 項番 20 「株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付」の項には、株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構により保証されたエクスポージャーに係る額を記載す

また、同項に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
 [判る。]

- Ⅱ 項番 12 「合計」の項へ欄及び二欄の合計額を、第六面のⅡの項番 11 「合計」の項へ三欄の額と一致する。
- Ⅲ 項番 12 「合計」の項へ欄の額は、第一面の項番 2 「信用リスクのうち、標榜的手法適用分」の項へ欄の額と一致する。
- Ⅳ この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には、場合により「－」を記載すること。

- Ⅷ この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数を切り捨てること。
- Ⅸ この面に記載する比率は、小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

【別表 25】 (第六面)

(第六面の二)

【別表 26】 (第七面)

(単位：百万円、%、千件、年)

CR 6：内部格付手法—ポータフォリオ及びゾナルト率 (PD) 区分別の信用リスク・エクスポージャー
【略】

(注)
 この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみを計算 (自己資本比率告示第六十七条の規定) 又は特殊自己資本比率告示第四百四十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。) に係る信用リスクは対象外とする。

- a 【略】
- b 内部格付手法が適用されるポータフォリオごとに区分して計数を記載すること (どのポータフォリオに係る計数を記載しているかが明らかになるよう、適宜項を追加し、ポータフォリオの名称を記載すること) 。ポータフォリオ区分には、少なくとも、(1) ソブリソ向けエクスポージャー、(2) 金融機関等向けエク

ること。また、項番 20に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

- Ⅷb 項番 21 「出資等 (重要な出資を除く。)」の項には、自己資本比率告示第七十六条の規定) 又は特殊自己資本比率告示第五十四条の規定により 100 パーセントのリスク・ウェイトが適用される出資等のエクスポージャーに係る額を記載すること。
- Ⅸc 項番 22 「合計」の項へ欄及び二欄の合計額を、第六面のⅨ番 22 「合計」の項へ三欄の額と一致する。
- Ⅹd 項番 22 「合計」の項へ欄の額は、第一面の項番 2 「信用リスクのうち、標榜的手法適用分」の項へ欄の額と一致する。
- Ⅺe この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には、場合により「－」を記載すること。

- Ⅻf この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数を切り捨てること。
- Ⅼ この面に記載する比率は、小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

【別表 21】 (第六面)

【面を加える。】

(第七面)

(単位：百万円、%、千件、年)

CR 6：内部格付手法—ポータフォリオ及びゾナルト率 (PD) 区分別の信用リスク・エクスポージャー
【同左】

(注)
 この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみを計算 (自己資本比率告示第六十七条の規定) 又は特殊自己資本比率告示第四百四十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。) に係る信用リスクは対象外とする。

- a 【同左】
- b 内部格付手法が適用されるポータフォリオごとに区分して計数を記載すること (どのポータフォリオに係る計数を記載しているかが明らかになるよう、適宜項を追加し、ポータフォリオの名称を記載すること) 。ポータフォリオ区分には、少なくとも、(1) ソブリソ向けエクスポージャー、(2) 金融機関等向けエク

スポンジジャー、(3)事業法人向けエクスポンジジャー(中堅中小企業向けエクスポンジジャー及び特定貸付債権を除く。)、(4)中堅中小企業向けエクスポンジジャー、(5)特定貸付債権、(6)株式等エクスポンジジャー(令和四年自己資本比率告示改正告示附則第十一条第二項及び第三項の規定により令和四年改正前自己資本比率三項の規定により令和四年改正前特殊自己資本比率告示第四十四条第一項第二号に掲げるPD/LGD方式が適用されるエクスポンジジャーに限る。)、(7)購入債権(事業法人等向け)、(8)購入債権(リテール向け)、(9)適格リボルビング型リテール向けエクスポンジジャー、(10)居住用不動産向けエクスポンジジャー及び(11)その他リテール向けエクスポンジジャーを含むものとする。(1)から(3)までのポートフォリオ区分及び(4)から(11)までのうち全体に占める割合が小さいポートフォリオ区分又は債務者が特定されることが想定されるポートフォリオ区分については、これらのポートフォリオ区分のうち任意の二以上のポートフォリオ区分を統合して開示することができる(二以上のポートフォリオ区分を統合した場合にはその旨及び理由を明記すること)。

【s~q 略】

r 「合計(全てのポートフォリオ)」の項目欄の額並びに第九面の「ボラテイルリテイルの高い、事業用不動産向け貸付け(HVCRE)以外」の「合計」の項目欄の額及び「ボラテイルリテイルの高い、事業用不動産向け貸付け(HVCRE)」の「合計」の項目欄の額の合計額は、第一面の項番3「信用リスクのうち、基礎的內部格付手法適用分」の項目欄の額、項番4「信用リスクのうち、スコップインゾグ・クライテリア適用分」の項目欄及び項番5「信用リスクのうち、先制的格付手法適用分」の項目欄の額の合計額と一致する。

【s~w 略】

(第八面)

(単位：百万円)

CR7：内部格付手法一信用リスク削減手法として用いられるクレジット・デリバティブが信用リスク・アセットの額に与える影響			
項番	ポートフォリオ	イ	【略】
		クレジット・デリバティブ勘察前の信用リスク・アセットの額	
【略】			

スポンジジャー、(3)事業法人向けエクスポンジジャー(中堅中小企業向けエクスポンジジャー及び特定貸付債権を除く。)、(4)中堅中小企業向けエクスポンジジャー、(5)特定貸付債権、(6)株式等エクスポンジジャー(PD/LGD方式が適用されるエクスポンジジャーに限る。)、(7)購入債権(事業法人等向け)、(8)購入債権(リテール向け)、(9)適格リボルビング型リテール向けエクスポンジジャー、(10)居住用不動産向けエクスポンジジャー及び(11)その他リテール向けエクスポンジジャーを含むものとする。(1)から(3)までのポートフォリオ区分及び(4)から(11)までのうち全体に占める割合が小さいポートフォリオ区分又は債務者が特定されることが想定されるポートフォリオ区分については、これらのポートフォリオ区分のうち任意の二以上のポートフォリオ区分を統合して開示することができる(二以上のポートフォリオ区分を統合した場合にはその旨及び理由を明記すること)。

【s~q 同左】

r 「合計(全てのポートフォリオ)」の項目欄の額並びに第九面の「ボラテイルリテイルの高い、事業用不動産向け貸付け(HVCRE)以外」の「合計」の項目欄の額及び「ボラテイルリテイルの高い、事業用不動産向け貸付け(HVCRE)」の「合計」の項目欄の額の合計額は、第一面の項番3「信用リスクのうち、内部格付手法適用分」の項目欄の額と一致する。

【s~w 同左】

(第八面)

(単位：百万円)

CR7：内部格付手法一信用リスク削減手法として用いられるクレジット・デリバティブが信用リスク・アセットの額に与える影響			
項番	ポートフォリオ	イ	【同左】
		クレジット・デリバティブ勘察前の信用リスク・アセットの額	
【同左】			

[「質を削る。」]	
[「質を削る。」]	
<u>12</u>	[略]
<u>13</u>	[略]
<u>14</u>	[略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティー信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百六十七条の規定又は特殊自己資本比率告示第百四十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a [略]

b ポートフォリオごとに計数を記載すること。項番 1 から項番 8 まで、項番 12 及び項番 13 については、適用手法（基礎的內部格付手法（FIRB）及び先導的內部格付手法（AIRB））別に計数を記載すること。

[c~h 略]

[別表 28]	(第九面)
---------	-------

(第十面)

(単位：百万円)

CCR1：手法別のカウンターパーティー信用リスク・エクスポージャー額	
[略]	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a [略]

[判る。]

<u>12</u>	株式-FIRB	
<u>13</u>	株式-AIRB	
<u>14</u>	[同左]	
<u>15</u>	[同左]	
<u>16</u>	[同左]	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティー信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百六十七条の規定又は特殊自己資本比率告示第百四十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a [同左]

b ポートフォリオごとに計数を記載すること。項番 1 から項番 8 まで及び項番 12 から項番 15 までについては、適用手法（基礎的內部格付手法（FIRB）及び先導的內部格付手法（AIRB））別に計数を記載すること。

[c~h 同左]

[別表 27]	(第九面)
---------	-------

(第十面)

(単位：百万円)

CCR1：手法別のカウンターパーティー信用リスク・エクスポージャー額	
[同左]	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a [同左]

b 平成三十年金融庁告示第十三号附則第二条第一項又は第四条第一項の規定により読み替えて適用する自己資本比率告示第七十九条第二項の規定又は特殊自己資本比率告示第五十七条第二項の規定に基づきカレント・エクスポージャー方式を用いる場合には、項番 1 と項番 2 との間に「カレント・エクスポージャー

方式) との名称の項 (項番を付さないこと) を追加すること。この場合において、当該項には、自己資本比率告示第七十九条の四の規定又は持株自己資本比率告示第五十七条の四の規定によりカレント・エクスポージャー方式を用いて算出した額を記載すること。ただし、イ欄については自己資本比率告示第七十九条の四第二項各号又は持株自己資本比率告示第五十七条の四第二項各号に掲げる額を、ロ欄については自己資本比率告示第七十九条の四第三項各号又は持株自己資本比率告示第五十七条の四第三項各号に掲げる額をそれぞれ記載し、ハ欄及びニ欄については斜線を付すこと。

c/e [同左]

f 項番 5 「エクスポージャー変動指針モデル」の項には、自己資本比率告示第五百九条の規定又は持株自己資本比率告示第八十七条の規定により算出した額を記載すること。

g 項番 6 「合計」の項へ欄には、項番 1 から項番 5 までの項へ欄の合計額を記載すること。ただし、b) により項を追加した場合においては、当該項のへ欄の額を当該合計額に計算した額を記載すること。

h ホ欄には、自己資本比率告示第八十条第一項又は持株自己資本比率告示第五十八条第一項に規定する信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額を記載すること。ただし、内部格付手法採用行にあっては、自己資本比率告示第五百五十七条第二項第一号又は持株自己資本比率告示第三百三十五条第二項第一号に規定する法的に有効な対称ネットインク契約 (シボ形式の取引に限る。) に限り、信用リスク削減手法の効果を勘案した後のEADを記入すること。また、自己資本比率告示第七十九条第六項 (自己資本比率告示第五百五十七条第五項及び第六項) において準用する場合を含む。) の規定又は持株自己資本比率告示第五十七条第六項 (持株自己資本比率告示第三百三十五条第五項及び第六項) において準用する場合を含む。) の規定によりCVAAの影響を勘案している場合には、勘案後の金額を記載すること。

i 項番 6 「合計」の項へ欄の額、第十一面の項番 5 「CVAAリスク相当額の対象となるポートフォリオの合計」の項へ欄の額並びに第十六面の項番 1 「適格中央清算機関へのエクスポージャー (合計)」の項へ欄の額及び項番 11 「非適格中央清算機関へのエクスポージャー (合計)」の項へ欄の額は、第一面の項番 4 「カウンターパーティ信用リスク」の項へ欄の額と一致する。

j/k [同左]

(第十一面)

別添 29]

[面を加える。]

b/d [略]

e 項番 5 「エクスポージャー変動指針モデル」の項には、自己資本比率告示第五百四十三条の規定又は持株自己資本比率告示第二百二十一条の規定により算出した額を記載すること。

f 項番 6 「合計」の項へ欄には、項番 1 から項番 5 までの項へ欄の合計額を記載すること。

g ホ欄には、自己資本比率告示第八十条第一項又は持株自己資本比率告示第五十八条第一項に規定する信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額を記載すること。また、自己資本比率告示第七十九条第七項 (自己資本比率告示第五百五十七条第七項及び第六十五条第五項) において準用する場合を含む。) の規定又は持株自己資本比率告示第五十七條第七項 (持株自己資本比率告示第三百三十五条第七項及び第四百四十三条第五項) において準用する場合を含む。) の規定によりCVAAの影響を勘案している場合には、勘案後の金額を記載すること。

h 項番 6 「合計」の項へ欄の額並びに第十六面の項番 1 「適格中央清算機関へのエクスポージャー (合計)」の項へ欄の額及び項番 11 「非適格中央清算機関へのエクスポージャー (合計)」の項へ欄の額の合計額は、第一面の項番 6 「カウンターパーティ信用リスク」の項へ欄の額と一致する。

i/j [略]

(第十一面)

別添 30]

(第十一面の二)

別添 31]

別表 32]

(第十一面の三)
(第十一面の四)

別表 33]

(第十二面)
(単位：百万円)

C C R 3 : 業種別及びリスク・ウエイ卜別のカウンターパーティー信用リスク・エクスポージャー		[略]
項番		リスク・ウエイ卜
	業種	
[略]		
10	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	
[略]		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a~k 略]

- 1 項番 10 「金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け」の項には、金融機関向けエクスポージャー（自己資本比率告示第六十三条又は特株自己資本比率告示第四十一条に規定する金融機関向けエクスポージャーをいう。）、第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー（自己資本比率告示第六十四条又は特株自己資本比率告示第四十二条に規定する第一種金融商品取引業者向けエクスポージャーをいう。）及び保険会社向けエクスポージャー（自己資本比率告示第六十四条の二又は特株自己資本比率告示第四十二条の二に規定する保険会社向けエクスポージャーをいう。）に係る額を記載すること。

m [略]

- n 項番 12 「中小企業等向け及び個人向け」の項には、個人向けエクスポージャー及び中堅中小企業等（自己資本比率告示第六十五条第四項又は特株自己資本比率告示第四十三条第四項に規定する中堅中小企業等をいう。）向けエクスポージャー（自己資本比率告示第六十七条第一項の規定又は特株自己資本比率告示

[面を加える。]
[面を加える。]

(第十二面)
(単位：百万円)

C C R 3 : 業種別及びリスク・ウエイ卜別のカウンターパーティー信用リスク・エクスポージャー		[略]
項番		リスク・ウエイ卜
	業種	
[略]		
10	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	
[略]		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a~k 同左]

- 1 項番 10 「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」の項には、金融機関（自己資本比率告示第一条第七号ロ又は特株自己資本比率告示第一条第七号ロに掲げる者を除く。）、外国銀行、銀行、特株会社及び銀行、特株会社と準する外国の会社並びに第一種金融商品取引業者向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。

m [同左]

- n 項番 12 「中小企業等向け及び個人向け」の項には、75パーセントのリスク・ウエイ卜が適用される中小企業等（自己資本比率告示第六十八条第三項各号又は特株自己資本比率告示第四十六条第三項各号に掲げるものをいう。）向けエクスポージャー及び個人向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

示第四十五条第一項の規定により75パーセントのリスク・ウェイトが適用されるものに限る。)に係る額を記載すること。

[o・p 略]

【第十三面】～【第十五面】 略

(第十六面)

(単位：百万円)

CCR 8：中央清算機関向けエクスポージャー

[略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～h 略]

i 項番 1 「適格中央清算機関へのエクスポージャー(合計)」の項目欄の額及びi項番 11 「非適格中央清算機関へのエクスポージャー(合計)」の項目欄の額並びに第十面の項番 6 「合計」の項目欄の額の合計額は、第一面の項番 6 「カウンターパーティ信用リスク」の項目欄の額と一致する。

[j・k 略]

【第十七面】・【第十八面】 略

(第十九面)

(単位：百万円)

SEC 3：信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する所要自己資本(金融機関がオリジネーター又はスポンサーである場合)

項番	イ	【略】	
		合計	
【略】			
エクスポージャーの額 (算出方法別)			
6	内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャ		

[o・p 同左]

【第十三面】～【第十五面】 同左

(第十六面)

(単位：百万円)

CCR 8：中央清算機関向けエクスポージャー

[同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～h 同左]

i 項番 1 「適格中央清算機関へのエクスポージャー(合計)」の項目欄の額及びi項番 11 「非適格中央清算機関へのエクスポージャー(合計)」の項目欄の額、第十面の項番 6 「合計」の項目欄の額並びに第十一面の項番 5 「CVAリスク相当額の対象となるポートフォリオの合計」の項目欄の額の合計額は、第一面の項番 4 「カウンターパーティ信用リスク」の項目欄の額と一致する。

[j・k 同左]

【第十七面】・【第十八面】 同左

(第十九面)

(単位：百万円)

SEC 3：信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する所要自己資本(金融機関がオリジネーター又はスポンサーである場合)

項番	イ	【同左】	
		合計	
【同左】			
エクスポージャーの額 (算出方法別)			
6	内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される		

	ー		
7	外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポート		
	[略]		
	信用リスク・アセットの額 (算出方法別)		
10	内部格付手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット		
11	外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット		
	[略]		
	所要自己資本の額 (算出方法別)		
14	内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポートに係る所要自己資本		
15	外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポートに係る所要自己資本		
	[略]		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a~f 略]

g 項番 10 「内部格付手法準拠方式」により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十面の項番 10 「内部格付手法準拠方式」により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 17 「信用リスク・アセット」の額の算出対象となっている証券化エクスポートのうち、内部格付手法準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

h 項番 11 「外部格付手法準拠方式又は内部評価方式」により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十面の項番 11 「外部格付準拠方式又は内部評価方式」により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 18 「信用リスク・アセット」の額の算出対象となっている証券化エクスポートのうち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

i 項番 12 「標準的手法準拠方式」により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十面の項番

	証券化エクスポート		
7	外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポート		
	[同左]		
	信用リスク・アセットの額 (算出方法別)		
10	内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット		
11	外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット		
	[同左]		
	所要自己資本の額 (算出方法別)		
14	内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポートに係る所要自己資本		
15	外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポートに係る所要自己資本		
	[同左]		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a~f 同左]

g 項番 10 「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式」により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十面の項番 10 「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式」により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 13 「信用リスク・アセット」の額の算出対象となっている証券化エクスポートのうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

h 項番 11 「外部格付手法準拠方式」により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十面の項番 11 「外部格付準拠方式」により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 14 「信用リスク・アセット」の額の算出対象となっている証券化エクスポートのうち、外部格付準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

i 項番 12 「標準的手法準拠方式」により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十面の項番

12 「標準的手法権拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 19「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的権拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

13 「標準的権拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 19「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的権拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

14 「標準的権拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 19「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的権拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

15 「標準的権拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 19「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的権拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

(第二十面)
(単位：百万円)

SEC 4：信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する所要自己資本 本（自金融機関が投資家である場合）		
項番	イ	[略]
	合計	
[略]		
エクスポージャーの額（算出方法別）		

12 「標準的権拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的権拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

13 「標準的権拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的権拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

14 「標準的権拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的権拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

15 「標準的権拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的権拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

(第二十面)
(単位：百万円)

SEC 4：信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する所要自己資本 本（自金融機関が投資家である場合）		
項番	イ	[同左]
	合計	
[同左]		
エクスポージャーの額（算出方法別）		

6	内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャー		
7	外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャー		
[略]			
信用リスク・アセットの額 (算出方法別)			
10	内部格付手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット		
11	外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット		
[略]			
所要自己資本の額 (算出方法別)			
14	内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本		
15	外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本		
[略]			

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～f 略]

g 項番 10 「内部格付手法準拠方式」により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第十九面の項番 10 「内部格付手法準拠方式」により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 17 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

h 項番 11 「外部格付準拠方式又は内部評価方式」により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第十九面の項番 11 「外部格付準拠方式又は内部評価方式」により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 18 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

6	内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャー		
7	外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポージャー		
[同左]			
信用リスク・アセットの額 (算出方法別)			
10	内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット		
11	外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット		
[同左]			
所要自己資本の額 (算出方法別)			
14	内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本		
15	外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本		
[同左]			

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～f 同左]

g 項番 10 「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式」により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第十九面の項番 10 「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式」により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 13 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

h 項番 11 「外部格付準拠方式」により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第十九面の項番 11 「外部格付準拠方式」により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 14 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

<p>i 項番 12 「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第十九面の項番 12 「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 19 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。</p> <p>j 【略】</p> <p>k 項番 14 「内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第十九面の項番 14 「内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 17 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。</p> <p>l 項番 15 「外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第十九面の項番 15 「外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 18 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額と一致する。</p> <p>m 項番 16 「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第十九面の項番 16 「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 19 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。</p> <p>【トp 略】</p>	<p>i 項番 12 「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第十九面の項番 12 「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 15 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。</p> <p>j 【同左】</p> <p>k 項番 14 「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第十九面の項番 14 「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 13 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額と一致する。</p> <p>l 項番 15 「外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第十九面の項番 15 「外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 14 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。</p> <p>m 項番 16 「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第十九面の項番 16 「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 15 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。</p> <p>【トp 同左】</p>
<p>【別表 35】 (第二十一面)</p> <p>【別表 37】 (第二十二面)</p> <p>【別表 39】 (第二十三面)</p> <p>【第二十四面・第二十五面】 略</p> <p>【第二十六面】</p>	<p>【別表 34】 (第二十二面)</p> <p>【別表 36】 (第二十三面)</p> <p>【別表 38】 (第二十四面・第二十五面) 同左</p> <p>【面を加える。】</p>
<p>【別表 40】</p>	

別葉 41]

別葉 42]

別葉 43]

別葉 44]

第二十七面)

第二十八面)

第二十九面)

第三十面)

[面を加える。]

[面を加える。]

[面を加える。]

[面を加える。]

別添様式第五号)

(単位：百万円、%)

CC1：自己資本の構成 (銀行連結・持株)				
国際様式の 該当番号	項目	イ	ロ	ハ 別添様式 第十四号 (CC2) の参照項目
		当期末	前期末	
[略]				
1b	普通株式に係る株式引受権及び新株予約権の合計額			
[略]				
[略]				
30	その他 Tier1 資本調達手段に係る株式引受権及び新株 予約権の合計額			
		[略]		
[略]				
46	Tier2 資本調達手段に係る株式引受権及び新株予約権 の合計額			
		[略]		
[略]				

(注)

[略]

別添様式第五号)

(単位：百万円、%)

CC1：自己資本の構成 (銀行連結・持株)				
国際様式の 該当番号	項目	イ	ロ	ハ 別添様式 第十四号 (CC2) の参照項目
		当期末	前期末	
[同左]				
1b	普通株式に係る新株予約権の額			
[同左]				
[同左]				
30	その他 Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額			
		[同左]		
[同左]				
46	Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額			
		[同左]		
[同左]				

(注)

[同左]

(例添付表第八号)

(第一面)

OV1：リスク・アセットの概要						(単位：百万円)			
国際様式の該当番号		イ		ロ		ハ		ニ	
		リスク	アセット	リスク	アセット	所要自己資本	前四半	期末	前四半
1	信用リスク								
2	うち、標準的手法適用分								
3	うち、基礎的內部格付手法適用分								
4	うち、スロツテナソグ・クライテリア適用分								
5	うち、先垂的內部格付手法適用分								
	うち、重要な出資のエクスポージャー								
	うち、リース取引における見積残存価額のエクスポージャー								
	その他								
6	カウンターパーティ信用リスク								
7	うち、SA-CCR適用分								
8	うち、期待エクスポージャー方式適用分								
	うち、中央清算機関関連エクスポージャー								
9	その他								
10	CVARリスク								
	うち、SA-CVA適用分								
	うち、完全なBA-CVA適用分								
	うち、限定的なBA-CVA適用分								
11	経過措置により適用されるワークアウト・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー								

(例添付表第八号)

(第一面)

OV1：リスク・アセットの概要						(単位：百万円)			
国際様式の該当番号		イ		ロ		ハ		ニ	
		リスク	アセット	リスク	アセット	所要自己資本	前四半	期末	前四半
1	信用リスク								
2	うち、標準的手法適用分								
3	うち、内部格付手法適用分								
	うち、重要な出資のエクスポージャー								
	うち、リース取引における見積残存価額のエクスポージャー								
	その他								
4	カウンターパーティ信用リスク								
5	うち、SA-CCR適用分								
6	うち、期待エクスポージャー方式適用分								
	うち、CVARリスク								
	うち、中央清算機関関連エクスポージャー								
7	ワークアウト・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー								
8	リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算 (ルック・スルー方式)								
9	リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算 (ワークアウト方式)								
	リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・ア								

12	リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算 (ルック・スルー方式)					
13	リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算 (ペンデント方式)					
	リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算 (蓋然性方式250%)					
14	リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算 (蓋然性方式400%)					
	リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算 (フォールバック方式1250%)					
15	未決済取引					
16	信用リスク・アセットの額の算出対象となつてい					
	る証券化エクスボージャー					
17	うち、内部格付手法御馳方式適用分					
	うち、外部格付御馳方式又は内部評価方式適用分					
18	うち、標準御馳方式適用分					
	うち、標準御馳手法御馳方式適用分					
19	うち、1250%のリスク・ウエイト適用分					
	パーケット・リスク					
20	うち、標準御馳方式適用分					
	うち、内部モデル方式適用分					
21	うち、簡易的方式適用分					
	うち、標準御馳手法適用分					
22	うち、標準御馳手法適用分					
	うち、簡易的方式適用分					
23	勘定間の振替分					
	オペレーショナル・リスク					
24	特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスボージャー					
	フロア調整					
25	合計					

(注)

	セットのみなし計算 (蓋然性方式250%)					
	リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算 (蓋然性方式400%)					
	リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算 (フォールバック方式1250%)					
	未決済取引					
	信用リスク・アセットの額の算出対象となつてい					
	る証券化エクスボージャー					
	うち、内部格付手法御馳方式又は内部評価方式適用分					
	うち、外部格付御馳方式適用分					
	うち、標準御馳手法御馳方式適用分					
	うち、1250%のリスク・ウエイト適用分					
	パーケット・リスク					
	うち、標準御馳方式適用分					
	うち、内部モデル方式適用分					
	うち、標準御馳手法御馳方式適用分					
	うち、標準御馳手法御馳方式適用分					
	うち、1250%のリスク・ウエイト適用分					
	オペレーショナル・リスク					
	うち、基礎御馳手法適用分					
	うち、粗利益配分手法適用分					
	うち、先債御馳御馳手法適用分					
	特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスボージャー					
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額					
	フロア調整					
	合計					

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

【別。】

a この面のb以下の記載にかかわらず、国際様式の該当番号（以下この面において「項番」という。）1の「信用リスク」の項から「信用リスク その他」の項までには、項番6から「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項まで及び項番25に該当するものの額は含まれない。また、項番2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項、項番3「信用リスクのうち、基礎的內部格付手法適用分」の項及び項番5「信用リスクのうち、先進的內部格付手法適用分」の項には、「信用リスクのうち、重要な出資のエクスポージャー」の項から「信用リスク その他」の項までが該当するものの額は含まれない。

b 項番2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項には、自己資本比率告示第四十八条第一項又は持株自己資本比率告示第二十六条第一項の規定する信用リスク・アセットの額の合計額及び株式等エクスポージャー（令和四年自己資本比率告示改正告示別附第十一條第二項及び第三項の規定により令和四年改正前自己資本比率告示第百六十六条第一項各号又は令和四年持株自己資本比率告示改正告示別附第十一條第二項及び第三項の規定により令和四年改正前持株自己資本比率告示第百四十四條第一項各号に掲げる方式により算出されるリスク・ウェイトを用いる株式等エクスポージャーを除く。）に係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれらに係る所要自己資本の額（リスクの種類に応じ、リスク・アセットの額の合計額に8パーセントを乗じて得た額又はリスク相当額の合計額をいう。以下この面において同じ。）（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

e 項番2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別添様式第二号第七面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別添様式第四号第五面の開示を行う場合、それぞれこの面の項番12「合計」の項イ欄の額と一致する。

d 項番3「信用リスクのうち、基礎的內部格付手法適用分」の項には、基礎的內部格付手法を適用して算出する自己資本比率告示第百五十二条第一号イ又は持株自己資本比率告示第百三十条第一号イに規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、自金融機関が基礎的內部格付手法採用行である場合は、内部格付手法を適用して算出する、当該信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 内部格付手法適用分に係る記載について、リスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）は1.06を乗じて得る前の額を記載し、所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）は1.06を乗じて得たリスク・アセットの額に8パーセントを乗じて得た額をそれぞれ記載すること。

b この面のc以下の記載にかかわらず、国際様式の該当番号（以下この面において「項番」という。）1の「信用リスク」の項から「信用リスク その他」の項までには、項番4から「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項まで、項番23及び「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額」の項に該当するものの額は含まれない。また、項番2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項及び項番3「信用リスクのうち、内部格付手法適用分」の項には、「信用リスクのうち、重要な出資のエクスポージャー」の項から「信用リスク その他」の項までが該当するものの額は含まれない。

e 項番2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項には、自己資本比率告示第四十八条第一項又は持株自己資本比率告示第二十六条第一項の規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（リスクの種類に応じ、リスク・アセットの額の合計額に8パーセントを乗じて得た額又はリスク相当額の合計額をいう。以下この面において同じ。）（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

d 項番2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別添様式第二号第七面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別添様式第四号第五面の開示を行う場合、それぞれこの面の項番22「合計」の項イ欄の額と一致する。

e 項番3「信用リスクのうち、内部格付手法適用分」の項には、自己資本比率告示第百五十二条第一号イ又は持株自己資本比率告示第百三十条第一号イに規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

資本の額（イ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

Ⓔ 項番3 「信用リスクのうち、基礎的內部格付手法適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別添様式第二号第九面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別添様式第四号第七面の開示を行う場合には、基礎的內部格付手法が適用されるポートフォリオに対応したそれぞれの面の「合計（全てのポートフォリオ）」の項リ欄の額と一致する。ただし、自金融機関が基礎的內部格付手法採用行である場合は、別添様式第二号第九面又は別添様式第四号第七面の「合計（全てのポートフォリオ）」の項リ欄の額と一致する。

Ⓕ 項番4 「信用リスクのうち、スロツテナンズ・クラテリア適用分」の項には、自己資本比率告示第四百二十九条又は別添様式第二百二十七条に規定するスロツテナンズ・クラテリアを利用して算出する自己資本比率告示第五百二十二条第一号イ又は持株自己資本比率告示第三十条第一号イに規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ク欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。また、項番4に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

Ⓖ 項番4 「信用リスクのうち、スロツテナンズ・クラテリア適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別添様式第二号第十三面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別添様式第四号第九面の開示を行う場合には、別添様式第二号第十三面又は別添様式第四号第九面の「ボラテイルの低い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）以外」の「合計」の項ム欄の額及び「ボラテイルの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）」の「合計」の項ム欄の額の合計額と一致する。

Ⓗ 項番5 「信用リスクのうち、先制的内部格付手法適用分」の項には、先制的内部格付手法を適用して算出する自己資本比率告示第五百二十二条第一号イ又は持株自己資本比率告示第三十条第一号イに規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ク欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、自金融機関が基礎的內部格付手法採用行である場合は、当該欄に記載することを要しない。

Ⓙ 項番5 「信用リスクのうち、先制的内部格付手法適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別添様式第二号第九面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別添様式第四号第七面の開示を行う場合には、先制的内部格付手法が適用されるポートフォリオに対応したそれぞれの面の「合計（全てのポートフォリオ）」の項リ欄の額と一致する。

Ⓛ 項番2 「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項イ欄の額、項番3 「信用リスクのうち、基礎的內部格付手法適用分」の項イ欄の額、項番4 「信用リスクのうち、スロツテナンズ・クラテリア適用分」の

【加える。】

Ⓕ 項番3 「信用リスクのうち、内部格付手法適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別添様式第二号第九面及び第十三面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別添様式第四号第七面及び第九面の開示を行う場合、別添様式第二号第九面又は別添様式第四号第七面の「合計（全てのポートフォリオ）」の項リ欄の額並びに別添様式第二号第十三面又は別添様式第四号第九面の「ボラテイルの低い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）以外」の「合計」の項ム欄の額及び「ボラテイルの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）」の「合計」の項ム欄の額の合計額と一致する。

【加える。】

【加える。】

【加える。】

【加える。】

項イ欄の額及び項番5「信用リスクのうち、先制的内部格付手法適用分」の項イ欄の額の合計額は、当四半期に係る第六面の開示を行う場合には、同面の項番1「信用リスク」の項イ欄の額と一致する。

k~ [略]

Ⓜ 項番6「カウンタースペーティ信用リスク」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第十四面及び第二十一面の開示並びに当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第十面及び第十六面の開示を行う場合には、別紙様式第二号第十四面又は別紙様式第四号第十面の「項番6「合計」の項イ欄の額並びに別紙様式第二号第二十一面又は別紙様式第四号第十六面の「適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項ロ欄の額及び項番11「非適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項ロ欄の額の合計額と一致する。

Ⓝ 項番6「カウンタースペーティ信用リスク」の項イ欄の額は、当四半期に係る第六面の開示を行う場合には、同面の項番2「カウンタースペーティ信用リスク」の項イ欄の額と一致する。

Ⓟ 項番7「カウンタースペーティ信用リスクのうち、SAA-CCR適用分」の項イには、自己資本比率告示第七十九条の二（自己資本比率告示第五十七條第五項及び第六十五條第五項において準用する場合を含む。）の規定又は特殊自己資本比率告示第五十七條の二（特殊自己資本比率告示第三百三十五條第五項及び第四百四十三條第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれに係る所要自己資本の額（イ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

[判る。]

g~1 [同左]

Ⓜ 項番4「カウンタースペーティ信用リスク」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第十四面、第十五面及び第二十一面の開示並びに当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第十面、第十一面及び第十六面の開示を行う場合、別紙様式第二号第十四面又は別紙様式第四号第十面の「項番6「合計」の項イ欄の額、別紙様式第二号第十五面又は別紙様式第四号第十一面の「項番5「CVAリスク相当額の対象となるポートフォリオの合計」の項ロ欄の額並びに別紙様式第二号第二十一面又は別紙様式第四号第十六面の「項番1「適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項ロ欄の額及び項番11「非適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項ロ欄の額の合計額と一致する。

[判る。]

Ⓟ 項番5「カウンタースペーティ信用リスクのうち、SAA-CCR適用分」の項イには、自己資本比率告示第七十九条の二（自己資本比率告示第五十七條第五項及び第六十五條第五項において準用する場合を含む。）の規定又は特殊自己資本比率告示第五十七條の二（特殊自己資本比率告示第三百三十五條第五項及び第四百四十三條第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれに係る所要自己資本の額（イ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

Ⓜ 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（平成三十年金融庁告示第十三号。以下この面において「平成三十年金融庁告示第十三号」という。）附則第二条第一項又は第四条第一項の規定により読み替えて適用する自己資本比率告示第七十九條第二項の規定又は特殊自己資本比率告示第五十七條第二項の規定に基づきカレント・エクスポージャー方式を用いる場合には、項番5と項番6との間に「カウンタースペーティ信用リスクのうち、カレント・エクスポージャー方式適用分」との名称の項（項番を付さないこと）を追加すること。この場合において、当該項には、自己資本比率告示第七十九條の四（平成三十年金融庁告示第十三号附則第二条第一項の規定により読み替えて適用する自己資本比率告示第五百十七條第五項及び第六十五條第五項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定又は特殊自己資本比率告示第五十七條の四（平成三十年金融庁告示第十三号附則第四条第一項の規定により読み替えて適

g 項番 8 「カウンターパーティー信用リスクのうち、期待エクスポージャー方式適用分」の項には、自己資本比率告示第七十九条の三（自己資本比率告示第五百五十七條第五項及び第百六十五條第五項において適用する場合を含む。）の規定又は特殊自己資本比率告示第五十七條の三（特殊自己資本比率告示第百三十五條第七項及び第百四十三條第五項において適用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及びレボ形式の取引等の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

h 項番 8 「カウンターパーティー信用リスクのうち、期待エクスポージャー方式適用分」の項イ欄の額は、当四半期に係る第三面の開示を行う場合には、同面の項番 9 「当四半期末時点における信用リスク・アセットの額」の項の額と一致する。

【加える。】

z 【略】

tt 項番 10 「CVAリスク」の項には、自己資本比率告示第八章の規定又は特殊自己資本比率告示第六章の規定により算出したCVAリスク相当額の合計額を 8パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

uu 項番 10 「CVAリスク」の項イ欄の額は、当四半期に係る第五面及び第六面の開示を行う場合には、第五面の項番 2 「当四半期末」の項の額及び第六面の項番 3 「CVAリスク」の項ハ欄の額と一致する。

vv 「CVAリスクのうち、SA-CVA適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別添録第二号第十五面の三の開示、当四半期末を中間期末とする中間期に係る別添録第四号第十一面の三の開示を行う場合には、それぞれの面の項番 7 「合計」の項イ欄の額と一致する。

ww 項番 11 「総括措置により適用されるマーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー」の項には、令和四年自己資本比率告示改正告示附則第十一条第二項及び第三項の規定により令和四年改正前自己資本比率告示第百六十六條第一項第一号又は令和四年特殊自己資本比率告示改正告示附則第十一条第二

項を用いる特殊自己資本比率告示第百三十五條第五項及び第百四十三條第五項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

iii 項番 6 「カウンターパーティー信用リスクのうち、期待エクスポージャー方式適用分」の項には、自己資本比率告示第七十九条の三（自己資本比率告示第五百五十七條第五項及び第百六十五條第五項において適用する場合を含む。）の規定又は特殊自己資本比率告示第五十七條の三（特殊自己資本比率告示第百三十五條第五項及び第百四十三條第五項において適用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及びレボ形式の取引等の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

jj 項番 6 「カウンターパーティー信用リスクのうち、期待エクスポージャー方式適用分」の項イ欄の額は、当四半期に係る第三面の開示を行う場合、同面の項番 9 「当四半期末時点における信用リスク・アセットの額」の項の額と一致する。

kk 「カウンターパーティー信用リスクのうち、CVAリスク」の項には、自己資本比率告示第八章の規定又は特殊自己資本比率告示第六章の規定により算出したCVAリスク相当額の合計額を 8パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

ll 【同左】

【加える。】

【加える。】

【加える。】

【加える。】

項及び第三項の規定により令和四年改正前特株自己資本比率告示第四百四十四条第一項第一号に掲げるマーケット・ベース方式により算出した信用リスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれらに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。なお、令和四年自己資本比率告示改正告示附則第十一条第二項及び第三項の規定により令和四年改正前自己資本比率告示第四百四十四条第一項第二号に掲げるPD/LGD方式により算出した信用リスク・アセットの額及びこれに係る所要自己資本の額については、項番3「信用リスクのうち、基礎的内部格付手法適用分」の項に含めることとし、これら以外の株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額及びこれに係る所要自己資本の額については、項番2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項に含めることとする。

【判る。】

【判る。】

x 項番12「リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（レック・スルー方式）」

の項には、標準的手法採用行において自己資本比率告示第七十六条の五第二項又は特株自己資本比率告示第五十四条の五第二項の規定、内部格付手法採用行においては自己資本比率告示第六十七條第二項又

q 項番7「マーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー」の項には、自己資本比率告示第六十六条第一項第一号又は特株自己資本比率告示第四百四十四条第一項第一号に掲げるマーケット・ベース方式により算出した信用リスク・アセットの額及び自己資本比率告示第六十六条第一項ただし書の規定又は特株自己資本比率告示第四百四十四条第一項ただし書の規定により100パーセントのリスク・ウエイトを適用して算出した信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれらに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。なお、自己資本比率告示第六十六条第一項第二号又は特株自己資本比率告示第四百四十四条第一項第二号に掲げるPD/LGD方式により算出した信用リスク・アセットの額及びこれに係る所要自己資本の額については、項番3「信用リスクのうち、内部格付手法適用分」の項に含めることとする。さらに、株式等エクスポージャーに標準的手法を適用して算出した信用リスク・アセットの額及びこれに係る所要自己資本の額については、項番2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項に含めることとする。

r 項番7「マーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第十三面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第九面の開示を行う場合、それぞれの面の「マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー」の「合計」の項ハ欄の額及び「100%のリスク・ウエイトが適用される株式等エクスポージャー」の項ハ欄の額の合計額と一致する。

s 項番8「リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（レック・スルー方式）」

の項には、標準的手法採用行において自己資本比率告示第七十六条の五第二項又は特株自己資本比率告示第五十四条の五第二項の規定、内部格付手法採用行においては自己資本比率告示第六十七條第二項又

は持株自己資本比率告示第百四十五条第二項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ク欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

㍶ 項番 13 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ペンデント方式）」の項では、標準的手法採用行にあっては自己資本比率告示第七十六条の五第六項又は持株自己資本比率告示第五十四条の五第六項の規定、内部格付手法採用行にあっては自己資本比率告示第百六十七条第七項又は持株自己資本比率告示第百四十五条第七項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ク欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

㍷ 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）」の項では、標準的手法採用行にあっては自己資本比率告示第七十六条の五第九項第一号又は持株自己資本比率告示第五十四条の五第九項第一号の規定、内部格付手法採用行にあっては自己資本比率告示第百六十七条第十項第一号又は持株自己資本比率告示第百四十五条第十項第一号の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ク欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

㍸ 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）」の項では、標準的手法採用行にあっては自己資本比率告示第七十六条の五第九項第二号又は持株自己資本比率告示第五十四条の五第九項第二号の規定、内部格付手法採用行にあっては自己資本比率告示第百六十七条第十項第二号又は持株自己資本比率告示第百四十五条第十項第二号の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ク欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

㍿ 項番 14 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式1250%）」の項では、標準的手法採用行にあっては自己資本比率告示第七十六条の五第十項又は持株自己資本比率告示第五十四条の五第十項の規定、内部格付手法採用行にあっては自己資本比率告示第百六十七条第十一項又は持株自己資本比率告示第百四十五条第十一項の規定を適用するエクスポージャーに係る

は持株自己資本比率告示第百四十五条第二項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ク欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㍽ 項番 9 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ペンデント方式）」の項では、標準的手法採用行にあっては自己資本比率告示第七十六条の五第六項又は持株自己資本比率告示第五十四条の五第六項の規定、内部格付手法採用行にあっては自己資本比率告示第百六十七条第七項又は持株自己資本比率告示第百四十五条第七項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ク欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㍾ 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）」の項では、標準的手法採用行にあっては自己資本比率告示第七十六条の五第九項第一号又は持株自己資本比率告示第五十四条の五第九項第一号の規定、内部格付手法採用行にあっては自己資本比率告示第百六十七条第十項第一号又は持株自己資本比率告示第百四十五条第十項第一号の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ク欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㍿ 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）」の項では、標準的手法採用行にあっては自己資本比率告示第七十六条の五第九項第二号又は持株自己資本比率告示第五十四条の五第九項第二号の規定、内部格付手法採用行にあっては自己資本比率告示第百六十七条第十項第二号又は持株自己資本比率告示第百四十五条第十項第二号の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ク欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㍿ 項番 10 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式1250%）」の項では、標準的手法採用行にあっては自己資本比率告示第七十六条の五第十項又は持株自己資本比率告示第五十四条の五第十項の規定、内部格付手法採用行にあっては自己資本比率告示第百六十七条第十一項又は持株自己資本比率告示第百四十五条第十一項の規定を適用するエクスポージャーに係る

信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ク欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

㉔ 項番 15 「未決済取引」の項には、標準的手法採用行にあっては自己資本比率告示第七十九条の五又は持株自己資本比率告示第五十七条の五に規定する信用リスク・アセットの額、内部格付手法採用行にあっては自己資本比率告示第七十七条の二又は持株自己資本比率告示第五十五条の二に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ク欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

㉕ 項番 16 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の欄には、自己資本比率告示第八章の規定又は持株自己資本比率告示第六章の規定により算出した証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ク欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

㉖ 項番 16 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別添様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別添様式第四号第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、別添様式第二号第二十四面又は別添様式第四号第十九面及び別添様式第二号第二十五面又は別添様式第四号第二十面の項番 10 から項番 13 までの項イ欄の合計額と一致する。

㉗ 項番 16 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項イ欄の額は、当四半期に係る第六面の開示を行う場合には、同面の項番 4 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項イ欄の額と一致する。

㉘ 項番 16 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別添様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別添様式第四号第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、別添様式第二号第二十四面又は別添様式第四号第十九面及び別添様式第二号第二十五面又は別添様式第四号第二十面の項番 14 から項番 17 までの項イ欄の合計額と一致する。

㉙ 項番 17 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法適用方式適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別添様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別添様式第四号第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番 10 「内部格付手法適用方式」により算出した信用リス

信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ク欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㉚ 項番 11 「未決済取引」の項には、標準的手法採用行にあっては自己資本比率告示第七十九条の五又は持株自己資本比率告示第五十七条の五に規定する信用リスク・アセットの額、内部格付手法採用行にあっては自己資本比率告示第七十七条の二又は持株自己資本比率告示第五十五条の二に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ク欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

㉛ 項番 12 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の欄には、自己資本比率告示第八章の規定又は持株自己資本比率告示第六章の規定により算出した証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ク欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

㉜ 項番 12 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別添様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別添様式第四号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、別添様式第二号第二十四面又は別添様式第四号第十九面及び別添様式第二号第二十五面又は別添様式第四号第二十面の項番 10 から項番 13 までの項イ欄の合計額と一致する。
[加える。]

㉝ 項番 12 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別添様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別添様式第四号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、別添様式第二号第二十四面又は別添様式第四号第十九面及び別添様式第二号第二十五面又は別添様式第四号第二十面の項番 14 から項番 17 までの項イ欄の合計額と一致する。

㉞ 項番 13 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法適用方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別添様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別添様式第四号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番 10 「内部格付手法適用方式又は内部評価

ク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

㉓ 項番 17 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法（準拠方式又は内部評価方式適用分）の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別添様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別添様式第四号第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、それぞれ別の面の項番 14 「内部格付手法（準拠方式又は内部評価方式）適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

㉔ 項番 18 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付（準拠方式又は内部評価方式適用分）の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別添様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別添様式第四号第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、それぞれ別の面の項番 11 「外部格付（準拠方式又は内部評価方式）により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

㉕ 項番 18 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付（準拠方式又は内部評価方式適用分）の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別添様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別添様式第四号第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、それぞれ別の面の項番 15 「外部格付（準拠方式又は内部評価方式）が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

㉖ 項番 19 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的（準拠方式適用分）の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別添様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別添様式第四号第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、それぞれ別の面の項番 12 「標準的（準拠方式）により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

㉗ 項番 19 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的（準拠方式適用分）の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別添様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別添様式第四号第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、それぞれ別の面の項番 16 「標準的（準拠方式）適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

㉘ 項番 13 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付（準拠方式又は内部評価方式適用分）の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別添様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別添様式第四号第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、それぞれ別の面の項番 14 「内部格付（準拠方式又は内部評価方式）適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。なお、ロ欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄に記載することを要しない。

㉙ 項番 14 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付（準拠方式適用分）の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別添様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別添様式第四号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれ別の面の項番 11 「外部格付（準拠方式）により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

㉚ 項番 14 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付（準拠方式適用分）の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別添様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別添様式第四号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれ別の面の項番 15 「外部格付（準拠方式）適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。なお、ロ欄及びニ欄の「前中間期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄に記載することを要しない。

㉛ 項番 15 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的（準拠方式適用分）の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別添様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別添様式第四号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれ別の面の項番 12 「標準的（準拠方式）により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

㉜ 項番 15 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的（準拠方式適用分）の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別添様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別添様式第四号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれ別の面の項番 16 「標準的（準拠方式）適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。なお、ロ欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十

一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

hh・ii [同左]

jj 項番 16 「ローケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第九章又は特殊自己資本比率告示第七章の規定により算出したローケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ク欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。なお、特定取引勘定における証券化エクスポージャーを含み、項番 4 「カウンタートパーペイ信用リスク」の項に含まれるものは含まない。

kk 項番 17 「ローケット・リスクのうち、標榜的方式適用分」の項の欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別添様式第二号第二十六面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別添様式第四号第二十一面の開示を行う場合、同面の項番 9 「合計」の項の額と一致する。

ll 項番 18 「ローケット・リスクのうち、内部モデル方式適用分」の項の欄の額は、当四半期に係る第四面の開示を行う場合、同面の項番 8 c 「当四半期末におけるリスク・アセット」の項の欄の額と一致する。

[加える。]

[加える。]

mm 項番 19 「オペレーショナル・リスク」の項には、自己資本比率告示第十章の規定又は特殊自己資本比率告示第八章の規定により算出したオペレーショナル・リスク相当額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ク欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

nn [同左]

oo 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額」の項には、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充足の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（平成二十四年金融庁告示第二十八号）附則第七条第二項又は第四項のいずれかに規定する調整項目に係る経過措置により調整項目の額に算入されなかったものについて、同告示による改正前の自己資本比率告示の規定又は特殊自己資本比率告示の規定によるリスク・アセットの額

nn・oo [略]

pp 項番 20 「ローケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第九章の規定又は特殊自己資本比率告示第七章の規定により算出したローケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ク欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。なお、特定取引勘定における証券化エクスポージャーを含み、項番 6 「カウンタートパーペイ信用リスク」の項に含まれるものは含まない。

qq 項番 21 「ローケット・リスクのうち、標榜的方式適用分」の項の欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別添様式第二号第二十六面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別添様式第四号第二十一面の開示を行う場合には、同面の項番 12 「合計」の項の額と一致する。

rr 項番 22 「ローケット・リスクのうち、内部モデル方式適用分」の項の欄の額は、当四半期に係る第四面の開示を行う場合には、同面の項番 16 「ローケット・リスクの合計額 (Aggregational)」の項の額から同面の項番 13 「内部モデルを使用しないハトレーディング・テストのローケット・リスク (C)」の項の額を控除した額を記載すること。

ss 「ローケット・リスクのうち、簡易的方式適用分」の項の欄の額は、当四半期に係る第二十九面の開示を行う場合には、同面の項番 6 「合計」の項の額イ欄からニ欄までの合計額と一致する。

tt 項番 23 「勘定間の振替分」の項には、自己資本比率告示第二章から第四章まで若しくは特殊自己資本比率告示第二章から第四章までの規定により勘定間の振替を行った結果、ローケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額から信用リスク・アセットの額に加算する額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ク欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

uu 項番 24 「オペレーショナル・リスク」の項には、自己資本比率告示第十章の規定又は特殊自己資本比率告示第八章の規定により算出したオペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ク欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

vv [略]

[判る。]

ww 項番 26 「フロア調整」の項には、自己資本比率告示第十三条又は第二十四条の規定又は持株自己資本比率告示第十三条の規定により自己資本比率告示第二条各号及び第二条の二第一項又は第十四条各号及び第十四条の二第一項又は持株自己資本比率告示第二条各号及び第二条の二第一項の算式の分母に加えるべき額（イ欄及びロ欄）及びこれらに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

xx 「信用リスクのうち、重要な出資のエクスポージャー」の項イ欄の額、「信用リスクのうち、リース取引における見直し資産のエクスポージャー」の項イ欄の額、「信用リスクその他」の項イ欄の額、項番 11 「監査措置により適用されるマーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー」の項イ欄の額、項番 12 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ルック・スルー方式）」の項イ欄の額、項番 13 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マーズドート方式）」の項イ欄の額、「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式 250%）」の項イ欄の額、「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式 400%）」の項イ欄の額、項番 14 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式 1250%）」の項イ欄の額、項番 23 「勘定間の振替分」の項イ欄の額及び項番 25 「特定項目に算入されない部分に係るエクスポージャー」の項イ欄の額の合計額を、当四半期に係る第六面の開示を行う場合には、同面の項番 7 「その他リスク・アセット」の項イ欄及びハ欄の額と一致する。

yy・zz 【略】

aaa この面におけるロ欄及びニ欄の「前四半期末」が令和四年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示又は令和四年持株自己資本比率告示改正告示による改正後の持株自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を行う最初の目前となる場合には、当該欄に記載することを要しない。
【別表。】

（イ欄及びロ欄）及びこれらに係る所要自己資本額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

bb 項番 24 「フロア調整」の項には、自己資本比率告示第十三条又は第二十四条の規定又は持株自己資本比率告示第十三条の規定により自己資本比率告示第二条各号及び第二条の二第一項又は第十四条各号及び第十四条の二第一項又は持株自己資本比率告示第二条各号及び第二条の二第一項の算式の分母に加えるべき額（イ欄及びロ欄）及びこれらに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。
【加える。】

gg・hh 【同左】

ss この面におけるロ欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十年三月三十一日前となる場合には、当該欄に記載することを要しない。

tt 項番 8 から項番 10 までの項及び項番 13 から項番 15 までの項のロ欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、項番 10 と項番 11 との間に「複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー」及び「信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー」との名称の項を、項番 15 と「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項との間に「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」、「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における指定開帳方式適用分」及び「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポー

ヤーのうち、標準的手法適用分」との名称の項を、それぞれ追加すること（いずれも項番を付さないこと。）。

この場合においては、銀行法第十四条の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（平成三十一年金融庁告示第七号）第六条の規定による改正後の銀行法施行規則第十九条の第二項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の規定にかかわらず、追加するこれらの項のロ欄及びニ欄の「前四半期末」の記載は、なお従前の例によること（なお、イ欄及びハ欄は、記載することを要しない。）。

(第二面) [略]

(第三面)

CCR7：期待エクスポージャー方式を用いたカウンターパーティー信用リスク・エクスポージャーのリスク・アセット変動表

[略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～g 略]

h 項番9「当四半期末における信用リスク・アセットの額」の額は、第一面の項番8「カウンターパーティー信用リスクのうち、期待エクスポージャー方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

[i～k 略]

(第四面)

引張 46]

(第五面)

引張 47]

(第六面)

引張 48]

(第二面) [同左]

(第三面)

CCR7：期待エクスポージャー方式を用いたカウンターパーティー信用リスク・エクスポージャーのリスク・アセット変動表

[同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～g 同左]

h 項番9「当四半期末における信用リスク・アセットの額」の額は、第一面の項番6「カウンターパーティー信用リスクのうち、期待エクスポージャー方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

[i～k 同左]

(第四面)

引張 45]

[面を加える。]

[面を加える。]

引添様式第十一号)

項目	当期末	前期末
【略】		
普通株式又は強制轉換条項付優先株式に係る株式引受権及び新株予約権の合算額		
【略】		
フロア調整額		
【項を削る。】		
【略】		

(注)

- (1)・(2) 【略】
 (3) リスク・アセット等

[a～d 略]

e 「フロア調整額」とは、自己資本比率告示第四十七条第一項又は第二項の規定に従い算出された額をいう。

【削る。】

- (4) 【略】

引添様式第十一号の二)

【別表 49】

引添様式第十一号の三)

引添様式第十一号)

項目	当期末	前期末
【同左】		
普通株式又は強制轉換条項付優先株式に係る新株予約権の額		
【同左】		
信用リスク・アセット調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額		
【同左】		

(注)

- (1)・(2) 【同左】
 (3) リスク・アセット等

[a～d 同左]

e 「信用リスク・アセット調整額」とは、内部格付手法採用行において、自己資本比率告示第四十七条第一項の規定に従い算出された額をいう。

f 「オペレーショナル・リスク相当額調整額」とは、先種格付測手法採用行において、自己資本比率告示第四十七条第二項の規定に従い算出された額をいう。

- (4) 【同左】

【様式を加える。】

引添様式第十一号の二)

例原様式第十二号)

項目	当期末	前期末
【略】		
普通株式又は強制換条項付優先株式に係る株式引受権及び新株予約権の合算額		
【略】		
フロア調整額		
【項を削る。】		
【略】		

(注)

- (1)・(2) 【略】
- (3) リスク・アセット等

【a～d 略】

Ⓔ 「フロア調整額」とは、自己資本比率告示第三十六条第一項若しくは第二項又は持株自己資本比率告示第二十五条第一項から第三項までの規定に従い算出された額をいう。

【削る。】

(4) 【略】

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体を付した傍線は注記である。

例原様式第十二号)

項目	当期末	前期末
【同左】		
普通株式又は強制換条項付優先株式に係る新株予約権の額		
【同左】		
信用リスク・アセット調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額		
【同左】		

(注)

- (1)・(2) 【同左】
- (3) リスク・アセット等

【a～d 同左】

Ⓔ 「信用リスク・アセット調整額」とは、内部格付手法採用行において、自己資本比率告示第三十六条第一項又は持株自己資本比率告示第二十五条第一項の規定に従い算出された額をいう。

Ⓕ 「オペレーショナル・リスク相当額調整額」とは、先般の信用測手法採用行において、自己資本比率告示第三十六条第二項又は持株自己資本比率告示第二十五条第二項の規定に従い算出された額をいう。

(4) 【同左】

附 則

(適用時期)

1 この告示は、令和五年三月三十一日から適用する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の規定は、基準日（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（令和四年金融庁告示第 号）附則第二条第三項又は銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（令和四年金融庁告示第 号）附則第二条第三項に規定する基準日をいう。以下同じ。）以後に終了する事業年度に係る説明書類又は基準日以後に終了する四半期に係る事項の開示について適用し、基準日前に終了する事業年度若しくは中間事業年度に係る事項の開示については、なお従前の例による。

(単位：百万円)

CR5：標準的手法—資産クラス及びリスク・ウェイト別の信用リスク・エクスポージャー												
項番	リスク・ウェイト 資産クラス	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル
		信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）										
		0%	10%	20%	35%	50%	75%	100%	150%	250%	1250%	合計
1	現金											
2	日本国政府及び日本銀行向け											
3	外国の中央政府及び中央銀行向け											
4	国際決済銀行等向け											
5	我が国の地方公共団体向け											
6	外国の中央政府等以外の公共部門向け											
7	国際開発銀行向け											
8	地方公共団体金融機構向け											
9	我が国の政府関係機関向け											
10	地方三公社向け											
11	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け											
12	法人等向け											
13	中小企業等向け及び個人向け											
14	抵当権付住宅ローン											

15	不動産取得等事業向け												
16	三月以上延滞等（抵当権付住宅ローンを除く。）												
17	抵当権付住宅ローンに係る三月以上延滞												
18	取立未済手形												
19	信用保証協会等による保証付												
20	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付												
21	出資等（重要な出資を除く。）												
22	合計												

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十六条の五の規定又は持株自己資本比率告示第五十四条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a イ欄からル欄までには、自己資本比率告示第六章又は持株自己資本比率告示第四章に定める信用リスクの標準的手法の計算対象となる資産（オフ・バランス取引も含む。）であって、CCF（自己資本比率告示又は持株自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。）の適用後かつ信用リスク削減手法（自己資本比率告示第八十条第一項又は持株自己資本比率告示第五十八条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果の勘案後のエクスポージャーの額とすること。

b 内部格付手法採用行は、自己資本比率告示第四百四十六条若しくは第四百四十八条の規定又は持株自己資本比率告示第二百二十四条若しくは第二百二十六条の規定により標準的手法を適用する事業単位又は資産区分がある場合には、当該事業単位又は資産区分に係る計数を記載すること（項については統合して開示することができるが、異なる資産区分は各別に記載すること。）。ただし、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる場合には、記載を省略することができる。この場合において、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる理由を、当該事業単位又は資産区分に係るエクスポージャーの内容の説明及び当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の合計額と併せて記載すること。

c 項番1「現金」の項には、現金（外国通貨及び金を含む。）に係る額を記載すること。

- d 項番2「日本国政府及び日本銀行向け」の項には、日本国政府及び日本銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- e 項番3「外国の中央政府及び中央銀行向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- f 項番4「国際決済銀行等向け」の項には、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、欧州安定メカニズム及び欧州金融安定ファシリティ向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- g 項番5「我が国の地方公共団体向け」の項には、我が国の地方公共団体向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。
- h 項番6「外国の中央政府等以外の公共部門向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門（当該国による公共部門の定義によるものとする。）向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。
- i 項番7「国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行を含む。）向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- j 項番8「地方公共団体金融機構向け」の項には、地方公共団体金融機構向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- k 項番9「我が国の政府関係機関向け」の項には、自己資本比率告示第六十一条第一項各号又は持株自己資本比率告示第三十九条第一項各号に掲げる法人向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。
- l 項番10「地方三公社向け」の項には、土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。
- m 項番11「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」の項には、金融機関（自己資本比率告示第一条第七号ロ又は持株自己資本比率告示第一条第七号ロに掲げる者を除く。）、外国銀行、銀行持株会社及び銀行持株会社に準ずる外国の会社並びに第一種金融商品取引業者向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。
- n 項番12「法人等向け」の項には、自己資本比率告示第六十五条第一項又は持株自己資本比率告示第四十三条第一項に規定する法人等向けエクスポージャーに係る額を記載すること。ただし、項番13に該当するものは含めないものとする。
- o 項番13「中小企業等向け及び個人向け」の項には、信用リスク削減手法の効果を勘案する前において、75パーセントのリスク・ウェイトが適用される中小企業等（自己資本比率告示第六十八条第三項各号又は持株自己資本比率告示第四十六条第三項各号に掲げるものをいう。）向けエクスポージャー及び個人向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

- p 項番 14「抵当権付住宅ローン」の項には、抵当権付住宅ローンに係る額を記載すること。
- q 項番 15「不動産取得等事業向け」の項には、不動産の取得又は運用を目的とした事業に対する法人等向けエクスポージャー、中小企業等向けエクスポージャー又は個人向けエクスポージャーであって、返済が専ら当該不動産からの賃料その他の収入に依存しているものに係る額を記載すること。また、項番 15 に計上するものは、他の項に重複して計上しないこと。
- r 項番 16「三月以上延滞等（抵当権付住宅ローンを除く。）」の項には、三月以上延滞エクスポージャーに係る額を記載すること。また、項番 16 に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- s 項番 17「抵当権付住宅ローンに係る三月以上延滞」の項には、抵当権付住宅ローンに該当するエクスポージャーのうち三月以上延滞エクスポージャーであるものに係る額を記載すること。また、項番 17 に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- t 項番 18「取立未済手形」の項には、取立未済手形に係る額を記載すること。また、項番 18 に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- u 項番 19「信用保証協会等による保証付」の項には、信用保証協会等により保証されたエクスポージャーに係る額を記載すること。また、項番 19 に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- v 項番 20「株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付」の項には、株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構により保証されたエクスポージャーに係る額を記載すること。また、項番 20 に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- w 項番 21「出資等（重要な出資を除く。）」の項には、自己資本比率告示第七十六条の規定又は持株自己資本比率告示第五十四条の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される出資等のエクスポージャーに係る額を記載すること。
- x 項番 22「合計」の項ル欄の額は、第七面の項番 22「合計」の項ハ欄及びニ欄の合計額と一致する。
- y この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- z この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(単位：百万円)

CR 5a：標準的手法—資産クラス及びリスク・ウェイト別の信用リスク・エクスポージャー									
項番	リスク・ウェイト 資産クラス	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）							
		0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計	
1 a	日本国政府及び日本銀行向け								
1 b	外国の中央政府及び中央銀行向け								
1 c	国際決済銀行等向け								
2 a		0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計
	我が国の地方公共団体向け								
	2 b	外国の中央政府等以外の公共部門向け							
	2 c	地方公共団体金融機構向け							
	2 d	我が国の政府関係機関向け							
	2 e	地方三公社向け							
3		0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計
	国際開発銀行向け								
4		20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他
	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け								
	うち、第一種金融商品取引業者及び保険								

	会社向け										
5		10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計	
	カバード・ボンド										
6		20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計
	法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）										
	うち、特定貸付債権向け										
7 a		100%	150%	250%	400%				その他	合計	
	劣後債権及びその他資本性証券等										
7 b	株式等										
8		45%	75%	100%					その他	合計	
	中堅中小企業等向け及び個人向け										
9 a		20%	25%	30%	40%	50%	70%	75%	その他	合計	
	不動産関連向け うち、自己居住用不動産等向け										
		20%	31.25%	37.5%	50%	62.5%			その他	合計	
	うち、抵当権が第二順位で適格要件をみたすもの										

9 b		30%	35%	45%	60%	75%	105%	150%	その他	合計
	不動産関連向け うち、賃貸用不動産向け									
		30%	43.75%	56.25%	75%	93.75%			その他	合計
	うち、抵当権が第二順位で適格要件をみたすもの									
9 c		70%	90%	110%	150%			その他	合計	
	不動産関連向け うち、事業用不動産関連									
		70%	112.5%					その他	合計	
	うち、抵当権が第二順位で適格要件をみたすもの									
9 d		60%				その他			合計	
	不動産関連向け うち、その他不動産関連									
		60%				その他			合計	
	うち、抵当権が第二順位で適格要件をみたすもの									
9 e		100%		150%		その他		合計		
	不動産関連向け うち、ADC向け									
10 a		50%	100%	150%	その他	合計				
	延滞等（自己居住用不動産等向けエクスポ									

	ージャーを除く。)					
10b	自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞					
		0%	10%	20%	その他	合計
11a	現金					
11b	取立未済手形					
	信用保証協会等による保証付					
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付					

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十六条の五の規定又は持株自己資本比率告示第五十四条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a この面には、自己資本比率告示第六章又は持株自己資本比率告示第四章に定める信用リスクの標準的手法の計算対象となる資産（オフ・バランス取引も含む。）であって、CCF（自己資本比率告示又は持株自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。）の適用後かつ信用リスク削減手法（自己資本比率告示第八十条第一項又は持株自己資本比率告示第五十八条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。）の効果の勘案後のエクスポージャーの額を記載すること。

b 内部格付手法採用行は、自己資本比率告示第百四十六条若しくは第百四十八条の規定又は持株自己資本比率告示第二百二十四条若しくは第二百二十六条の規定により標準的手法を適用する事業単位又は資産区分がある場合及び株式等エクスポージャー（令和四年自己資本比率告示改正告示附則第十一条第二項及び第三項の規定により令和四年改正前自己資本比率告示第百六十六条第一項各号又は令和四年持株自己資本比率告示改正告示附則第十一条第二項及び第三項の規定により令和四年改正前持株自己資本比率告示第百四十四条第一項各号に掲げる方式により算出されるリスク・ウェイトを用いる株式等エクスポージャーを除く。以下この面において同じ。）を保有する場合には、当該事業単位又は資産区分及び当該株式等エクスポージャーに係る計数を記載すること（項については統合して

開示することができるが、異なる資産区分は各別に記載すること。また、項番については変更しないこと。)。ただし、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる場合には、項番7b「株式等」の項を除き、記載を省略することができる。この場合において、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる理由を、当該事業単位又は資産区分に係るエクスポージャーの内容の説明及び当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の合計額と併せて記載すること。

- c 項番1a「日本国政府及び日本銀行向け」の項には、日本国政府及び日本銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- d 項番1b「外国の中央政府及び中央銀行向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- e 項番1c「国際決済銀行等向け」の項には、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州連合、欧州安定メカニズム及び欧州金融安定ファシリティ向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- f 項番2a「我が国の地方公共団体向け」の項には、我が国の地方公共団体向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。
- g 項番2b「外国の中央政府等以外の公共部門向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門（当該国による公共部門の定義によるものとする。）向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。
- h 項番2c「地方公共団体金融機構向け」の項には、地方公共団体金融機構向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- i 項番2d「我が国の政府関係機関向け」の項には、自己資本比率告示第六十一条第一項各号又は持株自己資本比率告示第三十九条第一項各号に掲げる法人向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。
- j 項番2e「地方三公社向け」の項には、土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。
- k 項番3「国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行を含む。）向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- l 項番4「金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け」の項には、金融機関向けエクスポージャー（自己資本比率告示第六十三条又は持株自己資本比率告示第四十一条に規定する金融機関向けエクスポージャーをいう。）、第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー（自己資本比率告示第六十四条又は持株自己資本比率告示第四十二条に規定する第一種金融商品取引業者向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）並びに保険会社向けエクスポージャー（自己資本比率告示第六十四条の二又は持株自己資本比率告示第四十二条の二に規定する保険会社向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）

に係る額を記載すること。

- m 「金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向けのうち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け」の項には、第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー及び保険会社向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- n 項番5「カバード・ボンド向け」の項には、自己資本比率告示第六十三条の二第一項又は持株自己資本比率告示第四十一条の二第一項に規定するカバード・ボンド向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- o 項番6「法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）」の項には、自己資本比率告示第六十五条第一項又は持株自己資本比率告示第四十三条第一項に規定する法人等向けエクスポージャー（自己資本比率告示第六十五条第三項又は持株自己資本比率告示第四十三条第三項の規定により85パーセントのリスク・ウェイトが適用される中堅中小企業等（自己資本比率告示第六十五条第四項又は持株自己資本比率告示第四十三条第四項に規定する中堅中小企業等をいう。以下この面において同じ。）向けエクスポージャー及び特定貸付債権向けエクスポージャー（自己資本比率告示第六十五条の二第一項又は持株自己資本比率告示第四十三条の二第一項に規定する特定貸付債権向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）を含む。）に係る額を記載すること。ただし、項番8に該当するものは含めないものとする。
- p 「法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）のうち、特定貸付債権向け」の項には、特定貸付債権向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- q 項番7a「劣後債権及びその他資本性証券等」の項には、自己資本比率告示第七十条の六の規定又は持株自己資本比率告示第四十八条の六の規定により150パーセントのリスク・ウェイトが適用される劣後債権及びその他資本性証券並びに自己資本比率告示第七十六条の四の二第三項の規定又は持株自己資本比率告示第五十四条の四の二第三項の規定により150パーセントのリスク・ウェイトが適用されるその他外部T L A C関連調達手段に係るエクスポージャーに係る額を記載すること。ただし、令和四年自己資本比率告示改正告示附則第十条又は令和四年持株自己資本比率告示改正告示附則第十条の規定により、劣後債権及びその他資本性証券に150パーセント以外のリスク・ウェイトを適用する場合は、実際に適用されるリスク・ウェイトの欄を追加し、当該欄に当該劣後債権及びその他資本性証券に係る額を記載すること。
- r 項番7b「株式等」の項には、自己資本比率告示第七十六条第一項の規定又は持株自己資本比率告示第五十四条第一項の規定により250パーセント又は400パーセントのリスク・ウェイトが適用される株式及び株式と同等の性質を有するもの（自己資本比率告示第七十六条第三項の規定又は持株自己資本比率告示第五十四条第三項に掲げるものをいう。）及び株式等エクスポージャーに係る額を記載すること。ただし、令和四年自己資本比率告示改正告示附則第十一条第一項各号（同条第四項において準用する場合を含む。）又は令和四年持株自己資本比率告示改正告示附則第十一条第一項各号（同条第四項において準用する場合を含む。）に掲げるリスク・ウェイトを用いる場合は、投機的な非上場株式に対する投資であれば400%の欄に、それ以外の投資であれば250%の欄に、それぞれに係る額

を記載すること。この場合において、リスク・ウェイトの欄のリスク・ウェイトを実際に適用されるリスク・ウェイトに修正すること。

s 項番8「中堅中小企業等向け及び個人向け」の項には、個人向けエクスポージャー及び中堅中小企業等向けエクスポージャー（自己資本比率告示第六十七条第一項及び第三項の規定又は持株自己資本比率告示第四十五条第一項及び第三項の規定により75パーセント又は45パーセントのリスク・ウェイトが適用されるものに限る。）に係る額を記載すること。

t 項番9a「不動産関連向けのうち、自己居住用不動産等向け」の項には、自己居住用不動産等向けエクスポージャー（自己資本比率告示第六十八条第一項又は持株自己資本比率告示第四十六条第一項に規定する自己居住用不動産等向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番9aに計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

u 「不動産関連向けのうち、自己居住用不動産等向けのうち、抵当権が第二順位で適格要件をみたすもの」の項には、自己資本比率告示第六十八条第三項又は持株自己資本比率告示第四十六条第三項に規定する適格要件の全てを満たし、かつ、抵当権が第二順位である自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

v 項番9b「不動産関連向けのうち、賃貸用不動産向け」の項には、賃貸用不動産向けエクスポージャー（自己資本比率告示第六十九条第一項又は持株自己資本比率告示第四十七条第一項に規定する賃貸用不動産向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番9bに計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

w 「不動産関連向けのうち、賃貸用不動産向けのうち、抵当権が第二順位で適格要件をみたすもの」の項には、自己資本比率告示第六十九条第三項又は持株自己資本比率告示第四十七条第三項に規定する適格要件の全てを満たし、かつ、抵当権が第二順位である賃貸用不動産向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

x 項番9c「不動産関連向けのうち、事業用不動産関連」の項には、事業用不動産関連エクスポージャー（自己資本比率告示第七十条第一項又は持株自己資本比率告示第四十八条第一項に規定する事業用不動産関連エクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番9cに計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

y 「不動産関連向けのうち、事業用不動産関連のうち、抵当権が第二順位で適格要件をみたすもの」の項には、自己資本比率告示第七十条第三項において準用する第六十九条第三項又は持株自己資本比率告示第四十八条第三項において準用する持株自己資本比率告示第四十七条第三項に規定する適格要件の全てを満たし、かつ、抵当権が第二順位である事業用不動産関連エクスポージャーに係る額を記載すること。

z 項番9d「不動産関連向けのうち、その他不動産関連」の項には、その他不動産関連エクスポージャー（自己資本比率告示第七十条の二第一項又は持株自己資本

比率告示第四十八条の二第一項に規定するその他不動産関連エクスポージャーをいう。以下この面において同じ。)に係る額を記載すること。また、項番9dに計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

aa 「不動産関連向けのうち、その他不動産関連のうち、抵当権が第二順位で適格要件をみたすもの」の項には、抵当権が第二順位であるその他不動産関連エクスポージャーに係る額を記載すること。

bb 項番9e「不動産関連向けのうち、ADC向け」の項には、ADC向けエクスポージャー（自己資本比率告示第七十条の三第一項又は持株自己資本比率告示第四十八条の三第一項に規定するその他不動産関連エクスポージャーをいう。）に係る額を記載すること。また、項番9eに計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

cc 項番10a「延滞等（自己居住用不動産等向けエクスポージャーを除く。）」の項には、延滞エクスポージャー（自己資本比率告示第七十一条又は持株自己資本比率告示第四十九条に規定する延滞エクスポージャーをいう。ただし、自己資本比率告示第七十一条第五項又は持株自己資本比率告示第四十九条第五項により金融再生法施行規則第四条第四項に規定する三月以上延滞債権に該当する事由が生じた場合に係る基準として、三月以上に代えて九十日超を用いている場合にあっては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞していることを同項に規定する要管理債権に該当するものと査定する事由としたエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。)に係る額を記載すること。また、項番10aに計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

dd 項番10b「自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞」の項には、自己居住用不動産等向けエクスポージャーのうち延滞エクスポージャーであるものに係る額を記載すること。また、項番10bに計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

ee 項番11a「現金」の項には、現金（外国通貨及び金を含む。）に係る額を記載すること。

ff 項番11b「取立未済手形」の項には、取立未済手形に係る額を記載すること。また、項番11bに計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

gg 「信用保証協会等による保証付」の項には、信用保証協会等により保証されたエクスポージャーに係る額を記載すること。また、同項に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

hh 「株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付」の項には、株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構により保証されたエクスポージャーに係る額を記載すること。また、同項に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

ii この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

jj この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

CR 5b：標準的手法—リスク・ウェイト区別の信用リスク・エクスポージャーとCCF					
項番	リスク・ウェイト	イ	ロ	ハ	ニ
		オン・バランスシートのエクスポージャーの額	オフ・バランスシートのエクスポージャーの額	CCFの加重平均値	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）
1	40%未満				
2	40%—70%				
3	75%				
	80%				
4	85%				
5	90%—100%				
6	105%—130%				
7	150%				
8	250%				
9	400%				
10	1250%				
11	合計				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十六条の五の規定又は持株自己資本比率告示第五十四条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a イ欄、ロ欄及びニ欄には、標準的手法において認識されるエクスポージャーの額（自己資本比率告示又は持株自己資本比率告示に基づき信用リスク・アセット

の額の算出に用いられている引当金（一般貸倒引当金を除く。）の控除後かつ部分直接償却後の額）を記載すること。

- b イ欄には、信用リスク削減手法（自己資本比率告示第八十条第一項又は持株自己資本比率告示第五十八条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果を勘案する前の、オン・バランスシートのエクスポージャー（オフ・バランス取引を除く自己資本比率告示第六章又は持株自己資本比率告示第四章に規定する信用リスクの標準的手法の計算対象となる資産のエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）の額を記載すること。
- c ロ欄には、CCF（自己資本比率告示又は持株自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。以下この面において同じ。）を適用する前の、オフ・バランス取引のエクスポージャーの額（CCFを適用する対象となる信用供与枠の未引出額又はその他のオフ・バランス取引に係る想定元本額をいう。以下この面において同じ。）を記載すること。また、当該額は信用リスク削減手法の効果を勘案する前の額とすること。
- d ハ欄には、CCFを適用し、信用リスク削減手法の効果を勘案する前の、オフ・バランス取引のエクスポージャーの額をロ欄の額で除して得た比率を記載すること。
- e ニ欄には、信用リスク削減手法の効果を勘案した後のオン・バランスシートのエクスポージャーの額及びCCFを適用し、かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した後の、オフ・バランス取引のエクスポージャーの額の合計額を記載すること。
- f 内部格付手法採用行は、自己資本比率告示第百四十六条若しくは第百四十八条の規定又は持株自己資本比率告示第二百四条若しくは第二百六条の規定により標準的手法を適用する事業単位又は資産区分がある場合及び株式等エクスポージャー（令和四年自己資本比率告示改正告示附則第十一条第二項及び第三項の規定により令和四年改正前自己資本比率告示第百六十六条第一項各号又は令和四年持株自己資本比率告示改正告示附則第十一条第二項及び第三項の規定により令和四年改正前持株自己資本比率告示第百四十四条第一項各号に掲げる方式により算出されるリスク・ウェイトを用いる株式等エクスポージャーを除く。以下この面において同じ。）を保有する場合には、当該事業単位又は資産区分及び当該株式等エクスポージャーに係る計数を記載すること。ただし、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる場合には、当該株式等エクスポージャーに係る係数を除き、記載を省略することができる。この場合において、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる理由を、当該事業単位又は資産区分に係るエクスポージャーの内容の説明及び当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の合計額と併せて記載すること。
- g 項番1「40%未満」の項には、40パーセント未満のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を記載すること。
- h 項番2「40%—70%」の項には、40パーセント以上70パーセント以下のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を記載すること。
- i 項番3「75%」の項には、75パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を記載すること。

- j 「80%」の項には、80パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を記載すること。
- k 項番4「85%」の項には、85パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を記載すること。
- l 項番5「90%—100%」の項には、90パーセント以上100パーセント以下のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を記載すること。
- m 項番6「105%—130%」の項には、105パーセント以上130パーセント以下のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を記載すること。
- n 項番7「150%」の項には、150パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を記載すること。
- o 項番8「250%」の項には、投機的な非上場株式会社に対する投資（自己資本比率告示第七十六条第一項第一号又は持株自己資本比率告示第五十四条第一項第一号に掲げる投機的な非上場株式会社に対する投資をいう。以下この面において同じ。）に該当しない投資に係る株式及び株式と同等の性質を有するもの（自己資本比率告示第七十六条第二項各号又は持株自己資本比率告示第五十四条第二項各号に掲げるものをいう。以下この面において同じ。）並びに株式等エクスポージャーに係る額を記載すること。ただし、令和四年自己資本比率告示改正告示附則第十一条第一項第一号（同条第四項において準用する場合を含む。）又は令和四年持株自己資本比率告示改正告示附則第十一条第一項第一号（同条第四項において準用する場合を含む。）に定めるリスク・ウェイトを用いる場合は、リスク・ウェイトの欄のリスク・ウェイトを実際に適用されるリスク・ウェイトに修正すること。
- p 項番9「400%」の項には、投機的な非上場株式会社に対する投資に係る株式及び株式と同等の性質を有するもの並びに株式等エクスポージャーに係る額を記載すること。ただし、令和四年自己資本比率告示改正告示附則第十一条第一項第二号（同条第四項において準用する場合を含む。）又は令和四年持株自己資本比率告示改正告示附則第十一条第一項第二号（同条第四項において準用する場合を含む。）に定めるリスク・ウェイトを用いる場合は、リスク・ウェイトの欄のリスク・ウェイトを実際に適用されるリスク・ウェイトに修正すること。
- q 項番10「1250%」の項には、1,250パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を記載すること。
- r 項番11「合計」の項ニ欄の額は、第七面の項番12「合計」の項ハ欄及びニ欄の合計額と一致する。
- s この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「—」を記載すること。
- t この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(単位：百万円、%)

C R10：内部格付手法－特定貸付債権（スロッシング・クライテリア方式）と株式等エクスポージャー（マーケット・ベース方式等）													
イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル	ヲ		
特定貸付債権（スロッシング・クライテリア方式）													
ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）以外													
規制上の区分	残存期間	オン・バ ランスシ ートの額	オフ・バ ランスシ ートの額	リスク・ ウェイト	エクスポージャーの額（EAD）					信用リス ク・アセ ットの額	期待損失		
					PF	OF	CF	IPRE	合計				
優（Strong）	2.5年未満			50%									
	2.5年以上			70%									
良（Good）	2.5年未満			70%									
	2.5年以上			90%									
可（Satisfactory）				115%									
弱い（Weak）				250%									
デフォルト（Default）				—									
合計				—									
ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）													
規制上の区分	残存期間	オン・バ ランスシ ートの額	オフ・バ ランスシ ートの額	リスク・ ウェイト	/					エクスポ ージャー の額（E AD）	信用リス ク・アセ ットの額	期待損失	
優（Strong）	2.5年未満			70%	/								
	2.5年以上			95%									
良（Good）	2.5年未満			95%									

	2.5年以上			120%				
可 (Satisfactory)				140%				
弱い (Weak)				250%				
デフォルト (Default)				—				
合計				—				
株式等エクスポージャー (マーケット・ベース方式等)								
マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー								
カテゴリー	オン・バランスシート の額	オフ・バランスシート の額	リスク・ウェイト		エクスポージャー の額 (EAD)	信用リスク・アセット の額		
簡易手法—上場株式			300%					
簡易手法—非上場株式			400%					
内部モデル手法								
合計			—					
100%のリスク・ウェイトが適用される株式等エクスポージャー								
自己資本比率告示第百六十六条第一項 ただし書又は持株自己資本比率告示第 百四十四条第一項ただし書の定めると ころにより 100%のリスク・ウェイトが 適用される株式等エクスポージャー			100%					

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百六十七条の規定又は

持株自己資本比率告示第百四十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。)に係る信用リスクは対象外とする。

- a この面においては、自己資本比率規制上の連結の範囲に含まれ、かつ内部格付手法において認識される(1)特定貸付債権(スロットティング・クライテリア方式を使用する資産に限る。)及び(2)株式等エクスポージャー(マーケット・ベース方式を使用する株式等エクスポージャー及び自己資本比率告示第百六十六条第一項ただし書の規定又は持株自己資本比率告示第百四十四条第一項ただし書の規定により100パーセントのリスク・ウェイトが適用される株式等エクスポージャーに限る。)に係る計数を記載すること。
- b ヘ欄には、引当金(一般貸倒引当金を除く。)の控除後かつ自己資本比率告示又は持株自己資本比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられている償却額の償却後のオン・バランス資産項目のエクスポージャーの額を記載すること。
- c ニ欄には、CCF(自己資本比率告示又は持株自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス資産項目に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。以下この面において同じ。)を適用する前のオフ・バランス資産項目のエクスポージャーの額(CCFを適用する対象となる信用供与枠の未引出額又はその他のオフ・バランス資産項目に係る想定元本額)を記載すること。また、当該額は信用リスク削減手法(自己資本比率告示第八十条第一項又は持株自己資本比率告示第五十八条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。)の効果を勘案する前の額とすること。
- d ホ欄のうち、「マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー」の「内部モデル手法」の項においては、リスク・ウェイトをCCF適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した後のEADにより加重平均した値を記載すること。
- e ヘ欄からヌ欄までには、CCF適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案後のエクスポージャーの額(EAD)を記載すること。ヘ欄にはプロジェクト・ファイナンス、ト欄にはオブジェクト・ファイナンス、チ欄にはコモディティ・ファイナンス、リ欄には事業用不動産向け貸付けに係る額をそれぞれ記載すること。
- f 「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け(HVCRE)以外」の「合計」の項ル欄の額及び「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け(HVCRE)」の「合計」の項ル欄の額並びに第九面の「合計(全てのポートフォリオ)」の項リ欄の額の合計額は、第一面の項番3「信用リスクのうち、内部格付手法適用分」の項イ欄の額と一致する。
- g 「マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー」の「合計」の項ル欄の額及び「100%のリスク・ウェイトが適用される株式等エクスポージャー」の項ル欄の額の合計額は、第一面の項番7「マーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー」の項イ欄の額と一致する。
- h この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず、「-」を記載すること。
- i この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- j この面に記載する比率は、小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
- k この面は、自金融機関が標準的手法採用行である場合には、作成することを要しない。

(単位：百万円、%)

CR10：内部格付手法—特定貸付債権（スロットティング・クライテリア方式）											
イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル	ヲ
特定貸付債権（スロットティング・クライテリア方式）											
ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）以外											
規制上の区分	残存期間	オン・バ ランスシ ートの額	オフ・バ ランスシ ートの額	リスク・ ウェイト	エクスポージャーの額（EAD）					信用リス ク・アセ ットの額	期待損失
					PF	OF	CF	IPRE	合計		
優（Strong）	2.5年未満			50%							
	2.5年以上			70%							
良（Good）	2.5年未満			70%							
	2.5年以上			90%							
可（Satisfactory）				115%							
弱い（Weak）				250%							
デフォルト（Default）				—							
合計				—							
ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）											
規制上の区分	残存期間	オン・バ ランスシ ートの額	オフ・バ ランスシ ートの額	リスク・ ウェイト	エクスポ ージャー の額（E AD）				信用リス ク・アセ ットの額	期待損失	
優（Strong）	2.5年未満			70%							

	2.5年以上			95%			
良 (Good)	2.5年未満			95%			
	2.5年以上			120%			
可 (Satisfactory)				140%			
弱い (Weak)				250%			
デフォルト (Default)				—			
合計				—			

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第六十七条の規定又は持株自己資本比率告示第四十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a この面においては、自己資本比率規制上の連結の範囲に含まれ、かつ内部格付手法において認識される特定貸付債権（スロッシング・クライテリア方式を使用する資産に限る。）に係る計数を記載すること。

b ハ欄には、引当金（一般貸倒引当金を除く。）の控除後かつ自己資本比率告示又は持株自己資本比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられている償却額の償却後のオン・バランス資産項目のエクスポージャーの額を記載すること。

c ニ欄には、CCF（自己資本比率告示又は持株自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス資産項目に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。以下この面において同じ。）を適用する前のオフ・バランス資産項目のエクスポージャーの額（CCFを適用する対象となる信用供与枠の未引出額又はその他のオフ・バランス資産項目に係る想定元本額）を記載すること。また、当該額は信用リスク削減手法（自己資本比率告示第八十条第一項又は持株自己資本比率告示第五十八条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果を勘案する前の額とすること。

d ヘ欄からヌ欄までには、CCF適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案後のエクスポージャーの額（EAD）を記載すること。ヘ欄にはプロジェクト・ファイナンス、ト欄にはオブジェクト・ファイナンス、チ欄にはコモディティ・ファイナンス、リ欄には事業用不動産向け貸付けに係る額をそれぞれ記載すること。

e 「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）以外」の「合計」の項ル欄の額及び「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVC

RE)」の「合計」の項欄の額の合計額は、第一面の項番4「信用リスクのうち、スロッシング・クライテリア適用分」の項イ欄の額と一致する。

f この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

g この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

h この面に記載する比率は、小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

i この面は、自金融機関が標準的手法採用行である場合には、作成することを要しない。

(単位：百万円)

CCR2：CVAリスクに対する資本賦課			
項番		イ	ロ
		信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー	リスク・アセットの額 (CVAリスク相当額を8%で 除して得た額)
1	先進的リスク測定方式の対象となる ポートフォリオの合計		
2	(i) CVAバリュー・アット・リ スクの額 (乗数適用後)		
3	(ii) CVAストレス・バリュー・ アット・リスクの額 (乗数適用 後)		
4	標準的リスク測定方式の対象となる ポートフォリオの合計		
5	CVAリスク相当額の対象となるポ ートフォリオの合計		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「先進的リスク測定方式の対象となるポートフォリオの合計」の項には、自己資本比率告示第二百七十条の四第一項又は持株自己資本比率告示第二百四十八条の四第一項のCVAリスク相当額を算出するに当たり先進的リスク測定方式を用いるポートフォリオの合計額に係る計数を記載すること。ただし、イ欄には、自己資本比率告示第七十九条の三又は持株自己資本比率告示第五十七条の三に規定する期待エクスポージャー方式を用いて算出した与信相当額の合計額を記載すること。
- b 項番2「(i) CVAバリュー・アット・リスクの額 (乗数適用後)」の項には、自己資本比率告示第二百七十条の四第一項第一号又は持株自己資本比率告示第二百四十八条の四第一項第一号に規定するCVAバリュー・アット・リスクに3を乗じ8パーセントで除して得た額を記載すること。
- c 項番3「(ii) CVAストレス・バリュー・アット・リスクの額 (乗数適用後)」の項には、自己資本比率告示第二百七十条の四第一項第二号又は持株自己資本比率告示第二百四十八条の四第一項第二号に規定するCVAストレス・バリュー・アット・リスクに3を乗じ8パーセントで除して得た額を記載すること。
- d 項番4「標準的リスク測定方式の対象となるポートフォリオの合計」の項には、自己資本比率告示第二百七十条の三又は持株自己資本比率告示第二百四十八条の三のCVAリスク相当額を算出するに当たり標準的リスク測定方式を用いるポートフォリオの合計額に係る計数を記載すること。ただし、イ欄には、自己資本比率告示第二百七十条の三第一項又は持株自己資本比率告示第二百四十八条の三第一項の算式中の与信相当額(EAD)の合計額を記載すること。
- e 項番5「CVAリスク相当額の対象となるポートフォリオの合計」の項には、項番1の項に記載された額及び項番

4の項に記載された額の合計額を記載すること。

f ロ欄には、各計測手法に基づき算出されたCVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。

g 項番5「CVAリスク相当額の対象となるポートフォリオの合計」の項ロ欄の額、第十四面の項番6「合計」の項へ欄の額並びに第二十一面の項番1「適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項ロ欄の額及び項番11「非適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項ロ欄の額の合計額は、第一面の項番4「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額と一致する。

h この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

i この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(単位：百万円)

CVA1：限定的なBA-CVA			
項番		イ	ロ
		構成要素の額	BA-CVAによるリスク・アセットの額（CVAリスク相当額を8%で除して得た額）
1	CVAリスクのうち取引先共通の要素		
2	CVAリスクのうち取引先固有の要素		
3	合計		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めのない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「CVAリスクのうち取引先共通の要素」の項には、自己資本比率告示第二百七十条の三の四又は持株自己資本比率告示第二百四十八条の三の四に定める限定的なBA-CVAによりCVAリスク相当額を算出する場合における $K_{reduced}$ の算式において、 ρ を一と仮定した場合に算出される $K_{reduced}$ の値を記載する。
- b 項番2「CVAリスクのうち取引先固有の要素」の項には、自己資本比率告示第二百七十条の三の四又は持株自己資本比率告示第二百四十八条の三の四に定める限定的なBA-CVAによりCVAリスク相当額を算出する場合における $K_{reduced}$ の算式において、 ρ を零と仮定した場合に算出される $K_{reduced}$ の値を記載する。
- c 項番3「合計」の項には、限定的なBA-CVAによるCVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- d 項番3「合計」の額は、全てのCVAカバー取引について限定的なBA-CVAを用いて算出する場合においては、第一面の項番10「CVAリスク」の項イ欄の額と一致する。
- e この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「-」を記載すること。
- f この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。
- g この面は、自金融機関が限定的なBA-CVAを用いてCVAリスク相当額の全て又は一部を算出する場合において作成することを要する。

(単位：百万円)

CVA2：完全なBA-CVA		
項番		イ
		リスク・アセットの額（CVAリスク相当額を8%で除して得た額）
1	K Reduced	
2	K Hedged	
3	合計	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「K Reduced」の項には、自己資本比率告示第二百七十条の三の三又は持株自己資本比率告示第二百四十八条の三の三に定める K_{reduced} の値に割引係数 ($DS_{\text{BA-CVA}}$) 0.65 を乗じて得た額に8パーセントで除して得た額を記載すること。
- b 項番2「K Hedged」の項には、自己資本比率告示第二百七十条の三の三又は持株自己資本比率告示第二百四十八条の三の三に定める K_{hedged} の値に割引係数 ($DS_{\text{BA-CVA}}$) 0.65 を乗じて得た額に8パーセントで除して得た額を記載すること。
- c 項番3「合計」の項には、完全なBA-CVAにより算出したCVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- d 項番3「合計」の額は、全てのCVAカバー取引について完全なBA-CVAを用いて算出する場合においては、第一面の項番10「CVAリスク」の項イ欄の額と一致する。
- e この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「-」を記載すること。
- f この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。
- g この面は、自金融機関が完全なBA-CVAを用いてCVAリスク相当額の全て又は一部を算出する場合において作成することを要する。

(単位：百万円、先数)

CVA3：SA-CVAのリスク・アセットの額と取引相手方の先数			
項番		イ	ロ
		リスク・アセットの額（CVAリスク相当額を8%で除して得た額）	取引相手方の先数
1	金利リスク		
2	外国為替リスク		
3	参照先のクレジット・スプレッド・リスク		
4	株式リスク		
5	コモディティ・リスク		
6	取引相手方のクレジット・スプレッド・リスク		
7	合計		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1から項番6までの項イ欄の額のリスク・アセットの額には、自己資本比率告示第二百七十条の四の七又は持株自己資本比率告示第二百四十八条の四の七に定めるリスククラスごとのSA-CVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- b 項番7「合計」の項イ欄の額のリスク・アセットの額には、自己資本比率告示第二百七十条の四の七又は持株自己資本比率告示第二百四十八条の四の七に定めるSA-CVAにより算出したCVAリスク相当額を8パーセントで除した得た額を記載すること。
- c 項番7「合計」の項イ欄の額は、全てのCVAカバー取引についてSA-CVAを用いて算出する場合においては、第一面の項番10「CVAリスク」の項イ欄の額と一致する。
- d 項番7「合計」の項ロ欄の額には、SA-CVAによるCVAリスク相当額の算出対象となる取引相手方の先数を記載すること。
- e この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「-」を記載すること。
- f この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。
- g この面は、自金融機関がSA-CVAを用いてCVAリスク相当額の全て又は一部を算出する場合において作成することを要する。

(単位：百万円)

CVA4：CVAリスク・エクスポージャーのリスク・アセット変動表		
項番		リスク・アセットの額（CVAリスク相当額を8％で除して得た額）
1	前期末	
2	当期末	
	変動事由の説明	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めのない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「前期末」の項には、前期末における自己資本比率告示第二百七十条の二の二の規定又は持株自己資本比率告示第二百四十八条の二の二の規定により算出したCVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- b 項番1「前期末」の額は、第一面の項番10「CVAリスク」の項口欄の額と一致する。
- c 項番2「当期末」の項には、自己資本比率告示第二百七十条の二の二の規定又は持株自己資本比率告示第二百四十八条の二の二の規定により算出したCVAリスク相当額を8パーセントで除した得た額を記載すること。
- d 項番2「当期末」の額は、第一面の項番10「CVAリスク」の項イ欄の額と一致する。
- e この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。
- f 「変動事由の説明」の項には、当期におけるリスク・アセットの額の主な変動事由の説明を記載すること。この場合においては、定性的な情報（リスク・アセットの額の変動の要因となる事象を説明することを要し、リスク量の増減、計測手法の変更、事業等の買収又は売却等の事象、外貨換算の影響等を含む。）及び定量的な情報を含めること。なお、リスク・アセットの額の変動が軽微な場合は、当該欄は記載することを要しない。
- g 項番1「前期末」が令和四年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示又は令和四年持株自己資本比率告示改正告示による改正後の持株自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を開始する最初の基準日前となる場合は、当該欄は記載することを要しない。
- h この面は、自金融機関がSA-CVAを用いてCVAリスク相当額の全て又は一部を算出する場合において作成することを要する。

MR 1：標準的方式によるマーケット・リスク相当額		
項番		リスク・アセット (リスク相当額を8%で除して得た額)
1	金利リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額	
2	株式リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額	
3	外国為替リスクの額	
4	コモディティ・リスクの額	
	オプション取引	
5	簡便法により算出した額	
6	デルタ・プラス法により算出した額	
7	シナリオ法により算出した額	
8	証券化エクスポージャーに係る個別リスクの額	
9	合計	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「金利リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額」の項には、自己資本比率告示第二百八十一条の規定又は持株自己資本比率告示第二百五十九条の規定により算出した金利リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額（自己資本比率告示第二百八十一条又は持株自己資本比率告示第二百五十九条に規定する債券等に係る個別リスクの額及び一般市場リスクの額の合計額）を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- b 項番2「株式リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額」の項には、自己資本比率告示第二百八十八条の規定又は持株自己資本比率告示第二百六十六条の規定により算出した株式リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額（自己資本比率告示第二百八十八条又は持株自己資本比率告示第二百六十六条に規定する株式等に係る個別リスクの額及び一般市場リスクの額の合計額）を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- c 項番3「外国為替リスクの額」の項には、自己資本比率告示第二百九十一条の規定又は持株自己資本比率告示第二百六十九条の規定により算出した外国為替リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- d 項番4「コモディティ・リスクの額」の項には、自己資本比率告示第二百九十三条の規定又は持株自己資本比率告示第二百七十一条の規定により算出したコモディティ・リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- e 項番5「オプション取引 簡便法により算出した額」の項には、自己資本比率告示第二百九十五条の規定又は持株自己資本比率告示第二百七十三条の規定により算出した簡便法を用いる場合のオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- f 項番6「オプション取引 デルタ・プラス法により算出した額」の項には、自己資本比率告示第二百九十六条の規定又は持株自己資本比率告示第二百七十四条の規定により算出したオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額（自己資本比率告示第二百九十六条第二号又は持株自己資本比率告示第二百七十四条第二号に規定するガンマ・リ

スク及び自己資本比率告示第二百九十六条第三号又は持株自己資本比率告示第二百七十四条第三号に規定するベガ・リスクに係るマーケット・リスク相当額の合計額)を8パーセントで除して得た額を記載すること。

g 項番7「オプション取引 シナリオ法により算出した額」の項には、自己資本比率告示第三百二条の規定又は持株自己資本比率告示第二百八十条の規定により算出したシナリオ法を用いる場合のオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。

h 項番8「証券化エクスポージャーに係る個別リスクの額」の項には、自己資本比率告示第三百二条の二から第三百二条の五までの規定又は持株自己資本比率告示第二百八十条の二から第二百八十条の五までの規定により算出した証券化エクスポージャーの個別リスクの額、自己資本比率告示第三百二条の六の規定又は持株自己資本比率告示第二百八十条の六の規定により算出した特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る個別リスクの額及び自己資本比率告示第三百二条の九又は持株自己資本比率告示第二百八十条の九に規定する修正標準方式を用いて算出したコリレーション・トレーディングに係る個別リスクの額の合計額を8パーセントで除して得た額を記載すること。

i 項番9「合計」の項には、項番1から項番8までの合計額を記載すること。

j 項番9「合計」の額は、第一面の項番17「マーケット・リスクのうち、標準的方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

k この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「-」を記載すること。

l この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(単位：百万円)

MR 1：標準的方式によるマーケット・リスク相当額		
項番		マーケット・リスク相当額
1	一般金利リスク	
2	株式リスク	
3	コモディティ・リスク	
4	外国為替リスク	
5	信用スプレッド・リスク（非証券化商品）	
6	信用スプレッド・リスク（証券化商品（非CTP））	
7	信用スプレッド・リスク（証券化商品（CTP））	
8	デフォルト・リスク（非証券化商品）	
9	デフォルト・リスク（証券化商品（非CTP））	
10	デフォルト・リスク（証券化商品（CTP））	
11	残余リスク・アドオン	
	その他	
12	合計	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番 1 から項番 7 までの項には、自己資本比率告示第二百八十条の二第一号又は持株自己資本比率告示第二百五十八条の二第一号に定めるリスク・クラスごとに標準的方式を用いて算出したマーケット・リスク相当額を記載すること。
- b 項番 8 から項番 10 までの項には、自己資本比率告示第二百八十八条第一項第一号又は持株自己資本比率告示第二百六十六条第一項第一号に定める商品ごとに標準的方式を用いて算出したマーケット・リスク相当額を記載すること。
- c 項番 11 の項には、自己資本比率告示第二百九十二条第一項又は持株自己資本比率告示第二百七十条第一項に規定する残余リスク・アドオンについて標準的方式を用いて算出したマーケット・リスク相当額を記載すること。
- d 「その他」の項には、項番 1 から項番 11 までのいずれにも該当しない場合において、マーケット・リスク相当額を算出するときに記載すること。
- e 項番 12 「合計」の項には、項番 1 の「一般金利リスク」の項の額から「その他」の項の額までの合計額を記載すること。
- f 項番 12 「合計」の項の額は、第一面の項番 21 「マーケット・リスク うち、標準的方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

- g この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「－」を記載すること。
- h この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。
- i この面は、自金融機関が標準的方式採用行の場合又は内部モデル方式採用行の場合にあつては、標準的方式を用いてマーケット・リスク相当額を算出しているトレーディング・デスクについて記載すること。

MR 2 : 内部モデル方式を適用して算出されたリスク・アセットの額の変動要因							
項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
		バリュー・アット・リスク	ストレス・バリュー・アット・リスク	追加的リスク	包括的リスク	その他	合計
1 a	前期末におけるリスク・アセット						
1 b	前期末における自己資本比率規制上のリスク・アセット額への調整						
1 c	前期末の算出基準日における内部モデル方式の算出額						
2	当期中の要因別の変動額	リスク量の変動					
3		モデルの更新又は変更					
4		手法及び方針					
5		買収及び売却					
6		為替の変動					
7		その他					
8 a	当期末の算出基準日における内部モデル方式の算出額						
8 b	当期末における自己資本比率規制上のリスク・アセット額への調整						
8 c	当期末におけるリスク・アセット						

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 項番 1 a 「前期末におけるリスク・アセット」及び項番 8 c 「当期末におけるリスク・アセット」の項には、自己資本比率告示又は持株自己資本比率告示の規定に基づき算出されるリスク・アセットの額を記載すること（例：バリュー・アット・リスクであれば、自己資本比率告示第二百七十六条第一項第一号の規定又は持株自己資本比率告示第二百五十四条第一項第一号の規定に基づき、算出基準日のバリュー・アット・リスクと、算出基準日を含む直近 60 営業日のバリュー・アット・リスクの平均値に自

己資本比率告示第二百七十七条又は持株自己資本比率告示第二百五十五条に定める乗数を乗じて得た額のうちいずれか大きい額を8パーセントで除して得た額を記載する。)

- b 項番1b「前期末における自己資本比率規制上のリスク・アセット額への調整」及び項番8b「当期末における自己資本比率規制上のリスク・アセット額への調整」の項には、項番1aの項に計上される額を項番1cの項に計上される額で除して得た値及び項番8cの項に計上される額を項番8aの項に計上される額で除して得た値をそれぞれ記入すること。
- c 項番1c「前期末の算出基準日における内部モデル方式の算出額」及び項番8a「当期末の算出基準日における内部モデル方式の算出額」の項には、算出基準日における内部モデル方式による計測値を8パーセントで除して得た額を記載すること。項番2から項番7までに掲げる変動要因分析は、項番1c「前期末の算出基準日における内部モデル方式の算出額」及び項番8a「当期末の算出基準日における内部モデル方式の算出額」の額に対して実施すること。
- d 項番2「リスク量の変動」の項には、ポジション変動に起因するリスク・アセットの額の変動額を記載すること。
- e 項番3「モデルの更新又は変更」の項には、自己資本比率告示第二百七十三条第二項第三号若しくは第三百二条の十第三項第三号又は持株自己資本比率告示第二百五十一条第二項第三号若しくは第二百八十条の十第三項第三号に規定するリスク計測モデルの更新又は変更（計測対象の変更を含み、事業、商品ライン又は事業体の取得又は売却に起因する変更を除く。）に起因して、自己資本比率告示第二百七十八条第一項若しくは第三百二条の十二第一項又は持株自己資本比率告示第二百五十六条第一項若しくは第二百八十条の十二第一項に規定する変更に係る届出を行った場合のリスク・アセットの額の変動額を記載すること。期中においてリスク計測モデルの更新及び変更に係る届出を2回以上行った場合は、項を追加した上、それぞれの更新及び変更につき額を計上すること。
- f 項番4「手法及び方針」の項には、当局による規制の変更（新たな規制の導入を含む。）による計算手法の変更に起因するリスク・アセットの額の変動額を記載すること。
- g 項番5「買収及び売却」の項には、事業、商品ライン又は事業体の取得又は売却に起因するリスク・アセットの額の変動額を記載すること。
- h 項番6「為替の変動」の項には、為替変動に起因するリスク・アセットの額の変動額を記載すること。
- i 項番7「その他」の項には、項番2から項番6までに掲げる項目以外の要因に起因するリスク・アセットの額の変動額を記載すること。この場合において、重要な変動要因については必要に応じて、項番6と項番7との間に項を追加の上、当該要因及び当該要因に起因するリスク・アセットの額の変動額を要因ごとに記載すること（追加した項については項番号を付さないこと。）。)
- j イ欄には、自己資本比率告示第二百七十六条第一項第一号の規定又は持株自己資本比率告示第二百五十四条第一項第一号の規定により算出される額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- k ロ欄には、自己資本比率告示第二百七十六条第一項第二号の規定又は持株自己資本比率告示第二百五十四条第一項第二号の規定により算出される額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- l ハ欄には、自己資本比率告示第二百七十六条第二項の規定又は持株自己資本比率告示第二百五十四条第二項の規定により算出される追加的リスクの額を8パーセントで除して得た額を記載すること。

- m ニ欄には、自己資本比率告示第三百二条の十一の規定又は持株自己資本比率告示第二百八十条の十一の規定により算出されるコリレーション・トレーディングの包括的リスクの額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- n ヘ欄には、イ欄からホ欄までに計上される額の合計額を記載すること。項番1a「前期末におけるリスク・アセット」の項及び項番8c「当期末におけるリスク・アセット」の項へ欄の額は、第一面の項番18「マーケット・リスクのうち、内部モデル方式適用分」の項ロ欄の額及びイ欄の額と、それぞれ一致する。
- o 項番8c「当期末におけるリスク・アセット」の額は、第一面の項番18「マーケット・リスクのうち、内部モデル方式適用分」の項イ欄の額と一致する。
- p この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- q この面に記載する比率（項番1b及び項番8b）は、小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
- r 開示に使用する額の単位については、当期末におけるリスク・アセットの額を100で除した額（最大でも1000億円以下とする。）を上回ってはならない。この場合において、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- s この面は、自金融機関が標準的方式を採用した場合にあっては、作成することを要しない。

(単位：百万円、回数)

MR 2：内部モデル方式によるマーケット・リスク相当額に関する内訳								
項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト
		算出基準日を含む直近十二週間 (算出基準日を含む直近六十営業日) の値				バック・テスト イングの超過 回数 (99.0%)	前期の算出基準日を含む直近十 二週間の値	
		当期末	平均値	最大値	最小値		前期末	平均値
1	制約がない期待ショート・フォール (IMCC (C))							
2	リスク・クラス	一般金利リスク						
3		株式リスク						
4		コモディティ・リスク						
5		外国為替リスク						
6		信用スプレッド・リスク						
7	制約がある期待ショート・フォール (IMCC (C _i))							
8	モデル化可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク (IMCC)							
9	モデル化不可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク (SES)							

10	デフォルト・リスクに係るマーケット・リスク (DRC)						
11	アンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクの資本サーチャージ						
12	グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクのマーケット・リスク (イ)						
13	内部モデルを使用しないトレーディング・デスクのマーケット・リスク (ロ)						
14	グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクについて、内部モデル方式により算出されたマーケット・リスクから標準的方式により算出されたマーケット・リスクを控除した額 (ハ)						
15	全てのトレーディング・デスクについて標準的方式を用いた場合のマーケット・リスク ($SA_{a11 \text{ desk}}$) (ニ)						
16	マーケット・リスクの合計額 ($AC R_{total}$) $\min((イ) + (ロ); (ニ)) + \max(0, (ハ))$						

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 項番1「制約がない期待ショート・フォール (IMCC (C))」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の四の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十四条の四

の算式に定める全リスク・クラスを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額 (IMCC (C)) の値を記載すること。

b 項番2「一般金利リスク」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の四の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十四条の四の算式に定める一般金利リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額 (IMCC (C_i)) の値を記載すること。

c 項番3「株式リスク」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の四の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十四条の四の算式に定める株式リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額 (IMCC (C_i)) の値を記載すること。

d 項番4「コモディティ・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の四の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十四条の四の算式に定めるコモディティ・リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額 (IMCC (C_i)) の値を記載すること。

e 項番5「外国為替リスク」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の四の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十四条の四の算式に定める外国為替リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額 (IMCC (C_i)) の値を記載すること。

f 項番6「信用スプレッド・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の四の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十四条の四の算式に定める信用スプレッド・リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額 (IMCC (C_i)) の値を記載すること。

g 項番7「制約がある期待ショート・フォール (IMCC (C_i))」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の四の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十四条の四の算式に定める五つの各リスク・クラスを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォール (IMCC (C_i)) の値を記載すること。

h 項番8「モデル化可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク (IMCC)」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の四の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十四条の四の算式に定めるモデル化可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク相当額 (IMCC) の値を記載すること。

i 項番9「モデル化不可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク (SES)」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の五第二項の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十四条の五第二項の算式に定めるモデル化不可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク相当額を合計したもの (SES) の値を記載すること。

j 項番10「デフォルト・リスクに係るマーケット・リスク (DRC)」の項には、自己資本比率告示第二百七十七条又は持株自己資本比率告示第二百五十五条に定めるDRCモデルにより算出されたデフォルト・リスクに係るマーケット・リスク相当額 (DRC) の値を記載すること。

k 項番11「アンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクの資本サーチャージ」の項には、自己資本比率告示第二百七十九条の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十七条の算式に定める資本サーチャージの値を記載すること。

- l 項番 12「グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクのマーケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百七十九条の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十七条の算式に定める C_A 及び DRC の合計額 ($IMA_{G,A}$) に資本サーチャージを加算した値を記載すること。
- m 項番 13「内部モデルを使用しないトレーディング・デスクのマーケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百七十九条の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十七条の算式に定める内部モデル方式を使用しないトレーディング・デスクについて標準的方式を用いて算出したマーケット・リスク相当額 (C_u) の値を記載すること。
- n 項番 14「グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクについて、内部モデル方式により算出されたマーケット・リスクから標準的方式により算出されたマーケット・リスクを控除した額」の項には、 $IMA_{G,A}$ の値から自己資本比率告示第二百七十九条の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十七条の算式に定めるグリーン・ゾーン (G) 又はアンバー・ゾーン (A) に分類されたトレーディング・デスクについて標準的方式を用いて算出した場合のマーケット・リスク相当額 ($SA_{G,A}$) の値を控除した値を記載すること。
- o 項番 15「全てのトレーディング・デスクについて標準的方式を用いた場合のマーケット・リスク」には、自己資本比率告示第二百七十九条の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十七条の算式に定める全てのトレーディング・デスクについて標準的方式を用いて算出した場合のマーケット・リスク相当額 ($SA_{all\ desk}$) の値を記載すること。
- p 項番 16「マーケット・リスクの合計額」には、自己資本比率告示第二百七十九条の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十七条の算式に定める内部モデル方式及び標準的方式に基づくマーケット・リスク相当額 (ACR_{total}) の値を記載すること。
- q イ欄には、当期末の額を記載すること。
- r ロ欄には、当期の平均値を記載すること。
- s ハ欄には、当期の最大値を記載すること。
- t ニ欄には、当期の最小値を記載すること。
- u ホ欄には、自己資本比率告示第二百七十五条の二第二項又は持株自己資本比率告示第二百五十三条の二第二項に定める全社的なバック・テストの超過回数を記載すること。
- v ヘ欄には、前期末の額を記載すること。
- w ト欄には、前期の平均値を記載すること。
- x この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「-」を記載すること。

- y この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。
- z この面は、自金融機関が内部モデル方式を採用しない場合にあつては、作成することを要しない。

(単位：百万円)

MR 3：内部モデル方式の状況（マーケット・リスク）	
項番	
	バリュエーション・リスク（保有期間 10 営業日、片側信頼区間 99%）
1	最大値
2	平均値
3	最小値
4	期末
	ストレス・バリュエーション・リスク（保有期間 10 営業日、片側信頼区間 99%）
5	最大値
6	平均値
7	最小値
8	期末
	追加的リスクの額（片側信頼区間 99.9%）
9	最大値
10	平均値
11	最小値
12	期末
	包括的リスクの額（片側信頼区間 99.9%）
13	最大値
14	平均値
15	最小値
16	期末
17	フロア（修正標準的方式）

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 「バリュエーション・リスク（保有期間 10 営業日、片側信頼区間 99%）」の項番 1 から項番 4 までの項には、自己資本比率告示第二百七十六条第一項第一号イ又は持株自己資本比率告示第二百五十四条第一項第一号イに規定する期中における一般市場リスク及び個別リスクのバリュエーション・リスクの額に係る計数を記載すること。
- b 「ストレス・バリュエーション・リスク（保有期間 10 営業日、片側信頼区間 99%）」の項番 5 から項番 8 までの項には、自己資本比率告示第二百七十六条第一項第二号イ又は持株自己資本比率告示第二百五十四条第一項第二号イに規定する期中における一般市場リスク及び個別リスクのストレス・バリュエーション・リスクの額に係る計数を記載すること。
- c 「追加的リスクの額（片側信頼区間 99.9%）」の項番 9 から項番 12 までの項には、自己資本比率告

示第二百七十六条第二項第一号又は持株自己資本比率告示第二百五十四条第二項第一号に規定する期中における追加的リスクの額に係る計数を記載すること。

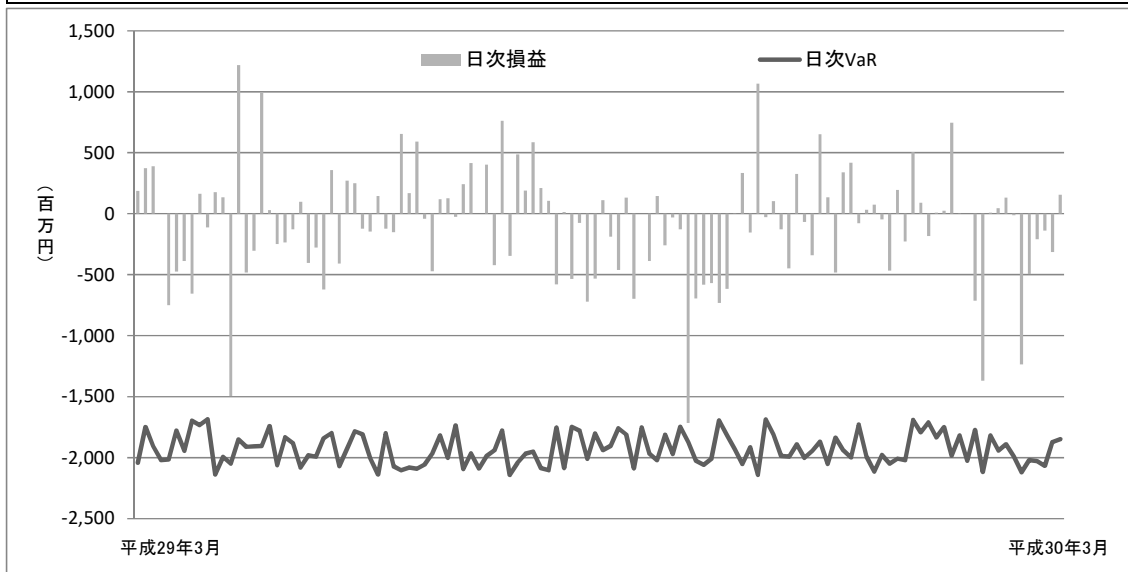
d 「包括的リスクの額（片側信頼区間 99.9%）」の項番 13 から項番 17 までの項には、自己資本比率告示第三百二条の十一第一号又は持株自己資本比率告示第二百八十条の十一第一号に規定する期中におけるコリレーション・トレーディングの包括的リスクの額に係る計数を記載すること。ただし、項番 17 の「フロア（修正標準的方式）」の項には、自己資本比率告示第三百二条の十一第三号又は持株自己資本比率告示第二百八十条の十一第三号に掲げる額を記載すること。

e この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

f この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

g この面は、自金融機関が標準的方式を採用した場合にあっては、作成することを要しない。

MR 4 : 内部モデル方式のバック・テストの結果



(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a この面においては、自己資本比率告示第二百七十四条第二項第二号又は持株自己資本比率告示第二百五十二条第二項第二号に定めるバック・テストの結果を図示すること（上記は凡例である。）。
- b 系列「日次 VaR」は、自己資本比率告示第二百七十七条第一項又は持株自己資本比率告示第二百五十五条第一項に規定する保有期間を一日としてリスク計測モデル（追加的リスク計測モデル及び自己資本比率告示第三百二条の十第三項第三号又は持株自己資本比率告示第二百八十条の十第三項第三号に規定する包括的リスク計測モデルを除く。）を使用して算出した日ごとのバリュー・アット・リスクの額をいう。
- c 系列「日次損益」は、自己資本比率告示第二百七十七条第一項又は持株自己資本比率告示第二百五十五条第一項に規定する実際に発生した損益（以下「実損益」という。）又はポートフォリオを固定した場合において発生したと想定される損益（以下「仮想損益」という。）のうち、自金融機関が採用している損益の額をいう。ただし、実損益及び仮想損益のいずれも開示することもできるものとし、その場合には二の損益の主要な差異項目について定性的な説明を併せて記載すること。
- d 報告基準日を含む直近 250 営業日分のバック・テストの結果を記載すること。バック・テストの超過については、超過日、超過額及び超過の主要な要因について記載すること。
- e この面は、自金融機関が標準的方式を採用した場合にあっては、作成することを要しない。

(単位：百万円)

MR 3：簡易的方式によるマーケット・リスク相当額					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		オプション取引 以外の取引	オプション取引		
			簡便法により算 出した額	デルタ・プラス 法により算出し た額	シナリオ法によ り算出した額
1	金利リスク(一般市場リスク及び個別リスク)の額				
2	株式リスク(一般市場リスク及び個別リスク)の額				
3	コモディティ・リスクの額				
4	外国為替リスクの額				
5	証券化エクスポージャーに係る個別リスクの額				
6	合計				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 項番1「金利リスク(一般市場リスク及び個別リスク)の額」の項には、自己資本比率告示第二百九十四条の規定又は持株自己資本比率告示第二百七十二条の規定により算出した金利リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額(自己資本比率告示第二百九十四条第一項又は持株自己資本比率告示第二百七十二条第一項に規定する債券等に係る個別リスクの額及び一般市場リスクの額の合計額)を8パーセントで除して得た額を記載すること。

b 項番2「株式リスク(一般市場リスク及び個別リスク)の額」の項には、自己資本比率告示第二百九十五条の規定又は持株自己資本比率告示第二百七十三条の規定により算出した株式リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額(自己資本比率告示第二百九十五条又は持株自己資本比率告示第二百七十三条に規定する株式等に係る個別リスクの額及び一般市場リスクの額の合計額)を8パーセントで除して得た額を記載すること。

- c 項番3「コモディティ・リスクの額」の項には、自己資本比率告示第二百九十七条の規定又は持株自己資本比率告示第二百七十五条の規定により算出したコモディティ・リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- d 項番4「外国為替リスクの額」の項には、自己資本比率告示第二百九十六条の規定又は持株自己資本比率告示第二百七十四条の規定により算出した外国為替リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- e 項番5「証券化エクスポージャーに係る個別リスクの額」の項には、自己資本比率告示第三百二条の二から第三百二条の五までの規定又は持株自己資本比率告示第二百八十条の二から第二百八十条の五までの規定により算出した証券化エクスポージャーの個別リスクの額及び自己資本比率告示第三百二条の六の規定又は持株自己資本比率告示第二百八十条の六の規定により算出した特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る個別リスクの額の合計額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- f 項番6「合計」の項には、項番1から項番5までの合計額を記載すること。
- g 項番6「合計」の項イ欄からニ欄までの合計額は、第一面の「マーケット・リスクのうち、簡易的方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。
- h イ欄には、自己資本比率告示第二百九十四条から第二百九十七条の三までの規定又は持株自己資本比率告示第二百七十二條から第二百七十五条の三までの規定により算出した簡易的方式によるマーケット・リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- i ロ欄には、自己資本比率告示第二百九十九条の規定又は持株自己資本告示第二百七十七条の規定により算出した簡便法を用いる場合のオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- j ハ欄には、自己資本比率告示第三百条の規定又は持株自己資本比率告示第二百七十八条の規定により算出したオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額（自己資本比率告示第三百条第二号又は持株自己資本比率告示第二百七十八条第二号に規定するガンマ・リスク及び自己資本比率告示第三百条第三号又は持株自己資本比率告示第二百七十八条第三号に規定するベガ・リスクに係るマーケット・リスク相当額の合計額）を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- k ニ欄には、自己資本比率告示第三百一条の規定又は持株自己資本告示第二百七十九条の規定により算出したシナリオ法を用いる場合のオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- l この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「一」を記載すること。
- m この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- n この面は、自金融機関が簡易的方式を採用しない場合にあっては、作成することを要しない。

(単位：百万円、件)

OR1：オペレーショナル・リスク損失の推移												
項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル
		当期末	前期末	前々期末	ハの前期末	ニの前期末	ホの前期末	ヘの前期末	トの前期末	チの前期末	リの前期末	直近十年間の平均
二百万円を超える損失を集計したもの												
1	ネットの損失の合計額 (特殊損失控除前)											
2	損失の件数											
3	特殊損失の総額											
4	特殊損失の件数											
5	ネットの損失の合計額 (特殊損失控除後)											
一千万円を超える損失を集計したもの												
6	ネットの損失の合計額 (特殊損失控除前)											
7	損失の件数											
8	特殊損失の総額											
9	特殊損失の件数											
10	ネットの損失の合計額 (特殊損失控除後)											
オペレーショナル・リスク相当額の計測に関する事項												

11	I L Mの算出への内部損失データ利用の有無											
12	項番11で内部損失データを利用していない場合は、内部損失データの承認基準充足の有無											

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「ネットの損失の合計額（特殊損失控除前）」の項には、回収額を控除した後のオペレーショナル・リスク損失額のうち、二百万円を超える額の損失の合計額を記載すること。
- b 項番2「損失の件数」の項には、aの二百万円を超える額の損失の件数を記載すること。
- c 項番3「特殊損失の総額」の項には、二百万円を超えるオペレーショナル・リスク損失額から控除した特殊損失の額の合計額を記載すること。
- d 項番4「特殊損失の件数」の項には、cの控除した特殊損失の件数を記載すること。
- e 項番5「ネットの損失の合計額（特殊損失控除後）」の項には、回収額及び特殊損失の額を控除した後のオペレーショナル・リスク損失額のうち、二百万円を超える額の損失の合計額を記載すること。
- f 項番6「ネットの損失の合計額（特殊損失控除前）」の項には、回収額を控除した後のオペレーショナル・リスク損失額のうち、一千万円を超える額の損失の合計額を記載すること。
- g 項番7「損失の件数」の項には、fの一千万円を超える額の損失の件数を記載すること。
- h 項番8「特殊損失の総額」の項には、一千万円を超えるオペレーショナル・リスク損失額から控除した特殊損失の額の合計額を記載すること。
- i 項番9「特殊損失の件数」の項には、hの控除した特殊損失の件数を記載すること。
- j 項番10「ネットの損失の合計額（特殊損失控除後）」の項には、回収額及び特殊損失の額を控除したオペレーショナル・リスク損失額のうち、一千万円を超える額の損失の合計額を記載すること。
- k 項番11「I L Mの算出への内部損失データ利用の有無」の項には、オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、内部損失データを用いたI L Mの算出（自己資本比率告示第三百六条第一項第一号又は持株自己資本比率告示第二百八十四条第一項第一号に定める方法による算出をいう。）の有無を記載すること。
- l 項番12「項番11で内部損失データを利用していない場合は、内部損失データの承認基準充足の有無」の項には、オペレーショナル・リスク相当額の算出に当た

って、自己資本比率告示第三百八条第一項又は持株自己資本比率告示第二百八十六条第一項の承認を受けていない場合において、自金融機関の内部損失データに係る基準（自己資本比率告示第三百十条第一号又は持株自己資本比率告示第二百八十八条第一号に定める基準をいう。）充足の有無を記載すること。

m それぞれの項の対象となる範囲に変更が生じている場合は、説明を付すこと。

n 直近五年以上十年未満の内部損失データを用いて、オペレーショナル・リスク相当額の算出を行う場合は、ル欄中「直近十年間」を「直近五年以上の計測期間」と読み替えるものとする。

o この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「－」を記載すること。

p この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。

(単位：百万円)

OR 2 : B I C の構成要素				
項番		イ	ロ	ハ
		当期末	前期末	前々期末
1	I L D C			
2	資金運用収益			
3	資金調達費用			
4	金利収益資産			
5	受取配当金			
6	S C			
7	役員取引等収益			
8	役員取引等費用			
9	その他業務収益			
10	その他業務費用			
11	F C			
12	特定取引勘定のネット損益 (特定取引等のネット損益)			
13	特定取引勘定以外の勘定のネット 損益 (特定取引等以外の勘定のネ ット損益)			
14	B I			
15	B I C			
16	除外特例の対象となる連結子法人等又 は事業部門を含む B I			
17	除外特例によって除外した B I			

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a この面においては、自己資本比率告示第三百五条又は持株自己資本比率告示第二百八十三条に定める算式及び自己資本比率告示別表第一又は持株自己資本比率告示別表第一に定める用語の意義に基づく計数を記載すること。
- b 項番 4「金利収益資産」の項には、財務諸表に掲載される各会計期末の全ての貸出金、利付証券（政府債を含む。）及びリース投資資産の額の合計額を記載すること。
- c 項番 14「B I」の項には、項番 1、項番 6 及び項番 11 の合計額を記載すること。
- d 項番 15「B I C」の項には、項番 14「B I」に自己資本比率告示第三百五条第四項又は持株自己資本比

率告示第二百八十三条第三項に定める掛目を適用して算出した額を記載すること。

- e 項番 16「除外特例の対象となる連結子法人等又は事業部門を含むB I」の項には、自己資本比率告示第三百十四条又は持株自己資本比率告示第二百九十二条の承認を受け除外した連結子法人等又は事業部門を含むB Iの額を記載すること。
- f 項番 17「除外特例によって除外したB I」の項には、項番 14 と項番 16 の差額を記載すること。
- g この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず「－」を記載すること。
- h この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。

(単位：百万円)

OR3：オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要		
項番		
1	B I C	
2	I L M	
3	オペレーショナル・リスク相当額	
4	オペレーショナル・リスク・アセットの額	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めのない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「B I C」の項には、自己資本比率告示第三百五条又は持株自己資本比率告示第二百八十三条に定めるB I Cの額を記載すること。
- b 項番2「I L M」の項には、自己資本比率告示第三百六条又は持株自己資本比率告示第二百八十四条に定めるI L Mの値を記載すること。この場合において、一部の連結子法人等又は事業部門を分けてI L Mを算出した場合は、当該連結子法人等又は事業部門を除いた法人単位のI L Mの値を記載すること。
- c 項番3「オペレーショナル・リスク相当額」の項には、自己資本比率告示第三百四条又は持株自己資本比率告示第二百八十二条に定めるオペレーショナル・リスク相当額を記載すること。
- d 項番4「オペレーショナル・リスク・アセットの額」の項には、自己資本比率告示第三百四条又は持株自己資本比率告示第二百八十二条に定めるオペレーショナル・リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- e この様式に記載する額は、この様式で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。
- f I L Mの値（項番2）は、小数点以下二位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。

(単位：百万円)

ENC 1：担保資産の状況					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		担保に供されている資産の額	担保に供されていない資産の額	合計	うち、証券化エクスポージャーの額
1	現金預け金				
2	特定取引資産				
3	有価証券				
4	貸出金				
5				
	合計				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a この面においては、自己資本比率規制上の連結範囲に基づく資産を対象として計数を記載すること。
- b 項番1から項番4までは例示であり、各金融機関は必要に応じて項を追加・削除すること。
- c イ欄には、法令、規則、契約その他の制約（市場流動性に関する制約を除く。）により、各金融機関が流動化、売却、移転、譲渡を行うことが禁じられている又は制限されている資産の額を記載すること。
- d この面に定める項目につき自金融機関で該当する額がない場合は、「－」を記載すること。
- e この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(単位：百万円)

CMS 1：内部モデルを用いた手法と標準的手法のリスク・アセットの比較					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		リスク・アセットの額			
		内部モデルを用いて算出したリスク・アセットの額	標準的な手法適用分のリスク・アセットの額	リスク・アセットの額	資本フロア計算に用いられる、標準的な手法により算出したリスク・アセットの額（フロア掛目前）
1	信用リスク				
2	カウンターパーティ信用リスク				
3	CVAリスク				
4	信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー				
5	マーケット・リスク				
6	オペレーショナル・リスク				
7	その他リスク・アセット				
8	合計				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a イ欄には、内部モデルを用いた手法（内部格付手法、内部モデル手法、期待エクスポージャー方式、エクスポージャー変動額推計モデル及び内部評価方式をい

- う。以下この面において同じ。)のうち、承認を受けた手法により算出したリスク・アセットの額を記載すること。
- b ロ欄には、承認を受けた内部モデルを用いた手法以外の手法により算出したリスク・アセットの額を記載すること。
- c ハ欄には、イ欄及びロ欄に計上される額の合計額を記載すること。
- d ニ欄には、ハ欄に計上されるリスク・アセットの額について、内部モデルを用いた手法の承認を得ていないものとみなして算出したリスク・アセットの額を記載すること。
- e 項番1「信用リスク」の項ハ欄の額は、第一面の項番2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項イ欄の額、項番3「信用リスクのうち、基礎的内部格付手法適用分」の項イ欄の額、項番4「信用リスクのうち、スロッシング・クライテリア適用分」の項イ欄の額及び項番5「信用リスクのうち、先進的内部格付手法適用分」の項イ欄の額の合計額と一致する。
- f 項番2「カウンターパーティ信用リスク」の項ハ欄の額は、第一面の項番6「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額と一致する。
- g 項番3「CVAリスク」の項ロ欄、ハ欄及びニ欄の額は、第一面の項番10「CVAリスク」の項イ欄の額と一致する。
- h 項番4「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項ハ欄の額は、第一面の項番16「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項イ欄の額と一致する。
- i 項番5「マーケット・リスク」の項ハ欄の額は、第一面の項番20「マーケット・リスク」の項イ欄の額と一致する。
- j 項番6「オペレーショナル・リスク」の項ロ欄、ハ欄及びニ欄の額は、第一面の項番24「オペレーショナル・リスク」の項イ欄の額と一致する。
- k 項番7「その他リスク・アセットの額」の項ロ欄及びハ欄の額は、第一面の「信用リスクのうち、重要な出資のエクスポージャー」のイ欄の額、「信用リスクのうち、リース取引における見積残存価額のエクスポージャー」のイ欄の額、「信用リスク その他」のイ欄の額、項番11「経過措置により適用されるマーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー」の項イ欄の額、項番12「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ルック・スルー方式）」の項イ欄の額、項番13「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マデット方式）」の項イ欄の額、「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）」の項イ欄の額、「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）」の項イ欄の額、項番14「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式1250%）」の項イ欄の額、項番15「未決済取引」の項イ欄の額、項番23「勘定間の振替分」の項イ欄の額及び項番25「特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー」の項イ欄の額の合計額と一致する。
- l この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

- m この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- n この面は、自金融機関が内部モデルを用いた手法のうちいずれの承認も受けていない場合には、作成することを要しない。

(単位：百万円)

CMS 2:ポートフォリオ別の内部格付手法と標準的手法の信用リスク・アセットの比較					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		信用リスク・アセットの額			
		内部格付手法適用分の信用リスク・アセットの額	イ欄の内部格付手法適用分の信用リスク・アセットの額について、標準的手法により算出した信用リスク・アセットの額	信用リスク・アセットの額	資本フロア計算に用いられる、標準的手法により算出した信用リスク・アセットの額（フロア掛目前）
1	ソブリン向けエクスポージャー				
	うち、我が国の地方公共団体向け				
	うち、外国の中央政府等以外の公共部門向け				
	うち、国際開発銀行向け				
	うち、地方公共団体金融機構向け				
	うち、我が国の政府関係機関向け				
	うち、地方三公社向け				
2	金融機関等向けエクスポージャー				
3	株式等向けエクスポージャー				
4	購入債権				
5	事業法人向けエクスポージャー（中堅中小企業向けエクスポージャー及び特定貸付債				

	権を除く。)				
	うち、基礎的内部格付手法適用分				
	うち、先進的内部格付手法適用分				
6	中堅中小企業向けエクスポージャー				
	うち、基礎的内部格付手法適用分				
	うち、先進的内部格付手法適用分				
7	居住用不動産向けエクスポージャー				
8	適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー				
9	その他リテール向けエクスポージャー				
10	特定貸付債権				
	うち、事業用不動産向け貸付け及びボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け				
11	合計				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十六条の五及び百六十七条の規定又は持株自己資本比率告示第五十四条の五及び第四百四十五条の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a イ欄には、自己資本比率規制上の連結の範囲に含まれ、かつ内部格付手法において認識されるCCF（自己資本比率告示又は持株自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。以下この面において同じ。）適用後かつ信用リスク削減手法（自

己資本比率告示第八十条第一項又は持株自己資本比率告示第五十八条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。)の効果を勘案した信用リスク・アセットの額を記載すること。

b ロ欄には、自己資本比率規制上の連結の範囲に含まれ、かつ内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、標準的手法により算出したCCF適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した信用リスク・アセットの額を記載すること。

c ハ欄には、内部格付手法におけるポートフォリオごとに区分して、CCF適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した信用リスク・アセットの額を記載すること。

d ニ欄には、内部格付手法におけるポートフォリオごとに区分して、標準的手法により算出した、CCF適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した信用リスク・アセットの額を記載すること。また、当該額は資本フロアに係る掛目を勘案する前の額とすること。

e 「ソブリン向けエクスポージャーのうち、我が国の地方公共団体向け」の項には、我が国の地方公共団体向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。

f 「ソブリン向けエクスポージャーのうち、外国の中央政府等以外の公共部門向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門（当該国による公共部門の定義によるものとする。）向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。

g 「ソブリン向けエクスポージャーのうち、国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行を含む。）向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

h 「ソブリン向けエクスポージャーのうち、地方公共団体金融機構向け」の項には、地方公共団体金融機構向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

i 「ソブリン向けエクスポージャーのうち、我が国の政府関係機関向け」の項には、自己資本比率告示第六十一条第一項各号又は持株自己資本比率告示第三十九条第一項各号に掲げる法人向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。

j 「ソブリン向けエクスポージャーのうち、地方三公社向け」の項には、土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。

k 項番3「株式等エクスポージャー」の項には、令和四年自己資本比率告示改正告示附則第十一条第二項及び第三項の規定により令和四年改正前自己資本比率告示第百六十六条第一項第一号又は令和四年持株自己資本比率告示改正告示附則第十一条第二項及び第三項の規定により令和四年改正前持株自己資本比率告示第

百四十四条第一項第一号に掲げるマーケット・ベース方式により信用リスク・アセットの額を算出する株式等エクスポージャーに係る額は含めないこととする。また、令和十年三月三十一日以降、自金融機関の保有する株式及び株式と同等の性質を有するもの（自己資本比率告示第七十六条第二項各号又は持株自己資本比率告示第五十四条第二項各号に掲げるものをいう。）並びに株式等エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額はイ欄及びロ欄には記載せず、これらの信用リスク・アセットの額の合計額をハ欄及びニ欄に記載すること。

- l 項番4「購入債権」の項には、購入債権に係る額を記載すること。また、希薄化リスク相当部分の信用リスク・アセットの額を算出している場合は、その額を含めた額を記載すること（ローン・パーティシペーションのポートフォリオを保有し、セラーのデフォルト・リスクに係る信用リスク・アセットの額を算出している場合も同様とする。）。
- m 項番11「合計」の項イ欄の額は、第三十七面の項番1「信用リスク」の項イ欄の額と一致する。
- n 項番11「合計」の項ハ欄の額は、第三十七面の項番1「信用リスク」の項ハ欄の額と一致する。
- o 項番11「合計」の項ニ欄の額は、第三十七面の項番1「信用リスク」の項ニ欄の額と一致する。
- p この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- q この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- r この面は、自金融機関が標準的手法採用行である場合には、作成することを要しない。

CR 5 : 標準的手法—資産クラス及びリスク・ウェイト別の信用リスク・エクスポージャー												
項番	リスク・ウェイト 資産クラス	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル
		信用リスク・エクスポージャーの額 (CCF・信用リスク削減手法適用後)										
		0%	10%	20%	35%	50%	75%	100%	150%	250%	1250%	合計
1	現金											
2	日本国政府及び日本銀行向け											
3	外国の中央政府及び中央銀行向け											
4	国際決済銀行等向け											
5	我が国の地方公共団体向け											
6	外国の中央政府等以外の公共部門向け											
7	国際開発銀行向け											
8	地方公共団体金融機構向け											
9	我が国の政府関係機関向け											
10	地方三公社向け											
11	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け											
12	法人等向け											
13	中小企業等向け及び個人向け											
14	抵当権付住宅ローン											

15	不動産取得等事業向け											
16	三月以上延滞等（抵当権付住宅ローンを除く。）											
17	抵当権付住宅ローンに係る三月以上延滞											
18	取立未済手形											
19	信用保証協会等による保証付											
20	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付											
21	出資等（重要な出資を除く。）											
22	合計											

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十六条の五の規定又は持株自己資本比率告示第五十四条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a イ欄からル欄までには、自己資本比率告示第六章又は持株自己資本比率告示第四章に定める信用リスクの標準的手法の計算対象となる資産（オフ・バランス取引も含む。）であって、CCF（自己資本比率告示又は持株自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。）の適用後かつ信用リスク削減手法（自己資本比率告示第八十条第一項又は持株自己資本比率告示第五十八条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果の勘案後のエクスポージャーの額とすること。

b 内部格付手法採用行は、自己資本比率告示第四百四十六条若しくは第四百四十八条の規定又は持株自己資本比率告示第二百二十四条若しくは第二百二十六条の規定により標準的手法を適用する事業単位又は資産区分がある場合には、当該事業単位又は資産区分に係る計数を記載すること（項については統合して開示することができるが、異なる資産区分は各別に記載すること。）。ただし、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる場合には、記載を省略することができる。この場合において、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる理由を、当該事業単位又は資産区分に係るエクスポージャーの内容の説明及び当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の合計額と併せて記載すること。

c 項番1「現金」の項には、現金（外国通貨及び金を含む。）に係る額を記載すること。

d 項番2「日本国政府及び日本銀行向け」の項には、日本国政府及び日本銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

- e 項番3「外国の中央政府及び中央銀行向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- f 項番4「国際決済銀行等向け」の項には、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、欧州安定メカニズム及び欧州金融安定ファシリティ向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- g 項番5「我が国の地方公共団体向け」の項には、我が国の地方公共団体向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。
- h 項番6「外国の中央政府等以外の公共部門向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門（当該国による公共部門の定義によるものとする。）向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。
- i 項番7「国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行を含む。）向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- j 項番8「地方公共団体金融機構向け」の項には、地方公共団体金融機構向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- k 項番9「我が国の政府関係機関向け」の項には、自己資本比率告示第六十一条第一項各号又は持株自己資本比率告示第三十九条第一項各号に掲げる法人向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。
- l 項番10「地方三公社向け」の項には、土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。
- m 項番11「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」の項には、金融機関（自己資本比率告示第一条第七号ロ又は持株自己資本比率告示第一条第七号ロに掲げる者を除く。）、外国銀行、銀行持株会社及び銀行持株会社に準ずる外国の会社並びに第一種金融商品取引業者向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。
- n 項番12「法人等向け」の項には、自己資本比率告示第六十五条第一項又は持株自己資本比率告示第四十三条第一項に規定する法人等向けエクスポージャーに係る額を記載すること。ただし、項番13に該当するものは含めないものとする。
- o 項番13「中小企業等向け及び個人向け」の項には、信用リスク削減手法の効果を勘案する前において、75パーセントのリスク・ウェイトが適用される中小企業等（自己資本比率告示第六十八条第三項各号又は持株自己資本比率告示第四十六条第三項各号に掲げるものをいう。）向けエクスポージャー及び個人向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- p 項番14「抵当権付住宅ローン」の項には、抵当権付住宅ローンに係る額を記載すること。

- q 項番 15「不動産取得等事業向け」の項には、不動産の取得又は運用を目的とした事業に対する法人等向けエクスポージャー、中小企業等向けエクスポージャー又は個人向けエクスポージャーであって、返済が専ら当該不動産からの賃料その他の収入に依存しているものに係る額を記載すること。また、項番 15 に計上するものは、他の項に重複して計上しないこと。
- r 項番16「三月以上延滞等（抵当権付住宅ローンを除く。）」の項には、三月以上延滞エクスポージャーに係る額を記載すること。また、項番16に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- s 項番 17「抵当権付住宅ローンに係る三月以上延滞」の項には、抵当権付住宅ローンに該当するエクスポージャーのうち三月以上延滞エクスポージャーであるものに係る額を記載すること。また、項番 17 に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- t 項番 18「取立未済手形」の項には、取立未済手形に係る額を記載すること。また、項番 18 に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- u 項番 19「信用保証協会等による保証付」の項には、信用保証協会等により保証されたエクスポージャーに係る額を記載すること。また、項番 19 に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- v 項番 20「株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付」の項には、株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構により保証されたエクスポージャーに係る額を記載すること。また、項番 20 に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- w 項番 21「出資等（重要な出資を除く。）」の項には、自己資本比率告示第七十六条の規定又は持株自己資本比率告示第五十四条の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される出資等のエクスポージャーに係る額を記載すること。
- x 項番 22「合計」の項ル欄の額は、第五面の項番 22「合計」の項ハ欄及びニ欄の合計額と一致する。
- y この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- z この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(単位：百万円)

CR 5a：標準的手法-資産クラス及びリスク・ウェイト別の信用リスク・エクスポージャー									
項番	リスク・ウェイト 資産クラス	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）							
		0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計	
1 a	日本国政府及び日本銀行向け								
1 b	外国の中央政府及び中央銀行向け								
1 c	国際決済銀行等向け								
2 a		0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計
	我が国の地方公共団体向け								
	2 b	外国の中央政府等以外の公共部門向け							
	2 c	地方公共団体金融機構向け							
	2 d	我が国の政府関係機関向け							
	2 e	地方三公社向け							
3		0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計
	国際開発銀行向け								
4		20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他
	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け								
	うち、第一種金融商品取引業者及び保険								

	会社向け										
5		10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計	
	カバード・ボンド										
6		20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計
	法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）										
	うち、特定貸付債権向け										
7 a		100%	150%	250%	400%	その他	合計				
	劣後債権及びその他資本性証券等										
7 b	株式等										
8		45%	75%	100%	その他	合計					
	中堅中小企業等向け及び個人向け										
9 a		20%	25%	30%	40%	50%	70%	75%	その他	合計	
	不動産関連向け うち、自己居住用不動産等向け										
		20%	31.25%	37.5%	50%	62.5%			その他	合計	
	うち、抵当権が第二順位で適格要件をみたすもの										

9 b		30%	35%	45%	60%	75%	105%	150%	その他	合計
	不動産関連向け うち、賃貸用不動産向け									
	うち、抵当権が第二順位で適格要件をみたすもの	30%	43.75%	56.25%	75%	93.75%			その他	合計
9 c		70%	90%	110%	150%			その他	合計	
	不動産関連向け うち、事業用不動産関連									
	うち、抵当権が第二順位で適格要件をみたすもの	70%	112.5%					その他	合計	
9 d		60%		その他		合計				
	不動産関連向け うち、その他不動産関連	60%		その他		合計				
	うち、抵当権が第二順位で適格要件をみたすもの									
9 e		100%		150%		その他		合計		
	不動産関連向け うち、ADC向け									
10 a		50%	100%	150%	その他	合計				
	延滞等（自己居住用不動産等向けエクスポ									

	一ジャーを除く。)					
10b	自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞					
		0%	10%	20%	その他	合計
11a	現金					
11b	取立未済手形					
	信用保証協会等による保証付					
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付					

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十六条の五の規定又は持株自己資本比率告示第五十四条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a この面には、自己資本比率告示第六章又は持株自己資本比率告示第四章に定める信用リスクの標準的手法の計算対象となる資産（オフ・バランス取引も含む。）であって、CCF（自己資本比率告示又は持株自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。）の適用後かつ信用リスク削減手法（自己資本比率告示第八十条第一項又は持株自己資本比率告示第五十八条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。）の効果の勘案後のエクスポージャーの額を記載すること。

b 内部格付手法採用行は、自己資本比率告示第百四十六条若しくは第百四十八条の規定又は持株自己資本比率告示第二百二十四条若しくは第二百二十六条の規定により標準的手法を適用する事業単位又は資産区分がある場合及び株式等エクスポージャー（令和四年自己資本比率告示改正告示附則第十一条第二項及び第三項の規定により令和四年改正前自己資本比率告示第百六十六条第一項各号又は令和四年持株自己資本比率告示改正告示附則第十一条第二項及び第三項の規定により令和四年改正前持株自己資本比率告示第百四十四条第一項各号に掲げる方式により算出されるリスク・ウェイトを用いる株式等エクスポージャーを除く。以下この面において同じ。）を保有する場合には、当該事業単位又は資産区分及び当該株式等エクスポージャーに係る計数を記載すること（項については統合して

開示することができるが、異なる資産区分は各別に記載すること。また、項番については変更しないこと。)。ただし、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる場合には、項番7b「株式等」の項を除き、記載を省略することができる。この場合において、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる理由を、当該事業単位又は資産区分に係るエクスポージャーの内容の説明及び当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の合計額と併せて記載すること。

- c 項番1a「日本国政府及び日本銀行向け」の項には、日本国政府及び日本銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- d 項番1b「外国の中央政府及び中央銀行向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- e 項番1c「国際決済銀行等向け」の項には、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州連合、欧州安定メカニズム及び欧州金融安定ファシリティ向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- f 項番2a「我が国の地方公共団体向け」の項には、我が国の地方公共団体向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。
- g 項番2b「外国の中央政府等以外の公共部門向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門（当該国による公共部門の定義によるものとする。）向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。
- h 項番2c「地方公共団体金融機構向け」の項には、地方公共団体金融機構向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- i 項番2d「我が国の政府関係機関向け」の項には、自己資本比率告示第六十一条第一項各号又は持株自己資本比率告示第三十九条第一項各号に掲げる法人向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。
- j 項番2e「地方三公社向け」の項には、土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。
- k 項番3「国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行を含む。）向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- l 項番4「金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け」の項には、金融機関向けエクスポージャー（自己資本比率告示第六十三条又は持株自己資本比率告示第四十一条に規定する金融機関向けエクスポージャーをいう。）、第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー（自己資本比率告示第六十四条又は持株自己資本比率告示第四十二条に規定する第一種金融商品取引業者向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）並びに保険会社向けエクスポージャー（自己資本比率告示第六十四条の二又は持株自己資本比率告示第四十二条の二に規定する保険会社向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）

に係る額を記載すること。

m 「金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向けのうち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け」の項には、第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー及び保険会社向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

n 項番5「カバード・ボンド向け」の項には、自己資本比率告示第六十三条の二第一項又は持株自己資本比率告示第四十一条の二第一項に規定するカバード・ボンド向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

o 項番6「法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）」の項には、自己資本比率告示第六十五条第一項又は持株自己資本比率告示第四十三条第一項に規定する法人等向けエクスポージャー（自己資本比率告示第六十五条第三項又は持株自己資本比率告示第四十三条第三項の規定により85パーセントのリスク・ウェイトが適用される中堅中小企業等（自己資本比率告示第六十五条第四項又は持株自己資本比率告示第四十三条第四項に規定する中堅中小企業等をいう。以下この面において同じ。）向けエクスポージャー及び特定貸付債権向けエクスポージャー（自己資本比率告示第六十五条の二第一項又は持株自己資本比率告示第四十三条の二第一項に規定する特定貸付債権向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）を含む。）に係る額を記載すること。ただし、項番8に該当するものは含めないものとする。

p 「法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）のうち、特定貸付債権向け」の項には、特定貸付債権向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

q 項番7a「劣後債権及びその他資本性証券等」の項には、自己資本比率告示第七十条の六の規定又は持株自己資本比率告示第四十八条の六の規定により150パーセントのリスク・ウェイトが適用される劣後債権及びその他資本性証券並びに自己資本比率告示第七十六条の四の二第三項の規定又は持株自己資本比率告示第五十四条の四の二第三項の規定により150パーセントのリスク・ウェイトが適用されるその他外部T L A C関連調達手段に係るエクスポージャーに係る額を記載すること。ただし、令和四年自己資本比率告示改正告示附則第十条又は令和四年持株自己資本比率告示改正告示附則第十条の規定により、劣後債権及びその他資本性証券に150パーセント以外のリスク・ウェイトを適用する場合は、実際に適用されるリスク・ウェイトの欄を追加し、当該欄に当該劣後債権及びその他資本性証券に係る額を記載すること。

r 項番7b「株式等」の項には、自己資本比率告示第七十六条第一項の規定又は持株自己資本比率告示第五十四条第一項の規定により250パーセント又は400パーセントのリスク・ウェイトが適用される株式及び株式と同等の性質を有するもの（自己資本比率告示第七十六条第三項の規定又は持株自己資本比率告示第五十四条第三項に掲げるものをいう。）及び株式等エクスポージャーに係る額を記載すること。ただし、令和四年自己資本比率告示改正告示附則第十一条第一項各号（同条第四項において準用する場合を含む。）又は令和四年持株自己資本比率告示改正告示附則第十一条第一項各号（同条第四項において準用する場合を含む。）に定めるリスク・ウェイトを用いる場合は、投機的な非上場株式に対する投資であれば400%の欄に、それ以外の投資であれば250%の欄に、それぞれに係る額

を記載すること。この場合において、リスク・ウェイトの欄のリスク・ウェイトを実際に適用されるリスク・ウェイトに修正すること。

s 項番8「中堅中小企業等向け及び個人向け」の項には、個人向けエクスポージャー及び中堅中小企業等向けエクスポージャー（自己資本比率告示第六十七条第一項及び第三項の規定又は持株自己資本比率告示第四十五条第一項及び第三項の規定により75パーセント又は45パーセントのリスク・ウェイトが適用されるものに限る。）に係る額を記載すること。

t 項番9a「不動産関連向けのうち、自己居住用不動産等向け」の項には、自己居住用不動産等向けエクスポージャー（自己資本比率告示第六十八条第一項又は持株自己資本比率告示第四十六条第一項に規定する自己居住用不動産等向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番9aに計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

u 「不動産関連向けのうち、自己居住用不動産等向けのうち、抵当権が第二順位で適格要件をみたすもの」の項には、自己資本比率告示第六十八条第三項又は持株自己資本比率告示第四十六条第三項に規定する適格要件の全てを満たし、かつ、抵当権が第二順位である自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

v 項番9b「不動産関連向けのうち、賃貸用不動産向け」の項には、賃貸用不動産向けエクスポージャー（自己資本比率告示第六十九条第一項又は持株自己資本比率告示第四十七条第一項に規定する賃貸用不動産向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番9bに計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

w 「不動産関連向けのうち、賃貸用不動産向けのうち、抵当権が第二順位で適格要件をみたすもの」の項には、自己資本比率告示第六十九条第三項又は持株自己資本比率告示第四十七条第三項に規定する適格要件の全てを満たし、かつ、抵当権が第二順位である賃貸用不動産向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

x 項番9c「不動産関連向けのうち、事業用不動産関連」の項には、事業用不動産関連エクスポージャー（自己資本比率告示第七十条第一項又は持株自己資本比率告示第四十八条第一項に規定する事業用不動産関連エクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番9cに計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

y 「不動産関連向けのうち、事業用不動産関連のうち、抵当権が第二順位で適格要件をみたすもの」の項には、自己資本比率告示第七十条第三項において準用する第六十九条第三項又は持株自己資本比率告示第四十八条第三項において準用する持株自己資本比率告示第四十七条第三項に規定する適格要件の全てを満たし、かつ、抵当権が第二順位である事業用不動産関連エクスポージャーに係る額を記載すること。

z 項番9d「不動産関連向けのうち、その他不動産関連」の項には、その他不動産関連エクスポージャー（自己資本比率告示第七十条の二第一項又は持株自己資本

比率告示第四十八条の二第一項に規定するその他不動産関連エクスポージャーをいう。以下この面において同じ。)に係る額を記載すること。また、項番9dに計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

aa 「不動産関連向けのうち、その他不動産関連のうち、抵当権が第二順位で適格要件をみたすもの」の項には、抵当権が第二順位であるその他不動産関連エクスポージャーに係る額を記載すること。

bb 項番9e「不動産関連向けのうち、ADC向け」の項には、ADC向けエクスポージャー（自己資本比率告示第七十条の三第一項又は持株自己資本比率告示第四十八条の三第一項に規定するその他不動産関連エクスポージャーをいう。）に係る額を記載すること。また、項番9eに計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

cc 項番10a「延滞等（自己居住用不動産等向けエクスポージャーを除く。）」の項には、延滞エクスポージャー（自己資本比率告示第七十一条又は持株自己資本比率告示第四十九条に規定する延滞エクスポージャーをいう。ただし、自己資本比率告示第七十一条第五項又は持株自己資本比率告示第四十九条第五項により金融再生法施行規則第四条第四項に規定する三月以上延滞債権に該当する事由が生じた場合に係る基準として、三月以上に代えて九十日超を用いている場合にあっては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞していることを同項に規定する要管理債権に該当するものと査定する事由としたエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。)に係る額を記載すること。また、項番10aに計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

dd 項番10b「自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞」の項には、自己居住用不動産等向けエクスポージャーのうち延滞エクスポージャーであるものに係る額を記載すること。また、項番10bに計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

ee 項番11a「現金」の項には、現金（外国通貨及び金を含む。）に係る額を記載すること。

ff 項番11b「取立未済手形」の項には、取立未済手形に係る額を記載すること。また、項番11bに計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

gg 「信用保証協会等による保証付」の項には、信用保証協会等により保証されたエクスポージャーに係る額を記載すること。また、同項に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

hh 「株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付」の項には、株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構により保証されたエクスポージャーに係る額を記載すること。また、同項に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

ii この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

jj この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

CR 5b：標準的手法-リスク・ウェイト区分別の信用リスク・エクスポージャーとCCF					
項番	リスク・ウェイト	イ	ロ	ハ	ニ
		オン・バランスシートのエクスポージャーの額	オフ・バランスシートのエクスポージャーの額	CCFの加重平均値	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）
1	40%未満				
2	40%—70%				
3	75%				
	80%				
4	85%				
5	90%—100%				
6	105%—130%				
7	150%				
8	250%				
9	400%				
10	1250%				
11	合計				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十六条の五の規定又は持株自己資本比率告示第五十四条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a イ欄、ロ欄及びニ欄には、標準的手法において認識されるエクスポージャーの額（自己資本比率告示又は持株自己資本比率告示に基づき信用リスク・アセット

の額の算出に用いられている引当金（一般貸倒引当金を除く。）の控除後かつ部分直接償却後の額）を記載すること。

- b イ欄には、信用リスク削減手法（自己資本比率告示第八十条第一項又は持株自己資本比率告示第五十八条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果を勘案する前の、オン・バランスシートのエクスポーザー（オフ・バランス取引を除く自己資本比率告示第六章又は持株自己資本比率告示第四章に規定する信用リスクの標準的手法の計算対象となる資産のエクスポーザーをいう。以下この面において同じ。）の額を記載すること。
- c ロ欄には、CCF（自己資本比率告示又は持株自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。以下この面において同じ。）を適用する前の、オフ・バランス取引のエクスポーザーの額（CCFを適用する対象となる信用供与枠の未引出額又はその他のオフ・バランス取引に係る想定元本額をいう。以下この面において同じ。）を記載すること。また、当該額は信用リスク削減手法の効果を勘案する前の額とすること。
- d ハ欄には、CCFを適用し、信用リスク削減手法の効果を勘案する前の、オフ・バランス取引のエクスポーザーの額をロ欄の額で除して得た比率を記載すること。
- e ニ欄には、信用リスク削減手法の効果を勘案した後のオン・バランスシートのエクスポーザーの額及びCCFを適用し、かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した後の、オフ・バランス取引のエクスポーザーの額の合計額を記載すること。
- f 内部格付手法採用行は、自己資本比率告示第百四十六条若しくは第百四十八条の規定又は持株自己資本比率告示第二百四条若しくは第二百六条の規定により標準的手法を適用する事業単位又は資産区分がある場合及び株式等エクスポーザー（令和四年自己資本比率告示改正告示附則第十一条第二項及び第三項の規定により令和四年改正前自己資本比率告示第百六十六条第一項各号又は令和四年持株自己資本比率告示改正告示附則第十一条第二項及び第三項の規定により令和四年改正前持株自己資本比率告示第百四十四条第一項各号に掲げる方式により算出されるリスク・ウェイトを用いる株式等エクスポーザーを除く。以下この面において同じ。）を保有する場合には、当該事業単位又は資産区分及び当該株式等エクスポーザーに係る計数を記載すること。ただし、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる場合には、当該株式等エクスポーザーに係る係数を除き、記載を省略することができる。この場合において、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる理由を、当該事業単位又は資産区分に係るエクスポーザーの内容の説明及び当該エクスポーザーの信用リスク・アセットの額の合計額と併せて記載すること。
- g 項番1「40%未満」の項には、40パーセント未満のリスク・ウェイトが適用されるエクスポーザーに係る額を記載すること。
- h 項番2「40%—70%」の項には、40パーセント以上70パーセント以下のリスク・ウェイトが適用されるエクスポーザーに係る額を記載すること。
- i 項番3「75%」の項には、75パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポーザーに係る額を記載すること。

- j 「80%」の項には、80パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を記載すること。
- k 項番4「85%」の項には、85パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を記載すること。
- l 項番5「90%—100%」の項には、90パーセント以上100パーセント以下のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を記載すること。
- m 項番6「105%—130%」の項には、105パーセント以上130パーセント以下のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を記載すること。
- n 項番7「150%」の項には、150パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を記載すること。
- o 項番8「250%」の項には、投機的な非上場株式会社に対する投資（自己資本比率告示第七十六条第一項第一号又は持株自己資本比率告示第五十四条第一項第一号に掲げる投機的な非上場株式会社に対する投資をいう。以下この面において同じ。）に該当しない投資に係る株式及び株式と同等の性質を有するもの（自己資本比率告示第七十六条第二項各号又は持株自己資本比率告示第五十四条第二項各号に掲げるものをいう。以下この面において同じ。）並びに株式等エクスポージャーに係る額を記載すること。ただし、令和四年自己資本比率告示改正告示附則第十一条第一項第一号（同条第四項において準用する場合を含む。）又は令和四年持株自己資本比率告示改正告示附則第十一条第一項第一号（同条第四項において準用する場合を含む。）に定めるリスク・ウェイトを用いる場合は、リスク・ウェイトの欄のリスク・ウェイトを実際に適用されるリスク・ウェイトに修正すること。
- p 項番9「400%」の項には、投機的な非上場株式会社に対する投資に係る株式及び株式と同等の性質を有するもの並びに株式等エクスポージャーに係る額を記載すること。ただし、令和四年自己資本比率告示改正告示附則第十一条第一項第二号（同条第四項において準用する場合を含む。）又は令和四年持株自己資本比率告示改正告示附則第十一条第一項第二号（同条第四項において準用する場合を含む。）に定めるリスク・ウェイトを用いる場合は、リスク・ウェイトの欄のリスク・ウェイトを実際に適用されるリスク・ウェイトに修正すること。
- q 項番10「1250%」の項には、1,250パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を記載すること。
- r 項番11「合計」の項ニ欄の額は、第五面の項番12「合計」の項ハ欄及びニ欄の合計額と一致する。
- s この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「—」を記載すること。
- t この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(単位：百万円、%)

CR10：内部格付手法—特定貸付債権（スロットティング・クライテリア方式）と株式等エクスポージャー（マーケット・ベース方式等）											
イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル	ヲ
特定貸付債権（スロットティング・クライテリア方式）											
ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）以外											
規制上の区分	残存期間	オン・バ ランスシ ートの額	オフ・バ ランスシ ートの額	リスク・ ウェイト	エクスポージャーの額（EAD）					信用リス ク・アセ ットの額	期待損失
					PF	OF	CF	IPRE	合計		
優（Strong）	2.5年未満			50%							
	2.5年以上			70%							
良（Good）	2.5年未満			70%							
	2.5年以上			90%							
可（Satisfactory）				115%							
弱い（Weak）				250%							
デフォルト（Default）				—							
合計				—							
ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）											
規制上の区分	残存期間	オン・バ ランスシ ートの額	オフ・バ ランスシ ートの額	リスク・ ウェイト	エクスポ ージャー の額（E AD）					信用リス ク・アセ ットの額	期待損失
優（Strong）	2.5年未満			70%							
	2.5年以上			95%							

良 (Good)	2.5 年未満			95%				
	2.5 年以上			120%				
可 (Satisfactory)				140%				
弱い (Weak)				250%				
デフォルト (Default)				—				
合計				—				
株式等エクスポージャー (マーケット・ベース方式等)								
マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー								
カテゴリー	オン・バ ランスシ ートの額	オフ・バ ランスシ ートの額	リスク・ ウェイト		エクスポ ージャー の額 (E AD)	信用リス ク・アセ ットの額		
簡易手法—上場株式			300%					
簡易手法—非上場株式			400%					
内部モデル手法								
合計			—					
100%のリスク・ウェイトが適用される株式等エクスポージャー								
自己資本比率告示第百六十六条第一項 ただし書又は持株自己資本比率告示第 百四十四条第一項ただし書の定めると ころにより 100%のリスク・ウェイトが 適用される株式等エクスポージャー			100%					

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百六十七条の規定又は

持株自己資本比率告示第百四十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。)に係る信用リスクは対象外とする。

- a この面においては、自己資本比率規制上の連結の範囲に含まれ、かつ内部格付手法において認識される(1)特定貸付債権(スロットティング・クライテリア方式を使用する資産に限る。)及び(2)株式等エクスポージャー(マーケット・ベース方式を使用する株式等エクスポージャー及び自己資本比率告示第百六十六条第一項ただし書の規定又は持株自己資本比率告示第百四十四条第一項ただし書の規定により100パーセントのリスク・ウェイトが適用される株式等エクスポージャーに限る。)に係る計数を記載すること。
- b ハ欄には、引当金(一般貸倒引当金を除く。)の控除後かつ自己資本比率告示又は持株自己資本比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられている償却額の償却後のオン・バランス資産項目のエクスポージャーの額を記載すること。
- c ニ欄には、CCF(自己資本比率告示又は持株自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス資産項目に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。以下この面において同じ。)を適用する前のオフ・バランス資産項目のエクスポージャーの額(CCFを適用する対象となる信用供与枠の未引出額又はその他のオフ・バランス資産項目に係る想定元本額)を記載すること。また、当該額は信用リスク削減手法(自己資本比率告示第八十条第一項又は持株自己資本比率告示第五十八条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。)の効果を勘案する前の額とすること。
- d ホ欄のうち、「マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー」の「内部モデル手法」の項においては、リスク・ウェイトをCCF適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した後のEADにより加重平均した値を記載すること。
- e ヘ欄からヌ欄までには、CCF適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案後のエクスポージャーの額(EAD)を記載すること。ヘ欄にはプロジェクト・ファイナンス、ト欄にはオブジェクト・ファイナンス、チ欄にはコモディティ・ファイナンス、リ欄には事業用不動産向け貸付けに係る額をそれぞれ記載すること。
- f 「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け(HVCRE)以外」の「合計」の項ル欄の額及び「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け(HVCRE)」の「合計」の項ル欄の額並びに第七面の「合計(全てのポートフォリオ)」の項リ欄の額の合計額は、第一面の項番3「信用リスク うち、内部格付手法適用分」の項イ欄の額と一致する。
- g 「マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー」の「合計」の項ル欄の額及び「100%のリスク・ウェイトが適用される株式等エクスポージャー」の項ル欄の額の合計額は、第一面の項番7「マーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー」の項イ欄の額と一致する。
- h この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず、「-」を記載すること。
- i この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- j この面に記載する比率は、小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
- k この面は、自金融機関が標準的手法採用行である場合には、作成することを要しない。

(単位：百万円、%)

CR10：内部格付手法—特定貸付債権（スロットティング・クライテリア方式）											
イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル	ヲ
特定貸付債権（スロットティング・クライテリア方式）											
ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）以外											
規制上の区分	残存期間	オン・バランスシート の額	オフ・バランスシート の額	リスク・ウェイト	エクスポージャーの額（EAD）					信用リスク・アセットの額	期待損失
					PF	OF	CF	IPRE	合計		
優（Strong）	2.5年未満			50%							
	2.5年以上			70%							
良（Good）	2.5年未満			70%							
	2.5年以上			90%							
可（Satisfactory）				115%							
弱い（Weak）				250%							
デフォルト（Default）				—							
合計				—							
ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）											
規制上の区分	残存期間	オン・バランスシート の額	オフ・バランスシート の額	リスク・ウェイト	エクスポージャーの額（EAD）					信用リスク・アセットの額	期待損失
優（Strong）	2.5年未満			70%							
	2.5年以上			95%							

良 (Good)	2.5 年未満			95%			
	2.5 年以上			120%			
可 (Satisfactory)				140%			
弱い (Weak)				250%			
デフォルト (Default)				—			
合計				—			

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百六十七条の規定又は持株自己資本比率告示第百四十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

- a この面においては、自己資本比率規制上の連結の範囲に含まれ、かつ内部格付手法において認識される特定貸付債権（スロットティング・クライテリア方式を使用する資産に限る。）に係る計数を記載すること。
- b ヘ欄には、引当金（一般貸倒引当金を除く。）の控除後かつ自己資本比率告示又は持株自己資本比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられている償却額の償却後のオン・バランス資産項目のエクスポージャーの額を記載すること。
- c ニ欄には、CCF（自己資本比率告示又は持株自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス資産項目に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。以下この面において同じ。）を適用する前のオフ・バランス資産項目のエクスポージャーの額（CCFを適用する対象となる信用供与枠の未引出額又はその他のオフ・バランス資産項目に係る想定元本額）を記載すること。また、当該額は信用リスク削減手法（自己資本比率告示第八十条第一項又は持株自己資本比率告示第五十八条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果を勘案する前の額とすること。
- d ヘ欄からヌ欄までには、CCF適用後かつ信用リスク削減手法の効果の勘案後のエクスポージャーの額（EAD）を記載すること。ヘ欄にはプロジェクト・ファイナンス、ト欄にはオブジェクト・ファイナンス、チ欄にはコモディティ・ファイナンス、リ欄には事業用不動産向け貸付けに係る額をそれぞれ記載すること。
- e 「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）以外」の「合計」の項ル欄の額及び「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）」の「合計」の項ル欄の額の合計額は、第一面の項番4「信用リスクのうち、スロットティング・クライテリア適用分」の項イ欄の額と一致する。

- f この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- g この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- h この面に記載する比率は、小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
- i この面は、自金融機関が標準的手法採用行である場合には、作成することを要しない。

(単位：百万円)

CCR 2 : CVAリスクに対する資本賦課			
項番		イ	ロ
		信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー	リスク・アセットの額 (CVAリスク相当額を8%で除して得た額)
1	先進的リスク測定方式の対象となる ポートフォリオの合計		
2	(i) CVAバリュー・アット・リスクの額 (乗数適用後)		
3	(ii) CVAストレス・バリュー・アット・リスクの額 (乗数適用後)		
4	標準的リスク測定方式の対象となる ポートフォリオの合計		
5	CVAリスク相当額の対象となる ポートフォリオの合計		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「先進的リスク測定方式の対象となるポートフォリオの合計」の項には、自己資本比率告示第二百七十条の四第一項又は持株自己資本比率告示第二百四十八条の四第一項のCVAリスク相当額を算出するに当たり先進的リスク測定方式を用いるポートフォリオの合計額に係る計数を記載すること。ただし、イ欄には、自己資本比率告示第七十九条の三又は持株自己資本比率告示第五十七条の三に規定する期待エクスポージャー方式を用いて算出した与信相当額の合計額を記載すること。
- b 項番2「(i) CVAバリュー・アット・リスクの額 (乗数適用後)」の項には、自己資本比率告示第二百七十条の四第一項第一号又は持株自己資本比率告示第二百四十八条の四第一項第一号に規定するCVAバリュー・アット・リスクに3を乗じ8パーセントで除して得た額を記載すること。
- c 項番3「(ii) CVAストレス・バリュー・アット・リスクの額 (乗数適用後)」の項には、自己資本比率告示第二百七十条の四第一項第二号又は持株自己資本比率告示第二百四十八条の四第一項第二号に規定するCVAストレス・バリュー・アット・リスクに3を乗じ8パーセントで除して得た額を記載すること。
- d 項番4「標準的リスク測定方式の対象となるポートフォリオの合計」の項には、自己資本比率告示第二百七十条の三又は持株自己資本比率告示第二百四十八条の三のCVAリスク相当額を算出するに当たり標準的リスク測定方式を用いるポートフォリオの合計額に係る計数を記載すること。ただし、イ欄には、自己資本比率告示第二百七十条の三第一項又は持株自己資本比率告示第二百四十八条の三第一項の算式中の与信相当額(EAD)の合計額を記載すること。
- e 項番5「CVAリスク相当額の対象となるポートフォリオの合計」の項には、項番1の項に記載された額及び項番4の項に記載された額の合計額を記載すること。

- f ロ欄には、各計測手法に基づき算出されたCVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- g 項番5「CVAリスク相当額の対象となるポートフォリオの合計」の項ロ欄の額、第十面の項番6「合計」の項ヘ欄の額並びに第十六面の項番1「適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項ロ欄の額及び項番11「非適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項ロ欄の額の合計額は、第一面の項番4「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額と一致する。
- h この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- i この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(単位：百万円)

CVA1：限定的なBA-CVA			
項番		イ	ロ
		構成要素の額	BA-CVAによるリスク・アセットの額（CVAリスク相当額を8%で除して得た額）
1	CVAリスクのうち取引先共通の要素		
2	CVAリスクのうち取引先固有の要素		
3	合計		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めのない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「CVAリスクのうち取引先共通の要素」の項には、自己資本比率告示第二百七十条の三の四又は持株自己資本比率告示第二百四十八条の三の四に定める限定的なBA-CVAによりCVAリスク相当額を算出する場合における $K_{reduced}$ の算式において、 ρ を一と仮定した場合に算出される $K_{reduced}$ の値を記載する。
- b 項番2「CVAリスクのうち取引先固有の要素」の項には、自己資本比率告示第二百七十条の三の四又は持株自己資本比率告示第二百四十八条の三の四に定める限定的なBA-CVAによりCVAリスク相当額を算出する場合における $K_{reduced}$ の算式において、 ρ を零と仮定した場合に算出される $K_{reduced}$ の値を記載する。
- c 項番3「合計額」の項には、限定的なBA-CVAによるCVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- d 項番3「合計額」の額は、全てのCVAカバー取引について限定的なBA-CVAを用いて算出する場合においては第一面の項番10「CVAリスク」の項イ欄の額と一致する。
- e この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「-」を記載すること。
- f この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。
- g この面は、自金融機関が限定的なBA-CVAを用いてCVAリスク相当額の全て又は一部を算出する場合において作成することを要する。

(単位：百万円)

CVA2：完全なBA-CVA		
項番		イ
		リスク・アセットの額（CVAリスク相当額を8%で除して得た額）
1	K Reduced	
2	K Hedged	
3	合計	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「K Reduced」の項には、自己資本比率告示第二百七十条の三の三又は持株自己資本比率告示第二百四十八条の三の三に定める K_{reduced} の値に割引係数 ($DS_{\text{BA-CVA}}$) 0.65 を乗じて得た額に8パーセントで除して得た額を記載すること。
- b 項番2「K Hedged」の項には、自己資本比率告示第二百七十条の三の三又は持株自己資本比率告示第二百四十八条の三の三に定める K_{hedged} の値に割引係数 ($DS_{\text{BA-CVA}}$) 0.65 を乗じて得た額に8パーセントで除して得た額を記載すること。
- c 項番3「合計」の項には、完全なBA-CVAにより算出したCVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- d 項番3「合計」の額は、全てのCVAカバー取引について完全なBA-CVAを用いて算出する場合においては、第一面の項番10「CVAリスク」の項イ欄の額と一致する。
- e この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「-」を記載すること。
- f この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。
- g この面は、自金融機関が完全なBA-CVAを用いてCVAリスク相当額の全て又は一部を算出する場合において作成することを要する。

(単位：百万円、先数)

CVA3：SA-CVAのリスク・アセットの額と取引相手方の先数			
項番		イ	ロ
		リスク・アセットの額（CVAリスク相当額を8%で除して得た額）	取引相手方の先数
1	金利リスク		
2	外国為替リスク		
3	参照先のクレジット・スプレッド・リスク		
4	株式リスク		
5	コモディティ・リスク		
6	取引相手方のクレジット・スプレッド・リスク		
7	合計		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1から項番6までの項イ欄の額のリスク・アセットの額には、自己資本比率告示第二百七十条の四の七又は持株自己資本比率告示第二百四十八条の四の七に定めるリスククラスごとのSA-CVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- b 項番7「合計」の項イ欄の額のリスク・アセットの額には、自己資本比率告示第二百七十条の四の七又は持株自己資本比率告示第二百四十八条の四の七に定めるSA-CVAにより算出したCVAリスク相当額を8パーセントで除した得た額を記載すること。
- c 項番7「合計」の項イ欄の額は、全てのCVAカバー取引についてSA-CVAを用いて算出する場合においては、第一面の項番10「CVAリスク」の項イ欄の額と一致する。
- d 項番7「合計」の項ロ欄の額には、SA-CVAによるCVAリスク相当額の算出対象となる取引相手方の先数を記載すること。
- e この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「-」を記載すること。
- f この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。
- g この面は、自金融機関がSA-CVAを用いてCVAリスク相当額の全て又は一部を算出する場合において作成することを要する。

(単位：百万円)

CVA4：CVAリスク・エクスポージャーのリスク・アセットの変動表		
項番		リスク・アセットの額（CVAリスク相当額を8％で除して得た額）
1	前期末	
2	当中間期末	
	変動事由の説明	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めのない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「前期末」の項には、前期末における自己資本比率告示第二百七十条の二の二の規定又は持株自己資本比率告示第二百四十八条の二の二の規定により算出したCVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- b 項番2「当中間期末」の項には、自己資本比率告示第二百七十条の二の二の規定又は持株自己資本比率告示第二百四十八条の二の二の規定により算出したCVAリスク相当額を8パーセントで除した得た額を記載すること。
- c 項番2「当中間期末」の額は、第一面の項番10「CVAリスク」の項イ欄の額と一致する。
- d この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。
- e 「変動事由の説明」の項には、当中間期におけるリスク・アセットの額の主な変動事由の説明を記載すること。この場合においては、定性的な情報（リスク・アセットの額の変動の要因となる事象を説明することを要し、リスク量の増減、計測手法の変更、事業等の買収又は売却等の事象、外貨換算の影響等を含む。）及び定量的な情報を含めること。なお、リスク・アセットの額の変動が軽微な場合は、当該欄は記載することを要しない。
- f 項番1「前期末」が令和四年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示又は令和四年持株自己資本比率告示改正告示による改正後の持株自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を開始する最初の基準日前となる場合は、当該欄は記載することを要しない。
- g この面は、自金融機関がSA-CVAを用いてCVAリスク相当額の全て又は一部を算出する場合において作成することを要する。

(単位：百万円)

MR 1：標準的方式によるマーケット・リスク相当額		
項番		リスク・アセット (リスク相当額を8%で除して得た額)
1	金利リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額	
2	株式リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額	
3	外国為替リスクの額	
4	コモディティ・リスクの額	
	オプション取引	
5	簡便法により算出した額	
6	デルタ・プラス法により算出した額	
7	シナリオ法により算出した額	
8	証券化エクスポージャーに係る個別リスクの額	
9	合計	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「金利リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額」の項には、自己資本比率告示第二百八十一条の規定又は持株自己資本比率告示第二百五十九条の規定により算出した金利リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額（自己資本比率告示第二百八十一条又は持株自己資本比率告示第二百五十九条に規定する債券等に係る個別リスクの額及び一般市場リスクの額の合計額）を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- b 項番2「株式リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額」の項には、自己資本比率告示第二百八十八条の規定又は持株自己資本比率告示第二百六十六条の規定により算出した株式リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額（自己資本比率告示第二百八十八条又は持株自己資本比率告示第二百六十六条に規定する株式等に係る個別リスクの額及び一般市場リスクの額の合計額）を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- c 項番3「外国為替リスクの額」の項には、自己資本比率告示第二百九十一条の規定又は持株自己資本比率告示第二百六十九条の規定により算出した外国為替リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- d 項番4「コモディティ・リスクの額」の項には、自己資本比率告示第二百九十三条の規定又は持株自己資本比率告示第二百七十一条の規定により算出したコモディティ・リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- e 項番5「オプション取引 簡便法により算出した額」の項には、自己資本比率告示第二百九十五条の規定又は持株自己資本比率告示第二百七十三条の規定により算出した簡便法を用いる場合のオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。

- f 項番6「オプション取引 デルタ・プラス法により算出した額」の項には、自己資本比率告示第二百九十六条の規定又は持株自己資本比率告示第二百七十四条の規定により算出したオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額（自己資本比率告示第二百九十六条第二号又は持株自己資本比率告示第二百七十四条第二号に規定するガンマ・リスク及び自己資本比率告示第二百九十六条第三号又は持株自己資本比率告示第二百七十四条第三号に規定するベガ・リスクに係るマーケット・リスク相当額の合計額）を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- g 項番7「オプション取引 シナリオ法により算出した額」の項には、自己資本比率告示第三百二条の規定又は持株自己資本比率告示第二百八十条の規定により算出したシナリオ法を用いる場合のオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- h 項番8「証券化エクスポージャーに係る個別リスクの額」の項には、自己資本比率告示第三百二条の二から第三百二条の五までの規定又は持株自己資本比率告示第二百八十条の二から第二百八十条の五までの規定により算出した証券化エクスポージャーの個別リスクの額、自己資本比率告示第三百二条の六の規定又は持株自己資本比率告示第二百八十条の六の規定により算出した特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る個別リスクの額及び自己資本比率告示第三百二条の九又は持株自己資本比率告示第二百八十条の九に規定する修正標準方式を用いて算出したコリレーション・トレーディングに係る個別リスクの額の合計額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- i 項番9「合計」の項には、項番1から項番8までの合計額を記載すること。
- j 項番9「合計」の額は、第一面の項番17「マーケット・リスクのうち、標準的方式適用分」の項イ欄の額と一致する。
- k この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- l この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(単位：百万円)

MR 1：標準的方式によるマーケット・リスク相当額		
項番		マーケット・リスク相当額
1	一般金利リスク	
2	株式リスク	
3	コモディティ・リスク	
4	外国為替リスク	
5	信用スプレッド・リスク（非証券化商品）	
6	信用スプレッド・リスク（証券化商品（非CTP））	
7	信用スプレッド・リスク（証券化商品（CTP））	
8	デフォルト・リスク（非証券化商品）	
9	デフォルト・リスク（証券化商品（非CTP））	
10	デフォルト・リスク（証券化商品（CTP））	
11	残余リスク・アドオン	
	その他	
12	合計	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番 1 から項番 7 までの項には、自己資本比率告示第二百八十条の二第一号又は持株自己資本比率告示第二百五十八条の二第一号に定めるリスク・クラスごとに標準的方式を用いて算出したマーケット・リスク相当額を記載すること。
- b 項番 8 から項番 10 までの項には、自己資本比率告示第二百八十八条第一項第一号又は持株自己資本比率告示第二百六十六条第一項第一号に定める商品ごとに標準的方式を用いて算出したマーケット・リスク相当額を記載すること。
- c 項番 11 の項には、自己資本比率告示第二百九十二条第一項又は持株自己資本比率告示第二百七十条第一項に規定する残余リスク・アドオンについて標準的方式を用いて算出したマーケット・リスク相当額を記載すること。
- d 「その他」の項には、項番 1 から項番 11 までのいずれにも該当しない場合において、マーケット・リスク相当額を算出するときに記載すること。
- e 項番 12 「合計」の項には、項番 1 の「一般金利リスク」の項の額から「その他」の項の額までの合計額を記載すること。
- f 項番 12 「合計」の額は、第一面の項番 21 「マーケット・リスク うち、標準的方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

- g この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「－」を記載すること。
- h この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。
- i この面は、自金融機関が標準的方式採用行の場合又は内部モデル方式採用行の場合にあつては、標準的方式を用いてマーケット・リスク相当額を算出しているトレーディング・デスクについて記載すること。

(単位：百万円)

MR 3 : 内部モデル方式の状況 (マーケット・リスク)	
項番	
	バリュー・アット・リスク (保有期間 10 営業日、片側信頼区間 99%)
1	最大値
2	平均値
3	最小値
4	期末
	ストレス・バリュー・アット・リスク (保有期間 10 営業日、片側信頼区間 99%)
5	最大値
6	平均値
7	最小値
8	期末
	追加的リスクの額 (片側信頼区間 99.9%)
9	最大値
10	平均値
11	最小値
12	期末
	包括的リスクの額 (片側信頼区間 99.9%)
13	最大値
14	平均値
15	最小値
16	期末
17	フロア (修正標準的方式)

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 「バリュー・アット・リスク (保有期間 10 営業日、片側信頼区間 99%)」の項番 1 から項番 4 までの項には、自己資本比率告示第二百七十六条第一項第一号イ又は持株自己資本比率告示第二百五十四条第一項第一号イに規定する期中における一般市場リスク及び個別リスクのバリュー・アット・リスクの額に係る計数を記載すること。
- b 「ストレス・バリュー・アット・リスク (保有期間 10 営業日、片側信頼区間 99%)」の項番 5 から項番 8 までの項には、自己資本比率告示第二百七十六条第一項第二号イ又は持株自己資本比率告示第二百五十四条第一項第二号イに規定する期中における一般市場リスク及び個別リスクのストレス・バリュー・アット・リスクの額に係る計数を記載すること。

- c 「追加的リスクの額（片側信頼区間 99.9%）」の項番 9 から項番 12 までの項には、自己資本比率告示第二百七十六条第二項第一号又は持株自己資本比率告示第二百五十四条第二項第一号に規定する期中における追加的リスクの額に係る計数を記載すること。
- d 「包括的リスクの額（片側信頼区間 99.9%）」の項番 13 から項番 17 までの項には、自己資本比率告示第三百二条の十一第一号又は持株自己資本比率告示第二百八十条の十一第一号に規定する期中におけるコリレーション・トレーディングの包括的リスクの額に係る計数を記載すること。ただし、項番 17 の「フロア（修正標準的方式）」の項には、自己資本比率告示第三百二条の十一第三号又は持株自己資本比率告示第二百八十条の十一第三号に掲げる額を記載すること。
- e この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- f この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- g この面は、自金融機関が標準的方式を採用した場合にあっては、作成することを要しない。

(単位：百万円、回数)

MR 2：内部モデル方式によるマーケット・リスク相当額に関する内訳								
項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト
		算出基準日を含む直近十二週間 (算出基準日を含む直近六十営業日) の値				バック・テスト テイングの超 過回数 (99.0%)	前中間期の算出基準日を含む直 近十二週間の値	
		当中間期末	平均値	最大値	最小値		前中間期末	平均値
1	制約がない期待ショート・フォール (IMCC (C))							
2	リスク・クラス	一般金利リスク						
3		株式リスク						
4		コモディティ・リスク						
5		外国為替リスク						
6		信用スプレッド・リスク						
7	制約がある期待ショート・フォール (IMCC (C _i))							
8	モデル化可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク (IMCC)							
9	モデル化不可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク (SES)							

10	デフォルト・リスクに係るマーケット・リスク (DRC)							
11	アンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクの資本サーチャージ							
12	グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクのマーケット・リスク (イ)							
13	内部モデルを使用しないトレーディング・デスクのマーケット・リスク (ロ)							
14	グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクについて、内部モデル方式により算出されたマーケット・リスクから標準的方式により算出されたマーケット・リスクを控除した額 (ハ)							
15	全てのトレーディング・デスクについて標準的方式を用いた場合のマーケット・リスク (SA _{all desk}) (ニ)							
16	マーケット・リスクの合計額 (AC R _{total}) min((イ) + (ロ) ; (ニ)) + max(0, (ハ))							

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 項番1「制約がない期待ショート・フォール (IMCC (C))」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の四の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十四条の四

の算式に定める全リスク・クラスを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額 (IMCC (C)) の値を記載すること。

b 項番2「一般金利リスク」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の四の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十四条の四の算式に定める一般金利リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額 (IMCC (C_i)) の値を記載すること。

c 項番3「株式リスク」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の四の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十四条の四の算式に定める株式リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額 (IMCC (C_i)) の値を記載すること。

d 項番4「コモディティ・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の四の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十四条の四の算式に定めるコモディティ・リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額 (IMCC (C_i)) の値を記載すること。

e 項番5「外国為替リスク」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の四の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十四条の四の算式に定める外国為替リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額 (IMCC (C_i)) の値を記載すること。

f 項番6「信用スプレッド・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の四の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十四条の四の算式に定める信用スプレッド・リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額 (IMCC (C_i)) の値を記載すること。

g 項番7「制約がある期待ショート・フォール (IMCC (C_i))」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の四の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十四条の四の算式に定める五つの各リスク・クラスを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォール (IMCC (C_i)) の値を記載すること。

h 項番8「モデル化可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク (IMCC)」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の四の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十四条の四の算式に定めるモデル化可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク相当額 (IMCC) の値を記載すること。

i 項番9「モデル化不可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク (SES)」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の五第二項の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十四条の五第二項の算式に定めるモデル化不可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク相当額を合計したもの (SES) の値を記載すること。

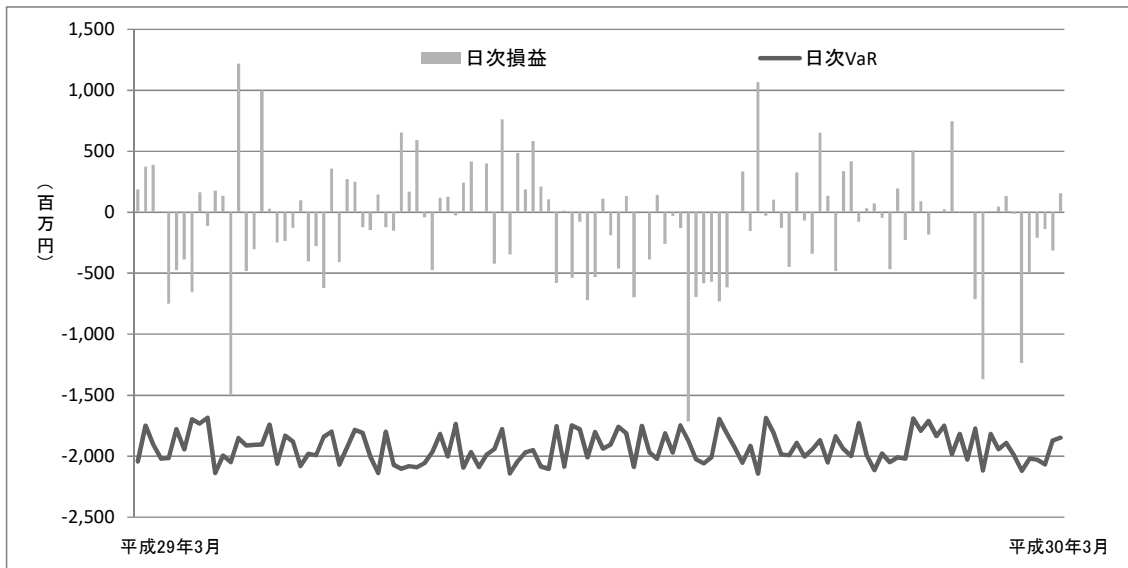
j 項番10「デフォルト・リスクに係るマーケット・リスク (DRC)」の項には、自己資本比率告示第二百七十七条又は持株自己資本比率告示第二百五十五条に定めるDRCモデルにより算出されたデフォルト・リスクに係るマーケット・リスク相当額 (DRC) の値を記載すること。

k 項番11「アンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクの資本サーチャージ」の項には、自己資本比率告示第二百七十九条又は持株自己資本比率告示第二百五十七条の算式に定める資本サーチャージの値を記載すること。

- l 項番 12「グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクのマーケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百七十九条又は持株自己資本比率告示第二百五十七条の算式に定める C_A 及び DRC の合計額 ($IMA_{G,A}$) に資本サーチャージを加算した値を記載すること。
- m 項番 13「内部モデルを使用しないトレーディング・デスクのマーケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百七十九条又は持株自己資本比率告示第二百五十七条の算式に定める内部モデル方式を使用しないトレーディング・デスクについて標準的方式を用いて算出したマーケット・リスク相当額 (C_u) の値を記載すること。
- n 項番 14「グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクについて、内部モデル方式により算出されたマーケット・リスクから標準的方式により算出されたマーケット・リスクを控除した額」の項には、 $IMA_{G,A}$ の値から自己資本比率告示第二百七十九条の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十七条の算式に定めるグリーン・ゾーン (G) 又はアンバー・ゾーン (A) に分類されたトレーディング・デスクについて標準的方式を用いて算出した場合のマーケット・リスク相当額 ($SA_{G,A}$) の値を控除した値を記載すること。
- o 項番 15「全てのトレーディング・デスクについて標準的方式を用いた場合のマーケット・リスク」には、自己資本比率告示第二百七十九条又は持株自己資本比率告示第二百五十七条の算式に定める全てのトレーディング・デスクについて標準的方式を用いて算出した場合のマーケット・リスク相当額 ($SA_{all\ desk}$) の値を記載すること。
- p 項番 16「マーケット・リスクの合計額」には、自己資本比率告示第二百七十九条又は持株自己資本比率告示第二百五十七条の算式に定める内部モデル方式及び標準的方式に基づくマーケット・リスク相当額 (ACR_{total}) の値を記載すること。
- q イ欄には、当中間期末の額を記載すること。
- r ロ欄には、当中間期の平均値を記載すること。
- s ハ欄には、当中間期の最大値を記載すること。
- t ニ欄には、当中間期の最小値を記載すること。
- u ホ欄には、自己資本比率告示第二百七十五条の二第二項又は持株自己資本比率告示第二百五十三条の二第二項に定める全社的なバック・テストの超過回数を記載すること。
- v ヘ欄には、前中間期末の額を記載すること。
- w ト欄には、前中間期の平均値を記載すること。
- x この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「-」を記載すること。

- y この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。
- z この面は、自金融機関が内部モデル方式を採用しない場合にあつては、作成することを要しない。

MR 4 : 内部モデル方式のバック・テストの結果



(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a この面においては、自己資本比率告示第二百七十四条第二項第二号又は持株自己資本比率告示第二百五十二条第二項第二号に定めるバック・テストの結果を図示すること（上記は凡例である。）。
- b 系列「日次 VaR」は、自己資本比率告示第二百七十七条第一項又は持株自己資本比率告示第二百五十五条第一項に規定する保有期間を一日としてリスク計測モデル（追加的リスク計測モデル及び自己資本比率告示第三百二条の十第三項第三号又は持株自己資本比率告示第二百八十条の十第三項第三号に規定する包括的リスク計測モデルを除く。）を使用して算出した日ごとのバリュエーション・アット・リスクの額をいう。
- c 系列「日次損益」は、自己資本比率告示第二百七十七条第一項又は持株自己資本比率告示第二百五十五条第一項に規定する実際に発生した損益（以下「実損益」という。）又はポートフォリオを固定した場合において発生したと想定される損益（以下「仮想損益」という。）のうち、自金融機関が採用している損益の額をいう。ただし、実損益及び仮想損益のいずれも開示することもできるものとし、その場合には二の損益の主要な差異項目について定性的な説明を併せて記載すること。
- d 報告基準日を含む直近 250 営業日分のバック・テストの結果を記載すること。バック・テストの超過については、超過日、超過額及び超過の主要な要因について記載すること。
- e この面は、自金融機関が標準的方式を採用した場合にあっては、作成することを要しない。

(単位：百万円)

MR 3：簡易的方式によるマーケット・リスク相当額					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		オプション取引 以外の取引	オプション取引		
			簡便法により算 出した額	デルタ・プラス 法により算出し た額	シナリオ法によ り算出した額
1	金利リスク(一般市場リスク及び個別リスク)の額				
2	株式リスク(一般市場リスク及び個別リスク)の額				
3	コモディティ・リスクの額				
4	外国為替リスクの額				
5	証券化エクスポージャーに係る個別リスクの額				
6	合計				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「金利リスク(一般市場リスク及び個別リスク)の額」の項には、自己資本比率告示第二百九十四条の規定又は持株自己資本比率告示第二百七十二条の規定により算出した金利リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額(自己資本比率告示第二百九十四条第一項又は持株自己資本比率告示第二百七十二条第一項に規定する債券等に係る個別リスクの額及び一般市場リスクの額の合計額)を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- b 項番2「株式リスク(一般市場リスク及び個別リスク)の額」の項には、自己資本比率告示第二百九十五条の規定又は持株自己資本比率告示第二百七十三条の規定により算出した株式リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額(自己資本比率告示第二百九十五条又は持株自己資本比率告示第二百七十三条に規定する株式等に係る個別リスクの額及び一般市場リスクの額の合計額)を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- c 項番3「コモディティ・リスクの額」の項には、自己資本比率告示第二百九十七条の規定又は持株自

- 己資本比率告示第二百七十五条の規定により算出したコモディティ・リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- d 項番4「外国為替リスクの額」の項には、自己資本比率告示第二百九十六条の規定又は持株自己資本比率告示第二百七十四条の規定により算出した外国為替リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- e 項番5「証券化エクスポージャーに係る個別リスクの額」の項には、自己資本比率告示第三百二条の二から第三百二条の五までの規定又は持株自己資本比率告示第二百八十条の二から第二百八十条の五までの規定により算出した証券化エクスポージャーの個別リスクの額及び自己資本比率告示第三百二条の六の規定又は持株自己資本比率告示第二百八十条の六の規定により算出した特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る個別リスクの額の合計額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- f 項番6「合計」の項には、項番1から項番5までの合計額を記載すること。
- g 項番6「合計」の項の額は、第一面の「マーケット・リスクのうち、簡易的方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。
- h イ欄には、自己資本比率告示第二百九十四条から第二百九十七条の三までの規定又は持株自己資本比率告示第二百七十二條から第二百七十五条の三までの規定により算出した簡易的方式によるマーケット・リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- i ロ欄には、自己資本比率告示第二百九十九条の規定又は持株自己資本告示第二百七十七条の規定により算出した簡便法を用いる場合のオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- j ハ欄には、自己資本比率告示第三百条の規定又は持株自己資本比率告示第二百七十八条の規定により算出したオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額（自己資本比率告示第三百条第二号又は持株自己資本比率告示第二百七十八条第二号に規定するガンマ・リスク及び自己資本比率告示第三百条第三号又は持株自己資本比率告示第二百七十八条第三号に規定するベガ・リスクに係るマーケット・リスク相当額の合計額）を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- k ニ欄には、自己資本比率告示第三百一条の規定又は持株自己資本告示第二百七十九条の規定により算出したシナリオ法を用いる場合のオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- l この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- m この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- n この面は、自金融機関が簡易的方式を採用しない場合にあっては、作成することを要しない。

(単位：百万円、件)

OR 1：オペレーショナル・リスク損失の推移												
項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル
		当中間期末	前期末	前々期末	ハの前期末	ニの前期末	ホの前期末	ヘの前期末	トの前期末	チの前期末	リの前期末	直近十年間の平均
二百万円を超える損失を集計したもの												
1	ネットの損失の合計額 (特殊損失控除前)											
2	損失の件数											
3	特殊損失の総額											
4	特殊損失の件数											
5	ネットの損失の合計額 (特殊損失控除後)											
一千万円を超える損失を集計したもの												
6	ネットの損失の合計額 (特殊損失控除前)											
7	損失の件数											
8	特殊損失の総額											
9	特殊損失の件数											
10	ネットの損失の合計額 (特殊損失控除後)											
オペレーショナル・リスク相当額の計測に関する事項												

11	I L Mの算出への内部損失データ利用の有無											
12	項番11で内部損失データを利用していない場合は、内部損失データの承認基準充足の有無											

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「ネットの損失の合計額（特殊損失控除前）」の項には、回収額を控除した後のオペレーショナル・リスク損失額のうち、二百万円を超える額の損失の合計額を記載すること。
- b 項番2「損失の件数」の項には、aの二百万円を超える額の損失の件数を記載すること。
- c 項番3「特殊損失の総額」の項には、二百万円を超えるオペレーショナル・リスク損失額から控除した特殊損失の額の合計額を記載すること。
- d 項番4「特殊損失の件数」の項には、cの控除した特殊損失の件数を記載すること。
- e 項番5「ネットの損失の合計額（特殊損失控除後）」の項には、回収額及び特殊損失の額を控除した後のオペレーショナル・リスク損失額のうち、二百万円を超える額の損失の合計額を記載すること。
- f 項番6「ネットの損失の合計額（特殊損失控除前）」の項には、回収額を控除した後のオペレーショナル・リスク損失額のうち、一千万円を超える額の損失の合計額を記載すること。
- g 項番7「損失の件数」の項には、fの一千万円を超える額の損失の件数を記載すること。
- h 項番8「特殊損失の総額」の項には、一千万円を超えるオペレーショナル・リスク損失額から控除した特殊損失の額の合計額を記載すること。
- i 項番9「特殊損失の件数」の項には、hの控除した特殊損失の件数を記載すること。
- j 項番10「ネットの損失の合計額（特殊損失控除後）」の項には、回収額及び特殊損失の額を控除したオペレーショナル・リスク損失額のうち、一千万円を超える額の損失の合計額を記載すること。
- k 項番11「I L Mの算出への内部損失データ利用の有無」の項には、オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、内部損失データを用いたI L Mの算出（自己資本比率告示第三百六条第一項第一号又は持株自己資本比率告示第二百八十四条第一項第一号に定める方法による算出をいう。）の有無を記載すること。
- l 項番12「項番11で内部損失データを利用していない場合は、内部損失データの承認基準充足の有無」の項には、オペレーショナル・リスク相当額の算出に当た

って、自己資本比率告示第三百八条第一項又は持株自己資本比率告示第二百八十六条第一項の承認を受けていない場合において、自金融機関の内部損失データに係る基準（自己資本比率告示第三百十条第一号又は持株自己資本比率告示第二百八十八条第一号に定める基準をいう。）充足の有無を記載すること。

m それぞれの項の対象となる範囲に変更が生じている場合は、説明を付すこと。

n 直近五年以上十年未満の内部損失データを用いて、オペレーショナル・リスク相当額の算出を行う場合は、ル欄中「直近十年間」を「直近五年以上の計測期間」と読み替えるものとする。

o この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「－」を記載すること。

p この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。

(単位：百万円)

OR 2 : B I C の構成要素				
項番		イ	ロ	ハ
		当中間期末	前期末	前々期末
1	I L D C			
2	資金運用収益			
3	資金調達費用			
4	金利収益資産			
5	受取配当金			
6	S C			
7	役員取引等収益			
8	役員取引等費用			
9	その他業務収益			
10	その他業務費用			
11	F C			
12	特定取引勘定のネット損益 (特定取引等のネット損益)			
13	特定取引勘定以外の勘定のネット 損益 (特定取引等以外の勘定のネ ット損益)			
14	B I			
15	B I C			
16	除外特例の対象となる連結子法人等又 は事業部門を含む B I			
17	除外特例によって除外した B I			

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a この面においては、自己資本比率告示第三百五条又は持株自己資本比率告示第二百八十三条に定める算式及び自己資本比率告示別表第一又は持株自己資本比率告示別表第一に定める用語の意義に基づく計数を記載すること。
- b 項番 4「金利収益資産」の項には、財務諸表に掲載される各会計期末の全ての貸出金、利付証券（政府債を含む。）及びリース投資資産の額の合計額を記載すること。
- c 項番 14「B I」の項には、項番 1、項番 6 及び項番 11 の合計額を記載すること。
- d 項番 15「B I C」の項には、項番 14「B I」に自己資本比率告示第三百五条第四項又は持株自己資本比

率告示第二百八十三条第三項に定める掛目を適用して算出した額を記載すること。

- e 項番 16「除外特例の対象となる連結子法人等又は事業部門を含むB I」の項には、自己資本比率告示第三百十四条又は持株自己資本比率告示第二百九十二条の承認を受け除外した連結子法人等又は事業部門を含むB Iの額を記載すること。
- f 項番 17「除外特例によって除外したB I」の項には、項番 14 と項番 16 の差額を記載すること。
- g この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず「－」を記載すること。
- h この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。

(単位：百万円)

OR3：オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要		
項番		
1	B I C	
2	I L M	
3	オペレーショナル・リスク相当額	
4	オペレーショナル・リスク・アセットの額	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めのない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「B I C」の項には、自己資本比率告示第三百五条又は持株自己資本比率告示第二百八十三条に定めるB I Cの額を記載すること。
- b 項番2「I L M」の項には、自己資本比率告示第三百六条又は持株自己資本比率告示第二百八十四条に定めるI L Mの値を記載すること。この場合において、一部の連結子法人等又は事業部門を分けてI L Mを算出した場合は、当該連結子法人等又は事業部門を除いた法人単位のI L Mの値を記載すること。
- c 項番3「オペレーショナル・リスク相当額」の項には、自己資本比率告示第三百四条又は持株自己資本比率告示第二百八十二条に定めるオペレーショナル・リスク相当額を記載すること。
- d 項番4「オペレーショナル・リスク・アセットの額」の項には、自己資本比率告示第三百四条又は持株自己資本比率告示第二百八十二条に定めるオペレーショナル・リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- e この様式に記載する額は、この様式で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。
- f I L Mの値（項番2）は、小数点以下二位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。

(単位：百万円)

ENC 1：担保資産の状況					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		担保に供されている資産の額	担保に供されていない資産の額	合計	うち、証券化エクスポージャーの額
1	現金預け金				
2	特定取引資産				
3	有価証券				
4	貸出金				
5				
	合計				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a この面においては、自己資本比率規制上の連結範囲に基づく資産を対象として計数を記載すること。
- b 項番1から項番4までは例示であり、各金融機関は必要に応じて項を追加・削除すること。
- c イ欄には、法令、規則、契約その他の制約（市場流動性に関する制約を除く。）により、各金融機関が流動化、売却、移転、譲渡を行うことが禁じられている又は制限されている資産の額を記載すること。
- d この面に定める項目につき自金融機関で該当する額がない場合は、「－」を記載すること。
- e この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

CMS 2：ポートフォリオ別の内部格付手法と標準的手法の信用リスク・アセットの比較					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		信用リスク・アセットの額			
		内部格付手法適用分の信用リスク・アセットの額	イ欄の内部格付手法適用分の信用リスク・アセットの額について、標準的手法により算出した信用リスク・アセットの額	信用リスク・アセットの額	資本フロア計算に用いられる、標準的手法により算出した信用リスク・アセットの額（フロア掛目前）
1	ソブリン向けエクスポージャー				
	うち、我が国の地方公共団体向け				
	うち、外国の中央政府等以外の公共部門向け				
	うち、国際開発銀行向け				
	うち、地方公共団体金融機構向け				
	うち、我が国の政府関係機関向け				
	うち、地方三公社向け				
2	金融機関等向けエクスポージャー				
3	株式等向けエクスポージャー				
4	購入債権				
5	事業法人向けエクスポージャー（中堅中小企業向けエクスポージャー及び特定貸付債権を				

	除く。)				
	うち、基礎的内部格付手法適用分				
	うち、先進的内部格付手法適用分				
6	中堅中小企業向けエクスポージャー				
	うち、基礎的内部格付手法適用分				
	うち、先進的内部格付手法適用分				
7	居住用不動産向けエクスポージャー				
8	適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー				
9	その他リテール向けエクスポージャー				
10	特定貸付債権				
	うち、事業用不動産向け貸付け及びボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け				
11	合計				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十六条の五及び百六十七条の規定又は持株自己資本比率告示第五十四条の五及び第四百四十五条の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a イ欄には、自己資本比率規制上の連結の範囲に含まれ、かつ内部格付手法において認識されるCCF（自己資本比率告示又は持株自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。以下この面において同じ。）適用後かつ信用リスク削減手法（自己資本比率告示第八十条第一項又は持株自己資本比率告示第五十八条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果を勘案し

た信用リスク・アセットの額を記載すること。

b ロ欄には、自己資本比率規制上の連結の範囲に含まれ、かつ内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、標準的手法により算出したCCF適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した信用リスク・アセットの額を記載すること。

c ハ欄には、内部格付手法におけるポートフォリオごとに区分して、CCF適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した信用リスク・アセットの額を記載すること。

d ニ欄には、内部格付手法におけるポートフォリオごとに区分して、標準的手法により算出した、CCF適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した信用リスク・アセットの額を記載すること。また、当該額は資本フロアに係る掛目を勘案する前の額とすること。

e 「ソブリン向けエクスポージャーのうち、我が国の地方公共団体向け」の項には、我が国の地方公共団体向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。

f 「ソブリン向けエクスポージャーのうち、外国の中央政府等以外の公共部門向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門（当該国による公共部門の定義によるものとする。）向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。

g 「ソブリン向けエクスポージャーのうち、国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行を含む。）向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

h 「ソブリン向けエクスポージャーのうち、地方公共団体金融機構向け」の項には、地方公共団体金融機構向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

i 「ソブリン向けエクスポージャーのうち、我が国の政府関係機関向け」の項には、自己資本比率告示第六十一条第一項各号又は持株自己資本比率告示第三十九条第一項各号に掲げる法人向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。

j 「ソブリン向けエクスポージャーのうち、地方三公社向け」の項には、土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。

k 項番3「株式等エクスポージャー」の項には、令和四年自己資本比率告示改正告示附則第十一条第二項及び第三項の規定により令和四年改正前自己資本比率告示第百六十六条第一項第一号又は令和四年持株自己資本比率告示改正告示附則第十一条第二項及び第三項の規定により令和四年改正前持株自己資本比率告示第百四十四条第一項第一号に掲げるマーケット・ベース方式により信用リスク・アセットの額を算出する株式等エクスポージャーに係る額は含めないこととす

る。また、令和十年三月三十一日以降、自金融機関の保有する株式及び株式と同等の性質を有するもの（自己資本比率告示第七十六条第二項各号又は持株自己資本比率告示第五十四条第二項各号に掲げるものをいう。）並びに株式等エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額はイ欄及びロ欄には記載せず、これらの信用リスク・アセットの額の合計額をハ欄及びニ欄に記載すること。

- l 項番4「購入債権」の項には、購入債権に係る額を記載すること。また、希薄化リスク相当部分の信用リスク・アセットの額を算出している場合は、その額を含めた額を記載すること（ローン・パーティシパーションのポートフォリオを保有し、セラーのデフォルト・リスクに係る信用リスク・アセットの額を算出している場合も同様とする。）。
- m 項番11「合計」の項イ欄の額は、当中間期末を四半期末とする四半期に係る別紙様式第八号第六面の開示を行う場合には、同面の項番1「信用リスク」の項イ欄の額と一致する。
- n 項番11「合計」の項ハ欄の額は、当中間期末を四半期末とする四半期に係る別紙様式第八号第六面の開示を行う場合には、同面の項番1「信用リスク」の項ハ欄の額と一致する。
- o 項番11「合計」の項ニ欄の額は、当中間期末を四半期末とする四半期に係る別紙様式第八号第六面の開示を行う場合には、同面の項番1「信用リスク」の項ニ欄の額と一致する。
- p この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- q この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- r この面は、自金融機関が標準的手法採用行である場合には、作成することを要しない。

MR 2 : 内部モデル方式を適用して算出されたリスク・アセットの額の変動要因							
項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
		バリュエーション・リスク	ストレス・バリュエーション・リスク	追加的リスク	包括的リスク	その他	合計
1 a	前四半期末におけるリスク・アセット						
1 b	前四半期末における自己資本比率規制上のリスク・アセット額への調整						
1 c	前四半期末の算出基準日における内部モデル方式の算出額						
2	当四半期中の変動額の要因別	リスク量の変動					
3		モデルの更新又は変更					
4		手法及び方針					
5		買収及び売却					
6		為替の変動					
7		その他					
8 a	当四半期末の算出基準日における内部モデル方式の算出額						
8 b	当四半期末における自己資本比率規制上のリスク・アセット額への調整						
8 c	当四半期末におけるリスク・アセット						

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 項番 1 a 「前四半期末におけるリスク・アセット」及び項番 8 c 「当四半期末におけるリスク・アセット」の項には、自己資本比率告示又は持株自己資本比率告示の規定に基づき算出されるリスク・アセ

ットの額を記載すること（例：バリュースコア・リスクであれば、自己資本比率告示第二百七十六条第一項第一号の規定又は持株自己資本比率告示第二百五十四条第一項第一号の規定に基づき、算出基準日のバリュースコア・リスクと、算出基準日を含む直近60営業日のバリュースコア・リスクの平均値に自己資本比率告示第二百七十七条又は持株自己資本比率告示第二百五十五条に定める乗数を乗じて得た額のうちいずれか大きい額を8パーセントで除して得た額を記載する。）。

- b 項番1 b「前四半期末における自己資本比率規制上のリスク・アセット額への調整」及び項番8 b「当四半期末における自己資本比率規制上のリスク・アセット額への調整」の項には、項番1 aの項に計上される額を項番1 cの項に計上される額で除して得た値及び項番8 cの項に計上される額を項番8 aの項に計上される額で除して得た値をそれぞれ記入すること。
- c 項番1 c「前四半期末の算出基準日における内部モデル方式の算出額」及び項番8 a「当四半期末の算出基準日における内部モデル方式の算出額」の項には、算出基準日における内部モデル方式による計測値を8パーセントで除して得た額を記載すること。項番2から項番7までに掲げる変動要因分析は、項番1 c「前四半期末の算出基準日における内部モデル方式の算出額」及び項番8 a「当四半期末の算出基準日における内部モデル方式の算出額」の額に対して実施すること。
- d 項番2「リスク量の変動」の項には、ポジション変動に起因するリスク・アセットの額の変動額を記載すること。
- e 項番3「モデルの更新又は変更」の項には、自己資本比率告示第二百七十三条第二項第三号若しくは第三百二条の十第三項第三号又は持株自己資本比率告示第二百五十一条第二項第三号若しくは第二百八十条の十第三項第三号に規定するリスク計測モデルの更新又は変更（計測対象の変更を含み、事業、商品ライン又は事業体の取得又は売却に起因する変更を除く。）に起因して、自己資本比率告示第二百七十八条第一項若しくは第三百二条の十二第一項又は持株自己資本比率告示第二百五十六条第一項若しくは第二百八十条の十二第一項に規定する変更に係る届出を行った場合のリスク・アセットの額の変動額を記載すること。期中においてリスク計測モデルの更新及び変更に係る届出を2回以上行った場合は、項を追加した上、それぞれの更新及び変更につき額を計上すること。
- f 項番4「手法及び方針」の項には、当局による規制の変更（新たな規制の導入を含む。）による計算手法の変更に起因するリスク・アセットの額の変動額を記載すること。
- g 項番5「買収及び売却」の項には、事業、商品ライン又は事業体の取得又は売却に起因するリスク・アセットの額の変動額を記載すること。
- h 項番6「為替の変動」の項には、為替変動に起因するリスク・アセットの額の変動額を記載すること。
- i 項番7「その他」の項には、項番2から項番6までに掲げる項目以外の要因に起因するリスク・アセットの額の変動額を記載すること。この場合において、重要な変動要因については必要に応じて、項番6と項番7との間に項を追加の上、当該要因及び当該要因に起因するリスク・アセットの額の変動額を要因ごとに記載すること（追加した項については項番号を付さないこと。）。
- j イ欄には、自己資本比率告示第二百七十六条第一項第一号の規定又は持株自己資本比率告示第二百五十四条第一項第一号の規定により算出される額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- k ロ欄には、自己資本比率告示第二百七十六条第一項第二号の規定又は持株自己資本比率告示第二百

五十四条第一項第二号の規定により算出される額を8パーセントで除して得た額を記載すること。

- l ハ欄には、自己資本比率告示第二百七十六条第二項の規定又は持株自己資本比率告示第二百五十四条第二項の規定により算出される追加的リスクの額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- m ニ欄には、自己資本比率告示第三百二条の十一の規定又は持株自己資本比率告示第二百八十条の十一の規定により算出されるコリレーション・トレーディングの包括的リスクの額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- n ヘ欄には、イ欄からホ欄までに計上される額の合計額を記載すること。項番1 a「前四半期末におけるリスク・アセット」の項及び項番8 c「当四半期末におけるリスク・アセット」の項へ欄の額は、第一面の項番18「マーケット・リスクのうち、内部モデル方式適用分」の項ロ欄の額及びイ欄の額と、それぞれ一致する。
- o 項番8 c「当四半期末におけるリスク・アセット」の額は、第一面の項番18「マーケット・リスクのうち、内部モデル方式適用分」の項イ欄の額と一致する。
- p この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「-」を記載すること。
- q この面に記載する比率（項番1 b及び項番8 b）は、小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
- r 開示に使用する額の単位については、当四半期末におけるリスク・アセットの額を100で除した額（最大でも1000億円以下とする。）を上回ってはならない。この場合において、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- s この面は、自金融機関が標準的方式を採用した場合にあっては、作成することを要しない。

(単位：百万円、回数)

MR 2：内部モデル方式によるマーケット・リスク相当額に関する内訳									
項番			イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト
			算出基準日を含む直近十二週間 (算出基準日を含む直近六十営業日)の値				バック・テスト テイングの超 過回数 (99.0%)	前四半期の算出基準日を含む直 近十二週間の値	
			当四半期末	平均値	最大値	最小値		前四半期末	平均値
1	制約がない期待ショート・フォール (IMCC (C))								
2	リスク・クラス	一般金利リスク							
3		株式リスク							
4		コモディティ・リスク							
5		外国為替リスク							
6		信用スプレッド・リスク							
7	制約がある期待ショート・フォール (IMCC (C _i))								
8	モデル化可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク (IMCC)								
9	モデル化不可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク (SES)								

10	デフォルト・リスクに係るマーケット・リスク (DRC)							
11	アンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクの資本サーチャージ							
12	グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクのマーケット・リスク (イ)							
13	内部モデルを使用しないトレーディング・デスクのマーケット・リスク (ロ)							
14	グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクについて、内部モデル方式により算出されたマーケット・リスクから標準的方式により算出されたマーケット・リスクを控除した額 (ハ)							
15	全てのトレーディング・デスクについて標準的方式を用いた場合のマーケット・リスク (SA _{all desk}) (ニ)							
16	マーケット・リスクの合計額 (AC R _{total}) min((イ) + (ロ) ; (ニ)) + max(0, (ハ))							

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 項番1「制約がない期待ショート・フォール (IMCC (C))」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の四の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十四条の四

の算式に定める全リスク・クラスを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額 (IMCC (C)) の値を記載すること。

b 項番2「一般金利リスク」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の四の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十四条の四の算式に定める一般金利リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額 (IMCC (C_i)) の値を記載すること。

c 項番3「株式リスク」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の四の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十四条の四の算式に定める株式リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額 (IMCC (C_i)) の値を記載すること。

d 項番4「コモディティ・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の四の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十四条の四の算式に定めるコモディティ・リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額 (IMCC (C_i)) の値を記載すること。

e 項番5「外国為替リスク」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の四の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十四条の四の算式に定める外国為替リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額 (IMCC (C_i)) の値を記載すること。

f 項番6「信用スプレッド・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の四の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十四条の四の算式に定める信用スプレッド・リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額 (IMCC (C_i)) の値を記載すること。

g 項番7「制約がある期待ショート・フォール (IMCC (C_i))」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の四の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十四条の四の算式に定める五つの各リスク・クラスを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額 (IMCC (C_i)) の値を記載すること。

h 項番8「モデル化可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク (IMCC)」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の四の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十四条の四の算式に定めるモデル化可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク相当額 (IMCC) の値を記載すること。

i 項番9「モデル化不可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク (SES)」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の五第二項の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十四条の五第二項の算式に定めるモデル化不可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク相当額を合計したもの (SES) の値を記載すること。

j 項番10「デフォルト・リスクに係るマーケット・リスク (DRC)」の項には、自己資本比率告示第二百七十七条又は持株自己資本比率告示第二百五十五条に定めるDRCモデルにより算出されたデフォルト・リスクに係るマーケット・リスク相当額 (DRC) の値を記載すること。

k 項番11「アンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクの資本サーチャージ」の項には、自己資本比率告示第二百七十九条又は持株自己資本比率告示第

二百五十七条の算式に定める資本サーチャージの値を記載すること。

- l 項番 12「グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクのマーケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百七十九条又は持株自己資本比率告示二百五十七条の算式に定める C_A 及び DRC の合計額 ($IMA_{G,A}$) に資本サーチャージを加算した値を記載すること。
- m 項番 13「内部モデルを使用しないトレーディング・デスクのマーケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百七十九条又は持株自己資本比率告示二百五十七条の算式に定める内部モデル方式を使用しないトレーディング・デスクについて標準的方式を用いて算出したマーケット・リスク相当額 (C_u) の値を記載すること。
- n 項番 14「グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクについて、内部モデル方式により算出されたマーケット・リスクから標準的方式により算出されたマーケット・リスクを控除した額」の項には、 $IMA_{G,A}$ の値から自己資本比率告示第二百七十九条の算式又は持株自己資本比率告示二百五十七条の算式に定めるグリーン・ゾーン (G) 又はアンバー・ゾーン (A) に分類されたトレーディング・デスクについて標準的方式を用いて算出した場合のマーケット・リスク相当額 ($SA_{G,A}$) の値を控除した値を記載すること。
- o 項番 15「全てのトレーディング・デスクについて標準的方式を用いた場合のマーケット・リスク」には、自己資本比率告示第二百七十九条又は持株自己資本比率告示二百五十七条の算式に定める全てのトレーディング・デスクについて標準的方式を用いて算出した場合のマーケット・リスク相当額 ($SA_{all\ desk}$) の値を記載すること。
- p 項番 16「マーケット・リスクの合計額」には、自己資本比率告示第二百七十九条又は持株自己資本比率告示二百五十七条の算式に定める内部モデル方式及び標準的方式に基づくマーケット・リスク相当額 (ACR_{total}) の値を記載すること。
- q イ欄には、当四半期末の額を記載すること。
- r ロ欄には、当四半期の平均値を記載すること。
- s ハ欄には、当四半期の最大値を記載すること。
- t ニ欄には、当四半期の最小値を記載すること。
- u ホ欄には、自己資本比率告示第二百七十五条の二第二項又は持株自己資本比率告示第二百五十三条の二第二項に定める全社的なバック・テストの超過回数を記載すること。
- v ヘ欄には、前四半期末の額を記載すること。
- w ト欄には、前四半期の平均値を記載すること。

- x この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「－」を記載すること。
- y この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。
- z この面は、自金融機関が内部モデル方式を採用しない場合にあっては、作成することを要しない。

(単位：百万円)

CVA4：CVAリスク・エクスポージャーのリスク・アセットの変動表		
項番		リスク・アセットの額（CVAリスク相当額を8％で除して得た額）
1	前四半期末	
2	当四半期末	
	変動事由の説明	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めのない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「前四半期末」の項には、直前の四半期末における自己資本比率告示第二百七十条の二の二の規定又は持株自己資本比率告示第二百四十八条の二の二の規定により算出したCVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- b 項番1「前四半期末」の額は、第一面の項番10「CVAリスク」の項ロ欄の額と一致する。
- c 項番2「当四半期末」の項には、自己資本比率告示第二百七十条の二の二の規定又は持株自己資本比率告示第二百四十八条の二の二の規定により算出したCVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- d 項番2「当四半期末」の額は、第一面の項番10「CVAリスク」の項イ欄の額と一致する。
- e この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。
- f 「変動事由の説明」の項には、当四半期におけるリスク・アセットの額の主な変動事由の説明を記載すること。この場合においては、定性的な情報（リスク・アセットの額の変動の要因となる事象を説明することを要し、リスク量の増減、計測手法の変更、事業等の買収又は売却等の事象、外貨換算の影響等を含む。）及び定量的な情報を含めること。なお、リスク・アセットの額の変動が軽微な場合は、当該欄は記載することを要しない。
- g 項番1「前四半末」が令和四年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示又は令和四年持株自己資本比率告示改正告示による改正後の持株自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を開始する最初の基準日前となる場合は、当該欄は記載することを要しない。
- h この面は、自金融機関がSA-CVAを用いてCVAリスク相当額の全て又は一部を算出する場合において作成することを要する。

(単位：百万円)

CMS 1：内部モデルを用いた手法と標準的手法のリスク・アセットの比較					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		リスク・アセットの額			
		内部モデルを用いて算出したリスク・アセットの額	標準的な手法適用分のリスク・アセットの額	リスク・アセットの額	資本フロア計算に用いられる、標準的な手法により算出したリスク・アセットの額(フロア掛目前)
1	信用リスク				
2	カウンターパーティ信用リスク				
3	CVAリスク				
4	信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー				
5	マーケット・リスク				
6	オペレーショナル・リスク				
7	その他リスク・アセット				
8	合計				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a イ欄には、内部モデルを用いた手法（内部格付手法、内部モデル手法、期待エクスポージャー方式、エクスポージャー変動額推計モデル及び内部評価方式をいう。以下この面において同じ。）のうち、承認を受けた手法により算出したリスク・アセットの額を記載すること。

b ロ欄には、承認を受けた内部モデルを用いた手法以外の手法により算出したリスク・アセットの額を記載すること。

- c ハ欄には、イ欄及びロ欄に計上される額の合計額を記載すること。
- d ニ欄には、ハ欄に計上されるリスク・アセットの額について、内部モデルを用いた手法の承認を得ていないものとみなして算出したリスク・アセットの額を記載すること。
- e 項番1「信用リスク」の項ハ欄の額は、第一面の項番2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項イ欄の額、項番3「信用リスクのうち、基礎的内部格付手法適用分」の項イ欄の額、項番4「信用リスクのうち、スロッシング・クライテリア適用分」の項イ欄の額及び項番5「信用リスクのうち、先進的格付手法適用分」の項イ欄の額の合計額と一致する。
- f 項番2「カウンターパーティ信用リスク」の項ハ欄の額は、第一面の項番6「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額と一致する。
- g 項番3「CVAリスク」の項ロ欄、ハ欄及びニ欄の額は、第一面の項番10「CVAリスク」の項イ欄の額と一致する。
- h 項番4「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項ハ欄の額は、第一面の項番16「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項イ欄の額と一致する。
- i 項番5「マーケット・リスク」の項ハ欄の額は、第一面の項番20「マーケット・リスク」の項イ欄の額と一致する。
- j 項番6「オペレーショナル・リスク」の項ロ欄、ハ欄及びニ欄の額は、第一面の項番24「オペレーショナル・リスク」の項イ欄の額と一致する。
- k 項番7「その他リスク・アセットの額」の項ロ欄及びハ欄の額は、第一面の「信用リスクのうち、重要な出資のエクスポージャー」のイ欄の額、「信用リスクのうち、リース取引における見積残存価格のエクスポージャー」のイ欄の額、「信用リスクのうち、その他」のイ欄の額、項番11「経過措置により算入されるマーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー」の項イ欄の額、項番12「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ルック・スルー方式）」の項イ欄の額、項番13「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンドート方式）」の項イ欄の額、「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）」の項イ欄の額、「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）」の項イ欄の額、項番14「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式1250%）」の項イ欄の額、項番15「未決済取引」の項イ欄の額、項番23「勘定間の振替分」の項イ欄の額及び項番25「特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー」の項イ欄の額の合計額と一致する。
- l この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- m この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- n この面は、自金融機関が内部モデルを用いた手法のうちいずれの承認も受けていない場合には、作成することを要しない。

(単位：百万円)

MR1：標準的方式によるマーケット・リスク相当額		
項番		マーケット・リスク相当額
1	一般金利リスク	
2	株式リスク	
3	コモディティ・リスク	
4	外国為替リスク	
5	信用スプレッド・リスク（非証券化商品）	
6	信用スプレッド・リスク（証券化商品（非CTP））	
7	信用スプレッド・リスク（証券化商品（CTP））	
8	デフォルト・リスク（非証券化商品）	
9	デフォルト・リスク（証券化商品（非CTP））	
10	デフォルト・リスク（証券化商品（CTP））	
11	残余リスク・アドオン	
	その他	
12	合計	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1から項番7までの項には、自己資本比率告示第二百八十条の二第一号又は持株自己資本比率告示第二百五十八条の二第一号に定めるリスク・クラスごとに標準的方式を用いて算出したマーケット・リスク相当額を記載すること。
- b 項番8から項番10までの項には、自己資本比率告示第二百八十八条第一項第一号又は持株自己資本比率告示第二百六十六条第一項第一号に定める商品ごとに標準的方式を用いて算出したマーケット・リスク相当額を記載すること。
- c 項番11の項には、自己資本比率告示第二百九十二条第一項又は持株自己資本比率告示第二百七十条第一項に定める残余リスク・アドオンについて標準的方式を用いて算出したマーケット・リスク相当額を記載すること。
- d 「その他」の項には、項番1から項番11までのいずれにも該当しない場合において、マーケット・リスク相当額を算出するときに記載すること。
- e 項番12「合計」の項には、項番1の「一般金利リスク」の項の額から「その他」の項の額までの合計額を記載すること。
- f この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「－」を記載すること。

- g この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。
- h この面は、自金融機関が標準的方式採用行の場合又は内部モデル方式採用行の場合にあつては、標準的方式を用いてマーケット・リスク相当額を算出しているトレーディング・デスクについて記載すること。

(単位：百万円、回数)

MR 2：内部モデル方式によるマーケット・リスク相当額に関する内訳									
項番			イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト
			算出基準日を含む直近十二週間 (算出基準日を含む直近六十営業日) の値				バック・テスト ディングの超 過回数 (99.0%)	前期の算出基準日を含む直近十 二週間の値	
			当期末	平均値	最大値	最小値		前期末	平均値
1	制約がない期待ショート・フォール (IMCC (C))								
2	リスク・クラス	一般金利リスク							
3		株式リスク							
4		コモディティ・リスク							
5		外国為替リスク							
6		信用スプレッド・リスク							
7	制約がある期待ショート・フォール (IMCC (C _i))								
8	モデル化可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク (IMCC)								
9	モデル化不可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク (SES)								
10	デフォルト・リスクに係るマーケット・リスク (DRC)								

11	アンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクの資本サーチャージ				
12	グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクのマーケット・リスク (イ)				
13	内部モデルを使用しないトレーディング・デスクのマーケット・リスク (ロ)				
14	グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクについて、内部モデル方式により算出されたマーケット・リスクから標準的方式により算出されたマーケット・リスクを控除した額 (ハ)				
15	全てのトレーディング・デスクについて標準的方式を用いた場合のマーケット・リスク (SA _{a11 desk}) (ニ)				
16	マーケット・リスクの合計額 (AC R _{total}) + (ロ) ; (ニ)) + max(0, (ハ))				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 項番1「制約がない期待ショート・フォール (IMCC (C))」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の四の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十四条の四の算式に定める全リスク・クラスを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額 (IMCC (C)) の値を記載すること。

- b 項番2「一般金利リスク」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の四の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十四条の四の算式に定める一般金利リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額 (IMCC (C_i)) の値を記載すること。
- c 項番3「株式リスク」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の四の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十四条の四の算式に定める株式リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額 (IMCC (C_i)) の値を記載すること。
- d 項番4「コモディティ・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の四の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十四条の四の算式に定めるコモディティ・リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額 (IMCC (C_i)) の値を記載すること。
- e 項番5「外国為替リスク」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の四の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十四条の四の算式に定める外国為替リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額 (IMCC (C_i)) の値を記載すること。
- f 項番6「信用スプレッド・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の四の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十四条の四の算式に定める信用スプレッド・リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額 (IMCC (C_i)) の値を記載すること。
- g 項番7「制約がある期待ショート・フォール (IMCC (C_i))」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の四の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十四条の四の算式に定める五つの各リスク・クラスを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額 (IMCC (C_i)) の値を記載すること。
- h 項番8「モデル化可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク (IMCC)」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の四の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十四条の四の算式に定めるモデル化可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク相当額 (IMCC) の値を記載すること。
- i 項番9「モデル化不可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク (SES)」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の五第二項の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十四条の五第二項の算式に定めるモデル化不可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク相当額を合計したもの (SES) の値を記載すること。
- j 項番10「デフォルト・リスクに係るマーケット・リスク (DRC)」の項には、自己資本比率告示第二百七十七条又は持株自己資本比率告示第二百五十五条に定めるDRCモデルにより算出されたデフォルト・リスクに係るマーケット・リスク相当額 (DRC) の値を記載すること。
- k 項番11「アンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクの資本サーチャージ」の項には、自己資本比率告示第二百七十九条の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十七条の算式に定める資本サーチャージの値を記載すること。
- l 項番12「グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクのマーケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百七十九条の算

- 式又は持株自己資本比率告示第二百五十七条の算式に定める C_A 及び DRC の合計額 ($IMA_{G,A}$) に資本サーチャージを加算した値を記載すること。
- m 項番 13「内部モデルを使用しないトレーディング・デスクのマーケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百七十九条の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十七条の算式に定める内部モデル方式を使用しないトレーディング・デスクについて標準的方式を用いて算出したマーケット・リスク相当額 (C_u) の値を記載すること。
- n 項番 14「グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクについて、内部モデル方式により算出されたマーケット・リスクから標準的方式により算出されたマーケット・リスクを控除した額」の項には、 $IMA_{G,A}$ の値から自己資本比率告示第二百七十九条の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十七条の算式に定めるグリーン・ゾーン (G) 又はアンバー・ゾーン (A) に分類されたトレーディング・デスクについて標準的方式を用いて算出した場合のマーケット・リスク相当額 ($SA_{G,A}$) の値を控除した値を記載すること。
- o 項番 15「全てのトレーディング・デスクについて標準的方式を用いた場合のマーケット・リスク」には、自己資本比率告示第二百七十九条又は持株自己資本比率告示第二百五十七条の算式に定める全てのトレーディング・デスクについて標準的方式を用いて算出した場合のマーケット・リスク相当額 ($SA_{all\ desk}$) の値を記載すること。
- p 項番 16「マーケット・リスクの合計額」には、自己資本比率告示第二百七十九条の算式又は持株自己資本比率告示第二百五十七条の算式に定める内部モデル方式及び標準的方式に基づくマーケット・リスク相当額 (ACR_{total}) の値を記載すること。
- q イ欄には、当期末の額を記載すること。
- r ロ欄には、当期の平均値を記載すること。
- s ハ欄には、当期の最大値を記載すること。
- t ニ欄には、当期の最小値を記載すること。
- u ホ欄には、自己資本比率告示第二百七十五条の二第二項又は持株自己資本比率告示第二百五十三条の二第二項に定める全社的なバック・テストの超過回数を記載すること。
- v ヘ欄には、前期末の額を記載すること。
- w ト欄には、前期の平均値を記載すること。
- x この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「－」を記載すること。
- y この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。

z この面は、自金融機関が内部モデル方式を採用しない場合にあつては、作成することを要しない。

(単位：百万円)

MR 3：簡易的方式によるマーケット・リスク相当額					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		オプション取引 以外の取引	オプション取引		
			簡便法により算 出した額	デルタ・プラス 法により算出し た額	シナリオ法によ り算出した額
1	金利リスク(一般市場リスク及び個別リスク)の額				
2	株式リスク(一般市場リスク及び個別リスク)の額				
3	コモディティ・リスクの額				
4	外国為替リスクの額				
5	証券化エクスポージャーに係る個別リスクの額				
6	合計				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「金利リスク(一般市場リスク及び個別リスク)の額」の項には、自己資本比率告示第二百九十四条の規定又は持株自己資本比率告示第二百七十二条の規定により算出した金利リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額(自己資本比率告示第二百九十四条第一項又は持株自己資本比率告示第二百七十二条第一項に規定する債券等に係る個別リスクの額及び一般市場リスクの額の合計額)を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- b 項番2「株式リスク(一般市場リスク及び個別リスク)の額」の項には、自己資本比率告示第二百九十五条の規定又は持株自己資本比率告示第二百七十三条の規定により算出した株式リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額(自己資本比率告示第二百九十五条又は持株自己資本比率告示第二百七十三条に規定する株式等に係る個別リスクの額及び一般市場リスクの額の合計額)を8パーセントで除して得た額を記載すること。

- c 項番3「コモディティ・リスクの額」の項には、自己資本比率告示第二百九十七条の規定又は持株自己資本比率告示第二百七十五条の規定により算出したコモディティ・リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- d 項番4「外国為替リスクの額」の項には、自己資本比率告示第二百九十六条の規定又は持株自己資本比率告示第二百七十四条の規定により算出した外国為替リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- e 項番5「証券化エクスポージャーに係る個別リスクの額」の項には、自己資本比率告示第三百二条の二から第三百二条の五までの規定又は持株自己資本比率告示第二百八十条の二から第二百八十条の五までの規定により算出した証券化エクスポージャーの個別リスクの額、自己資本比率告示第三百二条の六の規定又は持株自己資本比率告示第二百八十条の六の規定により算出した特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る個別リスクの額の合計額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- f 項番6「合計」の項には、項番1から項番5までの合計額を記載すること。
- g イ欄には、自己資本比率告示第二百九十四条から第二百九十七条の三までの規定又は持株自己資本比率告示第二百七十二條から第二百七十五条の三までの規定に定める方法で算出した簡易的方式によるマーケット・リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- h ロ欄には、自己資本比率告示第二百九十九条の規定又は持株自己資本告示第二百七十七条の規定に定める方法により算出した簡便法を用いる場合のオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- i ハ欄には、自己資本比率告示第三百条の規定又は持株自己資本比率告示第二百七十八条の規定により算出したオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額（自己資本比率告示第三百条第二号又は持株自己資本比率告示第二百七十八条第二号に規定するガンマ・リスク及び自己資本比率告示第三百条第三号又は持株自己資本比率告示第二百七十八条第三号に規定するベガ・リスクに係るマーケット・リスク相当額の合計額）を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- j ニ欄には、自己資本比率告示第三百一条の規定又は持株自己資本告示第二百七十九条の規定に定める方法により算出したシナリオ法を用いる場合のオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- k この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- l この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- m この面は、自金融機関が簡易的方式を採用しない場合にあっては、作成することを要しない。